



令和3年版 成果レポート

～成果の検証と改善に向けた取組～

令和3年7月

三重県

県民の皆さんへ

「令和3年版 成果レポート～成果の検証と改善に向けた取組～」を公表します。

この令和3年版成果レポートは、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」に基づき令和2年度に取り組んだ事業の成果を検証するとともに、令和3年度の取組の方向とめざす目標値を、県民の皆さんにご報告し、今後の県政運営に対するご意見やご提案をいただくことを目的に作成しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大により、あらゆる産業において売り上げや受注の急減、雇用の不安等が広がるなど、人々の暮らしや事業活動に深刻な影響を及ぼしました。県では、このような状況に対応し、新型コロナの危機を克服するため、医療・検査体制の充実やワクチン接種に向けた体制整備をはじめとする感染防止対策、事業継続支援等による地域経済対策、分断や軋轢を阻止するための啓発活動などさまざまな対策を講じるとともに、県民の皆さんをはじめ、事業者、医療従事者、関係機関、団体や市町の方々のご理解とご協力をいただきながら、感染拡大防止に向け全力で取り組んできました。

令和3年度は、新型コロナの拡大がもたらした社会変容をふまえた「新たな日常」の創出に向けて、「『DX』×『SDGs』でスマートな三重へ」を合言葉に、「ビルドバック・ベター（新型コロナ前よりも、より良い社会へ）」の観点から、県政を展開していく必要があります。「第三次三重県行財政改革取組」に基づく持続可能な行財政運営のもと、社会全体のDXをスピード感を持って進め、県民の皆さんの不安を解消し、希望ある新しい未来を実現していかなければなりません。

こうしたことをふまえ、「令和3年度三重県経営方針」では、新型コロナによる危機の克服を最優先で取り組むとともに、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に向けて取組を進めていくこととしています。

新型コロナの影響が続く中ではありますが、県民の皆さんや市町等と連携しながら、令和3年度三重県経営方針に掲げた注力する取組をはじめ、県政の諸課題にしっかりと取り組み、県民の皆さんに成果を届けていきたいと考えていますので、忌憚のないご意見をいただくとともに、今後の県政運営に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年7月

三重県知事 鈴木 英敬

令和3年版 成果レポート

【目次】

	頁
第1章 令和2年度の県政運営と令和3年度の経営方針 ……	1
(1) 令和2年度の県政を振り返って……………	3
(2) 令和2年度の主な取組……………	13
(3) 令和3年度三重県経営方針……………	38
<参考>県民の皆さんの「幸福実感」について……………	84
第2章 施策の取組……………	89
(1) 政策体系とは……………	91
(2) 政策体系一覧……………	92
(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の 算出方法について……………	95
(4) 施策数値目標等一覧……………	97
(5) 施策評価表の見方……………	102
(6) 施策評価表……………	104
第3章 行政運営の取組……………	359
(1) 行政運営の取組とは……………	361
(2) 行政運営の取組一覧……………	361
(3) 行政運営の取組数値目標等一覧……………	362
(4) 行政運営の取組評価表の見方……………	364
(5) 行政運営の取組評価表……………	366
第4章 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組 ……	393
(参考) 用語説明……………	435

「成果レポート」とは・・・

県では、長期戦略である「みえ県民カビジョン」や中期戦略「みえ県民カビジョン・行動計画」などに基づき、前年度の県政の取組について評価を行い、その結果を翌年度における取組の改善へ生かすこととしています。

「成果レポート」は、毎年度の評価によって明らかになった成果や課題、翌年度の改善方向などを取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

- ※ なお、「成果レポート」は、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

【参考】

地方自治法第 233 条第 5 項

普通地方公共団体の長は、（中略）当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類（中略）を併せて提出しなければならない。

- ※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

第 1 章

令和 2 年度の県政運営と
令和 3 年度の経営方針

第1章 令和2年度の県政運営と令和3年度の経営方針

(1) 令和2年度の県政を振り返って

<新型コロナウイルス感染症への対応>

令和2年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、瞬く間に全国に拡大し、本県でも5,256名の方が感染し、112名の方がお亡くなりになりました（令和3年6月末現在）。また、新型コロナの拡大により、あらゆる産業において売上や受注の急減、雇用の不安等が広がるなど、人々の暮らしや事業活動に深刻な影響を及ぼしました。

県では、このような状況に対応し、新型コロナの危機を克服するため、医療・検査体制の充実やワクチン接種に向けた体制整備をはじめとする感染防止対策、事業継続支援等による地域経済対策、分断や軋轢を阻止するための啓発活動などさまざまな対策を講じてきました。

また、県民や事業者の皆さんには、暮らしや事業活動に大変なご負担をおかけするものの、移動の自粛や休業、営業時間短縮など、感染拡大を食い止めるために厳しい要請をお願いしてきました。

新型コロナという未知のウイルスによる未曾有の危機を乗り越えるため、県民の皆さんをはじめ、事業者、医療従事者、関係機関、団体や市町の方々のご理解とご協力をいただきながら、感染拡大防止に向け全力で取り組んできました。

(県民の命を守り抜く感染拡大の防止)

県では、令和2年1月に国内外の感染状況をふまえ、知事をトップとする「三重県新型コロナウイルス対策本部」を国に先駆けて設置し、同年3月の緊急経済対策、4月の緊急総合対策と2度にわたり緊急的な対策を講じました。4月に発出された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が、5月に解除されたことを受け、緊急的な取組に加え、経済の再活性化から本格的な経済活動の展開に至るまでの道筋を示す「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』」を策定し、それに基づく施策を展開しました。また、12月には感染症の発生予防とまん延の防止だけでなく、県民の皆さんに安心して暮らしていただける社会の実現をめざし、感染症に関する差別や誹謗中傷を禁止する規定を設けた「三重県感染症対策条例」を制定しました。さらに、県内の感染状況に合わせて「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」の改訂を重ね、感染拡大を察知した場合には、速やかに県独自の「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」を発出するなどし、移動の自粛や施設における感染防止対策の徹底等、県民の皆さんの命と健康を守ることを最優先に考え、県民、事業者の皆さんの生活や事業活動を制限するお願いをしてきました。

新型コロナの感染拡大に対応するため、医療機関、介護施設、福祉施設等へのマスクや消毒液等



保健環境研究所におけるPCR検査の様子

の配布、人工呼吸器・体外式膜型人工肺（ECMO）等の医療設備の整備に取り組みました。また、一般医療の機能を守りつつ、感染症患者に適切な医療等を提供するため、入院受入病床および宿泊療養施設の確保や診療・検査医療機関の指定を行うとともに、感染の早期発見と感染拡大防止を図るため、保健環境研究所や地域外来・検査センター、医療機関等と連携しPCR*検査等を増強するなど、医療・検査体制の充実に取り組みました。医療機関等の皆さんには大変なご負担をおかけする中で、診療、検査、入院などについて、多大なご尽力をいただきました。

ワクチン接種については、県民の皆さんの不安を払拭し、的確な情報提供を行うため、令和3年2月に全国で初めてワクチン接種にかかる相談窓口「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」を設置するとともに、令和3年3月から実施している医療従事者向けの接種や同年4月以降に市町が実施している県民の皆さんへの接種が円滑に進むよう、接種体制の構築やワクチンの流通への支援を行いました。

避難所における感染防止対策の促進については、5月に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂し、8月には自主防災組織リーダーを対象とした研修会を開催し、説明するとともに、「地域減災力強化推進補助金」を活用し、感染防止対策として必要となる非接触型体温計、手指消毒液、マスク、使い捨てビニール手袋等の整備を行う市町を支援しました。

学校においては、県内外の感染の拡大状況、国の緊急事態宣言等をふまえ、令和2年3月から5月にかけて全ての県立学校を臨時休業にしました。家庭や地域の皆さんの支えのもと、本格再開までの間は、オンラインでの授業やホームルームの実施と分散登校を効果的に組み合わせた学習を実施し、再開後は、通学バスの増便、校内における消毒作業を行うスクールサポートスタッフの全校配置、オンライン教育のための環境整備など、感染防止と学びの保障に向けた支援等に取り組みました。

（地域経済の再生）

県内事業者の皆さんには、新型コロナの影響により経営状況が大変厳しい中でも、感染拡大を防止するため、県の要請等に対して、店舗の休業や営業時間の短縮、施設の利用停止等にご協力いただきました。

県としても、現場の皆さんの声をふまえながら、感染拡大の影響を受けた県内中小企業・小規模企業、農林水産事業者の皆さんを全力で支援するため「新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済会合」を開催するなど、感染防止対策と社会経済の両立に向けた中小企業・小規模企業支援を切れ目なく実施しました。4月に発出した「三重県緊急事態措置」、令和3年1月に発出した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」に伴い、休業や営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた県内事業者に協力金を支給しました。

事業継続に向けて、国に先駆けて創設した融資によらない資金支援を複数回にわたり実施す



新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済会合の様子

るとともに、融資については、リーマン・ショック時を超える過去最大の融資枠を設定し、実質無利子、無保証料等の措置を伴った資金繰り支援を行いました。

また、5月に開設した通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」、県産食材の学校給食への提供、県内量販店と連携して実施した『『食べて当てよう！』みえの恵み応援キャンペーン』などを通じて、県内事業者の販路開拓、流通の滞留解消、販売促進に取り組みました。

さらに、令和3年1月には、11都府県において再び緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大の第3波により、大きな影響を受けている県内の中小企業・小規模企業を支援するため、資金繰り支援や業態転換支援などの「事業継続に向けた緊急支援パッケージ」を取りまとめました。

人の往来が制限され、特に影響が大きかった観光業については、7月から8月にかけて県民限定の県独自の宿泊割引クーポン「みえ旅プレミアム旅行券」を3回、感染状況に応じて対象を段階的に全国へ拡大した「みえ得トラベルクーポン」を9月から11月にかけて4回、国が「Go Toトラベル事業」の適用を全国で一時停止した後となる令和3年3月にも県民限定で1回発行すること等を通じて、旅行需要の喚起や平準化、県内周遊の促進、観光消費額の拡大等に取り組みました。また、三密回避に向けた最先端技術活用実証実験による観光地支援など、安全・安心な観光地づくりに向けた取組を行いました。さらに、県外での実施が困難となった教育旅行について、県内での実施を支援し、県内学校延べ1,246校、80,412人の利用があるなど、コロナ禍においても児童生徒が三重の魅力である美しい自然や多彩な文化などをあらためて感じられる機会を創出しました。

生活者支援として、新型コロナウイルスの影響による休業に伴う収入減などで生活に困窮した方を対象に、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付等を実施しました。

（分断と軋轢からの脱却）

新型コロナに起因した人権侵害や誹謗中傷等による社会の分断や軋轢を阻止するため、ラジオ、県ホームページなどを通じた県民の皆さんへの呼びかけやインターネット上の差別的な書き込みのモニタリングを行いました。また、県民の皆さんをはじめ、医療従事者、外国人住民の方に向けた相談体制の充実を図るとともに、感染症に関して不安を抱える妊婦の方を対象としたオンライン相談窓口の設置、児童相談所の相談支援体制の強化、全国初のDV・妊娠SOS・性暴力を一括したSNS相談窓口の設置など、感染症の影響により懸念される不安や悩みに寄り添う支援を行いました。さらに、令和3年2月、「感染された方等を温かく迎える地域・社会づくり」をめざし、全国の自治体や民間団体等で取組が広がっている「シトラスリボンプロジェクト」に本県も賛同するとともに、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケースについて迅速かつ的確に対応するため、関係機関等が連携する「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」を設立しました。



コロナ差別に係る県民の皆さんへの呼びかけ

令和2年度は、オール三重で新型コロナと戦い続けた1年となりました。感染防止対策に共に取り組んでいただいている県民の皆さんをはじめ、事業者、関係機関、団体の方々、日々最前線でご尽力いただいている医療従事者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

引き続き、県民の皆さんの命と健康を守り抜くことを最優先に、感染拡大の防止と、傷ついた暮らし、経済の再生・活性化に向けて全力で取組を進めていきます。

<注力した主な取組>

(防災・減災、国土強靱化)

令和2年は阪神・淡路大震災から25年の節目を迎えました。近年、気候変動の影響により、風水害が激甚化・頻発化している中、九州地域など各地に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨では、国の派遣要請に応じ、熊本県に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT*)を派遣しました。また、大規模な災害発生時に避難所等で高齢者、障がい者、子どもなどの要配慮者に対して、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害を抑制するため、9



熊本県へのDHEAT派遣

月に「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAAT*)」を発足させました。さらに、災害時における学校の早期再開、児童生徒の心のケアや災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員で構成する「三重県災害時学校支援チーム」を令和3年1月に設置しました。10月の台風第14号では、大規模な山腹の崩落が発生するなど県内でも大きな被害があり、復旧に向けて取り組みました。引き続き、住民の皆さんの安全を最優先に、関係機関と連携して、一刻も早い復旧に向けた取組を進めていきます。

新型コロナの感染拡大により、大都市部への過度な一極集中のリスクが認識され、自律・分散・協調型の国土形成・地方創生を加速させていく必要があります。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用した防災・減災、国土強靱化をソフト・ハード両面で行い、近隣の災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況、国土強靱化の推進を図るイノベーションの進展をふまえ、10月に「三重県国土強靱化地域計画」を改訂しました。令和3年は、紀伊半島大水害および東日本大震災から10年を迎える年ですが、2月に福島県沖地震が発生しました。このような災害からの教訓を風化させることなく、改訂した「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、強くしなやかな県土づくりに向けて、ソフト・ハード両面から防災・減災、国土強靱化の取組を強力に進めていきます。

(障がい者の活躍)

障がいのある方が柔軟な勤務形態の中から自らに適した働き方を選択できる環境整備を促進するため、9月から12月にかけてステップアップカフェ「だいたい食堂」や三重県総合博物館において、遠隔地にいる障がいのある方が分身ロボットを使用して接客する体験を実施し

ました。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2021年度～2023年度）」を策定しました。

（児童虐待防止）

児童虐待防止に向けて、全国に先駆けて取り組んできた独自のリスクアセスメント*の蓄積データをもとに構築した全国初のA I 児童虐待対応支援システムについて、令和元年度に実施した実証実験の成果等をふまえ、7月から県内の全児童相談所で運用を開始し、子どもの安全を最優先に考えた迅速で的確な相談体制の充実を図りました。

（交通安全）

安全・安心な交通環境の実現に向けて、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあることから、高齢者の安全運転を支援するため、市町と連携して安全運転支援装置の設置支援を行いました。また、交通安全情勢を取り巻く環境の大きな変化をふまえ、「交通安全の保持に関する条例」を全面的に見直し、自動車等運転者、自転車運転者、歩行者それぞれの立場に応じた責務や、自転車損害賠償責任保険等への加入義務を盛り込んだ「三重県交通安全条例」を令和3年3月に制定しました。

（脱炭素社会）

地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響が深刻化する中、本県では令和元年12月、国に先駆けて、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ」を表明し、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざすこととしています。

このため、7月に国から「SDGs未来都市*」に選定されたこともふまえ、SDGs*の考え方も取り入れながら、再生可能エネルギーの利用促進や人びとのライフスタイルの転換をテーマとして県民や事業者の皆さんがともに行動できるような取組を検討するため、産官学、若者等の連携によるプラットフォーム「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を12月に立ち上げ、脱炭素宣言の具現化に向けた取組を開始しました。また、県庁内においても、知事をトップとし、各部局長等で構成する「三重県脱炭素社会推進本部」を設置し、県が率先して取り組むこととしています。

さらに、温室効果ガス排出削減目標を定め、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」策と、気候変動の影響を軽減する「適応」策の両輪をめざす「三重県地球温暖化対策総合計画」を令和3年3月に策定しました。



「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」キックオフ会議の様子

（ダイバーシティ社会）

ダイバーシティ社会の実現に向けて、多様な性的指向・性自認についての理解が広がり、性のあり方にかかわらず誰もが安心して学び、働くことができ、暮らせるよう県全体で取り組むため、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年3月に制定するとともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」を策定しました。また、男女共同参画および女性活躍推進の普及・啓発等の取組を一層進めていくため、同月に「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。さらに、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身につけられるよう、日本語教育推進の司令塔的役割を担うコーディネーターを「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」に新たに配置するとともに、日本語教育の実態や学習ニーズに係る調査に基づき、令和3年3月に「三重県日本語教育推進計画」を策定しました。また、外国人児童生徒を支援するため、小中学校において日本語指導を担う外国人児童生徒巡回相談員に加え、翻訳等を行う外国人児童生徒巡回支援員を派遣するとともに、県立高校の拠点校に進路相談、日本語習得の支援等を行う外国人生徒支援専門員を配置しました。

（教育）

ICTを活用した教育を推進するため、県立学校における無線LAN環境の構築や学習用端末の整備を進めるとともに、小中学校においては一人一台端末の整備を進めました。ICTの効果的な活用により、子どもたち一人ひとりの学習状況に応じた学びや、互いに考えを共有し意見交換や協働作業を行うなど、子どもたちの学びを広げ、深める授業等に取り組んでいきます。また、「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組むために、三重県いじめ防止応援サポーターの登録を進めるとともに、「いじめを許さない」という意思を示すピンクシャツ運動や、児童生徒がいじめ防止について考え話し合う活動を進めるなど、いじめ防止に向けた機運を高める取組を行いました。不登校児童生徒については、長期にわたり不登校の状態にある児童生徒への訪問型支援を行い、不登校に至った経緯やその後の状況を確認して、一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。さらに、夜間中学等の就学機会確保のあり方を検討する委員会を設置のうえ、学びの場に関するニーズ調査を実施し、今後の方向性をとりまとめました。



ICTを活用した授業の様子

（少子化対策の推進）

少子化対策・子育て支援については、企業や関係団体、市町の皆さんと共に進める本県の「イクボス*」の取組が、11月のNPO法人ファザーリング・ジャパン主催の「第2回イクボス充

実度アンケート調査」において、都道府県部門で第1位となり、平成29年度の第1回調査に続き連覇を達成しました。また、県内6か所の保育所や認定こども園等において、ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを進めるモデル取組を支援するなど、保育士の人材確保に向けた取組を進めました。

（スポーツの推進）

スポーツの推進については、東京2020オリンピック・パラリンピックと三重とこわか国体・三重とこわか大会の一連の開催をチャンスと捉え、スポーツ推進月間（9月、10月）のキックオフイベントである「みえのスポーツフォーラム」や県内5か所で実施した「東京2020オリンピック聖火の巡回展示」を通じて、東京2020大会への期待感を高めるとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けたPRを一体的に行い、県民の皆さんのスポーツへの機運の醸成を図りました。



両大会の開・閉会式における式典イメージ
（三重県総合文化センター大ホール）

一方で新型コロナの影響により、鹿児島国体・大会が延期となりましたが、国や関係機関、後催県等と調整した結果、三重とこわか国体・三重とこわか大会は令和3年の秋に予定どおりの会期で開催することとなりました。併せて両大会の開催は、新型コロナが発生して以降、初めてとなることから、「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、「両大会の価値の新たなカタチでの創造」の3つの視点から、開・閉会式会場の変更をはじめ両大会の全般にわたり見直しを行いました。両大会の開・閉会式については、選手の安全・安心を確保したうえで、デジタル技術を活用して両大会への想いや感動を伝えるなど、大会史上初の「オンライン式典」の準備を進めました。また、安全・安心な開・閉会式および競技会運営に向けて、感染防止対策にかかる「三重県版ガイドライン」を作成するとともに、両大会全般にわたる感染防止対策と開催可否検討のための基本的な考え方を取りまとめた基本方針を策定しました。

競技力の向上についても、新型コロナの影響により、強化活動が制限されるなどの影響がありました。このような中でも、例えばインターネット等を活用した専門家による遠隔での助言・指導や、アドバイザーや練習パートナーの投入による練習環境の充実など、工夫しながら強化活動に取り組みました。これらの結果、全日本選手権やインターハイの代替大会等において、レスリングやウエイトリフティングなどで、三重とこわか国体の出場候補選手が優勝するとともに、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会において、前回の3件を上回る8件の入賞を獲得するなどの成果を上げることができました。また、三重とこわか国体の後も継続して三重の競技スポーツを支える人材育成につなげるため、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業を実施し、指導者の養成、資質向上に取り組みました。

（農林水産業）

農林水産業の振興については、AI等を活用したスマート農林水産業の導入やICTを活用した産地体制づくりに取り組みました。また、国から、輸出先国のニーズや規制等に対応するための支援が重点的に受けられる農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に係る輸出産地リストが令和3年2月に公表され、県内から10の産地等が選定されました。さらに、主要農作物種子法が廃止されたことを受け、将来にわたって稲、麦、大豆の優良種子の生産と安定供給を図るため、6月に「三重県主要農作物種子条例」を制定したほか、生産者や関係事業者、機関等が共通認識を持って持続可能なもうかる水田農業の実現に向けた取組を進めるための指針として、10月に「三重の水田農業戦略2020*」を策定しました。森林と社会を巡る情勢の変化に対応した森林環境教育・木育を推進するため、その基本的な考え方や森林教育の裾野の拡大、子どもから大人までの一貫した教育体系の構築などの取組方向を定めた「みえ森林教育*ビジョン」や、令和元年度に制定した条例に基づき、水産業および漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方針や主要な目標、基本的施策の実施に関し必要な事項等を定めた「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画*」を10月に策定しました。6月に発生したアコヤガイのへい死、8月に発生したマハタのへい死については、養殖事業者への調査や水産研究所の試験等を通じて、原因究明や適正養殖管理の指導に取り組みました。また、12月に発生した豚熱*については、県職員をはじめ、自衛隊、市、建設業協会、JAや三重交通、国から派遣された獣医師などの協力も得て、延べ4,384名が防疫作業に従事し、予定を前倒して防疫措置が完了しました。さらに、業況が悪化した農業者および中小企業者等を対象にした相談窓口を設置し、資金繰り等の経営支援を行うなど、迅速な危機対応と、事業者の皆さんの不安感や危機感に寄り添った支援に全力で取り組みました。

（産業振興）

産業振興については、世界経済やイノベーションを支えるエンジンであるデータ、その収集・活用を支えるツールとなるICTの活用を一体で進めることにより、地域経済の活性化や地域課題の解決をめざすため、10月に「みえICT・データサイエンス推進協議会」を設立し、産学官が連携して企業への専門家の派遣や人材育成を進めていく体制を整備しました。また、令和3年1月の「空飛ぶクルマ」が実用化された際のルートを想定したヘリコプターによる実証実験やドローンによる物流実証実験など、民間と連携して新たなテクノロジーで地域課題の解決や新たなビジネスの創出につなげる取組を進めました。さらに、新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの毀損等の危機を変革へのチャンスととらえ、企業の事業継続性と生産性を高めるとともに、あらゆる場面で非対面・非接触ビジネスが展開される「新たな日常」に適應した新しい「三重のものづくり産業」のあり方および施策を有識者会議により検討し、令和3年3月に取りまとめました。加えて、テレワークが普及しつつある中、新しい働き方・ライフスタイルとして注目が集まっている「ワーケ



夕日が見える浜でのワーケーションの様子

ーション*」の受け入れを推進するため、市町と連携し、通信環境の整備等の受入体制の充実、県内外の企業や個人への広報、受入施設とのマッチングを行うとともに、「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を令和3年3月に策定しました。

（観光振興）

県内での持続可能な観光地づくりによる地域活性化を中長期的に進めていくため、11月に株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）と県内3金融機関および県で「三重県における観光による地域活性化に関する連携協定」を締結するとともに、令和3年1月には、伊勢、鳥羽、志摩の行政、観光、商工関係者を中心とした「三重県観光・地域活性化協議会」を設立しました。また、REVICと連携し、12月から令和3年3月にかけて鳥羽市相差地域において、地域の観光産業が抱える構造的な課題の解決に向けて、泊食分離を進める取組としてセントラルダイニング「オウサツダイニング・前の浜」の運営や、宿泊施設が送迎バス等の共同運行に取り組むモデル事業を実施し、取組の成果について同様の課題を持つ県内観光地と共有しました。

WebサイトやSNS等のデジタルを活用した取組については、三重県観光連盟が運営する公式サイト「観光三重」が都道府県公式観光情報サイト閲覧者数ランキングで全国2位になるとともに、公式SNSのフォロワー数合計が全国1位になるなど、デジタルマーケティングへの取組を加速することで、費用対効果の高いプロモーションを展開しました。また、海外からの渡航制限が継続する中、海外向けの情報発信にSNSや動画を効果的に活用するとともに、外国人ライターによる取材記事の制作等を通じて外国人目線でのWebサイトのコンテンツ充実を図ったほか、オンラインを活用した商談会やファムトリップ、ライブ配信、県内事業者向けセミナーなどの実施に取り組みました。インバウンド再開時に「選ばれる三重県」となるため、デジタルマーケティングを活用した三重県の認知度向上と海外の旅行会社等との関係の維持、強化等に取り組めます。

（太平洋・島サミット）

令和3年の「第9回太平洋・島サミット」の開催に向けて、産業や経済、観光、交通、環境、国際交流、医療等さまざまな分野の関係者から、幅広い知見と助言をいただくため、8月に「みえ太平洋・島サミット推進会議」を設立しました。また、同サミットを盛り上げ、開催地である本県を多くの方に知っていただくため、SNSを活用したPRキャンペーンを行いました。気候変動、自然災害、環境問題への対応など、太平洋島しょ国が抱える課題について、本県もさまざまな取組を進めてきたことをふまえ、同サミットの開催（テレビ会議方式）に合わせ、太平洋島しょ国首脳の皆さんにこれらの取組や本県の魅力を発信していきます。

（社会基盤整備）

社会基盤整備については、県民生活の安全性・利便性の向上をめざし、紀勢自動車道の4車線化について、大宮大台IC－紀勢大内山IC間の一部区間が事業着手されるとともに、勢和多気JCT－大宮大台IC間が令和3年度の事業着手区間に決定されました。また、鈴鹿四日市道路が新規事業化され、令和3年2月に鈴鹿亀山道路の都市計画決定の告示を行いました。

県管理道路では、5月に六軒鎌田線バイパス（松阪市大平尾町～大塚町地内）、令和3年2月に磯部大王線（志島バイパス）の供用を開始するなど、道路ネットワークの形成を着実に進めました。

リニア中央新幹線については、名古屋―大阪間の環境影響評価手続きの着手時期が近づいていることから、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、7月から12月にかけて市町に中間駅誘致の意向確認を行い、令和3年1月に亀山市に誘致する方針を定めました。県内中間駅の設置による経済効果は非常に大きいと考えることから、具体的な駅位置の検討やJR東海への要望など、引き続き市町や経済界等の関係者の皆さんとともに準備に全力で取り組んでいきます。

（スマート自治体）

スマート自治体の推進については「変革1 県庁改革 Smart Government」、「変革2 官民で実現する新しい働き方 Smart Workstyle」、「変革3 テクノロジー活用による社会課題解決の加速 Smart Solutions」の3つの変革を柱として取組を進め、Web会議や在宅勤務の環境整備、AI・RPA*等の新たな技術の導入等、職員の働き方の見直しや業務の生産性の向上に向けた取組を進めました。また、庁内から公募した若手職員を対象に先進技術等の研修やフィールドワークを行い、ICTを活用して社会課題の解決を進めることのできる「スマート人材」の育成に取り組まれました。さらに、本県におけるデジタル化の推進をさらに加速させるため、令和3年度から全庁的な司令塔として「最高デジタル責任者＝CDO（Chief Digital Officer）」を置き、実行組織として、「デジタル社会推進局」を設置し、県全体のデジタル化を部局横断的に推進していきます。



CDO決定発表会見の様子

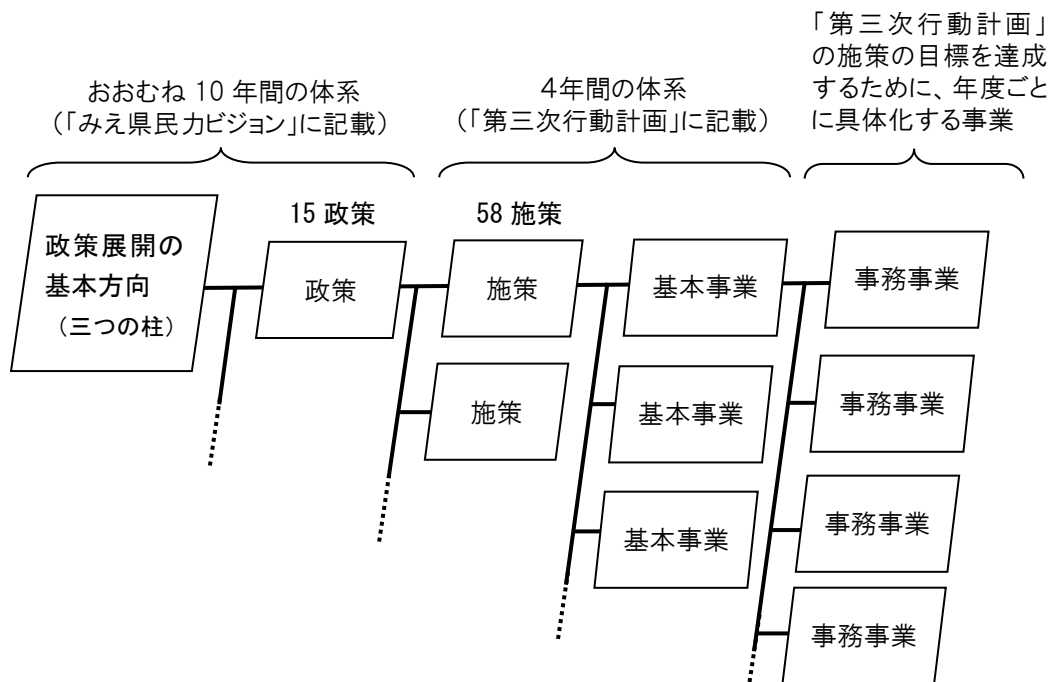
(2) 令和2年度の主な取組

みえ県民カビジョンに掲げる「政策展開の基本方向」に沿った15の政策にかかる主な取組（行政運営の取組を含む）

「みえ県民カビジョン」に掲げた政策展開の基本方向である「『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～」、「『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～」、「『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～」の三つの柱で整理した主な取組および行政運営の取組は、以下のとおりです。

【参考】「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の政策体系について

1 みえ県民カビジョン・第三次行動計画の政策体系



2 政策展開の基本方向（三つの柱）と15の政策一覧

I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	II 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～	III 『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～
1 防災・減災、国土強靱化	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	1 持続可能なもうかる農林水産業
2 命を守る	2 学びの充実	2 強じんて多様な産業
3 支え合いの福祉社会	3 希望がかなう少子化対策の推進	3 世界の三重、三重から世界へ
4 暮らしの安全を守る	4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	4 多様な人材が活躍できる雇用の推進
5 環境を守る	5 地域の活力の向上	5 安心と活力を生み出す基盤

I 『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(I-1 防災・減災、国土強靱化)

防災、減災対策の推進については、個人の避難計画の策定から地区防災計画の策定までを支援するツールとして、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成ができるWebサイト「Myまっぷラン+（プラス）」の構築を行うとともに、これまで速やかに入手することが困難であった発災の恐れのある状況や発災直後の現場からの情報等を、市町職員や消防団員等からリアルタイムに収集し、AIにより集約するシステムを導入することにより、適切な避難行動につなげる体制整備を行いました。

また、三重県総合防災訓練を伊勢市、玉城町、度会町内において開催し、30団体、約850人の参加がありました。この訓練では、南海トラフ地震が起きることを想定し、津波避難タワー等への避難やヘリコプターによる救助・搬送、ドローンによる被害状況調査、感染症防止対策をふまえた避難所運営や国の新たなシステムを活用した物資調達・輸送等の訓練を行い、参加機関の災害対応力向上を図るとともに、各機関の連携について確認することができました。



三重県総合防災訓練の様子

施設整備等については、自然災害から県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めました。また、高潮浸水想定区域図を公表したほか、簡易型河川監視カメラを水位周知河川全38河川（44か所）に設置するなどソフト対策を進めるとともに、緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めました。さらに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会*」の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働する「流域治水*」への転換が示されたことから、令和2年度は全てのダムにおいて事前放流できる体制を整えました。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「災害の危機への備えが進んでいる」という項目に対しては、「実感している層」※1の割合が34.2%、「実感していない層」※2の割合が56.3%となり、それぞれ第1回調査に比べて9.8ポイントの増加、10.2ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ1.0ポイント減少、1.4ポイント増加）

※1)「実感している層」：「感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計

※2)「実感していない層」：「感じない」と「どちらかといえば感じない」の合計

(I-2 命を守る)

地域医療提供体制の確保については、令和元年度に策定した「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターの体制の強化・充実を図り、医師のキャリア形成支援や医師不足地域への派遣調整等の医師確保対策に総合的に取り組むとともに、看護職員修学資金貸与制度の運用やナースセンター事業等の看護職員確保対策に取り組みました。また、「第7次三重県医療計画」について、計画策定後3年目にあたることから、医療法に基づく中間見直しとして、計画のこれまでの進捗状況や各施策の取組状況について調査、分析および評価を行い、「第7次三重県医療計画中間評価報告書」を取りまとめました。

地域包括ケア*システムのさらなる深化・推進を図るとともに、介護人材の確保等に総合的に取り組み、地域共生社会の実現をめざすため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」を策定しました。

認知症施策の推進については、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ*）の構築の支援（1市）や、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置の支援（3市町）を行いました。

がん対策の推進については、がん診療を行う医療機関に対して施設・設備整備等の支援を行うなど、がん医療提供体制の整備を進めるとともに、済生会松阪総合病院を三重県がん診療連携拠点病院として新たに指定しました。また、伊勢赤十字病院が、県内では初となる地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定を国から受けました。

県民の健康づくりの推進については、多くの人が一日の大半を過ごす職場での健康づくりに積極的に取り組むため、企業における健康経営の取組を促進する仕組みとして「三重とこわか健康経営カンパニー*」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を創設し、認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる6企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰を行いました。また、医科歯科連携の推進やフ



三重とこわか健康経営大賞 2020

レイル*対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図るため、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正を行いました。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「必要な医療サービスを利用できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が59.3%、「実感していない層」の割合が33.3%となり、それぞれ第1回調査に比べて13.9ポイントの増加、11.8ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ1.0ポイント増加、0.6ポイント増加）

(I-3 支え合いの福祉社会)

地域福祉の推進について、市町および市町社会福祉協議会と地域課題にかかる意見交換や情報共有を図るため、地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、18市町に対して個別訪問を行いました。また、相談支援包括化推進員等の人材養成研修を実施し、市町における包括的な支援体制の整備を支援しました。さらに、ひきこもり状態にある方等を支援する体制づくりを進めるため、11月に関係部局による庁内検討会議を設置するとともに、課題を抱えた方を相談窓口につなげるため、県の自立相談支援機関に設置したアウトリーチ*支援員による訪問型支援を行いました。加えて、新型コロナの影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まっている状況をふまえ、新型コロナに関するところのケア相談窓口を新たに開設するとともに、自殺予防電話相談の対応時間を拡充するなど相談体制の強化を図りました。このほか、ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりを推進するため、令和元年度に実施したバリアフリー化調査結果をふまえ、施設づくりの流れ、整備基準、施設を運営するうえで配慮すべき事項についてまとめた「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」を12月に作成しました。

障がい者の自立と共生については、精神障がい者の地域移行・地域生活を支援するため、ピアサポーター*による長期入院患者との交流や退院後の不安軽減の取組を進めるとともに、鈴鹿・亀山圏域および津圏域に加え伊賀圏域においてもアウトリーチ事業を実施しました。また、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進するため、9月に「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置しました。

農林水産業と福祉の連携については、「福」の広がりとして、障がい者だけでなく、ひきこもり状態にある若者等の生きづらさや働きづらさを感じている方を対象に、県内2か所の地域若者サポートステーションと連携して、農業就業に向けたプログラムの作成や農作業体験等のモデルを構築するなど、就労や社会参画に向けた取組を進めました。



農福連携によるインターンシップの様子

「幸福実感指標」（第10回調査）の「必要な福祉サービスを利用できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が36.3%、「実感していない層」の割合が42.5%となり、それぞれ第1回調査に比べて3.6ポイントの増加、3.5ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ1.0ポイント増加、0.4ポイント増加）

(I-4 暮らしの安全を守る)

犯罪対策については、市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪対策を推進した結果、令和2年中の刑法犯認知件数は8,560件と、戦後最少を記録しました。また、犯罪捜査におけるDNA型鑑定、画像鑑定等の科学技術を活用し、桑名市長島町等における殺人・死体遺棄事件をはじめ、重要犯罪71件を検挙し、その検挙率は100%でした。



子ども安全・安心の店の見守り活動の様子

交通安全対策については、交通指導取締りをはじめ、さまざまな関係団体と連携した街頭活動や、交通安全教育動画の配信などによる交通安全教育に取り組んだ結果、令和2年中の交通事故死者数は73人と、統計が残る昭和29年以降最少となり、交通事故死傷者数は前年から958人減の3,805人となりました。

消費生活の安全については、消費者トラブルの防止に向けた普及啓発において、啓発チラシの配布など従来の方法に加え、新型コロナ禍の「新たな日常」に対応し、SNSを活用した情報発信も行い、県民の皆さんの関心が高い情報を提供しました。また、消費者トラブル等の解決のため消費生活相談において2,317件の相談を受け、助言、あっせん等を実施することで、消費者被害の防止・救済を図りました。

動物愛護の推進については、人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざして、さまざまな主体と連携しながら、殺処分ゼロに向けた取組や災害時などの危機管理対応の取組などを総合的に推進していくため、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

獣害対策については、市町等と連携し、集落ぐるみの体制づくりや侵入防止柵の整備、捕獲活動などを進めた結果、イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合が44.7%と昨年度から約8%増加しました。

県内2例目となる豚熱の発生を受けて、特に感染リスクが高い離乳豚を飼養する豚舎における野生小動物侵入防止対策など飼養衛生管理を強化するとともに、豚熱の感染源となる野生イノシシ対策として、県内全域での調査捕獲や養豚農場周辺での重点捕獲などを進めました。

「幸福実感指標」(第10回調査)の「犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が71.3%、「実感していない層」の割合が24.7%となり、それぞれ第1回調査に比べて12.4ポイントの増加、11.7ポイントの減少となりました。(前回調査比:それぞれ5.7ポイント増加、5.2ポイント減少)

(I-5 環境を守る)

廃棄物対策については、県民の皆さん、事業者、行政等さまざまな主体が連携して、3R+Renewable（再生可能資源への代替）に取り組んでいくため、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。また、資源のスマートな利用に関する事業者の自主的な取組を促進するため、「みえスマートアクション宣言事業所」の登録制度を令和2年10月から開始（令和2年度末209事業所登録）するとともに、食品ロスの削減に向けて、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用した未利用食品提供システムを構築しました。



「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」ロゴマーク

自然環境の保全については、県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設や森林公園の適正な維持管理を行うとともに、鶉倉園地のトイレ新設など、13か所の自然公園施設の整備を行いました。また、新型コロナの影響により、国立・国定公園の利用者の大幅な減少が見込まれる中、国内誘客を強化するため、伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会と連携し、安全・安心な観光の取組をより一層進めていくための観光ニューノーマル対応セミナーや、エコツーリズムの質の向上を目的としたSDGs研修会の開催（2回）等に取り組みました。

生物多様性の推進については、「第3期みえ生物多様性推進プラン」を着実に実行するため、県民の皆さんの参画を得ながら、希少野生動植物種の生息・生育状況調査や保全活動を延べ29回実施しました。また、さまざまな主体による自主的な自然環境保全活動を促進するため、保全活動団体と企業や専門家とのマッチングを行い、「みえ生物多様性パートナーシップ協定*」の新たな締結（2件）を実現しました。

生活環境の保全については、令和2年4月に施行した「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、立入検査や厳正な許可手続きを行うことで、無秩序な土砂等の堆積を防止しました。また、伊勢湾の再生に向け、関係機関と連携した調査研究を行い、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた第9次水質総量削減計画の策定に着手しました。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「身近な自然や環境が守られている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が52.2%、「実感していない層」の割合が40.3%となっています。（前回調査比：それぞれ6.1ポイント増加、5.1ポイント減少）

Ⅱ 『創る』～人と地域の夢や希望を実感できるために～

(Ⅱ-1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進)

人権が尊重される社会づくりについては、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果に基づき作成した啓発冊子「おもいのはしわたし」等を活用し、継続して啓発活動を行いました。また、人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、地域で開催される研修会等への講師派遣の支援等を行うことで、県内各地での「人権が尊重されるまちづくり」の取組を促進しました。

男女共同参画の推進については、これまでの取組の検証をふまえ施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年3月に「第3次三重県男女共同参画基本計画」とアクションプランとなる「第一期実施計画」を策定しました。

職業生活における女性の活躍の推進については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するため、アドバイザー派遣等を実施するとともに、社内の「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった優良事例を募集、表彰する「チェンジ・デザイン・アワード2021」を開催し、テレワークによる職場環境の改善事例を広く発信しました。



「チェンジ・デザイン・アワード2021」表彰式

多文化共生社会づくりについては、多言語での行政・生活情報等の提供を充実させるとともに、新型コロナ禍における保健所業務の多言語支援や弁護士等による専門相談会の拡充など相談体制を強化し、外国人住民に対する感染症対応に取り組みました。

「幸福実感指標」(第10回調査)の「性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が28.7%、「実感していない層」の割合が55.5%となっています。(前回調査比:それぞれ0.1ポイント減少、2.2ポイント増加)

(Ⅱ-2 学びの充実)

学力の向上については、新型コロナの影響により「令和2年度全国学力・学習状況調査」が中止になる中、「みえスタディ・チェック*」を活用して、児童生徒の学習内容の定着状況を把握しました。課題の改善に向け、各単元の基本的な学習内容で問題を構成した「たしかめプリント」を小中学校に提供するとともに、特に、つまずきが見られる基本問題で構成したワークシート集を提供しました。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の中止を受けて、県独自に50m走を中心とした体力調査を行い、前年度の調査結果と比較したところ、多くの学年で記録の低下が見られたことから、体力向上の取組を推進するため、元気アップシートの内容を改善し、市町教育委員会と共有しました。

Society 5.0*の時代を生きる人材を育成するため、県立高校4校において、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した文理融合の課題解決型教育を通して、探究力、論理的思考力を育成する「学びのSTEAM化*」の実証事業に取り組みました。学校での学習と実社会との関連に加え、専門性の追究と教科横断的な視点を重視した取組を行いました。



STEAM教育*に取り組む生徒の様子

高校生の就職支援については、新型コロナの影響で高校生の就職を取り巻く状況が厳しくなると予想されたことから、就職アドバイザーを増員し、求人開拓や進路相談等の就職支援、新規高校卒業者の職場定着支援に向けた取組体制を整えました。経済団体にも要請して求人確保に取り組むとともに、さまざまな魅力を持つ地域の企業を高校生に紹介しました。また、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催し、就職を希望する生徒一人ひとりの進路実現に取り組みました。

特別支援教育の推進については、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、市町教育委員会と連携した小中学校へのパーソナルファイル*の活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎを進めました。高校においては、発達障がい支援員による巡回相談を実施し、生徒および保護者との面談や教員の指導に関する助言等を行いました。また、特別支援学校にキャリア教育サポーターを配置し職場開拓を行うとともに、企業と連携した技能検定を実施しました。また、農業分野への就労を希望する生徒が職場実習等で農業を学ぶことができるよう、実習先となる農業経営体等の開拓を進めました。

安全で安心な学びの場づくりについては、新型コロナの影響による臨時休業や夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒が例年とは異なる不安やストレスを感じている状況が見られたことから、担任を中心とした教員による生徒への個別面談を実施しました。また、児童生徒の不安や悩みに十分対応できるよう、県立高校に配置しているスクールカウンセラーの配置時間数を増やすとともに、新たに教員OB等による教育相談員を配

置しました。さらに、児童生徒に関わるインターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールについて、例年実施している年3回（平日 15 日間で3回）に加え、新型コロナウイルスに係る不適切な書き込み等の検索を、平日の毎日実施しました。SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を作成し、運用しました。これらの書き込みには、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携し、被害児童生徒を守る対応をとるとともに、加害児童生徒が特定された場合には指導を行いました。

地域との協働と信頼される学校づくりについては、地域とともにある学校づくりサポーター*の派遣や、「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催等を通して、県内の好事例や全国の先進事例などの紹介を行うことで、市町が学校運営協議会を円滑に導入できるよう取組を進めました。また、子どもの心の問題解決に向け、臨床心理相談専門員を配置し、学校だけでは解決が難しいケースを中心に専門的な教育相談を実施するとともに、学校の状況に応じて臨床心理相談専門員を派遣しました。

県内高等教育機関の振興については、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組として、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍する人材「三重創生ファンタジスタ」を養成するとともに、学生が三重への愛着や誇りを持てるよう開発した「食と観光実践」「三重の歴史と文化」などの「三重を知る」共同授業や、8 高等教育機関 34 科目にわたる単位互換制度を実施し、県内高等教育機関の魅力の向上につなげました。また、大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度では、募集人数を倍増するなど制度の充実を図り、支援対象者を 40 人認定しました。

文化と生涯学習の振興については、感染症対策をふまえた観覧環境づくりやオンライン配信など「新たな日常」に適応した取組を進め、来館できない方にも文化の魅力を発信しました。また、県内文化芸術団体等が、感染症対策を講じながら活動再開できるよう、利用時の施設利用料や感染症対策に係る経費の補助などの支援を行いました。

「幸福実感指標」（第 10 回調査）の「子どものためになる教育が行われている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 41.9%、「実感していない層」の割合が 38.1%となり、それぞれ第 1 回調査に比べて 14.2 ポイントの増加、11.8 ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ 4.9 ポイント増加、1.6 ポイント減少）

(Ⅱ-3 希望がかなう少子化対策の推進)

子ども・子育てを応援する気運醸成については、令和元年度に策定した「第二期子どもスマイルプラン」の進行管理を行うため、三重県少子化対策推進県民会議を開催（1回）し、新型コロナの影響をふまえた少子化対策、子ども・子育て施策について意見をいただきました。また、国が推進する「少子化対策地域評価ツール」を活用したモデル事業に参画し、県内3市町における少子化対策に向けた地域特性の分析や対応策の検討等を行いました。

家庭教育応援については、保護者が抱える子育ての不安感・負担感を軽減するため、家庭教育の分野で活動している方を講師として、専門分野についてコラム形式で執筆いただく家庭教育応援Web講座「みっふる広場」を令和3年2月に開設しました。また、新型コロナの影響により、子どもの生活習慣の乱れやネット・スマホ依存の心配がさらに高まる中、「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」を開催（約200名参加）し、「基本的な生活習慣で子どもの未来が変わる～スマホの恐怖、読書の大切さ～」と題したオンライン講演を実施するとともに、職員が学校等に出向いての「ネット啓発講座」を24回実施しました。

男性の育児参画の推進については、「みえの育児男子プロジェクト*」として、「新しい生活様式での子育ての工夫等」をテーマにした写真等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」（応募件数：1,350件）を行うとともに、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとして、NEXT親世代*である高校生と知事とのトークの実施（1校 37名参加）に新たに取り組みました。また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、民間企業等と連携し、子育て中の男性を主な対象としたオンラインワークショップを試行（1回 19名参加）しました。



NEXT親世代トークの様子

出逢いの支援については、新型コロナの影響によりイベント開催が自粛される中、「みえ出逢いサポートセンター」において、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催（10市町）や、新たな生活様式に応じた出会いイベント開催の支援等に取り組みました。

不妊に悩む方への支援については、新型コロナの影響で収入が減少し、治療の継続が難しくなっている方に対し、特定不妊治療費に対する経済的支援を行いました。また、不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度を活用しつつ、県の助成制度における所得制限を撤廃して子どもを持ちたいと希望する夫婦に広く寄り添う支援を行いました。さらに、仕事を継続しながら不妊治療を受ける方が増加していることから、労使や医療関係者等と連携して講演会やセミナーを開催し、治療と仕事の両立を応援する機運の醸成を

図るとともに、企業と当事者の橋渡し役となる不妊症サポーターを35名養成しました。

予防可能な子どもの死亡を減らすため、子どもの既往歴や家族背景、死に至った直接の経緯等に関する情報を基に複数の関係機関や専門家と連携して死因の検証を行い、その予防策等を検討しました。

子育て支援については、待機児童を解消するため、保育所等整備の支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配し、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（15市町）を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（606件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、92人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、75人受講）を実施するとともに、保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（15回、886人受講）を実施し、保育人材の確保と質の向上に取り組みました。さらに、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Webサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。あわせて、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所（6か所）に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。

子どもの貧困対策については、新型コロナの影響で運営基盤が弱い子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援を行いました（25団体）。さらに、安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18団体）。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなっていない」という項目に対しては、「実感している層」の割合が38.7%、「実感していない層」の割合が42.6%となっています。（前回調査比：それぞれ4.3ポイント増加、0.6ポイント減少）

(Ⅱ-4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進)

スポーツの推進については、あらゆる世代が運動・スポーツに参画(「する」「みる」「支える」)できるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催をチャンスと捉え、「三重とこわか国体・三重とこわか大会開催1年前記念 みえのスポーツフォーラム2020」の開催、県内5か所で実施した「東京2020オリンピック聖火を活用した地方創生事業(聖火の巡回展示)」に取り組みました。



東京2020オリンピック聖火の巡回展示

新型コロナの影響により、さまざまなスポーツイベントが延期・中止となる状況の中、総合型地域スポーツクラブ*や「みえスポーツフェスティバル」の種目団体に対し、職場・家族で参加できる種目の実施を働きかけた結果、3つの総合型地域スポーツクラブで新たに種目が設けられました。また、運動・スポーツ実施率の低い働く女性やビジネスパーソンをターゲットに、さまざまな「スキマ」「ながら」運動を県主催イベントやHPで紹介するなど、実施率向上の取組を行いました。

障がいのある人の自立と社会参加の促進に向けては、障がいへの理解促進を図るため、新型コロナの感染防止対策を徹底したうえで、県障がい者スポーツ大会(陸上競技、ボウリング、サウンドテーブルテニス、ポッチャ)等を開催しました。また、「三重とこわか大会」に向け、三重県を代表する選手の育成や選手の取組意欲の向上、競技力のレベルアップ等を図るため、選手の育成指定・育成練習を行いました。

「幸福実感指標」(第10回調査)の「スポーツをしたり、みたり、支えたりする環境や機会が整っている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が42.1%、「実感していない層」の割合が42.4%となっています。(前回調査比:それぞれ1.0ポイント減少、1.3ポイント増加)

(Ⅱ-5 地域の活力の向上)

南部地域の活性化については、働く場の確保や定住の促進に向けて、複数市町が連携する取組等に対し、南部地域活性化基金等により支援を行いました。新たなビジネスの創出に向けて民間事業者と連携した実証試験が進められたほか、オンラインを活用して南部地域での働き方を情報発信することにより地域への移住就業につなげています。また、地域が抱える課題に応じた生活サービスの維持・確保のモデル的な取組として、公共交通空白地帯の解消に向けた現地調査などが実施されました。さらに、地域おこし協力隊の人材育成やネットワーク化を促進するとともに、地域と継続的に関わる関係人口を創出する「度会県プロジェクト」において、DX*を導入したオンラインサロンを開催するなど遠方からでも地域とつながれる新たな機会を提供しました。

東紀州地域の活性化については、小中学生を対象に地場産業のみかん栽培をテーマにした体験学習を、高校生を対象に地域の文化や歴史、熊野古道への知識を深める現地学習を実施して次世代の人材育成に取り組みました。また、観光地等を効率的に周遊できる旅行ルート作成システムの導入や、教育旅行などで訪れる児童生徒が熊野古道などへの理解を深め、自主的な学びにつながる学習用資料「熊野古道伊勢路謎解きノート」を作成し、来訪者の利便



高校生の熊野古道現地学習の様子

性の向上を図りました。スペイン・バスク自治州との連携については、バスクの道の写真等をパネル展示で紹介する「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」写真展を、熊野古道センター等県内外の3か所において開催し、また、バスク自治州においても新型コロナの状況を注視しながら「熊野古道伊勢路」写真展開催の準備を進めており、相互の情報発信と交流に取り組んでいます。さらに、(一社)東紀州地域振興公社では、東紀州地域の市町等で構成する「東紀州地域観光DMO*事業推進協議会」、「東紀州産業活性化事業推進協議会」の事務局として、新たなニーズや旅行形態の変化に的確に対応するため観光交流施設への専門家派遣のほか、地域の事業者を対象にしたマーケティング戦略研修などにより地域における観光振興、産業振興の取組を進めました。

農山漁村の振興については、自然体験事業者の新型コロナ感染防止対策を支援するとともに、ワーケーション*の推進に向けて、新たな子ども向けの自然体験プログラムづくりや通信環境の整備を支援しました。また、アウトドア企業と連携し、三重の自然体験やワーケーションの魅力発信に取り組みました。農業用ため池の防災・減災対策として、ため池特措法(令和2年10月施行)に基づき、防災重点農業用ため池を指定し、防災工事等に関する事項や県・市町の役割などを定めた推進計画を策定しました。さらに、農業用ため池の管理体制の強化を図るため、ため池保全サポートセンターみえを設立し、ため池管

理者からの相談対応や現地での助言・技術支援を行いました。

移住の促進については、首都圏や関西圏、中京圏などでのオンラインを活用した移住相談や、三重の暮らしの魅力発信に取り組み、移住相談件数は1,098件、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成27年度からの累計で1,919人となりました。また、移住希望者と県内地域の人たちが継続的につながり、交流する仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」を構築するとともに、キーパーソンともなる「三重暮らし応援コンシェルジュ」を委嘱しました。

市町との連携による地域活性化については、県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、市町と地域における課題等の解決に向け取り組みました。

木曾岬干拓地の都市的土地利用の促進に向け、関係町と連携して木曾岬干拓地工業用地第2期分譲への企業誘致に取り組み、4社に約11.3haを分譲決定しました。

「幸福実感指標」(第10回調査)の「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」という項目に対しては、「実感している層」の割合が76.0%、「実感していない層」の割合が17.7%となり、それぞれ第1回調査に比べて2.9ポイントの増加、2.0ポイントの減少となりました。(前回調査比：それぞれ1.2ポイント増加、0.9ポイント減少)

Ⅲ 『拓く』～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(Ⅲ-1 持続可能なもうかる農林水産業)

農業の振興については、新たなマーケット等に対応した水田作物の生産拡大に向け、「みのりの郷」、「なついろ」など業務用途向け水稻品種への転換や麦・大豆等の作付拡大に取り組むとともに、米飯加工業者における「結びの神」の利用を進めるなど販路拡大につなげました。また、三重南紀柑橘産地において設置した生産者や関係機関などによるコンソーシアムにおいて、データ活用による高度な栽培管理と省力化を目的としたスマート農業技術の実証に取り組みました。さらに、伊勢茶の消費拡大を図るため、国の事業を活用し、観光施設、学校、企業等にティーバッグ等の試供品を配布（155t）したほか、伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、海外販路の拡大に向け、大手旅行事業者と連携し、ベトナムにおいて本県の産地を紹介するオンラインツアーを実施しました。農繁期の労働力不足への対応に向け、JA等と連携し、北勢トマト産地では障がい者（15名）の施設外就労による選果作業等の就労モデルの実証を進め、紀南柑橘産地では大学生等の長期休暇を活用した収穫などの援農活動（7名、5日間）に試行的に取り組みました。

林業の振興については、県産材の利用拡大を図るため、県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者を登録する「木づかい宣言」事業者登録制度*を推進し、新たに13事業者を登録したほか、県内の建築士や県・市町の営繕担当等を対象とした中大規模建築物等の木造設計に係る研修会の開催等に取り組みました。さらに、「みえ森林・



みえ森林・林業アカデミーにおける実習の様子

林業アカデミー*」の「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」の基本3コースに県内外から25名の受講生が参加したほか、さまざまなニーズに応じたより専門性の高い技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に延べ152名が参加するなど、次代を担う林業の人材育成に取り組みました。

森林づくりの推進については、「みえ森と緑の県民税」を活用して「災害に強い森林づくり」を進めるため、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等に取り組みました。また、令和2年度から、台風等の倒木被害によって電線等のライフラインを寸断する恐れのある危険木を事前に伐採する対策を開始し、6市町において危険木の事前伐採が行われました。

水産業の振興については、スマート水産業の実現に向けて、ドローン等を活用した海女による藻場管理の仕組みづくりや、AIを活用した魚類養殖における完全自動給餌システ

ムの開発、ICTを活用した海況情報を発信するプラットフォームの整備を行うとともに、産学官による「みえスマート水産業研究会」を令和3年1月に立ち上げました。また、多様な担い手の確保および育成に向けて、志摩市で6月に実施された真珠養殖業における水産高校生の職場体験（1名参加）や9月に開催されたみえ真珠塾の短期研修（2泊3日、大学生1名参加）を支援しました。

真珠養殖については、アコヤガイのへい死の被害軽減に向けて、4月からSNSを活用した環境情報を配信するとともに、へい死が始まった6月には三重県真珠養殖対策会議を立ち上げ、産学官が連携して原因究明やアコヤガイのストレスとなる作業の中止等の注意喚起などに取り組んだ結果、稚貝のへい死率は44%と、昨年（70%）と比べ低くなりました。また、真珠の魅力発信に向けて、真珠養殖業者等を対象としたセミナーの開催やオンラインで国内外へ情報発信できる真珠PRプラットフォームを整備しました。

新型コロナへの対応としては、県では農林水産業への影響について現場訪問や聴き取り調査による課題の把握を継続的に行い、県の補正予算や国の支援事業等を活用しながら、さまざまな対策を講じてきました。

農林水産事業者を対象とした経営相談窓口において、経営安定や資金繰りに対する相談、制度資金の案内を行うとともに、農業近代化資金や漁業経営維持安定資金の実質無利子等の措置による資金繰り支援を行いました。また、新型コロナの影響により需要が減少した県産農林水産物の滞留解消、消費喚起、販売促進を図るため、県産牛肉、熊野地鶏、養殖マダイ等の学校給食への食材提供、インターネットで購入できる農林水産物やその加工品の情報を集約して発信するポータルサイトの開設、県内量販店や直売所と連携して実施した県産食材の販売促進キャンペーンに取り組みました。

さらに、「新たな日常」への対応に取り組む事業者に対しては、オンラインによる販売方法や商談スキル、デジタル技術の活用や情報発信の手法等を学ぶ研修会の開催、内食や中食、通信販売等の新たな商品ニーズに対応するための機器導入への支援等を行いました。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「三重県産の農林水産物を買いたい」という項目に対しては、「実感している層」の割合が86.4%、「実感していない層」の割合が9.2%となり、それぞれ第1回調査に比べて1.0ポイントの減少、1.3ポイントの増加となりました。（前回調査比：それぞれ0.9ポイント減少、1.6ポイント増加）

(Ⅲ-2 強じんて多様な産業)

中小企業・小規模企業の振興については、新型コロナの影響を受けた中小企業・小規模企業の感染拡大防止や事業継続に向けて、延べ5,703件、約24億円の補助金を交付するとともに、新型コロナ感染症関連の資金繰り支援にかかる融資制度により、20,128件、約3,616億円の支援を行いました。また、三重県事業承継ネットワーク（事務局：三重県産業支援センター）を中心として、事業承継の気づきを促す事業承継診断を3,110件行うとともに、事業承継に具体的な準備にとりかかる事業承継計画の策定支援を1,740件行いました。さらに、事業継続力強化計画の策定をめざす中小企業・小規模企業30社に対して専門家を派遣するとともに、支援にあたっては、商工会・商工会議所と連携して実施し、支援ノウハウを吸収した経営指導員等による県内企業への水平展開を行いました。その結果、県内中小企業・小規模企業による事業継続力強化計画の認定率が全国第1位（令和2年度末）になりました。

ものづくり産業の振興については、県内ものづくり企業が抱える技術的課題の解決や基盤技術の強化のため、県工業研究所が保有する設備や知見等を活用し、引き続き「町の技術医」として技術相談や依頼試験、機器開放等のきめ細かな支援を行うとともに、みえ産学官技術連携研究会の活動を通じた共同研究等に取り組みました。また、企業が生産性や収益力を高めていけるよう、新しく補助制度を創設し、新たな事業展開に挑戦する取組、DXを推進する取組等10件について支援を行いました。さらに、四日市コンビナートの今後を見据え、「四日市コンビナート先進化検討会」など産学官による協創の場において、コンビナートのスマート化による生産性向上や技術人材育成等、競争力の強化や先進化に向けた取組を実施しました。あわせて、新型コロナの影響により、県内ものづくり中小企業の販路開拓機会が減少する中、川下企業と中小企業との商談会等技術交流する機会を提供するとともに、県ホームページ上にもものづくり企業デジタルガイドを作成・公開することで、県内ものづくり中小企業による川下企業に向けた情報発信を支援しました。

スタートアップ支援については、起業や新たな事業展開をめざすスタートアップの自律的・継続的な創出を目的とし、起業家支援ネットワークを拡大していく仕組み「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築に取り組みました。また、新たな社会課題の解決や「新たな日常」の実現に向けて、クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業を実施し、革新的なビジネスモデルや技術により対応しようとする10者の実証実験や社会実装の支援に取り組みました。



クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業のロゴマーク

ICT・データの活用については、産学官の連携で取組を進める「みえICT・データサイエンス推進協議会」を設立し、会員企業によるICT・データ活用推進のためのワーキンググループの立ち上げを支援しました。また、経営者向けIoT*ハンズオン講座（令和2年10月から令和3年1月にかけて6回開催、受講者40名）などさまざまな切り口で、

デジタル人材の育成に取り組みました。

「食」の産業振興については、「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、国・JETRO等と連携した商談機会を創出するとともに、クリエイティブ人材等との連携を推進し、新たなサービスや商品開発を支援しました。また、令和2年3月に設立した「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、商品やサービスに新たな価値を創出できる人材の確保・育成に取り組みました。

地域エネルギー力の向上については、多様な主体との協創により、地域との共生が図られるよう新エネルギーの導入促進に努めるとともに、省エネの推進、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等に取り組みました。大規模な太陽光発電施設の設置にあたっては、計画から設計、施工、運用、廃止の各段階において地域との調和を図るため、平成29年6月に策定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の適切な運用に、市町と連携しながら努めました。

企業誘致については、企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場*化、スマート工場*化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資を促進するとともに、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進しました。また、市町等と連携しながら、地域経済牽引事業*の促進を図りました。その結果、令和2年度は、投資額8,579億円、立地件数63件となりました。さらに、新型コロナへの対応として、新型コロナの感染拡大防止に必要性の高い製品や素材等の生産に取り組む県内企業9社に対して製造補助を行うとともに、県の行政機関が県内で製造された感染予防品を優先的に調達し、安定供給を図れるよう、調達優遇制度を創設しました。（登録企業：10社）また、脆弱性が顕在化したサプライチェーンについて、強靱化を図る県内企業15社に対して製造や雇用に対する補助を行いました。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「県内の産業活動が活発である」という項目に対しては、「実感している層」の割合が36.8%、「実感していない層」の割合が44.8%となり、それぞれ第1回調査に比べて9.0ポイントの増加、9.3ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ0.5ポイント増加、0.8ポイント増加）

(Ⅲ-3 世界の三重、三重から世界へ)

安全安心な観光地づくりに向けて、「観光ニューノーマル推進アドバイザー」をこれまでに122施設に派遣し、専門家の監修を受けた感染症対策マニュアルに沿った具体的な対策や、デジタルツールの活用などについての相談に対応しています。派遣先の事業者からは、現場に即したきめ細かなアドバイスに対して9割以上が参考になったとの評価をいただきました。

バリアフリー観光の推進については、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設5か所、観光施設3か所でパーソナルバリアフリー基準による調査を実施しました。また、新型コロナの影響により、これまで以上に移動やコミュニケーションにおける困難さに直面している障がい者や高齢者などを対象にオンラインツアーを実施しました。

「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」については、第3弾プレゼントキャンペーンの実施に加え、さまざまな特別企画を実施した結果、みえ旅おもてなし施設など県内404か所にQRコードを設置し、登録者24,326人、アンケート回答総数54,384件と第3弾実施前（施設数393か所、登録者6,554人、アンケート回答総数13,768件）から大幅に増加しました。

第9回太平洋・島サミットについては、新型コロナ拡大防止の観点から、従来の大規模集客型イベントに代えてSNSを活用し、開催気運醸成と三重の魅力発信に取り組みました。10月15日から開設した公式アカウントでは、各SNSの特色をふまえた親しみやすい投稿で、島サミットに関する内容や開催地三重の魅力、太平洋島しょ国の紹介などさまざまな情報を発信しています。3月31日現在、フォロワー数が計5,316人、インプレッション数が計989万回を超えるなど、多くの皆さんにご覧いただくとともに、賛同や関連投稿でご参加いただくことにより、島サミットに対する認知・関心・共感の広がりにつながることができました。

三重プロモーションについては、国内では、包括連携協定を締結した企業等との連携により、三重県フェアを6回開催しました。また、海外では、台湾の小売店と連携した三重県物産展を開催し、販路拡大に向けた営業活動を行いました。また、新型コロナの影響によって売り上げが落ち込んだ県内事業者を支援するためのECポータルサイト「オール三重！全力応援サイト 三重のお宝マーケット」で広報キャンペーンを実施し、県産品の流通促進に取り組みました。

首都圏における営業については、三重テラスにおいて、with/after コロナ時代に対応した運営をめざし、安全・安心への消費者ニーズに対応するため、ECサイト、WEB来店システム、混雑状況表示システムなど、ICTを活用した非接触・非対面サービスの提供を展開したほか、SDGsをテーマにした「三重の“宝”トーク」(2回)などのオンラインイベントを開催し、YouTube「三重テラスチャンネル」で配信するなど、三重の魅力を



答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン

発信しました。

関西圏における営業については、近鉄・都ホテルズ系列のホテル内レストランにおける「三重県フェア」（令和3年5月～6月）の開催に向けて調整を進める中で、各ホテルの総料理長等と県内事業者（延べ24者）によるオンライン商談を4回実施し、約70品目の県産食材がメニューに採用されました。また、新型コロナの拡大で打撃を受けた県内事業者を支援するため、大阪梅田地下街や商店街で物産フェアを3回開催（8月、11月、3月）し、伊勢うどん、青さのり、みかんなど200品目を超える県産品を販売しました。さらに、コロナ禍における三重の魅力再発見の機会づくりや、コロナ収束後の誘客促進を図るため、「#見つけた三重 in 天神橋筋商店街」イベントを開催（11月～12月）し、商店街約50店舗で県産食材を使ったオリジナルメニューを提供したほか、県内観光地（9ヶ所）とのオンライン中継や、県産木材を使用した箸づくりなど体験プログラムの提供等を行いました。

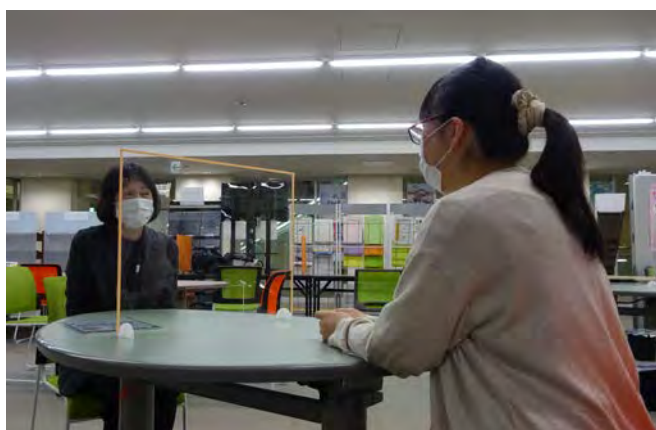
伝統産業・地場産業の魅力増進については、魅力を発信し新たな市場を開拓するため、伝統産業・地場産業事業者が異業種等と連携して取り組むワークショップを開催し、新たに開発された9商品をオンラインイベントや県内外の店舗で販売するなど、魅力発信、販路開拓の取組を支援しました。また、GI（地理的表示）を活用した「三重の日本酒」のブランド化の取組を推進するため、GI「三重」のブランドストーリーを映像化し、フランス、イギリス、国内在住のシェフ、ジャーナリスト等、延べ約2,700名の外国人に向けオンライン講座で配信しました。

国際展開の推進については、新型コロナの感染拡大により、輸入に加え輸出も停滞したことから、海外のサプライチェーン多元化や販路拡大の取組を支援する補助金を設けるとともに台湾企業とのオンライン商談会を開催するなど県内中小企業の国際展開を促進しました（補助金67件交付。商談会は8社参加）。また、海外との行き来ができない中、みえ国際ウィークにおいて、高校生を対象としたSDGs研修（167名）や、若者を対象としたグローバル環境セミナー（49名）、みえグローバル学生大使と外国人とのオンライン交流会（30名）などを開催し、国際的な視野を持つ若者の育成に取り組みました。

「幸福実感指標」（第10回調査）の「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」という項目に対しては、「実感している層」の割合が27.6%、「実感していない層」の割合が54.5%となり、それぞれ第1回調査に比べて10.3ポイントの増加、9.7ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ4.6ポイント減少、5.4ポイント増加）

（Ⅲ-4 多様な人材が活躍できる雇用の推進）

若者等の雇用支援については、県内企業への就職を促進するため、おしごと広場みえにおいてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供したほか、合同企業説明会の開催（おしごと広場みえミニ合同説明会を11回開催し、33社221名参加）など学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の情報発信等に取り組みました。また、県外大学との就職支援協定締結の拡大に向けて、令和2年度は法



おしごと広場みえでの感染予防に配慮した就職相談の様子

政大学と協定を締結し、締結大学は合計21校となりました。さらに、令和2年度はオンラインを活用して、締結大学と県内企業との意見交換会を初めて開催しました（参加大学16校、参加企業延べ149社）。あわせて、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざまな魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV I」（ウェブサイト）による情報発信（52社追加し、合計約420社）を引き続き進めるとともに、県内企業のインターンシップを促進するため、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、令和2年6月に「『みえ』のインターンシップ情報サイト」を公開しました。

離職者や転職希望者等の県内への就職・定着を進めるため、県内企業の求人情報が検索・参照できる「『みえ』の仕事マッチングサイト」の活用を図るとともに、オンラインを活用した就職・転職セミナーや、職場見学体験など、多様な支援メニューを準備することで、離職者や転職希望者等一人ひとりの実情に応じた支援に取り組みました。

就職氷河期世代*の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、令和2年度におしごと広場みえ内に専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組みました。また、きめ細かなニーズを把握するため、県内における就職氷河期世代に係る実態調査を実施しました。

新型コロナの影響により、県内中小企業の新卒者等の確保に支障が生じないよう、オンラインによる企業説明会の実施（令和2年6月、8月および9月に開催し、延べ67社参加、1,200名以上の学生等が視聴）やホームページでの企業動画等の発信などに取り組むとともに、企業におけるオンライン面接の導入が進んでいることから、おしごと広場みえにおいて、オンラインによる模擬面接等を実施しました（オンライン就職相談等実績1,025件）。

新型コロナの影響により、従業員の雇用維持に苦慮する業界と、労働力不足となる業界が発生したことから、こうした労働力の需給ミスマッチを解消するため、「みえ労働カシ

「エアリング支援拠点」を設置し、失業なき労働移動が促進されるよう、企業間においてマッチングする仕組みを構築しました（企業登録数 47 件、マッチング数 2 件 3 名）。

人材の育成・確保支援については、労働者の技能と地位の向上を図るため、技能検定を実施し、県内企業を支える技能者の育成を行いました。また、外国人技能実習制度の変更に伴う受検申請の増加に対応できるよう、試験実施体制の整備を図るとともに、随時 2 級試験が県内で実施できるよう、三重県職業能力開発協会の試験実施体制の整備を図りました。

働き方改革の推進については、働き方改革に意欲的な中小企業 10 社にアドバイザーを派遣して、労働環境の改善や生産性の向上などの課題解決を図るとともに、その取り組み事例を県内に広く展開させるため、取組成果共有会を開催しました。また、新型コロナウイルスの影響を受ける状況下において、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて導入を検討している県内中小企業 11 社に対し、アドバイザーの派遣を行いました。さらに、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度については、製造業、運輸業、情報通信業などの働き方改革が課題となっている業種からも申請があり、57 社を登録するとともに、特に優れた取組を行っている 4 社を表彰しました。そのほか、三重県労働相談室において、年々複雑化・多様化する労働相談に対応するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大が雇用情勢に及ぼす影響を鑑み、平日の労働相談に加え、特別労働相談窓口を毎週土曜日に設置し、労働関係法や社会保障法令に精通した社会保険労務士による労働相談を実施しました（4 月 11 日から 9 月 26 日まで：相談件数 50 件）。

働く意欲のある高齢者の雇用を促進するため、地域の各主体により設立した生涯現役促進地域連携協議会において、高齢者雇用の仕組みを構築し、高齢者の心身の状況等に応じた多様な就労機会を創出するとともに、企業における高齢者の積極的な雇用の促進を図りました。

女性の就労支援については、働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修（計 406 名参加）等を実施し、女性の再就職を支援しました。

障がい者雇用については、新型コロナウイルスの感染防止や通勤負担軽減の観点から、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいのある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の就労機会の創出につなげるため、分身ロボット（「Orihime」および「Pepper」）を活用した接客やデイサービス利用者との会話を行うコミュニケーション業務、パソコンを活用した手書き伝票のデータ入力や入力作業の自動化を行う業務など、12 事業者、障がい者 25 名がテレワークによる就労訓練を実施しました。

「幸福実感指標」（第 10 回調査）の「働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が 21.1%、「実感していない層」の割合が 62.5%となり、それぞれ第 1 回調査に比べて 7.4 ポイントの増加、10.2 ポイントの減少となりました。（前回調査比：それぞれ 0.3 ポイント増加、0.6 ポイント増加）

(Ⅲ-5 安心と活力を生み出す基盤)

県民生活の安全性・利便性の向上、地域の経済活動や県内外との交流・連携を支える道路の整備に取り組みました。

紀勢自動車道の暫定2車線区間の4車線化については、大宮大台ICから紀勢大内山ICまでの一部区間約6.2kmが事業着手されるとともに、勢和多気JCTから大宮大台ICまでの区間約10.9kmが、令和3年度の事業着手区間に決定されました。また、未事業化区間であった鈴鹿四日市道路が新規事業化されるとともに、鈴鹿亀山道路については、都市計画決定の告示および環境影響評価書の公告を令和3年2月に行いました。

県管理道路においては、令和2年5月に県道六軒鎌田線バイパス〔L=1.4km〕、令和3年2月に県道磯部大王線（志島バイパス）〔L=1.8km〕を供用開始しました。

新型コロナの影響により、利用者が大幅に減少し、厳しい経営環境に直面している県内公共交通の維持・確保を図るため、県内交通事業者が行う感染拡大防止、割引企画などの利用回帰に向けた取組や安定的な運行に要する経費の支援を行いました。

また、国に対し、県内交通事業者が安全運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう各種補助制度のさらなる基準緩和、拡充や、減収分に対する必要な経営支援について要望しました。



県道六軒鎌田線バイパス

「幸福実感指標」(第10回調査)の「道路や公共交通機関等が整っている」という項目に対しては、「実感している層」の割合が39.0%、「実感していない層」の割合が56.2%となり、それぞれ第1回調査に比べて1.5ポイントの増加、0.3ポイントの増加となりました。(前回調査比：それぞれ0.1ポイント増加、0.2ポイント増加)

IV 行政運営の取組

「みえ県民カビジョン」の推進については、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の初年度の取組を確実に推進するため、令和2年度の取組方針を確認する「春の政策協議」を実施するとともに、「令和2年版成果レポート」において、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度である令和元年度単年度の取組に加え、行動計画期間の4年間の取組についての評価を行いました。このほか「秋の政策協議」で議論を行い、「令和3年度三重県経営方針（案）」を策定しました。

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に関して、三重県地方創生会議および同検証部会を開催し、目標の達成状況や取組内容について検証を行うとともに、今後の取組方向等について外部有識者から意見をいただきました。これらの会議結果や議会での審議をふまえ、第1期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組の検証については検証レポート、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」と一体化させた第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における令和2年度の取組方向については「令和2年版成果レポート」に取りまとめ、公表しました。また、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」およびSDGsに資する取組を推進するため、庁内部局間の連携を図る「三重県地方創生・SDGs推進本部」を4月に設置しました。

県民の社会参画の促進については、新型コロナ禍においても、NPOが「新たな日常」に即した活動を再開、継続できるよう、資金や活動に関する相談窓口の設置、オンラインでのサービス提供に係る研修などを行うことで、地域課題の解決に向けた活動を実施しました。

県行政の自立運営については、「第三次三重県行財政改革取組」を着実に推進した結果、令和2年度の取組については計画どおり進捗しました。その中で、新型コロナによる危機の克服に向けて最優先で取り組むことに加え、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の目標達成に向け、施策をより一層加速させるとともに、県政の諸課題に的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局および保健所の体制強化、DXの推進や三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた体制整備などの組織改正に取り組みました。また、コンプライアンス意識の向上のため、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、適正な業務執行のために内部統制制度を導入し、運用しました。このほか、ワーク・ライフ・マネジメントの推進において、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる業務等が増加する中、所属長と職員との対話を進め、業務の平準化、業務の見直し等に取り組みました。

県財政の的確な運営については、令和3年度当初予算編成において新型コロナ対策をはじめ県民の安全・安心を守るための取組などに予算を重点化しつつ、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき総人件費など経常的な支出を抑制した結果、県独自の財政指標である「経常収支適正度」が3年連続で100%以下となりました。また、「第三次みえ県有財産利活用方針」に基づき、各所属で自己点検を実施するとともに、全部局でその結果を共有することで、未利用財産の売却や利活用に取り組みました。このほか、コンビニおよびMMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付、クレジットカード納税、スマートフォン決済アプリによる納付の利用促進並びに滞納整理の徹底を図ってきたことで、自動車税種別割の納期内納付率は件数ベースで86.5%、税額ベースで85.6%となり16年連続で上昇しました。

広聴広報の充実については、県民の皆さんの行動につながる県政情報が発信され、県政に対

する意見や要望に真摯に対応できるよう、「三重県広聴広報アクションプラン（令和2年3月改訂版）」に基づき、「戦略的なプロモーションの推進」「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の3つの戦略を柱に広聴広報活動を推進しました。特に「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」では、新型コロナウイルスの緊急情報や災害時の危機管理・救急医療情報など、県民の皆さんに必要な情報を的確に届けるとともに、より県政情報を身近に感じていただけるよう、「伝える」から「伝わる」、「届ける」から「つながる」広聴広報の観点で、県広報紙や県ホームページ、フリーペーパー、新聞、テレビ、SNS等の多様な広報媒体を活用した情報発信、パブリシティ活動に取り組みました。

スマート自治体の推進については、業務の生産性向上や職員の働き方の見直しに取り組む等、全庁的なスマート改革の取組を進めたことに加え、県情報ネットワークの費用対効果や信頼性のさらなる向上を図るとともに、モバイルワーク等の働き方改革の推進も視野に入れた県情報ネットワークを構築し運用を開始したほか、職員一人一台パソコンについても、新しい働き方を見据え、拡張性の高いモバイル型の導入を開始しました。また、市町のスマート自治体への取組を促進するため、AIやRPAの導入、新しい働き方や生産性の向上につながるWeb会議や在宅勤務システム等について情報提供や意見交換を進めたほか、一部の市町と連携し、AI・RPA等の活用による業務効率化を目的としたモデル事業にも取り組みました。

(3) 令和3年度三重県経営方針

三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」において起点となるPlan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況等を的確にとらえ、機会を逃さず重点化を図っていくこととしています。
- こうした考え方のもと、毎年度の「三重県経営方針」において当該年度の「重点取組」を記述し、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

※「重点取組」については、「2 注力する取組」を中心に、その他の重要課題と一体的に記述しています。

はじめに ～令和3年度の三重県経営にあたって～

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が拡大し、感染の波が数次にわたり襲来する中、新型コロナの収束と経済回復の両立を図り、「新たな日常」を創造していかなければなりません。この「新たな日常」はやがて訪れるものではなく、私たち自ら行動し、変革していく覚悟をもつ必要があります。強い決意のもと、新型コロナの拡大がもたらした社会変容を踏まえつつ、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（以下「第三次行動計画」という。）の目標達成に向けて施策をより一層加速させ、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めていきます。

令和3年度は、伊勢志摩サミットから5年の節目を迎えます。この記念すべき年に、東京2020オリンピック・パラリンピックの熱気と感動をつなぐ「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」が開催されます。三重県の知名度をさらに高めるこのチャンスを生かし、県政史に新たな1ページを残せるよう、大成功に向けてオール三重で取り組んでいきます。

また、紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年の節目を迎えることから、この機をとらえ、令和2年度に改訂した「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、強くしなやかな県土づくりに向けて、ソフト・ハードの両面から防災・減災、国土強靱化の取組を強力に進めていきます。

さらに、コロナ禍でも、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現に向けて、新たに設置する「デジタル社会推進局」を中心に、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体のデジタル化に向けて全国に先駆けた取組を加速させていきます。

（令和2年度を振り返って）

令和2年度は、新型コロナの世界的大流行のみならず、令和2年7月豪雨をはじめとする気候変動に伴う大規模自然災害の発生など命と暮らしの安全・安心を脅かす「複合災害」ともいえる非常事態が連続し、県内経済や雇用情勢も深刻な痛手を被りました。

本県では、新型コロナから県民の皆さんの命と健康を守り抜き、傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図っていくための道筋として「“命”と“経済”の両立をめざすみえモデル」（以下「みえモデル」という。）を打ち出し、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、三重の強みの活用、一極集中リスクの軽減と地方創生の推進、SDGs（持続可能な開発目標）

の推進という4つの視点から、必要な対策を戦略的に講じてきました。

また、激甚化・頻発化する水災害や南海トラフを震源とする地震等の大規模災害に備え、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も活用しつつ、防災・減災、国土強靱化の取組を進めてきました。

新型コロナの拡大は、大都市部への過度な一極集中のリスクや行政のデジタル化の遅れを顕在化させました。また、人やモノの移動が制限され、幅広い分野で需給がひっ迫し、地域経済に甚大な影響をもたらす一方、DXにより時間や距離の制約が克服され、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育が普及し始め、ワーケーションや二地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しつつあります。

こうした変化を後戻りさせることなく、デジタル社会の実現に向けて、「新たな日常」の原動力となる社会全体のDXを推進し、全国に先駆けてSociety 5.0への社会変革を進め、未来を先取りしていく必要があります。DXが生み出す新たな価値は、ビジネスや社会構造を大きく変えるインパクトをもたらすことが期待されます。

また、地方への移住に関心をもつ首都圏の若者が増えている状況を好機ととらえ、「新たなひとの流れ」を取り込み、選ばれる三重県となるよう、自律・分散・協調型の国土形成を前提にした地方創生の取組をより一層加速させていく必要があります。

新型コロナの影響に伴い、社会の分断や格差が改めて浮き彫りになりました。多様性を踏まえた包容力のある社会的なつながりや社会の持続可能性が益々重要になる中で、世界全体の共通目標であるSDGsの意義は一層高まっており、SDGs達成に向けた「行動の10年」の動きが国内外で広がりつつあります。

また、コロナ禍において、世界の化石燃料消費による二酸化炭素排出量が減少する中、地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」に基づく脱炭素社会の実現に向けた世界的潮流が加速しており、国では、2050（令和32）年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン成長戦略」が推進されています。

このような中、本県では、令和2年7月には国の「SDGs未来都市」に選定され、「若者と創るみえの未来～持続可能な社会の構築～」をテーマに、次代を担う若者をはじめとする多様なステークホルダーとの協創により、国に先駆けて表明した「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の具現化に向けて、経済・社会・環境の3つの側面から統合的な取組をスタートさせました。「全てのステークホルダーが役割を担う」観点から、県民の皆さんがSDGsを自分事とし、社会を変える最初の一步を踏み出せるよう、その考えを広く浸透させていく必要があります。

（令和3年度の取組方向）

変化の振れ幅が大きく、先行き不透明で不確実な時代。三重の未来を左右する岐路に立っているという危機感と使命感をもち、ピンチをチャンスに変えていかなければなりません。

白血病による闘病生活の苦しみを克服し、競技の舞台に復帰された競泳の池江璃花子選手は、「逆境から這い上がっていくときには、希望の光が必要である。希望が遠くに輝いているからこそ、どんなにつらくても、前を向いて頑張れる。」と述べています。

令和3年度は、新型コロナの拡大がもたらした社会変容を踏まえた「新たな日常」の創出に向けて、「『DX』×『SDGs』でスマートな三重へ」を合言葉に、「ビルドバック・ベター（新型コロナ前よりも、より良い社会へ）」の観点から、県政を展開していく必要があります。

そこで、社会全体のDXをスピード感を持って進め、「第三次三重県行財政改革取組」に基づく持続可能な行財政運営のもと、県民の皆さんの不安を解消する取組を加速させるとともに、県民一人ひとりの希望を取り戻し、新しい未来を実現するための取組にも果敢に挑戦していくこととします。

こうしたことを踏まえ、次にお示しするとおり、新型コロナによる危機の克服に向けて最優先で取り組むとともに、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に向けて4つの取組に注力していきます。

○新型コロナウイルス感染症の危機克服～命と経済の両立をめざして～

○注力する取組～第三次行動計画の再加速に向けて～

- 1 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を成功させる三重
- 2 「命」「安全・安心」を大切にする三重
- 3 「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切にする三重
- 4 「未来への希望」「挑戦」を大切にする三重

1 新型コロナウイルス感染症の危機克服～命と経済の両立をめざして～

新型コロナの拡大は、社会経済活動のあらゆる分野に甚大な影響を及ぼし、経済活動の停滞、感染症と人口集中のリスクの顕在化、社会における分断と軋轢^{あつれき}の発生、「新しい生活様式」の定着など、人びとの暮らし、働き方、価値観等に大きな変化をもたらしました。

本県では、県民の皆さんの命と健康を守ることを最優先にしたうえで、事業の継続と雇用の維持をめざし、令和2年3月の緊急経済対策、同年4月の緊急総合対策と2度にわたり緊急的な対策を講じました。同年5月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、第三弾の対策として、緊急的な取組に加え、経済の再活性化から本格的な経済活動の展開に至るまでの道筋を示す「みえモデル」を策定し、県民の皆さんの命と健康を守り抜き、傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図る取組を展開してきました。

「みえモデル」では、新型コロナの拡大がもたらした社会変容を踏まえ、

- ① 「DX」の推進による Society 5.0 への社会変革
- ② これまで積み重ねてきた「三重の強み」を活用した三重らしい取組の推進
- ③ 大都市部への過度な一極集中リスクの軽減と地方創生の推進
- ④ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

の4つの視点を重視し、「感染拡大阻止と経済の危機回避」、「感染症収束と経済回復の両立」、「新たな日常の創造と未来への進化」の3つのステージごとに、刻一刻と変化する感染状況等に応じて、時機を逸することなく、的確な対策を講じ、中長期的に取組を進化させていくこととしています。

これまでの取組を通じ、深刻な影響を受けた県内事業者の皆さんが奮起された結果、鉱工業生産指数等の指標をみると一定の効果が現れつつあります。しかしながら、新型コロナの第三波に続くさらなる波や新たな感染症の流行が生じるリスクも考慮すると、予断を許さない状況が続く見込みであり、新型コロナによる危機の克服に向けてオール三重で取り組む必要があります。

令和3年度は、「みえモデル」の考え方を踏まえ、新型コロナの感染防止と経済回復の両立に向けて、柔軟かつ機動的な対策を強力に講じていきます。

感染防止に向けては、「医療提供体制を万全のものにしなければ、本県の経済再生への道は決して開けない」という強い決意のもと、これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援などに取り組みます。

経済回復に向けては、感染状況を注視しつつ、「雇用の維持・確保」、「地域経済の再生」、「安全・安心な暮らしの再構築」等の分野ごとに、引き続き緊急的な課題に対応しながら、的確にきめ細かな対策を充実・強化していきます。

(1) 県民の命を守り抜く感染拡大の防止

新型コロナの拡大や新たな感染症リスクに万全に備えるため、組織体制を強化し、感染症対策に係る県の方針となる条例や計画に基づく対策を着実に進めます。これまで構築してきた医療・検査体制を充実させるとともに、医療施設や社会福祉施設等各施設、事業者、学校、避難所等における感染防止対策への支援に取り組みます。

- ・ 令和2年12月に制定した「三重県感染症対策条例」及び県独自で策定した「三重県新型コロナウイルス感染症対応指針」、同月改定した「三重県感染症予防計画」に基づき、感染症の発生及びまん延防止の観点から、全県をあげた万全の対策を計画的かつ総合的に講じていきます。
- ・ 新型コロナによる危機の克服に向けて、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の体制を強化するため、組織体制を再編し、専任職員を配置するとともに、感染対策の最前線に立つ保健所の体制を強化し、保健所職員の負担軽減を図ります。

(医療・検査体制の充実等)

- ・ 新型コロナの感染拡大に備え、入院受入病床を有する医療機関に対する空床補償、医療機関等におけるマスク・消毒液など資機材の計画的な備蓄支援や、県におけるローリングストック、流通備蓄の拡大などの検討を進めるとともに、市町や関係団体においても一定の備蓄量の確保を働きかけていきます。
- ・ 医療機関において、感染症患者の早期発見と感染拡大防止を図るため、感染防止対策に従事する職員の人材育成や資質向上に取り組むとともに、緊急時の応援体制を確保します。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切な接種に向けて、県が主体となり医療従事者等向け接種やワクチンの流通に係る調整を行うとともに、医学的知見が必要となる専門的な相談に対応する体制を確保します。また、県民の皆さんが安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、実施主体となる市町を支援するとともに、ワクチンに関する正しい情報提供を行います。
- ・ 毎夜間及び休日等において、精神疾患の急性発症または症状の急変により医療が必要となる新型コロナ感染症患者(疑いがある方を含む。)に対する精神科医療体制を確保します。

(各施設、事業者における感染防止対策への支援)

- ・ 感染症が発生した介護施設等に対して、通常の介護サービス提供時には想定されない経費の負担軽減を図ります。
- ・ 介護施設等における感染防止対策を徹底するため、衛生用品等の備蓄を進めるとともに、簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化改修、生活空間等の区分けを支援します。また、クラスター発生等により職員が不足した場合でも、応援職員の派遣調整を行うなど、介護サービスが安定的に供給できるよう支援します。
- ・ 保護施設や保育所など社会福祉施設等における感染防止対策を徹底するため、マスクや消毒液など衛生用品の確保に対する支援等を行います。
- ・ 児童養護施設や保育所、放課後児童クラブ等における感染防止対策のため、感染症対策に関して気軽に相談できる窓口を設置するとともに、専門家による派遣指導を行います。

- ・ 障害者支援施設や児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染発生時に職員が不足する事態に備え、施設間での職員派遣に関して県と関係団体との間で締結した覚書に基づき、派遣等の必要が生じた場合に支援を行います。
- ・ 保護者が新型コロナウイルスに感染し、親族等の養育者が不在の場合に、支援が必要な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。
- ・ 感染症への不安を抱える妊婦が安心して出産できるよう、分娩前にPCR検査等の感染の有無を確認する検査を希望する妊婦に対する支援を行います。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した妊産婦のうち希望する方に対して、退院後、助産師や保健師等が、訪問での専門的なケアや電話等による相談支援を行います。
- ・ 異業種等から感染対策関連製品分野へ参入する企業を支援するため、メディカルバレー構想の推進を通じて培われた産学官民のネットワークを生かし、ICT（情報通信技術）を活用して、企業と医療機関等をつなぐ製品開発・改良のためのマーケティングシステムを運用します。

（学校における感染防止対策と学びの継続）

- ・ 感染拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うため、全ての公立学校にスクール・サポート・スタッフを配置します。
- ・ 県立高校や特別支援学校の子どもたちが、通学時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、スクールバスの増便等を行います。
- ・ 外部人材を活用して、授業における教員の補助や補充的な学習の支援を行う学習指導員を小中学校に配置します。
- ・ 新型コロナウイルスの影響に伴い、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、保護者に負担が生じないように支援します。

（災害発生時における感染防止対策）

- ・ 災害発生時の避難における感染防止のため、分散避難を促進するとともに、市町が取り組む避難所の感染防止対策への支援を引き続き実施します。
- ・ コロナ禍での分散避難時において、停電した際にも安全・安心に過ごすことができるよう、EV車や非常用発電機等の活用について、事例集の作成や防災訓練・シンポジウム等での普及啓発を行います。

（警察における感染防止対策）

- ・ 警察における感染防止対策を徹底するため、取調室に感染防止対策用除菌脱臭機を設置するとともに、検視時に使用する感染防止資材（マスク、簡易感染防護衣、遺体収納袋等）の備蓄や感染性廃棄物の処理を行います。

(2) 雇用の維持・確保

本県の雇用情勢は、有効求人倍率では底堅さがみられるものの、新型コロナウイルスの影響によ

り、弱い動きが続いています。今後も企業における解雇や雇止め等が懸念されることから、雇用の維持・確保に向けたマッチング支援、失業者の能力開発支援、若者の就職支援、障がい者の就労支援などに迅速かつ強力に取り組みます。

- ・ 新型コロナの影響から生じた雇用需給ミスマッチを解消するため、関係機関と連携し、従業員の送り出しを希望する企業と、その受入れを希望する企業の情報収集や、Webサイトへの掲載、マッチング支援等を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴う就職活動のオンライン化に対応するため、引き続きジョブカフェ「おしごと広場みえ」において、オンラインによる模擬面接や就職相談を行うとともに、Web合同企業説明会を開催します。
- ・ 新型コロナの影響により高校生の就職を取り巻く環境は極めて厳しくなることが懸念されるため、「就職実現コーディネーター」を増員し、生徒一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現につなげます。また、外国人生徒や障がいのある生徒の就職実現が図れるよう、きめ細かな相談や求人開拓等の重点支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響により受注が減少した障害者就労支援施設等の運営を支援するため、県の障害者優先調達をさらに推進するとともに、市町に対して取組の推進を働きかけ、障害者就労支援施設等の受注を拡大し、障がい者の工賃等の向上に取り組みます。
- ・ 障がい福祉分野において、より幅広く介護人材を確保するため、他業種で働いていた方等を対象として、返済免除付きの就職支援金の貸付を実施します。

(3) 地域経済の再生

県内経済は、新型コロナの影響により一部に厳しい状況がある中で、持ち直しの動きが落ち着きつつあります。今後は各種対策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直していくことが期待されますが、県内産業をけん引する中小企業・小規模企業の経営環境はひっ迫した状況が続いていることから、資金繰り支援など事業継続への支援をはじめ、強靱で安定的なサプライチェーンの構築、農林水産業における多角的な販路の開拓、販売促進等による経営体質の強化、安全・安心な観光地づくりなどを強力に進めます。

(事業継続支援)

- ・ 新型コロナの拡大により経営に影響を受けている農業者及び漁業者の資金繰りを支援するため、経営継続に必要な融資に係る利子分の負担を軽減します。
- ・ 農林漁業者が、新型コロナの影響に伴う経営への不安を乗り越え、感染防止対策を講じつつ、新たな生産・販売方式の確立に取り組めるよう、普及指導員による経営・技術指導など事業継続に必要な支援を行います。
- ・ 中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況であるため、事業継続に支障が生じることのないよう、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応）の継続実施などを通じて、切れ目のない資金繰り支援を強力に進めます。
- ・ 新型コロナの第三波の影響に伴う急激な売上減少により、事業継続に支障をきたしている小規模企業を緊急的に支援します。また、中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越えるため、生産性向上や業態転換をめざす取組を支援します。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう、「経営改善コーディネーター」を三

重県中小企業支援ネットワーク事務局に配置します。このコーディネーターが中心となって、商工会・商工会議所、金融機関等の関係機関と連携して、経営課題を抱える事業者を支援します。

- ・ 中小企業・小規模企業の事業継続力の強化を図るため、感染症対策を含めた事業継続力強化支援計画の策定を促進するとともに、BCP*（事業継続計画）策定に向けた支援を行います。

（ものづくり産業への支援）

- ・ ものづくり中小企業の販路開拓機会が減少している中、オンラインでの商談会等も含めた川下企業等との技術交流会を開催します。
- ・ 工業研究所において、オンラインでの技術相談や各種技術セミナーの開催に加え、中小企業・小規模企業に対する依頼試験手数料及び機器開放使用料の減免を行います。

（サプライチェーンの強靱化）

- ・ サプライチェーンの毀損に直面した県内企業が、県内で継続的に操業できるよう、マザー工場化、研究開発機能の強化、生産拠点の国内回帰など、サプライチェーンの転換・強化を図る取組への支援を推進し、県内生産拠点の強靱化、さらには本県産業の高度化につなげます。
- ・ 新型コロナの影響を受けた県内中小企業のサプライチェーンの多元化や停滞する輸出に対応した新たな販路開拓を促進するため、調達先や販路の拡大を支援します。

（農林水産業・食関連産業の振興）

- ・ 新型コロナの影響を受けて停滞している県産農林水産物の輸出について、商流のつなぎ直しなど、必要なオンライン商談・プロモーションを含めた新たな販路開拓の取組を支援します。
- ・ 新型コロナの影響を受けた食関連産業の回復を支援するため、「新たな日常」への対応として、デジタル消費の加速など消費行動の変化に的確に対応するとともに、食関連産業における多様な連携を促進することで、新たな価値を創出します。

（県産品等の販路開拓・拡大支援等）

- ・ 「みえセレクション」として選定した県産品等の認知度向上や新たな顧客の獲得などによる販路拡大につなげるため、全国規模の小売店において、Webサイトも同時に活用しながら、三重県フェアを開催します。
- ・ 商社機能を有する海外駐在員等を含めた県内事業者のネットワークを活用し、新たな商流の開拓が可能な県産品の掘り起こしや県産品の効率的な販路拡大を支援します。
- ・ ECサイト等での売上増加を図るため、オンラインでの効果的な販売手法等に関する連続講座を開催し、情報発信力及び販売力の強化を支援します。
- ・ 県産農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる県内事業者を支援し、消費喚起を図るため、「オール三重！全力応援サイト 三重のお宝マーケット」（ECポータルサイト）のさらなる利用促進を図ります。

- ・ 新型コロナの影響を受けた伝統産業・地場産業等事業者の販路拡大に向けて、オンラインの活用など「新たな日常」に対応した多角的な情報発信や販路開拓等の取組を支援します。
- ・ 新型コロナの影響を踏まえ、三重テラスがこれまで構築したさまざまな顧客とのネットワークをフルに活用して、県内事業者の販路開拓支援、県内への誘客促進、コアな三重ファンの獲得を目的とした取組を進めます。

(安全・安心な観光地づくり等)

- ・ 安全・安心な「三重の旅」を実現するため、感染防止対策を徹底するとともに、旅行需要の拡大につながるよう、県内での宿泊及び周遊促進に継続的に取り組みます。
- ・ 感染防止対策と経済活動を両立させるため、県内観光事業者のニューノーマルへの対応などを支援するアドバイザーの派遣や、最先端技術を活用し地域の特性や課題に対応した感染予防対策の展開などを行うことにより、安全・安心な観光地づくりを促進します。
- ・ 新型コロナにより大きな影響を受けている県内観光関連産業を支援するため、クーポン発行による宿泊助成、体験コンテンツの利用促進キャンペーンや県内を周遊するドライブプランの実施など、旅行需要の喚起と平準化を図るための取組を実施します。
- ・ 新型コロナにより大きな影響を受けている宿泊・観光業等の地域経済の回復を支援するとともに、子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内を行先とする教育旅行に対する支援を行います。

(4) 安全・安心な暮らしの再構築

新型コロナの拡大がもたらした社会変容に適応し、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを取り戻すため、苦境に立つ人びとへの支援、NPOの活動支援、公共交通の維持・確保、効果的な情報発信などに取り組みます。

- ・ 生活に困窮する方に寄り添った支援を行うため、相談支援員の増員やオンラインでの面談等による自立相談支援機関の支援体制の強化を図るとともに、住まいを失うおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。
- ・ 生活福祉資金の特例貸付制度を利用した方が安心して暮らせるよう、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援します。
- ・ 不妊に悩む方々が感染症への過度な不安や誤解等で治療を中止し、子どもを持ちたいという希望を断念しないよう、身近な地域で寄り添い、不安や悩みを傾聴し、精神的負担を解消するピアサポーターを養成・派遣します。
- ・ 新型コロナの影響に伴い不妊治療を中断した方などが、心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。
- ・ 文化団体等が、ホール等を円滑に利用できるよう、県内市町の劇場・音楽堂等の管理運営者向けの実地研修会を実施するとともに、三重県総合文化センターのホール等を利用する際の支援を拡充します。
- ・ NPOによる「新たな日常」に即した地域課題の解決を図るため、オンラインを用いた効果的な活動事例に係るワークショップを開催するなど、NPO活動の展開を支援します。

- ・公共交通の維持・確保を図るため、引き続き県内交通事業者が行う感染拡大防止、利用回帰や安定的な運行に向けた取組を支援します。
- ・高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金について、第一子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナの影響による家計急変世帯も給付対象とします。
- ・県民の皆さんの命と健康を守るために必要な情報や、暮らしと仕事を守るための各種支援制度等の情報について、さまざまな広報媒体を効果的に組み合わせたメディアミックスにより発信します。
- ・県立看護大学と連携し、暮らしの保健室・寄り道カフェの設置、地域住民と連携した新型コロナ対策の実施、地域住民と共につくる研修会の開催などの取組を県内全域へ波及させるとともに、社会・地域貢献活動を通じて、県内で活躍する看護師・保健師人材を育成します。
- ・コロナ禍で、運動・スポーツをする機会が減少している中、全ての世代で運動習慣を継続・定着させ、県民の皆さんの心身の健康を守るため、室内でも効果のある運動やストレッチの紹介動画を制作・活用します。
- ・コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用し、いつでも効果的に運動できるよう、県営都市公園内における既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施するとともに、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。

(5) 分断と^{あつれき}軋轢からの脱却

感染症患者や医療従事者等の^{あつれき}個人や企業に対する差別・偏見につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等が社会の分断や^{あつれき}軋轢を生まないよう、本県のもつ多様性の尊重と受容という素地を生かしつつ、一人ひとりを大切にし、お互いを思いやる社会の実現に向けたさまざまな取組を強力に進めます。感染症に関する正しい知識の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、関係機関とも連携し、差別等に苦しむ方々に寄り添った支援を行うなど、オール県庁で総合的に取り組みます。

(感染症に関する正しい知識の普及・啓発)

- ・新型コロナの感染に伴うSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネット上のデマや誹謗中傷は、人権を侵害するだけでなく、いたずらに人びとの不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなることから、SNS等を活用し、県民一人ひとりに、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・新型コロナに係る偏見・差別等の人権侵害の未然防止のため、新型コロナに係る正しい知識の習得と情報リテラシー（情報を選別する力）の向上に向けた啓発パンフレットの作成・配布や、三重の国観光大使など本県にゆかりのある著名人等による啓発動画の作成・発信を行います。また、差別、誹謗中傷等に苦しむ方や医療従事者等関係者への応援メッセージを広く県民の皆さんから募集し、集約したメッセージの公開を通じて、被害者等に寄り添った支援につなげます。
- ・新型コロナの影響により生活環境が変化し、障がい者の特性に対する誤解や偏見による新たな差別が生じている懸念がある中、さまざまな機会をとらえて、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報に取り組みます。

(インターネット上の差別的な行為への対応)

- ・ 感染症患者や医療従事者等への偏見・差別が社会問題化している中、インターネット利用者に対して直接働きかけるネット広告等の手法で、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等の書き込みの未然防止を図るとともに、情報リテラシーの向上につながる素材（動画）を活用した啓発を行います。
- ・ 感染症患者等へのインターネット上の差別的な書き込みを防止するネットモニタリングを実施するなど、引き続き差別や偏見をなくすための取組を進めます。
- ・ 新型コロナに係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールについて、より広範な検知ができるよう改善します。また、SNSなどで不適切な書き込み等を発見した場合に投稿できるアプリ「ネットみえ〜」について、アプリから相談窓口へ直接アクセスできるよう改良します。さらに、これらの取組から得られた実例を題材として、子どもたちが新型コロナに係るいじめや誹謗中傷について考え、学ぶケーススタディ教材を作成します。
- ・ インターネットを通じて、子どもが犯罪等のさまざまなトラブルに巻き込まれることのないよう、WebやSNS等の適正利用を呼びかける動画を作成し、配信します。

(相談体制の充実強化)

- ・ 感染症患者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケースに的確に対応するため、令和2年度に設立した「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」において、関係機関等と連携し対応策を協議するなど、被害者等に寄り添った支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴うストレスや収入減等による不安から、DVや予期しない妊娠、性暴力等の増加が懸念されている中で、若者層をはじめ誰もが相談しやすい環境において適切な支援を受けられるよう、DV・妊娠SOS・性暴力の3分野を一括して相談できる窓口として、SNS等を活用した相談体制により、きめ細かな支援を行います。
- ・ 新型コロナの影響に伴うこころのケアを強化するため、医療従事者等向けのこころの相談、夜間・休日の自殺予防電話相談等の相談体制を確保します。

(外国人住民に対する相談体制と情報提供の充実)

- ・ 新型コロナの影響に伴う困りごとを抱える外国人住民の相談に対応するため、「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」の相談日を拡充するとともに、新型コロナ対応の相談員の配置や、社会保険労務士等の専門家による相談会の開催などに取り組みます。
- ・ 保健所における新型コロナに関する相談、検査、調査等を支援するため、多言語対応ができる職員を配置し、派遣要請等に迅速に対応できる体制を整備します。
- ・ 外国人住民への新型コロナに関する情報提供について、多言語ホームページ (MieInfo) での掲載に加え、多文化共生に関わる団体と連携し、SNSを活用して発信していきます。

2 注力する取組 ～第三次行動計画の再加速に向けて～

(1) 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を成功させる三重

令和3年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、盛り上がった熱気を「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」（以下「両大会」という。）へと引き継ぎ、「みえのスポーツイヤー」の集大成を迎える年となります。

両大会の開催は、スポーツの持つ大きなインパクトを県民の皆さんや県外から来訪される皆さんにさまざまなかたちで提供できるチャンスであり、「人や地域が元気なみえ」に発展していく、またとない機会です。

国体の本県での開催は、昭和50年の第30回大会以来となります。前回大会では、開催を控えた昭和48年末に石油危機が発生し、かつてない厳しい条件の中で国体の開催準備を進めることとなりました。

華美を求めず「けちけち国体」「質実国体」と呼ばれながらも、創意工夫を凝らし、競技本位の大会として開催した第30回三重国体は、各方面から大変好感を得て、その後の国体のあり方に対して一つの大きな方向づけをした国体として、語り継がれています。

そのような中、ここ三重の地で46年ぶりに国内最大のスポーツの祭典が開催されます。現在、新型コロナウイルスによる日常生活でのさまざまな制約やスポーツ・イベントの制限が生じるなど、昭和50年当時と同様、非常に困難な状況の中での開催となります。

そのため、「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、県民力の結集や多様な魅力発信という「両大会の価値の新たなかたちでの創造」の3つの視点から、これまで以上に創意工夫を凝らし、コロナ禍にあっても安全・安心に開催できる、新しい両大会をめざします。何よりも選手、競技会を守りつつ、開・閉会式ではデジタル技術を駆使し、会場をバーチャル陸上競技場とした、大会史上初初の「オンライン式典」にチャレンジします。また、全国の皆さんに、自らの限界に挑み、頑張る選手の姿を届けることで、スポーツが持つ力強さ、素晴らしさを発信します。両大会を成功させ、これからの時代にふさわしい両大会となるよう、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、県民の皆さんとオール三重で取組を進めます。

さらに、本県選手の活躍により、三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯を獲得し、応援する県民の皆さんに再び夢と希望、勇気を届け、郷土愛を育み、人と人、人と地域の一体感につなげます。

両大会の開催を一過性のものとすることなく、開催によって得られる自信と誇りと、強い絆により、これからの三重県がスポーツを通じて、一層活気あふれる地域となるよう取り組んでいきます。

(三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催)

- ・ 三重とこわか国体では天皇杯・皇后杯の獲得を目標に、また、三重とこわか大会では参加者同士の交流を通じた障がいに対する理解促進を目標に取り組みます。
- ・ 東京 2020 大会と両大会の一連の開催をチャンスととらえ、東京 2020 大会の熱気を両大会への期待感につなげ、県民の皆さんが心待ちにするような両大会となるよう、引き続き会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、オール三重で開催準備に取り組み、両大会の成功につなげていきます。
- ・ 「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、「両大会の価値の新たなかたちでの創造」の3つの視点から、感染症の収束が見通せない状況の中でも安全・安心に開催できるという、新しい両大会の姿を三重から示します。
- ・ 両大会の開・閉会式については、密を防ぐ目的から観覧者の規模を縮小し、選手の安全・安心を確保したうえで、デジタル技術を活用して両大会への想いや感動を伝えるなど、大会史上初の「オンライン式典」に取り組みます。式典では、三重の魅力の発信や選手への温かいエールを贈る式典演技を行います。
- ・ 三重とこわか国体の競技会については、「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を適時適切に見直すなど、その実効性を確保し、安全・安心な競技会運営に向けて、市町及び競技団体の準備を支援します。
- ・ 三重とこわか大会の競技会については、参加・来場される方の障がい特性等にも配慮した、「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき、安全・安心な競技会運営に取り組みます。
- ・ 両大会全般にわたる感染防止対策の全体像をしっかりと示するなど、来訪者には安心して三重を訪れていただき、県民の皆さんには安心して来訪者をお迎えしていただけるよう取り組みます。
- ・ テレビやSNS等のメディアを活用して、県民の皆さんに選手やチームの姿を伝えるとともに、県民の皆さんの応援の声を届けることで、夢と感動、オール三重の一体感を感じていただけるよう取り組みます。
- ・ 県民力を結集した両大会とするため、とこわか運動（県民運動）の取組が県内全域に広がるよう、市町や競技団体と連携し、学校や企業等あらゆる主体に幅広く働きかけていくとともに、両大会の運営を支えていただく運営ボランティア、情報支援ボランティア等の養成を行います。
- ・ 三重とこわか大会の選手が安心して競技会に参加し、活躍できるよう、選手団サポートボランティアと共に、大会期間中の活動をサポートします。また、大会初の取組である移動支援ボランティアや、歩行者ナビゲーションシステムなどのICTを活用した支援ツールにより、全ての人に寄り添ったサポートを行います。
- ・ 両大会の開催に向けて、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）等の整備を促進するとともに、三重交通G スポーツの杜 伊勢陸上競技場へのアクセス道路となる県道館町通線（御側橋）等の整備を進めます。

(天皇杯・皇后杯獲得に向けた競技力の向上)

- ・ 新型コロナ対策を徹底しつつ、強化合宿や練習試合等を積極的に取り入れるなど、実戦感覚にさらなる磨きをかけるための選手強化対策に取り組むとともに、本番に向けた万

全なコンディションづくりに努めます。また、国体の後も選手の育成・強化や、三重県の将来の競技スポーツを支えるジュニア選手の発掘・育成等に取り組み、安定的な競技力の維持を図ります。

(東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成等)

- ・ オリンピック聖火リレーとパラリンピック聖火フェスティバルについては、感染防止対策を講じたうえで、地域の一体感が醸成されるよう取り組みます。
- ・ 事前キャンプについては、国と連携して万全な感染防止対策を講じることにより、チームと受入れ側双方の安全・安心を確保するとともに、従来どおりオール三重で受入れ態勢を整え、より一層スポーツ推進に向けた機運醸成と交流促進に取り組みます。

(レガシーを生かしたスポーツの推進)

- ・ 大規模大会の開催を通じて培われた有形・無形のレガシーを後世に引き継ぐため、選手やボランティア等さまざまな人材を継続的に育成する仕組みや、大会を通じた市町の人づくり、まちづくりを支援する方策を検討し、大会の熱気が残るうちに着手できるよう取り組みます。
- ・ 県内初のJリーグクラブ誕生に向け、「Jクラブ誕生とスタジアム建設を推進する県民会議」の議論に積極的に参画し、官民一体・オール三重で取り組んでいきます。

(障がい者スポーツの裾野の拡大)

- ・ 三重とこわか大会を契機とし、選手や競技団体の育成や、障がい者スポーツ指導員等の障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組むとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック出場選手など県内在住の国内競技団体強化指定選手の競技活動を支援します。
- ・ 障がいのある方の自立と社会参加及び障がいに対する理解を促進するため、三重県ふれあいスポレク祭等を開催します。

(2) 「命」「安全・安心」を大切にす三重

「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」を実現するためには、新型コロナウイルスはもとより、頻発化・激甚化する自然災害など、あらゆる危機から県民の皆さんの命を守り、暮らしの安全・安心を確保することが不可欠です。

気候変動の影響に伴う線状降水帯がもたらした令和2年7月豪雨をはじめ猛烈な台風の影響、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震、切迫する南海トラフ地震など、「いつ」「どこ」で大規模自然災害が発生してもおかしくない状況が続いている中、県民の皆さんの自らの命を守る行動を促す必要があります。

令和3年度は、紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年の節目を迎えます。この機をとらえ、県民の皆さんの防災意識の向上や、近隣県、市町、関係機関との連携による災害対応力の向上を図ります。また、令和2年10月に改訂した「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、国が新たに講じた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、ソフト・ハード対策の両面から強靱な地域づくりを進めます。

また、「人生100年時代」が到来している中、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、「全国トップクラスの健康づくり県」をめざし、DXによる新しい手法を用いた健康づくりの取組を進めるとともに、「ナッジ理論*」等の手法を用いたがん検診の促進をはじめとする総合的ながん対策の推進、医療・介護人材の確保等効率的・効果的な医療提供体制の構築、総合的な認知症施策の推進、介護現場へのICT導入促進等介護基盤の整備などにより一層取り組みます。

さらに、子どもの貧困や児童虐待への社会的関心が高まる中、新型コロナウイルスの影響により支援が必要な子どもたちの増加が懸念されていることから、市町、企業、団体等と連携し、「子どもを支える居場所」づくりの推進や、虐待が重篤化するリスクの高い児童への対応強化、AI（人工知能）の活用等による児童虐待相談への適切な対応、子どもの権利擁護の視点から里親等を適切に支援するフォスタリング*機関の運営など、次代を担う子どもたちへの支援を強力に進めます。

加えて、交通安全情勢を取り巻く環境が大きく変化する中、令和2年度に制定した「三重県交通安全条例」に基づき、誰もが安全・安心に生活できる三重の実現に向けた取組を進めます。また、視覚障がい者等の積極的な社会参加を促進するため、新たな歩行者支援システムを整備し、公共交通機関を中心とした生活圏を時間制限なく、自由に行動できる交通環境を確保します。

豚熱（CSF）をはじめとする家畜伝染病の発生防止に向けて、生産者の不安感や危機感に寄り添い、二度と発生させないという決意のもと、飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導するとともに、防疫体制の強化に取り組みます。

防災・減災、国土強靱化

- ・ 紀伊半島大水害から 10 年の節目を契機に、「紀伊半島大水害 10 年プロジェクト」として、県民の皆さんの防災意識の醸成につながる当時の教訓を生かしたシンポジウムを開催するとともに、大規模風水害に備え、県民の皆さんの適切な避難行動の促進や市町、関係機関、近隣県との連携のより一層の強化を図るワークショップや訓練を実施します。
- ・ 新たな避難スタイルの確立・定着のため、これまで取り組んできた避難所への資機材の整備に加え、避難所におけるアセスメントを実施し、市町における避難所の運営を支援します。
- ・ 災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難促進対策を進めるため、適切な避難実施に向けた調査を実施し、モデルケースを構築します。
- ・ 県民の皆さんが SNS で発信した災害情報等を、AI を用いてリアルタイムに抽出・集約するサービスを活用し、災害対策活動の充実や効果的な避難情報の提供につなげます。
- ・ 消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化及び連携・協力に取り組む市町を支援します。
- ・ 近年の災害の教訓等を踏まえ、大規模自然災害に対する事前防災及び減災の取組を進めるため、令和 2 年度に改訂した「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」も活用し、強くしてしなやかな地域づくりに向けたソフト・ハード対策をより一層強力に進めます。
- ・ 県民の皆さんのリスク把握や主体的な避難行動に資するよう、水位周知河川以外の中小河川における洪水浸水想定区域図の作成や、水位・雨量情報システムの更新などを進めるとともに、洪水浸水・高潮浸水想定区域図に基づく市町のハザードマップの作成を支援します。また、土砂災害警戒区域等の指定については、令和 3 年度の早期の完了をめざすとともに、地形改変など再調査が必要となった箇所について、2 巡目の基礎調査に取り組めます。
- ・ 河川の堆積土砂や河川内の樹木については、河積阻害により浸水被害を助長するおそれがあることから、市町と連携し、市町管理区間を含めた河川全体の情報共有を行うとともに、優先度を検討のうえ、令和 2 年度に創設された緊急浚渫推進事業も活用して撤去を進めます。
- ・ 社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策である「流域治水」の取組を着実に進めます。
- ・ 災害発生時の迅速かつ効率的な対応に資するよう、緊急輸送道路*等の橋梁耐震化、のり面等の防災対策を着実に進めます。
- ・ 農村の安全・安心を確保するため、頻発化・激甚化する豪雨や大規模地震など自然災害による人的被害の軽減に向け、農業用ため池や排水機場等の豪雨・耐震化対策及び長寿命化に取り組めます。農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和 2 年 10 月施行)に基づき、防災工事等を集中的かつ計画的に推進します。
- ・ 中部圏における国際ゲートウェイである四日市港の霞ヶ浦地区において、大規模地震等災害発生時の物流機能の維持・効率化を図るため、北埠頭 81 号耐震強化岸壁の整備を

促進し、サプライチェーンの強靱化、背後圏産業の競争力強化につなげます。

健康づくり・がん対策

- ・ 新型コロナの影響により生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れ等、心身への影響が生じたり、医療機関や定期健診の受診を控える傾向が見られます。一方、健康への関心が高まるとともに、新型コロナの重症化予防の重要性が認識されていることを踏まえ、「新たな日常」に対応した健康づくりの取組を一層推進します。
- ・ 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、DXによる新しい手法も取り入れ、アプリやウェアラブル端末等を活用して、県民の皆さん自らが主体的に取り組む健康づくりや、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）認定制度」を通じた企業等の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組をより一層進め、「三重とこわか県民健康会議*」において好事例の横展開を図るなど、県民の皆さんと共にオール三重で健康づくりを進めていきます。
- ・ 令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を踏まえ、医療的ケア児への歯科保健医療のニーズに応じた支援や、高齢者等へのフレイル及びオーラルフレイル対策等の充実に向けて、医科歯科連携や地域包括ケアシステムにおける歯科口腔保健の取組を推進します。また、スポーツ外傷の予防やフッ化物洗口によるむし歯予防の取組を推進します。
- ・ がん検診の受診率向上のためには、個別の受診勧奨・再勧奨が有効であることから、人びとの行動を望ましい方向に誘導する「ナッジ理論」など新たな手法を活用し、受診勧奨に取り組む市町を支援します。また、がん患者がそれぞれの状況に応じ、適切ながん医療や支援を受けることができるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、安心して療養生活を送ることのできる環境を整備します。

医療・介護

- ・ 地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援、医師不足地域への医師派遣を行うなど、医師の総数の確保や地域偏在の解消に向けた取組を進めます。
- ・ 看護職員の確保・定着を図るため、三重県看護職員確保対策検討会での議論を踏まえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進、三重県医療勤務環境改善支援センターの取組等により、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成や特定行為研修の受講を促進し、領域別偏在の解消に向けた取組を進めます。
- ・ 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域で不足する病床機能の確保や病床規模の適正化を支援することで、病床の機能分化・連携を進め、地域における効果的・効率的な医療提供体制の構築をめざします。
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要がある一方で、介護人材の確保が厳しい状況となっているため、退職を控えた介護未経験者や、技能実習生等の外国人材の参入促進に取り組むとともに、「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護職員に対する相談窓口の設置により、介護人材の離職防止に取り組みます。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援を行います。

- ・ 認知症になっても安心して暮らせる「認知症施策先進県」をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として、総合的に認知症施策を推進するため、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を支援します。また、SIB*を活用した認知症予防に係る市町との協働による取組の実施に向けた検討を行います。
- ・ 施設サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれる中、広域型特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備を進める市町を支援します。
- ・ 介護施設や障害者入所施設等の介護現場において、通常の業務負担に加え、新型コロナ対策が極めて重い負担となっている状況を踏まえ、介護従事者の負担軽減や業務効率化に資する介護ロボットや介護ソフト、タブレット端末等ICTの導入促進に向けた取組を進めます。

児童虐待防止等、支援が必要な子どもたちへの対応

- ・ 支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的な関心が高まる中、子どもの貧困対策を推進するため、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と子ども食堂等をつなぎ、子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな機能を持つ「子どもを支える居場所」づくりを推進します。
- ・ 増加する児童虐待相談に対応するため、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職を増員するなど、児童相談体制の強化を図ります。
- ・ 外国につながる児童の一時保護が増加しているため、児童相談所に外国人支援員を配置し、一時保護した外国につながる児童の支援を行うとともに、家庭復帰後も定期的に家庭訪問に同行するなど、市町や関係団体、児童相談所等が連携して見守りなどを強化します。
- ・ 令和2年7月に全ての児童相談所で運用を開始した、AIを活用した児童虐待対応支援システムについて、日々の業務の中で、さらにデータを蓄積することにより、精度を高めるとともに、システムのシミュレーション機能を活用して、各職員の判断の質を向上させ、迅速で的確な相談対応の充実に取り組みます。
- ・ 里親等委託を推進するため、乳児院・児童養護施設や児童家庭支援センター、里親会、NPO、市町等の関係機関との連携体制の構築や、里親のリクルートから研修、支援などを一貫して担うフォスターリング機関への支援を行い、引き続き県内のフォスターリング業務の充実にに向けた取組を進めます。

暮らしの安全

- ・ 新型コロナの影響に伴い人とのつながりが希薄になった若者が、悩みや不安を抱えたときに気軽に相談することができるよう、インターネットの検索連動型広告を活用した相談窓口の周知を行うとともに、SNSを活用した自殺予防相談体制の整備など効果的な自殺対策に取り組みます。
- ・ 地域・場所にかかわらず、県内小・中学校、高等学校の児童生徒が犯罪被害や交通事故の防止に関する学びを継続できるよう、リモート方式による防犯教室、交通安全教室を

行うとともに、教室で使用する映像教材を製作します。

- ・子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にもならない未来をつくるため、児童生徒や保護者、養護教諭を対象に、性被害の未然防止等に係る出前講座を開催するとともに、プライベートゾーン（水着で隠れる部分）について学ぶことができる小学校低学年向けの学習教材を各校に配付します。また、誰にも相談できず悩んでいる被害者への支援拡充を検討します。
- ・高齢化の進展、交通安全施設の老朽化、新たな安全技術の登場など、交通安全情勢を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、誰もが安全・安心に生活できる三重の実現に向けて、令和2年度に制定した「三重県交通安全条例」に基づき、子ども・高齢者等交通弱者への配慮、飲酒運転の根絶、自動車運転者・自転車運転者・歩行者のルール遵守、交通事故被害者等支援、自転車損害賠償責任保険等への加入、先進安全運転技術等への対応などを進めます。
- ・「三重県交通安全条例」の理念を具現化するため、「第11次三重県交通安全計画」及び「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」を策定します。
- ・視覚障がい者等の積極的な社会参加を促進するため、歩行者のスマートフォンに信号の色や方向、位置情報等を送信し、音声案内を行うシステムを視覚障がい者の利用頻度が高い信号機に付設します。また、スマートフォン操作で青信号の時間を延長できるようにすることで、視覚障がい者だけでなく、高齢者や車いす利用者も利用しやすい交通環境を整備します。
- ・安全・安心な交通環境の実現に向けて、摩耗した横断歩道等の道路標示の塗り替えや老朽化した信号制御機等の更新を行うとともに、横断歩道での歩行者優先の徹底などについて効果的な広報啓発活動を展開します。
- ・道路利用者が安心・快適に利用できるよう、剥離が進んだ区画線については、計画的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理に取り組みます。
- ・犯罪の防止と徹底検挙に向けて、老朽化した大台警察署の建て替えや尾鷲警察署の大規模改修、老朽化した駐在所の建て替え、人口増に伴う朝日町への交番の新設、犯罪捜査に必要な客観的証拠やデータ等を分析する科学捜査研究所の独立庁舎整備など、警察活動を支える基盤の整備に取り組みます。
- ・豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ*等家畜伝染病の発生防止に向け、生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導するとともに、防疫体制の強化に取り組みます。特に、豚熱については、養豚農場における飼養衛生管理水準の一層のレベルアップによる防疫強化、野生イノシシの経口ワクチンの効果的な散布、県内全域における調査捕獲の継続、養豚農場周辺における捕獲強化など感染拡大防止対策を強力に進めるとともに、発生農場の経営再開に向けた支援、豚熱に関する正しい知識の普及・啓発など風評被害対策に取り組みます。

(3) 「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切にす三重

本県では、ダイバーシティ先進県をめざし、市町や企業・団体等と連携し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいます。東京 2020 オリンピック・パラリンピックに続き、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される令和 3 年度は、ダイバーシティについて感じ、考え、行動する好機となることから、県民の皆さんの行動につなげ、発展させていく必要があります。そのため、令和 2 年度に制定・策定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」に基づく取組、「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」における外国人住民のための相談体制の充実や地域における日本語学習支援、人権侵害の未然防止に向けた総合的な対策などを進めます。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和 2 年度に改定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、Society 5.0 や S D G s の視点を取り入れた取組を進めます。さらに、障がい者の芸術作品の発表機会が少ない中、障がい者の自立と社会参加を促進するため、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な発表機会の創出や I C T 等を活用した情報発信に取り組めます。

加えて、新型コロナの影響によりひきこもりや生活困窮者など生きづらさを抱える方が増加することが懸念されるため、民生委員・児童委員がより効率的に支援活動を行うための I C T 等を活用した取組や、ひきこもり支援に特化した新たな計画の策定、組織体制の強化などを進めます。

脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の具現化に向けて、令和 2 年度に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画～未来のために今、私たちができること～」に基づき、脱炭素社会に向けた取組を加速させる必要があります。特に、「S D G s 未来都市」の取組として、新型コロナ危機からの復興と脱炭素社会への移行を両立させる新たな考え方である「グリーンリカバリー」の観点を取り入れ、産学官等で構成する「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、家庭、産業、運輸等のさまざまな分野において、持続可能なライフスタイルへの変革や温室効果ガス排出抑制に向けた取組を推進します。

人権・ダイバーシティ

- ・ L G B T *をはじめ性的指向・性自認が多様であることへの社会の理解が不足することによる偏見や、社会生活上の制約等の課題を踏まえ、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会を実現するため、令和2年度に制定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、カミングアウトの強制やアウティングの禁止の認識を広げ、安心して暮らすことができる環境づくりなどに取り組みます。本条例の主旨を周知するため、普及・啓発イベントの実施及び企業向けガイドラインの作成とともに、相談窓口の開設に取り組みます。また、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和3年9月から運用を開始します。
- ・ 男女共同参画施策のこれまでの成果と課題を踏まえるとともに、SDGsの考え方を取り入れ、一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、令和2年度に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画や、職業生活における女性活躍の推進などに取り組みます。
- ・ 「三重県感染症対策条例」を踏まえ、新型コロナに関する重大な人権侵害に的確に対応していくため、「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」等を活用し、対策を協議しながら、人権侵害防止に向けた取組を総合的に進めます。また、さまざまな人権課題についても、相談機関の相談員の資質向上や相談機関相互の連携強化などに取り組みます。

外国人との共生

- ・ 令和2年度に策定した「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域で日本語教育の体制を整備し、「生活者としての外国人」の日本語学習機会を確保するため、地域の日本語教育に係る司令塔機能を「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」に設置し、人材育成に取り組みます。
- ・ “みえでいきる”外国人生徒が、社会の一員として自立するために必要な力を身に付けられるよう、高校入学の早い段階から、社会生活で必要となる日本語や、日本の社会制度・文化について学ぶ「日本語学習クラブ」を開設します。

地域福祉の推進・障がい者の活躍

- ・ これまでの障がい者施策の成果や課題、新型コロナの影響等を踏まえ、令和2年度に改定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、Society 5.0やSDGsの視点を取り入れながら、障がい者に対する理解の促進、障がい者差別解消、虐待防止など権利の擁護、特別支援教育の充実、障がい者雇用の促進、障がい者スポーツ・文化芸術活動の裾野の拡大、地域移行の支援等の取組を進めます。
- ・ 福祉的就労事業所の受注拡大や販路開拓のため、発注の新規開拓等に積極的に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ICT等を活用し、非対面・非接触による業務の受発注の一層の拡大や物販促進を図るためのデジタルマーケットをWeb上に形成することで、障がい者の工賃等の向上を図り、地域における自立した生活の実現につなげます。

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催を契機とし、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進するため、令和2年度に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、ICT等を活用した情報発信や、アートサポーターによる障がい当事者や支援者に対する相談支援、研修の実施などを通じて、障がい者の芸術文化活動を支援します。
- ・単身世帯高齢者やひとり親家庭、中高年のひきこもりなど、生きづらさを抱える方への支援ニーズが複雑化・複合化する中、従来の支援体制では制度の狭間に陥り対応が困難である課題に対し、市町と連携した重層的・包括的な対策を推進します。また、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、モデル地区においてICT等を活用したシステムづくりに取り組みます。
- ・ひきこもりが大きな社会問題となる中、総合的な支援を推進するため、ひきこもりの実態調査や新たに設置する外部有識者を含めた検討委員会での議論も踏まえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。また、庁内の組織体制を強化し、市町の多職種連携に向けた体制づくりや相談支援体制の充実、社会参加・就労支援の充実に向けた取組を推進します。
- ・ひきこもりなど生きづらさや働きづらさを抱える若者等の社会的自立を支援するため、農業の多様な作業内容を踏まえた就労体験機会を提供するとともに、農業者をインターンシップの受入先としてリスト化するなど仕組みづくりを進めます。

脱炭素化、環境保全

- ・地球温暖化に起因すると考えられている気候変動の影響が国内外で深刻さを増している中、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、令和2年度に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画～未来のために今、私たちができること～」に基づき、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と気候変動の影響を軽減する「適応」を車の両輪として、環境、経済、社会の統合的向上をめざすSDGsの視点を取り入れ、さまざまな主体との協創により地球温暖化対策を進めます。
- ・脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の具現化に向けて、産学官等で構成する「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、次代を担う若者で構成する「若者チーム」をはじめとする県民の皆さん、事業者、市町等との協創により、オール三重で脱炭素社会の実現に向けた機運醸成などを進めます。
- ・新型コロナの影響により減少した温室効果ガス排出量を、社会経済活動の段階的再開に伴い増加させることのないよう、「グリーンリカバリー」の観点から、エネルギーの地産地消につながる再生可能エネルギーの利用促進や、脱炭素経営に取り組もうとする事業所への支援を行います。
- ・「ごみゼロ社会の実現」に向けた基本的な考え方を施策のベースとして位置づけ、これまでの取組の検証等を踏まえ、令和2年度に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、持続可能な循環型社会の構築に向けて、Society 5.0やSDGsの視点を取り入れながら、廃棄物の3R+Renewable（再生可能資源への代替）（以下「3R+R」という。）の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。
- ・使用済ペットボトルの高度なりサイクルによる資源循環体制の構築を促進するため、市町や事業者等と連携し、ペットボトルの効果的な回収を行う仕組みづくりを進めます。

また、焼却や埋立処理されているプラスチック資源の循環利用を促進するため、国の動向を注視しつつ、プラスチックの高度なリサイクル技術等の情報収集を行い、ケミカルリサイクル技術の開発に取り組んでいる事業者等と連携し、県内での導入に向けた調査研究等を進めます。

- ・ 県民の皆さんの3R+Rに関する意識醸成を図り、具体的な行動につなげられるよう、市町と連携し、ICTを活用することにより、ごみの分別方法や減量化・リサイクルに役立つ情報などを提供・発信できるアプリ等のプラットフォームを構築します。
- ・ 循環関連産業の振興を通じてさらなる3R+Rの促進を図るため、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制や循環利用などに取り組む事業者等の支援を行います。

(4) 「未来への希望」「挑戦」を大切にす三重

新型コロナの拡大は、農林水産業や県内産業をけん引する中小企業・小規模企業、特に裾野の広い産業である観光業に甚大な影響を及ぼしました。一方、社会経済活動のあらゆる分野において、DXによる社会変革が加速しています。今後もこの流れを後戻りさせることなく、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をめざす Society 5.0 の視点から、民間団体等のさまざまな主体や市町も巻き込んだ県全体の変革としてDXを進めることで、三重の未来を先導するスマート社会を構築していく必要があります。

そのため、デジタル技術を用いて新たな担い手の確保や生産性の向上をめざす「スマート農林水産業」の推進、オンラインによる農林水産事業者と消費者・実需者との新たな交流の場づくり、中小企業・小規模企業におけるDXの推進による生産性向上支援、DXを推進するための人材育成などを進めます。また、DXによる働き方改革を推進するため、テレワークの導入促進やワーケーションの推進に取り組みます。さらに、県内観光地の再生に向けて、観光におけるDX推進に挑戦し、観光地域づくり法人(DMO)等が主体となった持続可能な新しい観光地づくり等を進めます。

本県の合計特殊出生率は、令和元年に1.47と前年より減少し、また県外への転出超過数は、令和元年の6,251人から令和2年には4,311人に改善したものの、15歳から29歳までの若者がその8割超を占めるなど、少子化対策及び若者の県内定着が喫緊の課題となっています。このような中、新型コロナの拡大は大都市部への過度な一極集中のリスクを顕在化させるとともに、テレワークの普及などを背景に、首都圏等において地方への移住を希望する若者が増えつつあります。この好機を逃さず、潜在的なニーズを適切にとらえ、本県への「新たなひとの流れをつくる」ための対策を進めていかなければなりません。

そのため、第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策に基づき、SDGs及びSociety 5.0の視点を原動力に、魅力ある学びの選択肢の拡大検討、ワーケーション等に関心のある層にアプローチした関係人口の創出など新たな取組にも挑戦することで、過度な一極集中のリスクを軽減し、地方部と都市部がともに輝く地方創生を実現していきます。

少子化対策・子育て支援

- ・結婚を望む方に対して、安全で信頼度が高い出会いの場を提供するため、市町や企業、団体等が行う「新たな日常」に対応した出会いイベントの開催等を支援するとともに、これらの団体が連携した取組を促進し、より広域的な出会いの場の確保と情報提供を進めます。
- ・全国に先駆けて導入した男性不妊治療費助成や、不育症治療等への県独自の助成制度など、不妊に悩む夫婦への経済的支援にこれまで取り組んできましたが、不妊治療の保険適用を見据えて拡充される国の助成制度を踏まえ、低所得者の経済的負担軽減を軸とする支援から、子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援へと転換を図り、県の助成制度における所得制限の撤廃など、不妊に悩む方々に寄り添った支援を一層充実します。
- ・男性の育児参画の質の向上を実現するため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、いわゆる「取るだけ育休」にならないよう、これから父親になる方を対象とした「パートナーとともに行う育児」の実践に向けたワークショップを開催するとともに、オンライン配信の活用などにより、男性の育児参画の質の向上に向けた気運醸成を進めます。
- ・「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を持つ割合の高いNEXT親世代を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで持ち続けられるよう、育児参画に関する普及啓発に取り組みます。
- ・安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育士を確保し、保育所等の待機児童の解消を図るため、潜在保育士向けのWeb形式の研修を実施するとともに、職場体験の機会を提供し、潜在保育士の就労・職場復帰支援に取り組みます。
- ・利用児童等の入退出管理やオンラインを活用した相談支援など、認可外保育施設や放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等における業務の効率化や利用者の利便性向上のため、ICT化等に必要な機器の導入などに対する支援を行います。
- ・「三重県子ども条例」施行から10周年の節目を好機とし、子どもの自己肯定感を育むため、子ども自身が権利について学び、意見を表明する機会を提供する取組として、ワークシート付きリーフレット（デジタル版）を作成し、小学校において活用します。さらに、そこから得られた子どもの意見等を把握・分析したうえで、わかりやすく楽しみながら学べるデジタルコンテンツを作成・配付することで、理解の促進を図ります。
- ・「みえ家庭教育応援プラン」について、策定から5年が経過していることから、新型コロナの影響等による子育て家庭を取り巻く環境変化も踏まえ改定します。
- ・小中学校での性教育を充実するため、小中学校の養護教諭等を対象に、将来のライフデザインを含む性教育に係る地区別研修会を開催します。また、授業で用いる生徒向け思春期ライフプラン教育用パンフレット等を作成・配付します。

若者の県内定着・働き方

- ・県内で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、大学進学時における学びの選択肢の拡大を図る必要があることから、県内高校生等を対象にした高等教育における学びのニーズを調査するなど、県立大学設置の是非について検討します。
- ・若者の県内定着を一層促進するため、県内高等教育機関が、新型コロナの拡大に伴う環

境変化を踏まえつつ、独自の強みを生かして行う県内入学者や県内就職者の増加につながる取組を支援します。

- ・テレワークが全国的に普及し始めている中、県内では依然として進んでいないことから、待ったなしで新しい働き方や生活スタイルにシフトする必要があります。そこで、県内企業におけるテレワーク導入を促進するため、初歩的な導入ガイドを作成するとともに、それを活用した研修会を実施します。また、導入に意欲のある企業へのアドバイザーの派遣やテレワークに関する相談に対応することにより、テレワークを進める企業の取組を支援します。
- ・令和3年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げられ、県内企業において障がい者の雇用促進が一層求められることから、働く意欲のある障がい者にとって働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、新しい働き方である障がい者のテレワークを促進します。
- ・重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがあるなど、これまで就労が困難であると考えられていた障がい者を支援するため、分身ロボットによる接客やデータ入力のRPA化など、ICTを活用したテレワークの導入を検討している企業等に対して、支援アドバイザーを派遣します。また、サテライトオフィスを活用した障がい者雇用の推進について研究します。
- ・急速に普及し始めたテレワークを進化させ、県内の自然豊かな環境で安全・安心かつ快適に仕事ができる「ワーケーション」を推進するため、市町や事業者、有識者等と連携し、三重らしいワーケーションのモデル的な取組を構築します。また、首都圏等の企業・個人を誘致し、関係人口の増加及び県内経済の活性化につなげるため、メディアを活用したプロモーションと県内受入施設等とのマッチングを推進します。
- ・リモートワークやオンライン教育が普及しつつある中、若年の社会人や大学生等が、気軽に県内の農山漁村地域を訪れ、自然体験から学んだり、働いたりすることで、関係人口の増加、ひいては地域活性化につながるよう、産学官が連携して機会創出・仕組みづくりに取り組みます。
- ・県外の就職支援協定締結大学に在籍する本県出身者に対して、Uターン就職の相談を気軽にできるよう、SNSによる就職相談を行うとともに、定期的にWeb就職相談会を開催します。

教育・人づくり

- ・子どもたちを取り巻く社会・環境が大きく変化する中、子どもたちが社会の変化や課題を前向きに受け止め、夢や志を持って可能性に挑戦し、一人ひとりが豊かな未来を創っていく力の育成に取り組みます。子どもたちが自らの生き方や働き方について考えを深められるキャリア教育や、権利や義務に向き合い、社会を形成する力を育む主権者教育等を通して、社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動できる力を育むとともに、地域と連携した課題解決型の学び等を通して、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力を育みます。
- ・不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、教育支援センターを核とした不登校支援に取り組みます。教育支援センター3か所をモデルとして指定し、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置のうえ、専門的見地から支援や相談を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら、訪問型支援を進めます。また、不登校児童生徒の支援事例をデ

ータベース化し、各学校や教育支援センターで共有することで、効果的な不登校支援につなげます。さらに、児童生徒が社会性を身に付けながら、ストレスや不安をうまく受け止め、回復する力を高める「レジリエンス教育」に取り組むための実践プログラムを作成します。

- ・ 不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCについて各学校への配置時間を拡充するとともに、新たに特別支援学校や教育支援センターにも配置します。SSWについても配置時間を拡充し、各学校及び教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等関係機関と連携した支援を行います。さらに、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高等学校に配置します。
- ・ 小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことを踏まえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、3年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境としていきます。中学校については、引き続き1年生での35人学級（下限25人）を実施します。県単定数及び非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校では、引き続き教員の役割分担によるチーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導*に取り組めます。
- ・ 新しいICT環境のもとで、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、県立高等学校3校をモデル校に指定して、A1ドリル教材を活用し、生徒の学力の定着状況や学習意欲の変容を把握し、一人ひとりに応じた効果的な学びに係る検証に取り組み、授業改善につなげます。オンライン教育については、学校の臨時休業期間に実施した取組の成果と課題を踏まえ、不登校や病気療養中の児童生徒への学習支援や、台風や災害発生時に活用できるよう取組を進めるとともに、複数の学校や他県・海外の高等学校を結んで行う学習活動など、子どもたちにとって、より効果的な学びが実現できるよう改善を進めます。
- ・ 児童生徒一人ひとりの学習端末が整う環境のもとで、「みえスタディ・チェック」をCBT*化し、解答後にタイムラグなくわからなかった問題に対応するワークシートで学び直しができるシステムを構築し、令和3年度第2回（令和4年1月）の「みえスタディ・チェック」から実施します。子どもたち一人ひとりの理解状況や学習ニーズに応じた学習が進められるよう、ワークシートを単元別に提供できるシステムとし、市町や学校の状況に応じて授業や補充授業、家庭学習で活用します。
- ・ 学びの保障と教育の機会均等の観点から、低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的とした国の補助制度を活用し、生徒への貸与や学校で活用するための学習用端末を整備します。また、県立学校でのICT環境の効果的な活用を進めるため、GIGAスクールサポーターを配置します。
- ・ これからの時代を担う地域の産業の担い手や職業人を育成するため、工業高校や農業高校等に技術革新の進展やデジタル化に対応した産業教育設備や機器を整備します。また、水産高校における新しい実習船の建造に係る設計を行います。
- ・ 高校生が将来の起業につながる力を身に付けられるよう、県内外で活躍する起業家の講演や指導により、商品開発や市場開拓について学ぶとともに、フィールドワークや地元関係者等との交流を通して、高校生ならではの発想を生かしたビジネスプランの作成・提案等に取り組めます。

- ・ 杉の子特別支援学校の狭隘化へ対応するため、知的障がいのある中学部の生徒が石薬師分校で学習できるよう、校舎の一部改修に係る設計を実施します。鈴鹿・亀山地区の肢体不自由のある児童生徒が、令和5年度から杉の子特別支援学校に通学できるよう、通学区域の見直しに取り組みます。
- ・ 城山特別支援学校の隣地へ移転する計画の盲学校及び聾学校について、新たな校舎及び寄宿舎の建築に係る設計を行います。

強じんて多様な産業

- ・ 県内経済をけん引する中小企業・小規模企業が、「新たな日常」に向けて事業の拡大を実現できるよう、DXによる生産性向上・競争力強化に資する取組や、社会経済情勢等の変化に対応した新たな事業展開・価値創出への取組を支援します。
- ・ 自動車関連企業等をはじめとする、ものづくり中小企業・小規模企業等が、安全で安定した経営や他分野・新たな業種への開拓を進められるよう、県内ものづくり企業におけるDXを推進し、個々の企業が有する固有技術や、試作から流通・検査までの各工程の強みを棚卸したうえで、固有技術の磨き上げと自社の強みを売り込む提案力の向上を支援します。
- ・ 創業・第二創業（スタートアップ）を促進するため、三重県ゆかりの先輩起業家が後輩起業家の育成を支援し、新規事業が継続的に再生産される「とこわかMIEスタートアップエコシステム」を運用し、新たな事業展開をめざすスタートアップの自律的・継続的な創出に取り組みます。
- ・ 新型コロナの拡大に伴う新たな社会課題の解決や、「新たな日常」の実現に向けて、革新的なビジネスモデルや技術により対応しようとする世界中の大企業・ベンチャー企業等からアイデアを募集し、開発に係るサポートや実証実験の実施など社会実装の支援を行う「クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業」を実施することにより、「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の効果を高めます。
- ・ 「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、市町・商工団体等と連携して、キャッシュレス決済の導入を推進することにより、中小企業・小規模企業における生産性向上を図るとともに、衛生的な購買環境の構築により、「新しい生活様式」の浸透にも貢献します。
- ・ 本県が抱える交通や観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、民間事業者による実証実験を通じた事業化の支援や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」の活用など、「空の移動革命」の促進に取り組みます。
- ・ 新型コロナ収束後の経済回復に向けて、令和2年度に設立した「みえICT・データサイエンス推進協議会」の活動を通じて、ICT/IoTやデータを活用した生産性の向上や働き方改革の実現、新商品・サービスの創出に取り組む人材や、企業内でDXを推進する人材の育成に取り組むことで、DXによる地域経済の活性化につなげます。
- ・ 県内におけるDXの取組を推進するため、「みえICT・データサイエンス推進協議会」に参画する企業・団体を核とする、ICT/IoT・データ活用に係る特定課題の解決に取り組むワーキンググループの創出や活動支援に取り組みます。
- ・ 県産食材を活用し、地元有名シェフを講師に迎えた「おうちごはん教室」をオンライン

等で開催し、「みえの食」の魅力発信、ローカルブランディングの推進及び消費拡大を図るとともに、一流シェフと子どもたちとの交流の機会を創出し、若い世代の「食」への関心向上につなげます。

持続可能な新しい観光地づくり・三重の魅力発信

- ・ 新型コロナの影響に伴う旅行への価値観の変化により、観光のニューノーマルへの対応が求められています。ワーケーションなど新たな取組に加え、令和2年度に取り組んできた需要喚起の取組結果を踏まえ、地域資源を生かしたさらなる体験コンテンツの磨き上げやデジタル技術の活用、観光産業を担う人材育成などに引き続き取り組みます。
- ・ 観光産業の早期再生に向けて、構造的な課題への変革に意欲のある県内観光地が、地域のポテンシャルを引き上げ、投資を呼び込める地域に転換していけるよう、地域DMOや地域の若手経営者が主体となり、官民連携による構造転換に向けた検討や実証をモデル的に行い、観光地における持続的な経営基盤の再構築を進めます。
- ・ 観光におけるDXを推進し、「新しい生活様式」を踏まえた旅行に対する新たなニーズや旅行形態の変化に的確に対応するとともに、地域DMOや観光事業者等とも連携して、デジタルマーケティングのさらなる進化を図り、国内・海外に向けた戦略的・効果的なプロモーションを展開します。
- ・ 地域内の感染症対策や観光地の混雑状況の情報提供など、安心して観光を楽しめる環境づくりを引き続き進めます。
- ・ 三重県ならではの自然体験や文化体験等を通じて、改めて三重の良さを再発見していただけるよう、県内はもとより国内各地からのリピーターの増加に向けて、観光誘客に取り組みます。
- ・ 三重県ならではの特色を生かし、ターゲットを明確にしたセールスプロモーションを行うとともに、感染防止対策を徹底し、オンラインによる参加を併用した国際会議の開催などを支援することで、MICE*開催地としてのブランドを高めます。
- ・ 太平洋島しょ国首脳が直面するさまざまな課題を意見交換する、政府主催の「第9回太平洋・島サミット」がオンラインで開催されます。気候変動、自然災害、環境問題への対応など、太平洋島しょ国が抱える課題について、本県もさまざまな取組を進めてきたことを踏まえ、太平洋島しょ国首脳の皆さんにこれらの取組や本県の魅力を発信していきます。併せて、県内のさまざまな主体が培ってきた太平洋島しょ国との絆を深め、さらなる交流につなげることで、第10回サミットの本県誘致に向けて取り組みます。
- ・ 令和3年度に友好提携25周年となるパラオ共和国、同じく35周年となる中国河南省との交流を促進するため、若い世代との交流や農業交流をめざした専門家の派遣等を進めます。

持続可能なもうかる農林水産業

- ・ 県産米の品質向上に向けて、県農業の主軸である水田農業の一翼を担う家族農業が容易に取り組める栽培体系を確立するため、スマート農業による自動化等の仕組みを取り入れた栽培技術の実証に取り組みます。
- ・ 家族農業の継続に向けて、企業等におけるテレワークや副業の広がりを背景に、単日・短時間の従事（ワンデイワーク）等ができる人材に着目し、家族農業とワンデイワーク

従事者をマッチングする仕組みづくりに取り組みます。

- ・「持続可能なもうかる林業」の実現に向けて、木材生産事業者や木材流通事業者、市町等が連携し、LPWAN*等のICTを活用することで、安全性及び生産性の向上を図るとともに、高精度な森林資源情報等の共有により木材のサプライチェーンマネジメントを構築するなど、スマート林業への転換を進めます。
- ・森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を実現するため、林業の人材育成や森林教育、研究や普及といった機能を「みえ森林・林業アカデミー」に一元化し、令和2年度に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもから大人までの一貫した人材育成を展開するための新たな体制を構築します。
- ・伊勢湾をはじめとする豊かな漁場を次世代に継承できるよう、令和2年度に策定した「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づき、海域環境の改善や水産資源の維持・増大等につながる取組を進めます。
- ・競争力のある養殖業の構築に向けて、AI・ICT等を活用した養殖作業の効率化や生産管理の標準化など養殖業のスマート化を進めるとともに、新しい養殖技術の導入による生産性向上や、リスクヘッジに向けた新魚種の養殖技術の開発、法人化による経営力の向上など魚類養殖の構造改革を進めます。
- ・多様な担い手の確保及び育成に向けて、オンライン漁師育成機関を構築・運営し、既存の漁師塾*を補完することで、都市部の若者等の三重県の漁業への円滑な着業・定着を支援するとともに、今後、漁業の法人化等に率先して取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。
- ・アコヤガイのへい死等の軽減に向けて、養殖管理のための情報提供、大型稚貝の育成、高水温耐性品種の開発を進めるとともに、必要な経営支援等に取り組みます。また、県産真珠の需要増進に向けて、国内外への魅力発信等を進めます。
- ・マハタの疾病被害の軽減に向けて、ワクチンの2回接種に係る実証実験など、へい死対策に取り組みます。
- ・ECサイトを通じたD to Cの進展や、消費者・飲食店等実需者の地産地消ニーズの高まりなど、消費・流通に大きな変化が生じています。そのような中で、県産農林水産物の県内流通・消費量を向上させ、新商品、新たなサービスを開発するため、これまでのフードイノベーションネットワークを進化させ、オンライン上に県内農林水産事業者と消費者・実需者がつながる新しい仕組みを構築し、プロジェクトの創出に取り組みます。
- ・新しい社会システムの変化に対応できる人材を育成するため、農林水産事業者等のビジネスモデルやIoT・AI活用のスキルアップ等を支援します。
- ・自宅で過ごす時間が増える中、誰もが自宅で楽しめるよう、三重のご当地グルメや郷土料理を題材としたオンライン料理教室やオンライン工場見学を開催します。そのことにより、県内外の消費者に県産農林水産物に係る生産者の取組やその価値を伝え、地産地消や食育の推進を図るとともに、県産農林水産物の魅力を発信します。

交通・インフラ整備

- ・高齢者をはじめとする県民の皆さんの円滑な移動を支援するため、公共交通の確保が困難な交通不便地域等において、地域の実情に応じた次世代モビリティ*等を活用した取組や交通分野と福祉分野等が連携した取組について、「新しい生活様式」に対応するキ

キャッシュレス決済システムの非接触化などの新たな視点を加え、市町等と連携し、モデル的に実施します。また、これらの取組を核としつつ、新たな移動手段を導入する地域の拡大を図ります。

- ・ 経済回復後の円滑な移動を実現するため、MaaS*を見据えた公共交通データのオープン化を進めます。
- ・ 平常時はもとより、感染症や災害の発生時等においても、AIカメラ等を活用して、道路などの利用状況等を迅速に収集把握し、的確に情報発信等を行います。また、道路等施設の状況を遠隔で把握し、迅速に適切な管理を行うことができるよう、スマートフォンなどを活用したシステム等を構築していきます。さらに、加速する社会におけるDXの動きを踏まえ、路面標示の劣化状況の判定など、AI技術の導入に向けた課題や実用化等について検討します。
- ・ ICTを活用した工事の促進などによるDXを通じた生産性の向上や働き方改革を進めるとともに、将来に向けて、仮想デジタル空間を活用したインフラ整備のシミュレーションやインフラ管理の効率化などについて、民間も含めたさまざまな分野と連携して検討を進めます。また、公共工事等の実施にあたり、対面での接触を回避し、移動時間等を削減するため、リモート環境の整備を進めます。
- ・ 津駅周辺において、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築や民間と連携した新たな交通結節点づくりを推進するため、津市や関係団体と連携して、駅周辺の活性化や防災等さまざまな視点から、駅周辺の道路空間の活用に関する方向性をとりまとめました。引き続き、整備方針や事業計画等の具体化に向けた検討を津市と協働して取り組みます。
- ・ リニア中央新幹線について、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づく中、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、亀山市を駅候補としたことから、市町等と連携を密に、駅候補地の検討を進めます。また、ルート・駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業の実現に向けて、関係機関との連携をより一層強化し、必要な事前準備を行うとともに、若い世代をはじめとする県民の皆さんの気運醸成につなげるため、SNS等を活用した新たな啓発活動を積極的に進めます。
- ・ 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、県民の皆さんの安全・安心と地域の経済活動を支える基盤として、東海環状自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高規格幹線道路*や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進を図ります。また、高規格幹線道路や直轄国道の整備を最大限に生かす道路ネットワークの形成に向けて、緊急輸送道路等の県管理道路の整備を推進します。
- ・ 代替性を確保し、災害時にも信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するため、紀勢自動車道勢和多気JCT－紀勢大内山IC間について、4車線化の早期完成に向けた取組を推進します。
- ・ 物流の効率化による生産性の向上やネットワークの代替性強化による安定的な交通の確保を図るため、新名神高速道路の6車線化が進められており、亀山西JCT－大津JCT間において、令和4年度から順次開通が予定されています。未事業化区間である四日市JCT－亀山西JCT間においても、早期6車線化の事業化に向けた取組を推進します。

地域づくり

- ・ 県内への移住を促進するため、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行います。また、テレワーク経験者の地方移住への関心が高まる中、新たにテレワークやワーケーション等「場所」ととらわれない働き方に関心のある層を対象に「暮らし体験モニター」を実施するとともに、ワーケーション実践者に三重の暮らしを体験してもらうことにより、新たな移住希望者の掘り起こしを行います。さらに、暮らし体験をした人を「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」に取り込み、「三重スクエア」メンバーをはじめとする地域の人たちと交流し、関わりを持つ取組を行うとともに、移住希望者を受け入れる側の体制強化を図るための人材養成講座を開催します。
- ・ 東紀州地域では、旅行の同行者別での割合が県全体よりも低くなっている子ども連れの家族等潜在観光客の来訪意欲を喚起していく必要があります。そこで、子ども連れ家族等の来訪意欲を喚起するため、古道歩きが具体的に思い描ける映像や、来訪時にさまざまな楽しみや学びを提供できる動画等を作成します。また、安心して来訪できる機会を創出するため、体験ツアーを実施するなど、来訪者の不安軽減と一層の満足度向上に向けた取組を進めます。

3 政策展開の基本方向に沿った取組

「2 注力する取組」に加え、「みえ県民カビジョン」の政策展開の基本方向に沿ってそれぞれの取組を推進していきます。

(1) 守る

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

〈みえ県民カビジョン〉

防災・減災、国土強靱化

- ・ 「自助」「共助」の活性化に向けて、「みえ防災・減災センター」と連携した人材育成・活用を推進します。また、デジタルマップを用いて避難計画を作成する「Myまっぷラン+（プラス）」の展開や家族同士の呼びかけによる避難の推進、「防災みえ.jp」やSNSによるわかりやすい情報提供等により、適切な避難行動の促進に取り組みます。
- ・ 「公助」の充実に向けて、「三重県職員防災人材育成指針」を踏まえて作成する計画に基づいた職員の育成に取り組みます。また、市町における受援体制整備の支援、消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組みます。

命を守る

- ・ 循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」の策定に取り組むとともに、救命救急センターの運営やドクターヘリの運航等を支援します。また、県内医療機関における医療安全体制の推進のために必要な支援を行うとともに、引き続き市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。

- ・「第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画」に基づき、在宅医療・介護連携の推進や地域包括支援センター*の機能強化、介護予防・自立支援の取組の推進に向けて、研修会の開催やアドバイザーの派遣等を行います。
- ・がんに対する正しい知識の普及を進め、治療と仕事が両立できる環境の整備に取り組みます。また、蓄積されたがん登録情報をもとに、施策の検討及び効果の検証を行います。
- ・糖尿病予防についての普及啓発や慢性腎臓病（CKD）対策を引き続き実施するとともに、生活習慣病予防や健康の保持増進のため、市町を支援します。また、地域口腔ケアステーションの機能充実を図るとともに、医療費助成制度の円滑な運営や骨髄提供しやすい環境づくりを行います。

支え合いの福祉社会

- ・「三重県地域福祉支援計画*」に基づき、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図り、市町における包括的な支援体制づくりを促進するとともに、地域における福祉活動の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力に不安のある高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用等を支援します。
- ・障がい者の地域生活を支援するため、グループホームや日中活動の場等の整備を促進するとともに、医療的ケアに係る各支援ネットワークにおける多職種連携や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。また、精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の充実を図ります。
- ・「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどに取り組みます。また、福祉事業所等によるノウフクJASの認証取得や特例子会社の設立を通じた企業等の農業参入を促進します。
- ・施設において家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化等を進めるとともに、多機関連携、協同面接、アドボカシー*（権利擁護・代弁）研修の実施など、子どもの権利擁護に主眼を置いた取組を推進します。

暮らしの安全を守る

- ・県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい三重の実現に向け、市町や地域住民、ボランティア団体などさまざまな主体と連携・協働し、犯罪防止に向けた取組を推進します。また、重要犯罪をはじめ、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の徹底検挙を図ります。
- ・消費者団体や市町などさまざまな主体との連携を強化し、消費者トラブルの未然防止や拡大防止に向けた取組を推進するとともに、「新たな日常」に応じた消費行動の推奨や、人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発等に取り組みます。また、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることを見据え、若年者を対象とした出前講座や啓発等の取組を強化します。
- ・医薬品等の品質及び安全性の確保や適正使用の推進に取り組むとともに、薬剤師の確保支援を進めます。また、若年層に向けた薬物乱用防止と献血の普及啓発を進めます。
- ・食の安全・安心を確保するため、関係団体と連携し、食品表示の適正化等に取り組むとともに、食品事業者のHACCP*に沿った衛生管理の取組を支援します。

- ・感染症の予防や感染拡大防止に向けて、知識の普及啓発に取り組むとともに、保健所等関係機関が迅速に対応することにより、感染拡大を防止します。また、結核患者の早期発見や適切な治療につなげるための支援を行うとともに、先天性風しん症候群の防止のため、妊娠を希望する女性等に対して無料の風しん抗体検査を推進します。
- ・野生鳥獣による被害の減少に向けて、体制づくりや被害防止、生息数管理を実施する中で、さらに捕獲を強化します。また、獣肉等の利用促進に向けて、安全・安心な「みえジビエ*」の安定供給を維持するとともに、商品開発や販路開拓に取り組めます。

環境を守る

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や各種リサイクル法、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」等に基づき、国、市町と連携し、廃棄物の適正処理を推進します。
- ・産業廃棄物の不法投棄について、未然防止及び早期発見のため、監視カメラや無人航空機（ドローン）等を活用した効率的な監視・指導を行うとともに、建設系廃棄物については、排出事業者責任の意識向上を図る研修会を開催するなど、取組を強化します。
- ・生活環境保全上の支障等がある3つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田）について、令和4年度末までに対策を完了させるよう、事業計画に基づき着実に対策工事を実施します。
- ・RDF*（ごみ固形燃料）製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行のため、ポストRDFに向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ・生物多様性や豊かな自然環境を守るため、「第3期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、保全上重要な地域の明確化や希少野生動植物、里地・里山・里海の保全活動等を進めるとともに、自然公園や自然歩道、三重県自然環境保全地域等の適正な維持管理に取り組めます。
- ・伊勢湾の再生に向けて、「きれいで豊かな海」の視点を取り入れた「第9次伊勢湾総量削減計画」の検討を進めるとともに、貧酸素水塊発生メカニズムの解明や生物生産性・生物多様性を踏まえた伊勢湾再生に関する研究事業を行います。また、海岸漂着物対策として、市町が取り組む回収・処理及び発生抑制対策を支援します。

(2) 創る

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

〈みえ県民カビジョン〉

人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

- ・インターネット上の人権侵害について、その特性を踏まえた効果的な人権啓発を実施するとともに、差別的な書き込みの削除要請や差別事象の分析を行います。また、差別的な書き込み等の発見・削除に協力する「インターネット人権ソーシャルウォッチャー」を養成する講座を開催します。
- ・性犯罪・性暴力被害について、被害に遭われた方が安心して相談し、心身の早期回復に

つなげられるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」における相談体制の充実強化に取り組むとともに、センターの認知度向上のための広報啓発を行います。

- ・ 女性が活躍できる環境整備に向けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、企業等を対象とした講演会の開催など、「女性の活躍推進三重県会議」を通じた取組を推進します。
- ・ 被害者やその家族の高齢化が進み、もはや一刻の猶予も許されない状況にある北朝鮮拉致問題の早期解決に向けて、県民の皆さんの関心と認識を深めるため、国等と連携して啓発イベントを開催するなど、拉致問題に関する理解促進に向けた取組を進めます。

学びの充実

- ・ 子どもたちの知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を推進します。また、「豊かな心」を育むため、道徳教育の推進体制を充実し、道徳性を養うとともに、読書習慣の定着のため、読書経験や本の楽しさを伝え合う取組等を進めます。さらに、「健やかな身体」を育むため、スポーツの機会を拡充し、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組むとともに、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康教育や食育に取り組めます。
- ・ 変化が激しく予測困難な社会にあっても、子どもたちが社会の一員として自覚と責任を持って、主体的に行動できる力を育みます。ICT環境を活用して、情報活用能力の向上や、一人ひとりに応じた基礎学力の定着、子どもたちの学びを広げ、深める授業等に取り組めます。また、英語教育や郷土教育を推進し、世界や地域で活躍できるグローバル人材の育成や、地域や企業と連携したキャリア教育を推進します。
- ・ 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの学びを支える教育を推進するため、「パーソナルファイル」を活用して支援情報の確実な引き継ぎを進めます。また、子どもたちが地域で豊かに自分らしい生活ができるよう、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流活動を進めます。
- ・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組めます。不登校児童生徒へのきめ細かな支援をより効果的に行うため、心理や福祉の専門的見地からの支援を行う専門人材の配置を拡充するとともに、有識者の助言を得て行う訪問型支援や、教育支援センターを核とした不登校支援に取り組めます。さらに、県立学校における施設の安全性を維持するため、長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化など設備面での機能向上も含め、計画的な老朽化対策に取り組めます。
- ・ 学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクール*の仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組めます。県立高等学校の特色化・魅力化を進めるとともに、これからの高校生に必要な学びを実現する高等学校のあり方について検討を進めます。また、教職員の資質向上を図るため、経験や職種に応じた研修を計画的に実施します。効果的な教育活動と教職員の働き方改革に向けて、専門スタッフや外部人材等の配置を進めます。さらに、私立学校に対して、個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援します。
- ・ 三重で学び、働き、住み活躍する若者を増やすため、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組等を推進し、選ばれる高等教育機関としての一層の魅力向上、学びの選択肢の拡大を図ります。また、若者の県内定着を促進するため、大学生等の奨学金返還額の一部

を助成します。さらに、県内高等教育機関相互や産学官のネットワークを活用して、分野の枠を越えて連携した取組を推進します。

- ・「新しいみえの文化振興方針」で定める5つの方向性に係る各種取組を推進し、県立文化施設においては、多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催するとともに、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供します。また、三重にゆかりのある映画に関する偉人の顕彰や古典文学をテーマにしたシンポジウムを開催し、本県の文化の魅力を発信します。

希望がかなう少子化対策の推進

- ・子どもの育ちや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、SNS等を活用して会員相互の活動支援や会員が有するリソースを紹介できる仕組みづくりを構築し、各地域において会員を起点とした県民の皆さんの主体的な子育て支援活動等の機会を創出します。
- ・妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、人材育成など各市町の実情に応じた母子保健体制の構築を支援します。また、予防可能な子どもの死亡を減らすため、予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）を行い、効果的な予防策の検討を進めます。
- ・身近な地域における発達障がい児への支援体制の充実に向けて、市町の総合支援窓口で支援の中核を担う人材を育成します。また、発達障がいの早期診断や支援のため、地域の医療機関を対象に実践研修等を行うとともに、市町や療育機関等の関係機関とのネットワークの構築を進めます。

地域の活力の向上

- ・南部地域において、南部地域活性化基金等を活用し、南部地域の市町がさまざまな主体と連携して行う、働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援するとともに、地域おこし協力隊への支援など地域人材の育成に取り組みます。
- ・東紀州地域において、熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かして、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るとともに、郷土への愛着心と誇りを育み、地域の担い手となるひとづくりに取り組みます。
- ・農山漁村の振興を図るため、地域資源を活用した新たなビジネスの創出や、農山漁村が有する多面的機能*の維持・発揮に向けた取組を進めます。また、安全・安心な農村づくりに向けて、農業用ため池や排水機場等のハード対策とソフト対策を併せた防災・減災対策を推進します。
- ・持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、持続可能な地域コミュニティづくりなど地域課題の解決に取り組みます。また、市町が、行政事務を効率的かつ適正・的確に処理するとともに、健全で安定的な財政運営を行うことができるよう、必要な助言や情報提供等による支援を行います。さらに、木曾岬干拓地については、分譲地の都市的土地利用の促進による地域の活性化に向けて、関係町と連携し、企業誘致に取り組みます。
- ・過疎・離島・半島地域においては、地域の活性化に向けて、それぞれの計画等に基づき支援します。特に、過疎地域に対する支援については、令和3年度から施行される新法

に基づき、市町と連携して取組を推進します。

(3) ^{ひら} 拓く

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を^{ひら}拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

〈みえ県民カビジョン〉

持続可能なもうかる農林水産業

- ・ 農林水産業の振興に向けて、水田のフル活用と優良種子の安定供給、担い手への農地の集積・集約化、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPA（経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定）、RCEP（地域的な包括的経済連携）協定等諸外国との経済連携の進展を踏まえて、経済と食のグローバル化に対応した競争力強化の取組を進めます。また、利用期を迎えた森林資源を活用した持続可能な林業生産活動の促進、林業・木材産業の競争力強化と県産材をはじめとした木材利用の促進、水産資源の適切な保存・管理に基づく維持・増大や競争力のある養殖業の構築、産業としての成長を支える農林水産基盤の整備などを進めます。
- ・ 次代の農林水産業や地域の担い手を確保するため、インターンシップの実施や就業フェア等を通じた就業情報の提供、農業ビジネス人材を育成する「みえ農業版MBA養成塾*」等の取組を進めます。また、ロボット技術を活用した省力化等により、高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる「ユニバーサル水産業」の取組を進めるとともに、経営体の法人化や協業化など経営発展に向けた支援に取り組みます。
- ・ GAP*等認証食材やストーリー性の高い食材を中心とする三重県産食材の使用率向上につなげるため、オンライン等のツールを活用したプロモーションに取り組みます。また、「三重ブランド」をはじめとする県産農林水産物の見える化、情報発信のスマート化により、県内外への認知度向上に取り組みます。さらに、令和2年度に策定した「第4次三重県食育推進計画」に基づき、市町等関係機関と連携して食育の推進に取り組みます。

強じんて多様な産業

- ・ 地域の雇用や経済、社会を支え、重要な役割を果たしている中小企業・小規模企業の振興を図るため、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、経営力向上や事業承継、事業継続など、地域の実情や事業者の特性に応じたきめ細かな支援に取り組みます。また、商工会・商工会議所等の経営支援機能を強化するため、経営指導員を増員します。
- ・ 県内ものづくり企業の技術的課題の解決、技術力向上の支援、次世代自動車*や航空宇宙分野への参入促進に取り組むとともに、三重大学や東京大学等の県内外の高等教育機関との産学官連携の促進により、ものづくり産業の競争力強化や付加価値の向上につなげます。
- ・ 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、多様な主体との協創による、新エネルギー

の導入促進、省エネの推進、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等に取り組みます。

- ・ 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場化、スマート工場化、研究開発施設等の高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資、さらには外資系企業の拠点等に関する投資への支援を行います。

世界の三重、三重から世界へ

- ・ スマホ一つでお得に三重の旅が楽しめる「スマホでみえ得キャンペーン」を進め、観光事業者や旅行者にとって、より魅力的な観光コンテンツの開発やサービスの提供につなげます。また、デジタルの手法を活用し、インターネット上に現れる旅行者の生の声から、新型コロナ収束後の新たな旅行ニーズを把握するとともに、SNS、動画、Webサイト等を通じて本県の観光の魅力を広く国内外に発信します。さらに、海外現地に設置するレップ（営業代理人）等を通じて、新型コロナの影響など現地情勢を踏まえた適時適切なプロモーションを展開します。
- ・ 令和3年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック等ビッグイベントの機会を生かし、首都圏をはじめ、関西圏、中部圏及び海外において三重の魅力発信に努めます。また、「三重の日本酒」の海外に向けた販路拡大及びブランド価値を高めるため、情報発信力の高いフランス・パリにおいて、シェフ、バイヤー等を対象にGI（地理的表示）を活用したプロモーションを行います。
- ・ 県内企業の国際競争力向上を図り、成長著しいアジアをはじめ海外市場の獲得を本県産業の発展につなげるため、三重県国際展開支援窓口を構成する日本貿易振興機構（JETRO）や三重県産業支援センター、県内金融機関等の各支援機関と連携し、県内中小企業・小規模企業の国際展開を支援します。

多様な人材が活躍できる雇用の推進

- ・ 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人を対象に、関係機関と連携し、より一層きめ細かな支援を実施します。
- ・ 働く意欲のある女性や高齢者、障がい者、外国人等、誰もが意欲や能力を十分に発揮していきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。
- ・ 働く意欲のある人が、就職や技能向上のために必要な職業能力開発に取り組むことにより、地域経済が発展し、いきいきと働くことができる三重県をめざすため、職業能力開発施策に関する基本的な方向付けを行う「第11次三重県職業能力開発計画」を策定します。

安心と活力を生み出す基盤

- ・ 県民の皆さんや来訪者の移動に不可欠なバス、鉄道等の公共交通の維持・活性化、中部国際空港等の利用促進や二次交通の強化など、公共交通機関の利便性の向上を促進します。また、運転免許返納前の高齢者をはじめ、学生、子ども等を対象としたモビリティ・マネジメント*を推進するとともに、「三重県自転車活用推進計画*」に基づく取組を関

係機関と進めます。

- ・電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間において、防災の視点のみならず、景観形成・観光振興等の視点からも、電線類の地中化を進めます。また、ワーケーションの推進に必要な公園整備や、新たな賑わいを創出するための Park-PFI 手法による公園整備を進めます。
- ・水の安全・安定供給のため、県営の水道及び工業用水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進めます。また、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進やインフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力し、市町と連携して地籍調査を推進します。

4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

新型コロナの拡大を踏まえた「新たな日常」に向けて、デジタル強靱化社会の構築は喫緊の課題となっています。国においては、デジタル庁創設をはじめとした行政のデジタル化やデジタル技術の社会実装に向け、スピード感を持った検討が進められており、本県としても、県庁のデジタル化のみならず、社会構造の変化や社会全体の行動変容が進むことを見据え、民間団体等のさまざまな主体や市町も巻き込んだ、県全体の変革を推進する必要があります。

そのため、令和3年度からデジタル社会形成に向けた全庁的な司令塔として「最高デジタル責任者＝CDO（Chief Digital Officer）」を置き、実行組織として、三重県版デジタル庁である「デジタル社会推進局」を設置し、県全体のデジタル化を部局横断的に強い権限を持って推進します。

行政においては、令和2年度から本格的に進めているスマート改革を発展させ、デジタル技術を活用した県民の皆さんの利便性向上を最優先課題とし、市町とともに行政の変革を進めます。また、社会構造の変化、社会全体の行動変容が進む中、社会全体としてデジタル技術を活用した取組が進むよう、県として必要な施策を進めます。

（1）行政のスマート改革

令和3年度は、県民目線の行政のデジタル変革を一気に進め、県民の皆さんの利便性向上を実現します。

県が所管する各種行政手続については、「新しい生活様式」を支援するためのオンライン化を進めるとともに、書面・押印・対面といった制度・慣行の見直しを進めます。また、市町の所管する手続についても、県の主導により一貫したデジタル化・利便性向上が実現するよう働きかけます。各種手続の基盤となるマイナンバーカードについては、市町と共に普及の促進を図ります。さらに、国が検討を進めている、国・地方のシステムの標準化についても、行政のデジタル化を進める上での大前提となるものであり、スピード感をもって対応できるよう、市町との連携を強化します。

行政の保有するデータについては、その利活用による価値の創造に重点を置き、オープンデータの質の向上を図りつつ、官民連携の体制を強化します。また、市町にも働きかけを行い、全県的なデータ利活用の発展に取り組みます。

県民の皆さんの利便性向上を実現するためには、行政内部の事務処理のデジタル化による、エンドツーエンドでのデジタル化が必須であることから、職員の利用する情報基盤の見直しを進めるとともに、「新たな日常」における在宅勤務の導入や、労働時間のマネジメントの

柔軟化の流れをとらえた新しいワークスタイルの実現に取り組みます。

教育・防災・観光・医療等の各政策分野において、「新たな日常」に対応するためにも、デジタルの観点を取り入れた政策立案は必須になります。各政策分野へのテクノロジー活用や、エビデンスをとらえた政策立案を今後益々発展させるため、職員の育成を強化し、民間の知見も積極的に取り入れることにより、人的資源の強化を図ります。

（２）社会全体のDXの推進

新型コロナにより、県民の皆さんの生活は大きく影響を受けていますが、より良い社会を構築するチャンスととらえ、社会経済活動のあらゆる分野においてデジタルの観点から変革が進むよう取り組みます。

デジタル技術を活用することにより、次々とイノベーションを起こすことのできる人材があふれる社会、自由度の高い働き方や暮らしができ、豊かさを感じることのできる社会、高付加価値の財・サービスを創出でき、誰もが効率性や利便性、安心を享受できる社会の実現が可能となります。そのため、本県としては、5Gなど変革に必要となるインフラ整備や、地域におけるデジタル人材の育成に取り組み、さらに分野横断的に重要となるデータ利活用の方法の検討や水平展開を進めます。また、新しい働き方のスタイルの一つとして認識されつつあるテレワークの導入促進を図るとともに、ワーケーションについても、市町、商工団体、民間事業者等と連携しながら環境整備や情報発信に取り組みます。さらに、国内外からDXを推進するアイデアを積極的に呼び込むことにより、変革の加速化をめざします。

DXに必要なインフラ整備に関しては、オンライン教育をはじめとした「新たな日常」に対応するための課題の整理を進めるとともに、共通の基盤として期待される5Gについても、事業者との連携を強化し、地域偏在なくその恩恵を受けられるよう取り組みます。

社会全体のDXを進めるにあたっては、現場におけるノウハウ不足やコスト負担が課題となっているため、一定の知見を有する専門人材が必要です。そこで、高等教育機関や関係団体等とも連携しながら、DX人材の育成・確保に取り組みます。

また、これまで以上にICTやデータを活用した取組が重要です。産学官をはじめとするさまざまな主体のICT・データ活用による新価値の発見、新商品や新サービスの創出を通じ、社会課題の解決が進展するよう取り組むとともに、ICT・データ活用の視点に立った事業の展開や実証事業の受入れを積極的に行います。

5 行政運営

新型コロナが拡大し、感染の波が数次にわたり襲来する中、感染防止と経済回復の両立を徹底しつつ、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざし、第三次行動計画を再加速させ、Society 5.0やSDGsの視点を取り入れ、各施策の目標達成に向けて取り組みます。また、第三次行動計画と一体化した第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、基本目標等の達成に向けて、Society 5.0を支える技術やSDGsの考え方を原動力に、さまざまな主体と連携し、人口減少に係る課題解決を図り、量と質を重視した地方創生の実現をめざします。

（行財政改革の推進）

「みえ県民カビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、「第三次三重県行財政改革取

組」に基づき、デジタル技術を活用した変革を進め、県民サービスの向上につなげる「スマート改革の推進」、県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員の意識向上や推進体制の確立に取り組む「コンプライアンスの推進」、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立に向けて歳入歳出両面において取組を進める「持続可能な行財政運営の確保」を3つの柱として位置づけ、県政運営の変革の取組を全庁的に推進します。

（コンプライアンスの推進）

職場のコミュニケーションを活性化し、職員の孤立感を解消するとともに、不祥事根絶等を「自分事」としてとらえて行動することにつなげるため、各所属においてコンプライアンスをテーマとしたミーティングを実施するなど、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に取り組めます。

また、教職員による不祥事が相次いでいることから、発生した要因、背景に加え、学校及び教育委員会における組織運営上の課題も踏まえ、組織全体で不祥事根絶の取組を徹底し、教職員一人ひとりが自分自身の課題として行動するとともに、互いに高め合うなど、再発防止に取り組めます。

さらに、過去に発生した事例の共有や再発防止策の進捗を管理するとともに、取組のブラッシュアップにつなげるため、教育委員会や警察本部も含めた各部局の総務担当課長等を参集する「コンプライアンス推進会議」を開催し意見交換を実施するなど、全庁の推進体制の確立に向けて取り組めます。

（令和3年度当初予算のポイント）

令和3年度当初予算は、令和2年度2月補正予算と一体的に、切れ目ない取組を進める、いわゆる「14か月予算」として編成しました。そのポイントは次の6点です。

- 新型コロナウイルスの拡大防止、傷んだ県内経済や産業の再生・活性化、分断と^{あつれき}軋轢からの脱却に向けた人権施策などにスピード感をもって全力で取り組めます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの熱気と感動をつなぐ「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」の大成功に向けてオール三重で取り組めます。
- 紀伊半島大水害及び東日本大震災から10年の節目を迎え、これまでの災害の教訓を踏まえながら、強くしなやかな県土づくりに向けて、ソフト・ハードの両面から防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進します。
- コロナ禍でも、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会の実現に向けて、県内に知事直轄の「デジタル社会推進局」を設置し、「最高デジタル責任者＝CDO」のもと、市町を含めた行政のスマート改革と社会全体のDXの両面から取組を加速します。
- 本県が全国に先駆けて取り組んできた不妊治療費助成制度や小学校の少人数学級について、国の拡充に対応します。さらに、県独自の取組として、不妊治療費のうち国助成制度では補完されない治療費への支援や少人数学級の小学3年生への拡充を実施します。
- 行財政改革取組の目標として掲げた経常収支適正度を100%以下に抑えつつ、令和2年度に引き続き県民参加型予算「みんつく予算」事業を計上するなど、財政健全化の取組を着実に継続します。

(令和3年度組織改正等のポイント)

令和3年度の組織機構等については、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局及び保健所の体制強化、DXの推進や「三重とわか国体」「三重とわか大会」の成功に向けた体制整備も含め、所要の改正を行い、新型コロナによる危機の克服に向けて最優先で取り組むことに加え、「第三次行動計画」の目標達成に向け、施策をより一層加速させるとともに、社会経済情勢の変化や緊急課題への対応等も踏まえた県政の諸課題に的確に対応していきます。

○ 新型コロナ対策

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を担う関係部の組織体制を整備し、専任職員を配置することにより、新型コロナ対策の体制を強化します。

- ・ 医療保健部に新型コロナをはじめとする感染症対策を担当する「理事」を設置し、さまざまな対策を遅滞なく、切れ目なく取り組んでいくための体制を強化します。
- ・ 医療保健部「薬務感染症対策課」を「感染症対策課」に再編し、ワクチン接種を円滑に進めるとともに、感染症対策に係る企画・立案機能を強化します。また、同部に「感染症情報プロジェクトチーム」を新設し、クラスター発生時の対応や患者情報等の収集・分析に係る体制を強化するとともに、「入院・療養調整プロジェクトチーム」を新設し、医療体制の構築や自宅・宿泊療養に係る調整を円滑に進めます。
- ・ 防災対策部に「危機管理特命監」を設置し、新型コロナ対策に係る総合的な方針立案や調整機能を強化します。
- ・ 感染対策の最前線に立つ保健所の体制を強化し、必要な人員を確保するとともに、保健所職員の負担軽減を図ることにより、感染者の急激な増加に伴って増大する、疫学調査や健康観察等の業務に的確に対応します。
- ・ 患者の発生状況や業務量等に応じて、随時、全庁的な応援体制により必要な対応を図ります。

○ DXの推進

デジタル社会の実現に向けた取組の司令塔として、常勤の「最高デジタル責任者＝CDO」を置き、その職には、公募により外部の人材を登用するとともに、CDOを支える実行組織として、知事直轄の「デジタル社会推進局」を設置することにより、行政のスマート改革と社会全体のDXの両面を部局横断的に強い権限を持って推進します。

- ・ 「デジタル社会推進局」に新たに「デジタル戦略企画課」を設置し、デジタル社会の形成に向けた方向性をとりまとめ、一貫したスピード感のある取組を進めます。
- ・ デジタル社会の形成に向けた関連業務を「デジタル社会推進局」に一元的に集約し、効果的に取組を進めるため、総務部「スマート改革推進課」を移管し、県庁のスマート改革をより一層推進するとともに、市町との連携体制を強化します。また、雇用経済部「創業支援・ICT推進課」を移管し、業務再編等を行ったうえ、「デジタル事業推進課」に改め、社会全体のDXを推進します。
- ・ 航空レーザ測量*による森林情報の高度化や、森林クラウドによる情報の共有・活用の効率化等、スマート林業への転換による生産性、安全性及び快適性の向上をめざし、森林・林業経営課に「スマート林業推進班」を設置し、林業・木材産業の振興や地域活性化を

図ります。

- ・ 技術管理課の技術管理班を「技術管理・DX推進班」に改め、建設生産システムのデジタル化によるICT活用工事の促進や、業務委託や建設工事等のデジタル化によるリモート環境の整備のための取組を着実かつ早急に推進します。
- ・ 教育総務課に「教育ICT化推進班」を新たに設置し、学校でのICTを活用した教育や事務の効率化など、教育におけるICT化を市町教育委員会とも連携を図りながら総合的に推進します。

○ 「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」に向けた体制整備

- ・ 両大会の開催に合わせて、開閉会式や競技御覧等のためにご来県が予定される皇室への対応を万全とするため、行幸啓課行幸啓班を「行幸啓第1班」と「行幸啓第2班」に再編するとともに、職員定数を増員し、準備を行っていきます。

○ 「安全・安心」の確保等

- ・ 年々増加・深刻化する児童虐待相談に的確に対応するため、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」も踏まえ、児童相談所の職員定数を増員するなど、児童虐待対応力のさらなる強化を図ります。
- ・ ひきこもりをはじめとする生きづらさを抱えた方々への支援を含めた地域共生社会の実現に向けて、子ども・福祉部に「地域共生社会推進監」を設置し、市町等と連携して地域社会における包括的・重層的な支援体制を実現する取組を推進します。
- ・ 畜産課、CSF対策プロジェクトチーム及び家畜防疫対策監の業務・組織の再編を行い、新たに「家畜防疫対策課」を設置し、豚熱の感染拡大の防止を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザ等に対する家畜防疫対策にも万全の態勢で取り組んでいきます。
- ・ 教育委員会事務局に「特別支援学校整備推進監」を新たに設置し、盲学校及び聾学校の移転整備や杉の子特別支援学校石薬師分校の改修など、特別支援学校の整備を着実に推進します。

○ その他の組織改正等

- ・ 「業務感染症対策課」薬事班と「ライフイノベーション*課」を再編・統合し、新たに「薬務課」を設置し、より一層効率的・効果的な執行体制により、医薬品等の安全確保に関する取組と、産学官民の連携によるライフイノベーションの取組を一体的に推進します。
- ・ 令和元年9月のRDF（ごみ固形燃料）焼却・発電施設の稼働停止から一定期間が経過したため、業務体制の見直しを行い、「RDF・広域処理推進監」を廃止します。これに伴い、RDFからの転換を行う市町等のごみ処理体制整備に向けた支援等は、今後も引き続き、廃棄物・リサイクル課が担います。
- ・ 森林・林業経営課から林業研究所に、森林教育と林業技術普及に関する業務を移管し、林業研究所内の組織を再編し、「みえ森林・林業アカデミー」の講座拡充や、子どもから大人までを対象にした森林教育に効果的に取り組みます。
- ・ 農林水産部と県土整備部の各地域事務所において、技術的支援の相談窓口担当課を明確化し、技術職員が不足する市町からの要望に対応していきます。

（ワーク・ライフ・マネジメントの推進）

職員一人ひとりのライフサイクルなどに応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を積極的に推進します。

令和3年度は、管理職員のリーダーシップのもと、職員一人ひとりがより一層主体的に取り組めるよう、ワーク・ライフ・マネジメントのめざす姿を共有したうえで、重点化した取組を進めていきます。

働き方改革を進めるため、必要な行政機能の維持を前提としつつ、新型コロナ対策を踏まえた在宅勤務や時差出勤勤務の試行を継続するとともに、多様な職員の意欲と能力の発揮に向け、柔軟かつ弾力的な勤務形態の検討を進めます。

（公共事業の適正な実施）

公共事業の実施プロセスの校正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施するため、県発注公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた対策に引き続き取り組みます。

また、対策については適宜改善するとともに、定期的に検証し継続実施に向けた取組を行っていきます。

6 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- 自らも県民。県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのを集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、県民の皆さんと「協創」を。

- 市町は、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場重視とスピード感・正確性のバランスを考慮した的確な対処

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省き正確性を損なうことなどがあってはならないが、何事もスピード感と正確性のバランスを考慮し、タイミングを逃さず、的確に対処。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以（もつ）て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非（あ）らずというなかれ、自分の仕事であるといって争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官（リーダー）・有事の指揮官（リーダー）』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特徴を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、

- ① 職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）
- ② 業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）
- ③ アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）

につなげる。この「3P1運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。

<参考> 県民の皆さんの「幸福実感」について (「第10回みえ県民意識調査」の概要)

県では、平成24年(2012)年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」において「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県民の皆さんの「幸福実感」を把握し、県政運営に活用するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。

この調査では、日ごろ感じている幸福感や「みえ県民力ビジョン」に掲げる15の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感(「幸福実感指標」)を毎回質問し、推移を把握することとしています。

1 調査の設計

調査地域	三重県全域
調査対象	県内居住の18歳以上の者
標本数	10,000人
調査方法	郵送による発送、郵送・インターネットによる回収
調査期間	令和3年1月～令和3年2月
有効回答数	5,658人(有効回答率56.6%)

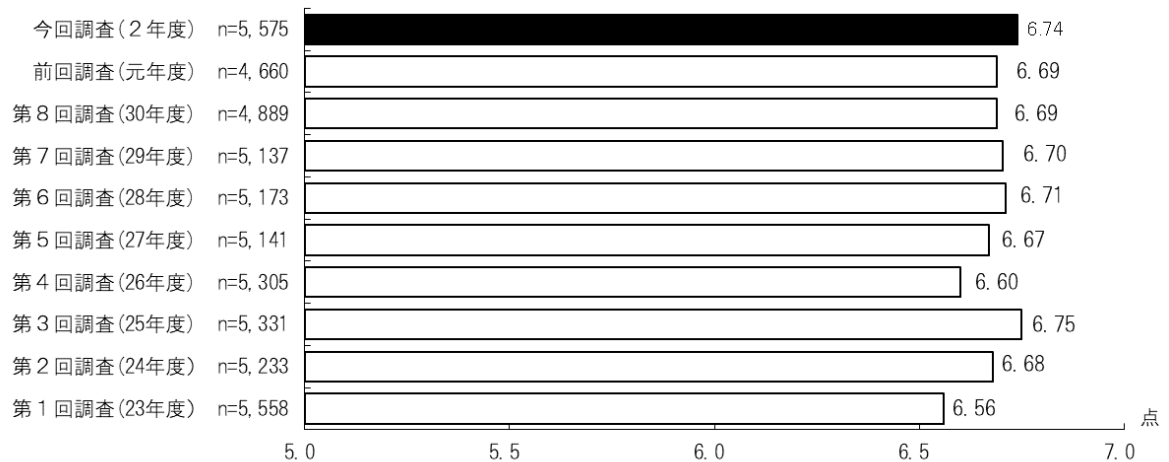
2 調査結果の概要

(1) 日ごろ感じている幸福感

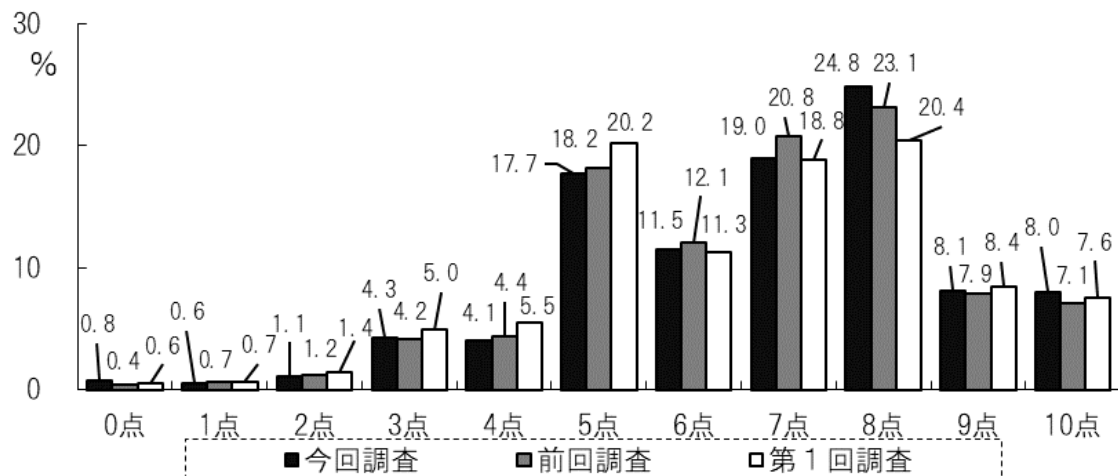
県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感（以下「幸福感」と記載）について 10 点満点で質問したところ、平均値は 6.74 点で、前回調査より 0.05 点、第 1 回調査より 0.18 点高く、過去 2 番目に高い数値になっています。

点数の分布をみると、「8 点」の割合が 24.8%と最も高く、次いで「7 点」が 19.0%、「5 点」が 17.7%となっており、M字型となっています。

図表 1 日ごろ感じている幸福感の平均値



図表 2 日ごろ感じている幸福感の分布



(2) 地域や社会の状況についての実感

地域や社会の状況についての実感をおききしたところ、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は、「(11)三重県産の農林水産物を買いたい」が86.4%で最も高くなっています。次いで、「(10)自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」(76.0%)、「(4)犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」(71.3%)の順で、これまでの10回の調査を通じて同順位となっています。

一方、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は、「(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている」が62.5%で、第1回調査以降、継続して最も高くなっています。次いで、「(1)災害の危機への備えが進んでいる」(56.3%)、「(15)道路や公共交通機関等が整っている」(56.2%)の順となっています。

<前回調査との比較>

前回調査より「実感している層」の割合が高くなったのは、15項目のうち10項目で、増加幅が大きかったのは「(5)身近な自然や環境が守られている」(+6.1ポイント)、次いで、「(4)犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」(+5.7ポイント)、「(7)子どものためになる教育が行われている」(+4.9ポイント)、「(8)結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなっている」(+4.3ポイント)の順となっています。

一方、「実感していない層」の割合が高くなったのは、10項目で、増加幅が最も大きかったのは、「(13)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」(+5.4ポイント)となっています。

<第1回調査との比較>

第1回調査から質問内容を変えずに継続的におききしている11項目のうち、第1回調査より「実感している層」の割合が高くなったのは10項目で、増加幅が最も大きかったのは「(7)子どものためになる教育が行われている」(+14.2ポイント)、次いで、「(2)必要な医療サービスを利用できている」(+13.9ポイント)、「(4)犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」(+12.4ポイント)の順となっています。

一方、「実感していない層」の割合は、「(11)三重県産の農林水産物を買いたい」(+1.3ポイント)「(15)道路や公共交通機関等が整っている」(+0.3ポイント)を除く9項目で第1回調査より低くなっています。

図表3 地域や社会の状況についての実感 (一覽)

	実感している層					実感していない層				
	感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	感じない	わからない・不明	今回 %	(前回差) ポイント <第1回差>	今回 %	(前回差) ポイント <第1回差>	
(1)災害の危機への備えが進んでいる	30.6	37.3	19.0	9.5		34.2	(-1.0) <9.8>	56.3	(1.4) <-10.2>	
(2)必要な医療サービスを利用できている	12.5	46.8	21.5	11.8	7.4	59.3	(1.0) <13.9>	33.3	(0.6) <-11.8>	
(3)必要な福祉サービスを利用できている	6.4	29.9	26.4	16.1	21.3	36.3	(1.0) <3.6>	42.5	(0.4) <-3.5>	
(4)犯罪や事故が少なく、安全に暮らしている	17.8	53.5	15.9	8.8		71.3	(5.7) <12.4>	24.7	(-5.2) <-11.7>	
(5)身近な自然や環境が守られている	9.2	43.0	26.6	13.7	7.5	52.2	(6.1) <->	40.3	(-5.1) <->	
(6)性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できている	25.3	35.9	19.6	15.8		28.7	(-0.1) <->	55.5	(2.2) <->	
(7)子どものためになる教育が行われている	4.7	37.2	24.6	13.5	20.1	41.9	(4.9) <14.2>	38.1	(-1.6) <-11.8>	
(8)結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなっている	6.6	32.1	26.1	16.5	18.6	38.7	(4.3) <->	42.6	(-0.6) <->	
(9)スポーツをしたり、みたり、支えたりする環境や機会が整っている	5.7	36.4	28.6	13.8	15.5	42.1	(-1.0) <->	42.4	(1.3) <->	
(10)自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい	33.5	42.5	10.2	7.5	6.3	76.0	(1.2) <2.9>	17.7	(-0.9) <-2.0>	
(11)三重県産の農林水産物を買いたい	44.1	42.3	5.7			86.4	(-0.9) <-1.0>	9.2	(1.6) <1.3>	
(12)県内の産業活動が活発である	5.1	31.7	32.7	12.1	18.5	36.8	(0.5) <9.0>	44.8	(0.8) <-9.3>	
(13)国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる	24.3	36.9	17.6	17.9		27.6	(-4.6) <10.3>	54.5	(5.4) <-9.7>	
(14)働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている	19.3	35.8	26.7	16.3		21.1	(0.3) <7.4>	62.5	(0.6) <-10.2>	
(15)道路や公共交通機関等が整っている	5.0	34.0	30.5	25.7	4.8	39.0	(0.1) <1.5>	56.2	(0.2) <0.3>	

※「実感している層」の割合・・・「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合を小数第二位で四捨五入した数値の合計

※「実感していない層」の割合・・・「感じない」と「どちらかといえば感じない」の割合を小数第二位で四捨五入した数値の合計

※割合は、「わからない」や「不明(未回答など)」も分母に含めて算出

第2章

施策の取組

(1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

〈政策展開の基本方向〉（三つの柱）のもとに、〈政策〉―〈施策〉―〈基本事業〉―〈事務事業〉の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」でお示した〈政策展開の基本方向〉（三つの柱）に加え、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（以下、「第三次行動計画」といいます。）では、〈政策〉と、〈施策〉の内容を、構成する〈基本事業〉とあわせてお示ししています。

〈施策〉には、それぞれの〈施策〉をより適切に評価するとともに、県民の皆さんに成果をわかりやすくあらわす指標（「主指標」と、〈施策〉を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標（「副指標」）を複数設定しています。

令和3年版成果レポートでは、令和2年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果をふまえた、施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

【施策の指標の考え方】

〈施策〉の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「主指標」、「副指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

○ 主指標

「主指標」は、各〈施策〉の第三次行動計画における目標（県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標））をふまえ、当該〈施策〉において、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんにわかりやすくあらわそうとしたものです。

〈施策〉の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 副指標

「副指標」は、各〈施策〉の成果や課題を適切に把握するために、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる成果、あるいは県が取り組んだことの効果をあらわす指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標を複数設定しています。

第二次行動計画では、〈施策〉を構成する〈基本事業〉に1つ以上の「県の活動指標」を設定していましたが、「副指標」は〈基本事業〉にかかわらず、〈施策〉を進行管理するため、「主指標」と共に各〈施策〉の成果をわかりやすくあらわす指標として活用します。

(2) 政策体系一覧

「守る」 命と暮らしの安全・安心を 実感できるために	政 策	施 策	頁
	1 防災・減災、国土強靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進	104
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	110
		113 災害に強い県土づくり	116
	2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	120
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	126
		123 がん対策の推進	130
		124 健康づくりの推進	134
	3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進	138
		132 障がい者の自立と共生	144
133 児童虐待の防止と社会的養育の推進		150	
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	154	
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転〇（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	158	
	143 消費生活の安全の確保	162	
	144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	166	
	145 食の安全・安心の確保	170	
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	174	
	147 獣害対策の推進	178	
5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	182	
	152 廃棄物総合対策の推進	186	
	153 豊かな自然環境の保全と活用	190	
	154 生活環境保全の確保	194	

目 「創る」く人と地域の夢や希望を実感できるためにく	政 策	施 策		頁
	1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211	人権が尊重される社会づくり	198
		212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	202
		213	多文化共生社会づくり	206
	2 学びの充実	221	子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	210
		222	個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	216
		223	特別支援教育の推進	222
		224	安全で安心な学びの場づくり	226
		225	地域との協働と信頼される学校づくり	230
		226	地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実	234
227		文化と生涯学習の振興	238	
3 希望がかなう少子化対策の推進	231	県民の皆さんと進める少子化対策	242	
	232	結婚・妊娠・出産の支援	246	
	233	子育て支援と幼児教育・保育の充実	250	
4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241	競技スポーツの推進	256	
	242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	260	
5 地域の活力の向上	251	南部地域の活性化	264	
	252	東紀州地域の活性化	268	
	253	農山漁村の振興	272	
	254	移住の促進	276	
	255	市町との連携による地域活性化	280	

	政策	施策	頁
目 「拓く」 強みを生かした経済の躍動を実感できるように	1 持続可能なもうかる 農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	284
		312 農業の振興	288
		313 林業の振興と森林づくり	294
		314 水産業の振興	298
	2 強じて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	304
		322 ものづくり産業の振興	308
		323 Society5.0時代の産業の創出	312
		324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	316
	3 世界の三重、三重から 世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光	320
		332 三重の戦略的な営業活動	326
		333 国際展開の推進	332
	4 多様な人材が活躍できる 雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援	336
		342 多様な働き方の推進	340
	5 安心と活力を生み出す 基盤	351 道路網・港湾整備の推進	344
		352 安心を支え未来につながる公共交通の充実	348
		353 安全で快適な住まいまちづくり	352
354 水資源の確保と土地の計画的な利用		356	

(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法について

1 評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準

- ① 令和2年度における施策等の進展度を、県民の皆さんに分かりやすくお示しするため、主指標や副指標等の達成状況、取組実績等をもとに、総合的に施策等の進展度をA～Dで判断し、判断理由を記載しています。
- ② A～Dの判断は、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものですが、判断に際しては次の表1の考え方を目安としています。

[表1]

適用 区分	① 主指標 の達成 率	② 副指標 の平均 達成率	進展度の算出方法
A. 進んだ	100%	100%	1. ①の結果によりA～Dを区分する。 ↓ 2. ②の状況により、①の区分のまま でよいか検討する。 ↓ 3. 副指標や構成する基本事業の中身 と施策目標との相関関係（副指標ごと の重みや取組実績）を考慮し、総合的 に判断する。
B. ある程度進んだ	85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	
C. あまり進まなかった	70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	
D. 進まなかった	70%未満	70%未満	

2 目標達成状況の算出方法

- ① 目標達成状況は、第三次行動計画の目標項目の欄に「(累計)」と記載の無い目標項目については、令和2年度の実績値を令和2年度の目標値で割って算出しています。また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{令和2年度実績値}}{\text{令和2年度目標値}}$$

(例1) 令和2年度の目標値が130、実績値が120の場合

$$= \frac{120}{130} = 0.92 \quad (\text{小数点第3位以下四捨五入})$$

0.995～0.999の場合は0.99と記載)

- ② 第三次行動計画の目標項目の欄に「(累計)」と記載のある目標項目については、令和元年度の実績値を令和2年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。(下記*参照)

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{令和2年度実績値} - \text{令和元年度実績値}}{\text{令和2年度目標値} - \text{令和元年度実績値}}$$

(例2) 令和元年度の実績値が100で、令和2年度の目標値が130、実績値が120の場合

$$= \frac{120 - 100}{130 - 100} = \frac{20}{30} = 0.67 \quad (\text{小数点第3位以下四捨五入} \\ 0.995 \sim 0.999 \text{ の場合は } 0.99 \text{ と記載})$$

*第三次行動計画の目標項目の欄に「(累計)」と記載のある目標項目について、このような算出方法を用いているのは、成果レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果(目標達成状況)を表せるようにしています。

(4) 施策数値目標等一覧

施 策		数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
		目標項目	2年度 目標値	2年度 実績値	目標達成 状況			
111	災害から地域を守る自助・共助の推進	主指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	52.5%	46.2%	0.88	B	335
		副指標	地区防災計画等を作成している市町数	14市町	6市町	0.43		
			「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	26.7%	27.7%	1.00		
			大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	87.0%	89.7%	1.00		
			家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	94.0%	74.1%	0.79		
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数(累計)	300件	557件	1.00					
112	防災・減災対策を進める体制づくり	主指標	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	100%	92.7%	0.93	B	4,676
		副指標	県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回	13回	1.00		
			業務継続計画(BCP)を整備する病院の割合	58.1%	62.4%	1.00		
			消防団員の条例定数の充足率	92.8%	90.0%(速報値)	0.97		
113	災害に強い県土づくり	主指標	自然災害への対策が講じられている人家数(累計)	243,200戸	243,200戸	1.00	A	30,556
		副指標	洪水浸水想定区域図作成河川数(累計)	129河川	142河川	1.00		
			要配慮者利用施設、避難所の保全施設数(累計)	303施設	304施設	1.00		
			緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	86.0%	88.2%	1.00		
121	地域医療提供体制の確保	主指標	病院勤務医師数	2,202人	2,410人(参考値)	1.00	B	122,257
		副指標	地域医療構想の進捗度	55.0%	54.1%	0.98		
			看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	70.7%	70.1%	0.99		
122	介護の基盤整備と人材の育成・確保	主指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	127人	259人	0.49	C	19,638
		副指標	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	10,855床	10,795床	0.78		
			県内の介護職員数	30,948人(元年度)	28,925人(元年度)	0.93		
123	がん対策の推進	主指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	63.3人(元年)	64.3人(元年)	0.98	B	127
		副指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 46.7% 子宮頸がん 50.6% 大腸がん 36.0%(元年度)	未確定 (元年度)	未確定		
			がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	8か所	8か所	1.00		
			がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)	1,535社	1,427社	0.47		
		124	健康づくりの推進	主指標	健康寿命	男性78.9歳 女性81.1歳(元年)		
副指標	特定健康診査受診率			55.2%(元年度)	55.9%(元年度)	1.00		
	フッ化物洗口を実施している施設数(累計)			199施設	168施設	0.00		
131	地域福祉の推進	主指標	地域福祉計画を策定している市町数	19市町	18市町	0.95	B	6,039
		副指標	40歳未満の自殺死亡率	13.6	9.1	1.00		
			自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	9,376件	16,242件	1.00		
			ヘルプマークを知っている県民の割合	70.0%	81.2%	1.00		
132	障がい者の自立と共生	主指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,787人	1,757人	0.98	B	12,999
		副指標	障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	14,017人	14,646人	1.00		
			農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	70人	96人	1.00		
133	児童虐待の防止と社会的養育の推進	主指標	児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	20市町	26市町	1.00	B	3,234
		副指標	児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)	11事業	12事業	1.00		
			里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	30.0%	28.8%	0.96		
141	犯罪に強いまちづくり	主指標	刑法犯認知件数	9,400件未満	8,560件	1.00	A	17,370
		副指標	「子ども安全・安心の店」認定事業所数	600事業所以上	1,003事業所	1.00		
			重要犯罪の検挙率	90%以上	100%	1.00		
			機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数	85か所以上	89か所	1.00		
			犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数	11市町	7市町	0.64		
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	主指標	交通事故死者数	71人以下	73人	0.97	B	4,719
		副指標	交通事故死傷者数	4,300人以下	3,805人	1.00		
			高齢運転者事故件数	730件以下	663件	1.00		
			飲酒運転事故件数	32件以下	37件	0.86		
			「ゾーン30」整備地区数(累計)	49地区以上	50地区	1.00		
			横断歩道の平均停止率	30.0%以上	36.3%	1.00		
143	消費生活の安全の確保	主指標	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合	72.3%	81.0%	1.00	B	108
		副指標	高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数	6,225人	2,791人	0.45		
			消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	93.2%	92.9%	0.99		

施策		数値目標						
		目標項目	2年度 目標値	2年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
144	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	主指標	やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	69匹	50匹	1.00	B	374
		副指標	県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	100%	97.2%	0.97		
			献血を行った10代の人数	2,400人	1,907人	0.79		
			薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数	55,950人	33,129人	0.59		
			健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合	100%	100%	1.00		
145	食の安全・安心の確保	主指標	HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	100%	100%	1.00	B	1,049
		副指標	食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合	100%	100%	1.00		
			特定家畜伝染病発生防止率	100%	81.8%	0.82		
146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	主指標	危険性の高い感染症発症数のうち集団発症が抑止できた割合	100%	100%	1.00	B	17,987
		副指標	感染症危機管理に関する訓練実施率	100%	0%	0.00		
			定期接種における麻疹、風しんワクチンの接種率	100%	95.7%	0.96		
147	獣害対策の推進	主指標	野生鳥獣による農林水産業被害金額	451百万円 (元年度)	437百万円 (元年度)	1.00	B	327
		副指標	イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合	33.0%	44.7%	1.00		
			ニホンジカの推定生息頭数	38,500頭	48,800頭	0.79		
			食肉処理施設(みえジビエ登録施設)で解体処理された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	1,310頭	1,037頭	0.79		
151	環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	主指標	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,045千t-CO ₂	985千t-CO ₂ (速報値)	1.00	B	429
		副指標	環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合	100%	97.8%	0.98		
			大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率	80.0%	71.9%	0.90		
152	廃棄物総合対策の推進	主指標	廃棄物の最終処分量	323千t	294千t (速報値)	1.00	B	1,184
		副指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	938g/人日	937g/人日 (速報値)	1.00		
			建設系廃棄物の不法投案件数	10件以下	8件	1.00		
			不適正処理4事業に係る環境修復の進捗率	70.0%	70.0%	1.00		
			「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計)	250件	209件	0.84		
153	豊かな自然環境の保全と活用	主指標	自然環境の保全活動団体数	88団体	88団体	1.00	A	195
		副指標	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	73.0%	73.0%	1.00		
			自然体験施設等の利用者数	1,494千人 (元年度)	1,533千人 (元年度)	1.00		
154	生活環境保全の確保	主指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	94.0%	98.1% (速報値)	1.00	B	14,086
		副指標	大気・水質の排出基準適合率	100%	100%	1.00		
			生活排水処理施設の整備率	87.4%	87.6% (速報値)	1.00		
			海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	36,500人	23,699人	0.64		
			無許可による土砂等の搬入件数	0件	0件	1.00		
211	人権が尊重される社会づくり	主指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	40.8%	39.7%	0.97	B	701
		副指標	人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	100%	98.6%	0.99		
			人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	91.0%	88.3%	0.97		
			人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合	100.0%	93.6%	0.94		
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	主指標	性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	22.5%	22.1%	1.00	A	198
		副指標	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	345団体	366団体	1.00		
213	多文化共生社会づくり	主指標	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	31.3%	32.1%	1.00	B	134
		副指標	医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	17機関	23機関	1.00		
			日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	93.4%	92.9%	0.99		

施策		数値目標						
		目標項目	2年度 目標値	2年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
221	子どもの未来の 礎となる「確かな 学力・豊かな心・健やかな身 体」の育成	主指標	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 81.6% 中学生 76.3%	小学生 79.1% 中学生 79.1% (参考値)	小学生 0.97 中学生 1.00	B	36,979
		副指標	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の 伸び	小学生 101 中学生 99	—	—		
			道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校 の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 1.00 中学校 1.00		
			体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの 割合	76.3%	—	—		
			授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 64.3% 中学生 46.7%	小学生 62.1% 中学生 46.3% (参考値)	小学生 0.97 中学生 0.99		
222	個性を生かし他 者と協働して未 来を創造する力 の育成	主指標	自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそう と考える高校生の割合	65.3%	64.7%	0.99	B	16,753
		副指標	社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	27校	33校	1.00		
			目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 89.2% 中学生 87.5% 高校生 68.1%	小学生 91.4% 中学生 91.7% 高校生 71.1%	小学生 1.00 中学生 1.00 高校生 1.00		
			「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答え た高校生の割合	73.0%	77.3%	1.00		
223	特別支援教育の 推進	主指標	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	1.00	B	14,293
		副指標	小中学校の通常の学級において個別的教育支援計画および個別 の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校 100% 中学校 100% 指導計画 小学校 100% 中学校 100%	支援計画 小学校 97.4% 中学校 98.7% 指導計画 小学校 98.3% 中学校 98.7%	支援計画 小学校 0.97 中学校 0.99 指導計画 小学校 0.98 中学校 0.99		
			特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	870回	410回	0.47		
224	安全で安心な学 びの場づくり	主指標	学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.9% 中学生 97.1% 高校生 89.8%	小学生 94.7% 中学生 96.7% 高校生 92.8%	小学生 1.00 中学生 0.99 高校生 1.00	B	10,023
		副指標	いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	500団体	484団体	0.97		
			いじめの認知件数に対して解消したものの割合	100%	94.9% (暫定値)	0.95		
			不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた 割合	小学生 80.1% 中学生 76.1% 高校生 54.7%	小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (暫定値)	小学生 0.91 中学生 0.83 高校生 1.00		
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの 登録者数	11人	28人	1.00					
225	地域との協働と 信頼される学校 づくり	主指標	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	39.8%	52.6%	1.00	B	6,404
		副指標	授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもた ちの割合	小学生 主体的 79.0% 対話的 74.9% 中学生 主体的 79.1% 対話的 75.7% 高校生 主体的・対話的 75.0%	小学生 主体的 74.4% 対話的 78.5% 中学生 主体的 73.0% 対話的 78.9% 高校生 主体的・対話的 77.6% (参考値)	小学生 0.94 対話的 1.00 中学生 0.92 対話的 1.00 高校生 主体的・対話的 1.00		
			地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んで いる県立高等学校の数	40校	40校	1.00		
			新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校 運営の取組数	71件	72件	1.00		
226	地域の未来と若 者の活躍に向けた 高等教育機関の 充実	主指標	県内高等教育機関入学者の県内からの入学者の割合(県内入学 率)	60.0%	59.7%	0.99	B	54
		副指標	県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合(県内就職率)	51.0%	49.0%	0.96		
			県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数(累計)	40件	48件	1.00		
227	文化と生涯学習 の振興	主指標	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	74.7%	75.7%	1.00	B	2,124
		副指標	県立文化施設の利用者数	152.3万人	51.2万人	0.34		
			新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって 保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	40件	26件	0.65		
			公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を 行っている市町数	16市町	18市町	1.00		

施策		数値目標						
		目標項目	2年度 目標値	2年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
231	県民の皆さんと 進める少子化対 策	主指標	男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	8.1%	9.4%	1.00	B	157
		副指標	「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	105企業・団体	114企業・団体	1.00		
			県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	11市町	5市町	0.45		
			「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	120企業・団体	84企業・団体	0.70		
232	結婚・妊娠・出 産の支援	主指標	母子保健コーディネーター養成数(累計)	190人	194人	1.00	B	909
		副指標	出会い支援の取組について連携した企業・団体数	31企業・団体	32企業・団体	1.00		
			不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	51.0%	49.8%	0.98		
			産婦健診・産後ケアを実施している市町数	22市町	24市町	1.00		
233	子育て支援と幼 児教育・保育の 充実	主指標	保育所等の待機児童数	0人	50人	0.00	C	15,432
		副指標	保育士等キャリアアップ研修の修了者数(累計)	6,000人	5,049人	0.48		
			放課後児童クラブの待機児童数	37人	66人	0.56		
			子どもの貧困対策計画を策定している市町数	11市町	9市町	0.82		
			「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	58.5%	59.4%	1.00		
241	競技スポーツの 推進	主指標	国民体育大会の男女総合成績	10位以内	—	—	C	5,247
		副指標	全国大会の入賞数	195	—	—		
			とこわか運動(県民運動)の取組数(累計)	670取組	860取組	1.00		
			県営スポーツ施設年間利用者数	1,114,700人	437,505人	0.39		
242	地域スポーツと 障がい者スポ ーツの推進	主指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	61.0%	50.4%	0.83	C	278
		副指標	県内スポーツ大会等への参加者数	207,000人	36,996人	0.18		
			県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,900人	898人	0.23		
251	南部地域の活 性化	主指標	南部地域における若者の定住率	53.0%	50.1% (暫定値)	0.95	C	113
		副指標	県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事の創出に結びついた件数(累計)	7件	8件	1.00		
			県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数(累計)	840人	779人	0.71		
252	東紀州地域の 活性化	主指標	東紀州地域における観光消費額の伸び率	107	75 (2年)	0.70	C	121
		副指標	熊野古道の来訪者数	380千人	226千人 (2年)	0.59		
			東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数	110件	111件	1.00		
253	農山漁村の振 興	主指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	17取組	18取組	1.00	A	4,919
		副指標	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	54.9%	54.6%	0.99		
			ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	3,574ha	3,607ha	1.00		
254	移住の促進	主指標	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)	1,800人	1,919人	1.00	B	51
		副指標	移住相談件数	1,480件	1,098件	0.74		
			移住支援事業による移住就業者数	51人	3人	0.06		
255	市町との連携に よる地域活 性化	主指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	60取組	61取組	1.00	B	1,765
		副指標	行財政運営の維持・向上に向けて行う市町と県の研修会等の回数	12回	12回	1.00		
			木曾岬干拓地の利用率	36.6%	36.6%	1.00		
			過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数	12事業	7事業	0.58		
311	農林水産業の多 様なイノベ ーションの促進と ブランド力の向 上	主指標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)	9億円	14億円	1.00	A	1,500
		副指標	企業等と連携したスマート農林水産業の実践数(累計)	25件	26件	1.00		
			県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計)	18者	18者	1.00		
			農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計)	25件	27件	1.00		
312	農業の振興	主指標	農業産出等額	1,210億円 (元年)	1,199億円 (元年)	0.99	B	5,429
		副指標	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	78.5% (元年度)	75.4% (元年度)	0.96		
			認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	35.0%	29.5%	0.84		
			基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	45.2%	45.2%	1.00		
313	林業の振興と森 林づくり	主指標	県産材素材生産量	400千m ³	399千m ³	0.99	B	2,921
		副指標	公益的機能増進森林整備面積(累計)	3,650ha	3,251ha	0.81		
			林業人材育成人数(累計)	125人	139人	1.00		
			地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	140人	147人	1.00		
314	水産業の振興	主指標	漁業産出額	51,253百万円 (元年)	42,214百万円 (元年)	0.82	B	2,416
		副指標	「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率	102 (元年度)	88 (元年度)	0.86		
			沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	34.0% (元年)	34.0% (元年)	1.00		
			拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長(累計)	566m	570m	1.00		

施策		数値目標						
		目標項目	2年度 目標値	2年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
321	中小企業・小規模企業の振興	主指標	三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合	68.0%	50.2%	0.73	C	7,630
		副指標	三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)	3,315件	4,735件	1.00		
			事業承継計画の作成件数および特例承継計画の確認件数の合計(累計)	100件	1,783件	1.00		
			県内中小企業・小規模企業におけるBCP等の策定件数(累計)	360件	867件	1.00		
322	ものづくり産業の振興	主指標	県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数(累計)	26件	23件	0.88	B	430
		副指標	技術開発や技術課題解決に向けた共同研究等に取り組んだ企業数(累計)	36社	34社	0.94		
			技術人材育成講座等の参加企業数	100社	155社	1.00		
			四日市コンビナートの競争力強化・先進化に向けた取組数	5件	4件	0.80		
323	Society 5.0時代の産業の創出	主指標	今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における商品・サービスの創出等の件数(累計)	27件	50件	1.00	A	1,306
		副指標	今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における人材の育成数	225人	309人	1.00		
			産学官連携プラットフォームを活用したプロジェクト数(累計)	2件	2件	1.00		
			新エネルギーの導入量(世帯数換算)	694千世帯(元年度)	730千世帯(元年度)	1.00		
324	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	主指標	県内への設備投資目標額に対する達成率	25.0%	29.8%	1.00	A	2,317
		副指標	企業立地件数(累計)	50件	63件	1.00		
			操業環境の改善に向けた取組件数(累計)	7件	8件	1.00		
331	世界から選ばれる三重の観光	主指標	観光消費額	5,700億円	3,283億円	0.58	C	1,308
		副指標	観光客満足度	95.0%以上	94.4%	0.99		
			県内の延べ宿泊者数	910万人	508万人(速報値)	0.56		
			県内の外国人延べ宿泊者数	45万人	6.6万人(速報値)	0.15		
332	三重の戦略的な営業活動	主指標	三重県産品を購入したい・観光旅行で三重へ行きたいと考えている人の割合	67.5%	60.9%	0.90	B	196
		副指標	営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数(累計)	600件	520件	0.87		
			首都圏営業拠点「三重テラス」の利用者数	17.6万人	7.6万人	0.43		
			伝統産業・地場産業の技術等の活用、連携により商品開発、販路開拓、情報発信に取り組んだ事業者数(累計)	100件	108件	1.00		
333	国際展開の推進	主指標	海外展開に取り組んでいる県内企業の割合	21.0%	16.9%	0.80	C	227
		副指標	県が海外展開の支援・関与を行った企業数(累計)	20	4	1.00		
			国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数	14	6	0.43		
341	次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援	主指標	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	46.8%	43.5%	0.93	B	515
		副指標	おしごと広場みえ等に登録した求職者の就職率	60.1%	68.2%	1.00		
			インターンシップ実施率	43.0%	45.2%	1.00		
342	多様な働き方の推進	主指標	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	78.9%	80.7%	1.00	B	179
		副指標	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	61.1%	59.0%	0.97		
			外国人雇用に係るセミナー等を活用した事業者の満足度	90.0%	82.2%	0.91		
351	道路網・港湾整備の推進	主指標	県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長(累計)	7.4km	7.5km	1.00	A	22,183
		副指標	橋梁の修繕完了率	100%	100%	1.00		
			県管理港湾における岸壁等の更新実施延長(累計)	280m	280m	1.00		
352	安心を支え未来につなげる公共交通の充実	主指標	県内の鉄道とバスの利用者数	116,975千人	115,126千人(元年度)	0.98	B	510
		副指標	地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入について検討を開始した件数(累計)	9件	14件	1.00		
			高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数	8地域	4地域	0.50		
			リニア中央新幹線に関する啓発活動の実施件数(累計)	10件	11件	1.00		
353	安全で快適な住まいまちづくり	主指標	新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が行われた都市計画区域の数(累計)	1区域	1区域	1.00	B	2,436
		副指標	街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長(累計)	—	—	—		
			県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	22.8%	20.5%	0.90		
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	主指標	被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数	22市町	23市町	1.00	A	14,053
		副指標	管路の耐震適合率	63.6%	64.0%	1.00		
			地籍調査の効率化に取り組んだ市町数	19市町	19市町	1.00		

(5) 施策評価表の見方

施策〇〇

〇〇〇〇

令和3年版成果レポートでは、令和2年度の県の取組について、第三次行動計画の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証しています。

【担当部局：〇〇〇〇〇】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんとめざす、施策の行動計画期間内（令和5年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度をA～Dの4段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-------------------------	------	------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
第三次行動計画における主指標を記載しています。		2年度の 目標値※1	2年度の 目標の達成 状況※2	3年度の 目標値※1		5年度の目標 値※1、※3
	元年度の現状値※1	2年度の 実績値※1				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
3年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、令和3年度における目標設定の考え方、理由などを記載しています。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
第三次行動計画における副指標を記載しています。		2年度の 目標値※1	2年度の 目標の達成 状況※2	3年度の 目標値※1		5年度の目標 値※1、※3
	元年度の現状値※1	2年度の 実績値※1				

※1 現時点で、当該年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年(度)の数値を用いた場合は、「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 令和2年度における目標達成の状況を1.00（達成）～0.00までの数値で表記しています。

※3 令和5年度の目標値に変更があった場合は、上段に変更後の目標値を記載し、下段に変更前の目標値を<>書きで記載しています。

事業費（「予算額等」欄）には、令和元年度、令和2年度欄は決算額、令和3年度欄は予算額（6月補正後）を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
概算人件費		〇〇〇			
（配置人員）		（〇〇人）			

「*」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

令和2年度 of 取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにするとともに、令和5年度末までの到達目標をふまえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

令和3年度 of 取組方向

【〇〇部 次長 〇〇 〇〇 電話:059-224-0000】

検証結果をふまえ、令和3年度における取組の方向を明らかにしています。

* 「〇」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日ごろから防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響により主指標は目標値を下回っているものの概ね達成しており、また副指標についても影響を受けない項目は目標を達成しているため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		52.5%	0.88	55.0%		60.0%
	50.0%	46.2%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
3年度目標値の考え方	東日本大震災以降で最高値となった数値（平成25年度実績値 57.5%）を上回るよう、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年約2.5%高めることをめざし、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地区防災計画等を作成している市町数		14市町	0.43	19市町		29市町
	6市町	6市町				
「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合		26.7%	1.00	28.9%		33.3%
	24.5%	27.7%				
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合		87.0%	1.00	91.3%		100%
	82.7%	89.7%				

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		94.0%	0.79	96.0%		100%
	91.7%	74.1%				
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計）		300件	1.00	600件		1,200件
	—	557件				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	276	347	444		
概算人件費		246			
（配置人員）		（27人）			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援などに取り組みました。今後ともさまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、防災対策に取り組む必要があります。
- ②避難を必要とする人の適切な避難を支援するため、災害リスクを反映したデジタルマップで避難計画を作成できるWebサイト「Myまっぷラン+（プラス）」の構築を、試行している地域からの意見をふまえて行いました。構築したWebサイトを県内各地域で活用いただけるよう周知する必要があります。また、令和2年7月豪雨で顕在化した社会福祉施設における避難上の課題をふまえた対策を促進する必要があります。
- ③県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、防災啓発車による啓発活動等を行うとともに、地域における地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定およびこれらに基づく取組を支援しました。今後も市町と連携して、「防災の日常化」の定着や「共助」につながる活動を促進する必要があります。
- ④「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議」の活動として、関係県と連携した国への提言活動や子どもから大人まで幅広い世代への防災啓発を目的に国が主催する「ぼうさいこくたい2020」（オンライン開催）に参加して普及啓発を実施しました。今後も継続して取り組む必要があります。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組に加え、海拔ゼロメートル地帯での避難対策を支援しました。引き続き、市町が実施する防災・減災対策の取組を支援する必要があります。

- ⑥災害時の県民の適切な避難行動を促進するため、気象や災害に関する情報等を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しました。また、より適切な避難行動につなげるため、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報をSNSやAIを活用しリアルタイムに収集するシステム等を開発しました。今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報収集ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。さらに、コロナ禍では密集を避けるために自宅や知人宅等の避難所以外の場所に避難することも想定されるため、停電時の電源確保も課題となります。
- ⑦学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒には外国語版（5カ国語）を配付しました。また、防災ノートの家庭持ち帰り用教材として作成したワークシートを活用している学校の割合は年々増加しています。引き続き、児童生徒が防災ノートで学んだ内容の理解を深め、家庭での防災対策につながるよう、家庭における防災ノートの活用を一層進める必要があります。
- ⑧教職員を対象とした防災に関する研修については、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン形式による学校防災リーダー等教職員研修を2回（8月）実施しました。また、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等における家庭や地域と連携した取組を支援しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭や地域と連携した防災活動に取り組む学校が減少しました。今後は、感染防止対策を徹底しながら、家庭や地域との連携に取り組むとともに、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組む、防災教育の一層の推進を図る必要があります。
- ⑨県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、平成28年度以降、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学习を実施してきましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、やむなく中止としました。被災地で得られた学びや経験は、県内の防災教育・防災対策のさらなる推進につながることから、今後もこうした取組を継続していく必要があります。
- ⑩市町教育委員会や県立学校を職員が訪問し、学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営にかかる訓練等について指導助言を行いました。また、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、実践的な災害対応力向上を図る研修を修了した教職員50名により、被災した学校の早期再開を支援する「災害時学校支援チーム」を設置しました。
- ⑪みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画し、コロナ禍であっても、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が少しでも円滑かつ効果的に支援活動ができるよう研修会を3回開催するとともに、受援ガイドラインを策定しました。引き続き、発災時における早期復旧に向け、受援環境の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ⑫住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行いました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。特に木造住宅については、診断実施の後、設計、改修につなげる必要があります。
- ⑬「みんなでつくる避難所プロジェクト事業」として、避難所における生活環境の向上や避難者の多様性への配慮を促進するため、防災レシコンテストの実施や、児童を対象とした避難所イメージゲームの開発・DVDの作成、企業等とコラボした避難所資機材の開発を行いました。今後は、開発した教材等を活用した啓発を継続して行い、防災の日常化の定着につなげていく必要があります。（みんつく予算）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、防災活動を中止せざるを得なかった地域等が多くあったことから、「地域の防災活動に参加した」方の割合が昨年度から3%以上減少し、「率先して防災活動に参加する県民の割合」については目標を達成することができませんでした。今後は感染防止対策を行いながら防災活動に取り組んだ事例の紹介や情報交換などを推進し、地域や企業等の活動を促進する必要があります。
- ・市町と連携して地区防災計画の作成を促進したことにより13市町で取組が進んでいますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために避難訓練による計画の検証が行えなかったことなどにより、「地区防災計画等を作成している市町数」は目標を下回りました。今後は「Myまっぷラン+（プラス）」などを活用して、地区防災計画等の作成を促進する必要があります。
- ・「防災みえ.jp」のさらなる利用促進に向けて、各種防災イベントや新聞、ラジオ等を活用した利用の呼びかけなどの普及啓発を行った結果、「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合について目標を達成することができました。
- ・近年、台風や豪雨といった風水害が頻発化、激甚化していることを受け、感染症拡大防止をふまえた防災対策や適切な避難についての啓発活動を強化したことや、AIやSNS（Twitter・LINE）、スマートフォンアプリ（Yahoo!防災速報）を活用して、気象や災害に関する情報等を県民に対し適宜提供したことで、大雨等の際に避難行動をとる県民の割合について目標の達成に結びついたと考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により4、5月が学校の臨時休校となり、その後も学校行事の中止や感染症対策として外部の方との交流の制限などが行われたため、防災教育の取組についても縮小・簡素化されたことに伴い、家庭や地域と連携した防災活動に取り組む学校が減少しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響下でも実施可能となるよう、防災教育の手法の検討を進めます。

令和3年度取組方向

【防災対策部 副部長 井爪 宏明 電話:059-224-2181】

- ①「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動等へ派遣します。また、令和3年は紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、当時の教訓をふりかえり、備えや対策を促進するためのシンポジウムを開催し、県民の防災意識の醸成につなげるとともに、「みえ防災・減災アーカイブ」を活用した普及啓発にも取り組みます。さらに、「みえ防災・減災センター」のハブ機能・シンクタンク機能を活用し、市町・地域・企業の防災活動を支援します。あわせて、「新しい生活様式」に対応した避難所運営に関するアセスメントを実施し、市町における新たな避難スタイルの確立・定着を促進します。
- ②避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、「Myまっぷラン+（プラス）」を活用した取組の水平展開を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、適切な避難実施に向けた調査を実施しモデルケースを構築します。
- ③県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、引き続き防災啓発車による啓発活動を行うとともに、地域における地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定およびこれらに基づく取組を支援します。また、災害リスクに関する新たな調査や知見を踏まえ、避難所の見直しなど市町の適切な避難対策の支援を行っていきます。
- ④「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議」の活動として、関係県と連携して国への提言および普及啓発活動等を通じて、巨大地震・津波の被害を最小限にとどめるための活動を展開します。

- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化をはじめ、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組や海拔ゼロメートル地帯における避難対策を支援します。
- ⑥「防災みえ.jp」のホームページやメールにより気象や災害に関する情報等を提供するとともに、SNSで県民にわかりやすい表現で防災情報等を伝えるなど、防災情報プラットフォームの活用を図ります。また、家族同士の呼びかけによる避難行動を促進するとともに、SNSにより市町職員、消防団員等から収集した情報や県民等がSNSで発信した災害情報をAIを活用して集約することで、県民へのタイムリーな情報提供や早期の現場対応などの災害対策につなげます。さらに、自宅や知人宅等の避難所以外で停電した時でも、安全・安心に過ごすことができるよう、電源確保の方法について普及啓発することにより、災害時の「備え」を促進します。(みんつく予算)(一部)
- ⑦県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進します。また、防災ノートの家庭への持ち帰りを促進し、保護者と話し合うことで、児童生徒が理解を深めるとともに、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながらオンラインの活用などの防災教育の実施方法を検討し、学校が行う家庭や地域と連携した体験型防災学習等を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、教職員の防災にかかる資質の向上を図ります。また、県内の中高生を東日本大震災の被災地に派遣し、現地の方との交流や学習を通して、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成に取り組みます。
- ⑨令和3年度末までにのべ80名の隊員を育成することを目標とし、引き続き、「三重県災害時学校支援チーム」隊員の育成を行います。また、育成した隊員のスキルアップを図り、県内外で災害が発生した際には、被災した学校に「三重県災害時学校支援チーム」隊員を派遣して、教育再開等の支援を行います。
- ⑩大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、コロナ禍においても円滑な受援がなされるよう、令和2年度に策定した受援ガイドラインに関する研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備を図ります。
- ⑪耐震診断から設計、補強工事につながるよう耐震化の支援内容の見直しを行うとともに、設計者や施工者に対して低コストの補強工法等の普及を図ります。また、引き続き、戸別訪問や防災イベント等の機会に、住宅所有者に木造住宅の耐震化を直接働きかけるほか、無料耐震診断や補強工事等に対する補助事業を実施し、木造住宅の耐震化を促進するとともに、耐震性がない木造住宅の除却に取り組む市町に対する支援を行います。
- ⑫耐震改修促進法により耐震化を促進している緊急輸送道路*を閉塞するおそれのある沿道建築物について、耐震診断および耐震改修工事等を実施するよう、引き続き、市町や関係団体と連携して所有者等に必要な支援を行います。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標・副指標ともに概ね目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率		100%	0.93	100%		100%
	98.2%	92.7%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値					
3年度目標値の考え方	「三重県防災・減災対策行動計画」の取組を着実に進め、毎年度設定した目標値を100%達成することを目標に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数		13回	1.00	13回		13回
	13回	13回				
業務継続計画（BCP*）を整備する病院の割合		58.1%	1.00	65.6%		100%
	52.7%	62.4%				

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消防団員の条例 定数の充足率		92.8%	0.97	93.0%		93.3%
	91.4%	90.0% (速報値)				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,771	7,172	6,022		
概算人件費		1,111			
(配置人員)		(122人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策の取組を進めました。今後も、本計画に基づき着実に取組の推進を図るとともに、市町の防災・減災対策を支援していく必要があります。
- ②国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で直接検知するためのDONET*を活用し、県南部地域9市町において津波予測・伝達システムを運用しました。今後も、伊勢湾岸地域も含めた運用に向けて、引き続き取組を進める必要があります。
- ③県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組み、災害が発生した際は被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を成し遂げる職員を育成するため、「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて作成した研修計画に基づき、研修を実施しました。今後も、毎年作成する研修計画に基づき、計画的に人材育成を進める必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況での災害対応力の向上を図るため、「三つの『密』」を避けた分散型災害対策本部により、総合図上訓練を9月と2月の2回実施しました。また、11月に開催した三重県総合防災訓練では、同様に新型コロナウイルス感染症の発生も想定し、国や防災関係機関、地域住民と連携した実動訓練を実施しました。新型コロナウイルス感染症や気候変動、情報共有ツールの技術革新等の状況変化もふまえ、県民の皆さんの生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに深め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の発生や国の物資調達・輸送調整等システムの運用開始等を受け、三重県広域受援計画を修正しました。三重県広域受援計画の実効性を高めるためには、県と市町が連携した受援体制の構築が必要であり、「三重県市町受援計画策定手引書」の活用や物資の受入れ等に関する研修の開催により、市町受援計画の策定を支援しています。引き続き、すべての市町で受援計画が策定されるよう支援していく必要があります。
- ⑥本県への台風襲来が予想される場合は、タイムラインを発動し、各段階に応じた「抜け・漏れ・落ち」のない災害対策を講じています。また市町も一体となって取り組むため、「市町タイムライン基本モデル」を活用して、市町にタイムライン策定の働きかけを行い、全市町がタイムラインを策定しました。引き続き、「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行う必要があります。

- ⑦物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとして現物備蓄をしている食料や飲料水、生活必需品を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握・共有しました。また、乳児用液体ミルクや携帯・簡易トイレとあわせて、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液、簡易ベッド、間仕切りの現物備蓄を行うとともに、流通備蓄による物資の確保に向けて、民間事業者との協定締結を進めています。今後も流通備蓄をはじめとした必要な物資の確保に努めるとともに、食品アレルギーを考慮した食料も備蓄が促進されるよう、市町等防災対策会議において市町へ働きかける必要があります。
- ⑧広域防災拠点について、消防設備やフォークリフトの点検や修繕など、維持管理を行うとともに、物流機能を改善する工事を実施しました。引き続き、適切な維持管理に努めていく必要があります。
- ⑨広域避難について、海拔ゼロメートル地帯における取組として、平成 28 年度に桑員地域 2 市 2 町が締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性のあるものにするため、2 市 2 町と県で、「桑員地域広域避難タイムライン」を策定しました。今後も市町の広域避難や分散避難の取組を支援していく必要があります。
- ⑩「南海トラフ地震臨時情報」への対応について、県内全市町を対象とした「防災施策に関する研究会」を開催するなど、市町での計画策定に関する課題や進捗状況の情報共有を図るとともに、市町域を越える避難の検討を行うなど、市町を支援しています。また、住民説明会等の場を活用し、住民や関係団体のとるべき対応等を周知しています。今後も引き続き、市町の計画策定等を支援するとともに、県民等に対して南海トラフ地震臨時情報への対応を周知していく必要があります。
- ⑪防災通信ネットワークについて、常に良好な通信状態を確保するため、適正な維持管理を行うとともに、令和 4 年 11 月末までとされている無線設備の新基準への適合や、機器の老朽化に対応するため、更新工事を進め、消防施設に設置する地上系防災行政無線の更新を完了しました。引き続き、市町や災害拠点病院等に設置する地上系防災行政無線設備について、計画的に更新作業を進める必要があります。
- ⑫震度情報システムについて、県内の震度情報を収集して災害対応に活用するとともに、気象庁および消防庁に震度情報を提供しています。また、県内全域に設置している震度計の老朽化に伴う更新を完了しました。引き続き、災害対応に活用するため、震度情報システムについて適正に管理していく必要があります。
- ⑬有事への対応力の向上を目的とした国、関係機関と連携した国民保護共同図上訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、実施を取りやめましたが、訓練に向けた事前協議や勉強会の開催等を通じて、関係機関の国民保護への理解力向上に努めました。また、ホームページ等により県民へのわかりやすい情報提供を行いました。引き続き、関係機関と連携した訓練の実施や、県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑭災害発生時、迅速な救助に加え、被災状況を映像で把握することができる県警への整備を行うことが重要です。また、2 機のヘリを安定的かつ最大限に活用するため、操縦士を育成し、1 機 2 名体制とする必要があります。
- ⑮災害時においても全ての病院で必要な医療が提供できるよう、BCP の考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備を促進しています。引き続き、研修会の開催によりマニュアルの整備促進と定着化に取り組む必要があります。また、災害保健医療に精通した人材育成や医薬品等の確保・供給体制整備を図るため、研修等の実施による災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、DMAT*、DPAT*、DHEAT*等の体制強化や、医薬品の確保・供給に関するマニュアルの改訂等による体制の見直しに取り組んでいます。引き続き、災害保健医療に精通した人材の育成や、医薬品等の確保・供給体制等の整備について取り組む必要があります。

- ⑬令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化にも取り組みました。また、猛暑から子どもたちの命を守るため、令和2年6月末までに全ての普通教室における空調設備を整備するとともに、使用頻度の高い特別教室への整備を進めました。県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、今後も、計画的に老朽化対策を進める必要があります。
- ⑭公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、年度当初に対策未了であった11棟のうち6棟で対策工事が完了しました。引き続き、天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑮消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ⑯高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

・『『三重県防災・減災対策行動計画』における『公助』を対象とした行動項目の進捗率』について、県が実施する防災訓練や職員の防災研修、防災情報プラットフォームの活用、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策促進等が着実に進んだことから、対象とした行動項目で概ね進展が見られました。

・新型コロナウイルス感染症が発生している状況においても的確に災害対応を行うことができるよう、感染症対策を行った分散型対策本部での総合防災訓練と総合図上訓練、地方部図上訓練を計画どおり実施することができました。また、総合図上訓練を2回にわたり実施し、分散型災害対策本部の運用を概ね確立することができました。

・全国的に消防団員数の減少傾向が続いており、本県においても同様の状況にあることから、今年度から、「消防団充実強化促進事業」を創設し、市町が実施する入団促進活動を支援してきましたが、コロナ禍における活動の中止・縮小の影響もあり、「消防団員の条例定数の充足率」については目標を達成することができませんでした。

引き続き、「消防団充実強化促進事業」も活用しながら、消防団員の確保及び充実強化を図るための市町の取組を三重県消防協会や関係機関と連携して、支援していく必要があります。

令和3年度の取組方向 【防災対策部 副部長 井爪 宏明 電話:059-224-2181】

- ① 三重県防災対策推進条例や三重県防災・減災対策行動計画に基づく取組を進めており、引き続き着実に取り組んでいきます。また、前年度の取組状況をまとめた実績レポートを作成し、的確な進捗管理を行います。さらに、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを行います。
- ② 南海トラフ地震による津波を早期に検知し、適確な避難につなげていくため、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を運用し、県民に速やかな避難を促す緊急速報メールの発信や津波到達時間等の情報把握に備えていきます。
- ③ 「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて作成する研修計画に基づき、災害（被災）イメージ力の向上等を図るために作成した研修教材を活用して、役割や階層に応じた研修を実施し、県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成を図ります。

- ④災害対策活動体制について、国・県・市町・防災関係機関等が連携したさまざまな訓練等を通して、充実・強化を図っていきます。特に令和3年は紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、紀伊半島大水害の教訓をふまえたこの10年間の防災対策を検証し、成果や課題をふまえた訓練を実施することで、自治体や関係機関の災害対応力の向上を図ります。また、分散型災害対策本部による総合図上訓練を実施し、新型コロナウイルス感染症もふまえた災害対応力の向上を図ります。
- ⑤避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、市町における受援計画の策定を支援します。
- ⑥「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行うとともに、住民の適切な避難行動につなげます。
- ⑦物資の備蓄について、現物備蓄している物資の適切な管理を行うとともに、地震等でライフラインが途絶えた場合でも、水・燃料等を使わずに授乳することができる乳児用液体ミルクをはじめとする必要な物資を市町と連携して確保するとともに、食品アレルギーへの対応について、市町に働きかけます。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄による物資の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。
- ⑧広域防災拠点について、その機能が維持できるよう、引き続き適切な維持管理を行います。
- ⑨海拔ゼロメートル地帯における取組として、桑員地域2市2町と連携し、「桑員地域広域避難タイムライン」を活用して、広域避難に係る訓練と検証を行います。また、その他の市町の広域避難や分散避難の取組についても支援していきます。
- ⑩「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて、引き続き市町と連携し、県民の皆さんに「南海トラフ地震臨時情報」に関する普及啓発を行うとともに、市町とともに市町域を越える避難体制を検討するなど、地域の防災対応力の充実・強化を図ります。
- ⑪地震、台風などの災害による非常時にも必要な通信を確保するため、防災通信ネットワークの適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備について、より信頼性の高い設備への更新を計画的に行います。
- ⑫震度情報の収集により、関係機関が地震対策の分析や地震発生時に迅速な災害対応等が行えるよう、震度情報システムについて適正な維持管理を行います。
- ⑬有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、「三重県国民保護計画」の所要の見直しを行うとともに、計画に基づき、国、関係機関と連携した国民保護共同訓練を実施します。また、ホームページ等により県民へわかりやすく情報提供していきます。
- ⑭県警ヘリのうち「航空すずか」が、令和3年度に法定点検を迎えるため、必要な整備を行います。また、下位の操縦士免許を保有した職員に対し、県警ヘリ運航に必要な免許を早期に取得させます。
- ⑮災害時においても全ての病院で必要な医療が提供できるよう、引き続き、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進と定着化を図ります。また、災害医療を支える人材を育成するため、災害医療コーディネーター研修等を実施するとともに、DMATの訓練への参加を促進します。さらに、DPATについては、研修会の開催や、DMAT等との連携推進、災害拠点精神科病院の指定等により体制強化を図ります。DHEATについては、構成員増員のために必要な専門研修へ参加するとともに、派遣・受援体制の強化を図るための研修会を開催します。加えて、災害薬事コーディネーターの体制整備および多機関との連携強化を図るため、研修会等を開催するとともに、災害時における感染対策に必要な消毒薬、医薬品等の備蓄体制の強化を図ります。
- ⑯県立学校施設における安全性を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に外壁等の老朽化対策を進めます。あわせて、普通教室棟のトイレの洋式化など、設備面での機能の向上にも引き続き取り組みます。

- ⑰公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、令和3年度にすべての対策が完了できるよう取組を進めます。それ以外の非構造部材の耐震対策については、各市町の取組が円滑に進むよう、引き続き、市町等学校設置者に国の財政支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、国に対して、十分な財源確保と制度の拡充を要望していきます。
- ⑱消防団員を確保するため、市町および三重県消防協会と連携し、機能別消防団員制度の導入を支援するとともに、女性や学生など幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げられるよう加入促進に継続して取り組み、消防団の充実・強化を図ります。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進に取り組みます。
- ⑲高圧ガス等の産業保安については、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路*等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で令和2年度目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）		243,200 戸	1.00	244,200 戸		246,000 戸
	242,300 戸	243,200 戸				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
3年度目標値の考え方	河川、砂防、海岸、治山事業の事業計画等をふまえて、令和3年度に1,000戸増加させることをめざして目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）		129 河川	1.00	153 河川		210 河川
	109 河川	142 河川				
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）		303 施設	1.00	307 施設		314 施設
	302 施設	304 施設				

緊急輸送道路上 の橋梁の耐震補 強進捗率		86.0%	1.00	90.0%		93.0%
	84.0%	88.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	39,662	51,359	64,534		
概算人件費		2,769			
(配置人員)		(304人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、令和2年度が最終年度となる国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めましたが、対策が必要な箇所はまだ多数存在します。また、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会^{*}」の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策である「流域治水^{*}」への転換が国から示され、令和2年度に全てのダムにおいて事前放流できる体制を整えました。防災・減災対策の必要性がますます高まっており、さらなる推進が求められています。
- ② ソフト対策としては、高潮浸水想定区域図（伊勢湾沿岸）を公表したほか、簡易型河川監視カメラを水位周知河川全38河川（44箇所）に設置しました。また、洪水浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域の指定、土砂災害警戒基準雨量の見直しなどの対策を進めました。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。また、水位情報や土砂災害危険度情報等の情報発信に取り組むとともに、DX^{*}の推進による業務のさらなる効率化や安全性の向上が求められています。
- ③ 河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力等を回復するため、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めました。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しました。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- ④ 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めました。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑤ 地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路について、橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

- ⑥ 令和2年7月豪雨や台風等による山地災害の復旧や、災害を未然に防止するために山地災害危険地区の整備未着手箇所での治山事業を実施しました。また、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めました。引き続き、山地災害防止に向けて効率的な治山対策を進めていく必要があります。
- ⑦ 漁港海岸堤防等については、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の高潮対策および耐震・耐津波対策や長寿命化計画の策定を進めました。引き続き防災・減災対策の取組を計画的に進めていく必要があります。

・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等も活用し、対策を進めた結果、「主指標」について目標を達成できました。

令和3年度の取組方向

【国土整備部 次長 森木 忠彦 電話:059-224-2651】

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。
- ②令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、三重県国土強靱化地域計画に基づき、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を推進します。河川については、重要度や緊急性の高い河川を中心に改修を進めるとともに、治水上ネック点となっている橋梁・堰等の河川横断構造物を重点的に改築することにより、治水安全度の向上を図ります。砂防については、土砂災害防止施設の整備により要配慮者利用施設、避難所、国道および県道等の保全に取り組みます。海岸については、高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を進めます。また、河川・海岸・砂防の国直轄事業や水資源機構が本体工事を進める川上ダムの早期完成を引き続き促進します。鳥羽河内ダムについては、引き続き本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。また、令和元年および令和2年に被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みます。また、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一步進め、ダムの事前放流の取組など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策である「流域治水」の取組を着実に進めます。また、防災・減災や、地球温暖化対策などの観点から、グリーンインフラ^{*}を推進します。
- ③県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動に資するソフト対策として、洪水浸水想定区域図の作成、水位・雨量情報システムの更新、簡易型河川監視カメラの検証、高潮特別警戒水位の設定などに取り組みます。土砂災害警戒区域等の指定については、令和3年度の早期の完了をめざすとともに、開発等で地形改変などがあつた箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。また、危機管理型水位計等の水位情報や土砂災害危険度情報・簡易型河川監視カメラの情報発信、ドローンの運用強化、ダム施設における遠隔操作の検討着手など、DXの推進に取り組みます。
- ④河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、関係市町と共に優先度等を検討し、財政的に有利な事業債である緊急浚渫推進事業を最大限活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去・伐採を積極的に進めるとともに、災害復旧事業や砂利採取制度の拡充により官民連携の強化も図りながら取り組みます。さらに、治山部局との連携により、土砂の発生抑制に向けた取組を促進するとともに、市町管理区間の堆積土砂撤去を含めた河川全体の情報共有を行い、撤去の連携を図ります。老朽化が進んでいる河川・海岸・土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を行います。また、あわせて定期

点検などにより施設の状態把握に努め、適切な維持管理を行います。

- ⑤地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を進めるとともに、令和3年度の完成に向けて宮川ダムの洪水吐ゲートの耐震対策を推進します。また、県南部においては短時間で大きな津波に襲われることが想定される海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする海岸堤防強靱化対策を進めます。
- ⑥災害対応力の充実・強化のため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を引き続き進めます。
- ⑦令和2年7月豪雨や台風等による山地災害等の早期復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めます。また、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所では治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるとともに、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の機能回復を図るため、改修等を実施します。
- ⑧漁港海岸堤防等については、海岸堤防等の高潮対策および耐震・耐津波対策を計画的に実施するとともに、長寿命化計画に基づき適切な機能維持に取り組み、大規模地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成しており、副指標もほぼ目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
病院勤務医師数		2,202人	1.00	2,232人		2,292人
	2,212人	2,410人 (参考値)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の病院で勤務する常勤医師数					
3年度目標値の考え方	「三重県医師確保計画」において、令和5年の目標医師数を4,168人としていることをふまえ、医療施設の医師数を平成30年度から毎年度33人増加させることとし、うち県内病院で勤務する医師数30人の増加をめざして、2,232人に目標値を設定しました。					

注) 主指標「病院勤務医師数」は、保健所による病院の立入検査を通じて実績値を把握していますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度は立入検査を実施することができなかつたため、直接病院に照会することにより実績値を把握しています。

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域医療構想の進捗度		55.0%	0.98	62.0%		79.0%
	48.5%	54.1%				
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合		70.7%	0.99	70.9%		71.4%
	68.6%	70.1%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	218,561	213,483	220,827		
概算人件費		3,088			
(配置人員)		(339人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えた、地域のあるべき医療提供体制を示す地域医療構想の達成に向け、これまで県内8地域の地域医療構想調整会議等において、地域の実情をふまえて、各医療機関の令和7年に向けた具体的対応方針の協議を進めてきました。今般の新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、今後の地域医療構想の議論では、平時の医療提供体制に加え、非常時における医療機関の果たすべき役割という観点も織り込みながら、検討を進めていく必要があります。また、「第7次三重県医療計画」について中間見直しに取り組み、中間評価報告書を取りまとめました。今回の中間評価により見直しを行った結果をふまえながら、目標の達成に向けて、着実に取組を進めていく必要があります。
- ②市町ヒアリングにより在宅医療・介護連携の現状や課題について把握するとともに、在宅医療に係る普及啓発等に取り組みました。今後も、多職種による連携体制の構築など、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。
- ③医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターの体制の強化・充実に図り、医師のキャリア形成支援や医師不足地域への派遣調整を行うとともに、医師修学資金貸与制度の運用などの医師確保対策に総合的に取り組みました。各診療科の専門医資格を取得するための専攻医として県内で100名が登録するなど、若手医師は着実に増えていますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、依然として医師数は不足している状況にあり、また、地域偏在等の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ④看護職員の確保について、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、人材確保対策、定着促進対策、資質向上対策、助産師確保対策の4本柱で取組を進めました。看護職員数は年々増加の傾向にはありますが、県全体では未だ不足している状況にあることから、引き続き、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進などに取り組み、看護職員の確保・定着を図る必要があります。
- ⑤地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象にへき地医療の魅力を伝える交流会をオンラインにより実施しました。引き続き、地域医療を担う次世代の医療人材の育成を図る必要があります。
- ⑥医師や看護職員の勤務環境改善について、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度において、2医療機関の再認証を行いました。医療従事者の働き方改革が進められるなか、引き続き、これらの取組を通じて、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑦休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性、適切な受診行動や相談窓口の普及啓発を行いました。救急搬送における高齢者や軽症者の搬送割合が増加傾向にあるため、今後も救急医療に対する県民の理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるための継続した啓発活動を行う必要があります。

- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援しました。大規模災害の発生に備え、中部圏におけるドクターヘリの相互応援協定を締結しており、今後もより効果的なドクターヘリの運航体制や救急医療体制について検討していく必要があります。
- ⑨安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しました。周産期死亡率のさらなる改善に向け、引き続き取り組んでいく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制やレスパイト体制の構築を県内全域で進めており、今後も多職種が連携した取組を進めていく必要があります。
- ⑩救命率の向上を図るため、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う輸液などの特定行為を円滑に行うための講習、通信指令員に係る救急教育を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組みました。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上等に取り組む必要があります。
- ⑪三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談等に対応するほか、院内感染対策等に対応するため、県内の支援体制の整備を進めました。引き続き相談対応を通じ、患者や家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑫県立こころの医療センターについては、政策的医療や専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援を実施し、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しました。このうち、専門的医療においては、認知症治療の更なる充実のため、脳神経内科の専門医を配置しました。ギャングブル依存症治療については、専門プログラムを策定するとともに、依存症治療拠点機関に選定されました。また、医師確保のため、専門研修プログラムを策定しました。引き続き、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供のため、専門的医療の充実と医師の確保に努めていく必要があります。
- ⑬県立一志病院については、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成に取り組むとともに、診療圏における地域包括ケア*システムの構築を図るため、多職種による課題検討会「美杉・白山・一志 顔の見える会」の取組への支援等を通じて、地域内関係者とのネットワーク構築に取り組みました。引き続き、プライマリ・ケアの実践や多職種連携の要となるプライマリ・ケア人材の育成に取り組んでいく必要があります。
- ⑭県立志摩病院については、内科系救急患者の24時間365日の受入れ、回復期機能を有する地域包括ケア病棟の運用等を継続するとともに、小児科や総合診療科の常勤医師の増員など診療機能の充実に取り組みました。また、令和4年度からの次期指定期間に向けては、選定委員会における事業計画の審査などを経て指定管理者を指定しました。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担っていけるよう、診療機能の充実に取り組んでいく必要があります。
- ⑮平成30年4月から県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととなりました。各市町からの納付金の徴収や各市町への保険給付費等交付金の支払いなど、財政運営に係る事務を確実にやり、円滑な国保運営に努めています。さらに制度の持続可能性を高めるために、引き続き各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

⑯子どもの医療費の窓口無料（現物給付）化については、家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、先行して実施する市町については、平成30年9月実施分から制度を拡充して支援するとともに、令和元年9月実施分から他の市町の医療機関で受診した場合の窓口無料（現物給付）化を実施しています。子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援していく必要があります。

・主指標について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により令和2年度は立入検査を実施することができなかつたため、直接病院に照会することにより実績値を把握しました。医師の確保に向けて、資金貸与制度の運用や地域枠医師等に対するキャリア形成支援、医師不足地域への医師派遣など総合的に取り組んでおり、県内の医師数は毎年着実に増加しています。

令和3年度の取組方向 【医療保健部 医療政策総括監 杉本 匡史 電話：059-224-2251】

- ①地域医療構想の達成に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議および病床を有する医療機関等の意見交換会において、各医療機関の令和7年に向けた具体的対応方針に係る合意形成を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染症等の非常時における医療提供体制のあり方についても検討を進めていきます。また、令和2年度に行った「第7次三重県医療計画」の中間見直しの結果をふまえながら、目標の達成に向けて、着実に取組を進めていきます。
- ②「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が、令和元年12月1日に施行されました。令和2年10月に国が策定した「循環器病対策推進基本計画」をふまえ、三重県循環器病対策推進協議会を設置し、「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」を策定します。
- ③地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえ、在宅医療・介護連携アドバイザーの派遣、地域連携体制の強化に向けた研修、普及啓発等に取り組めます。
- ④医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保や地域偏在の解消に取り組めます。
- ⑤看護職員の確保・定着を図るため、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進などにより、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等、在宅医療を担う看護職員の育成や特定行為研修の受講促進に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染管理を担う看護師の養成に係る支援や資質向上に取り組めます。
- ⑥県内の中・高校生や医学生等を対象に地域医療の魅力伝える機会を提供するなど、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組めます。
- ⑦医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー等による医療機関への助言・支援に取り組むとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図るなど、医療従事者の働き方改革の推進を支援します。

- ⑧三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。
- ⑨重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援します。また、高度救命救急センターの整備については、医療審議会での審議もふまえながら、指定に向けた取組を進めます。
- ⑩安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組みます。
- ⑪救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組みます。
- ⑫医療に関する患者・家族等からの相談等に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組事例の共有化を進めながら、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行います。
- ⑬県立こころの医療センターについては、本県における精神科医療の中核病院として、政策的医療のほか訪問看護やデイケア等の地域生活支援に継続して取り組むとともに、専門的医療について、認知症治療の充実のため令和2年度に新たに配置した脳神経内科の専門医による専門的治療や、ギャンブル依存症治療の専門プログラムを活用した効果的な治療の提供に取り組みます。また、医師確保に向けて、専門研修プログラムを活用して積極的に研修医を受け入れます。
- ⑭県立一志病院については、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践や研究、プライマリ・ケア人材の育成等に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・予防等の多職種連携に取り組みます。
- ⑮県立志摩病院については、引き続き志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら診療機能の充実に取り組むとともに、令和4年度からの次期指定期間に向けた準備を進めます。
- ⑯国民健康保険の財政運営の責任主体として市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に努めます。また、国保制度をさらに持続可能なものとするため、三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しながら、保険者努力支援制度等を最大限活用し、特定健診受診率の向上、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化や収納率の向上等に資する市町の取組を促進します。
- ⑰引き続き、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を目的とした子どもの医療費の窓口無料（現物給付）化に取り組むなど、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケア*システムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、副指標の平均達成率が86%であることを勘案し、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	178人	127人 259人	0.49	43人		0人
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）					
3年度目標値の考え方	施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホームを整備するとともに、介護人材の確保等により、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	10,586床	10,855床 10,795床	0.78	10,928床		10,998床
県内の介護職員数	28,273人 (30年度)	30,948人 (元年度) 28,925人 (元年度)	0.93	32,513人 (2年度)		33,849人 (4年度)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	28,511	34,532	30,936		
概算人件費		255			
(配置人員)		(28人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」を策定しました。この計画に基づき、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組を進める必要があります。
- ②特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査（年間25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホームの整備（3施設）を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスを整備する市町を支援（5市町）しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。
- ③各種の介護支援専門員研修（専門Ⅱ391名、主任更新141名）を実施し資質向上を図るとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ロボット（33事業所）や、介護ソフト、タブレット端末などのICTの導入（71事業所）を支援しました。引き続き、これらの取組を実施し、サービスの質の向上や介護人材の確保を図る必要があります。
- ④介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介や、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした集合研修の開催に係る事業所への支援を行いました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組への支援や、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援などに取り組みました。引き続き、介護人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。
- ⑤地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ*）の構築の支援（1市）や、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置の支援（3市町）を行いました。また、玉城町において、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業を実施するとともに、東紀州地域において、認知症ITスクリーニング*の活用地域の拡大等に取り組みました。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- ⑥地域包括支援センター*の職員に対する研修（4回、298人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて、地域ケア会議*へ専門職等のアドバイザーを派遣（2回、津市）しました。また、市町ヒアリングにより介護予防・重度化防止の現状や課題について把握するとともに、保険者機能強化推進交付金等の成果指標を活用して、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援しました。引き続き、それぞれの地域特性に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

⑦新型コロナウイルスの感染が拡大する中、介護保険事業所・施設等が感染防止対策を徹底しサービスを継続して提供するために必要な経費を支援するとともに、介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の発生等により職員が不足する事態に備え、予め、介護施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。引き続き、感染防止対策に取り組む介護施設等を支援する必要があります。

・過去1年間において、介護度が重度の自宅待機者の入所数は前年より増加した一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、居宅サービスの利用控え等により重度化が進んだとみられ、特別養護老人ホームへの早期入所を希望する人が増加しました。また、感染防止対策の強化等により、介護現場の負担はさらに増しており、介護関連職種の有効求人倍率および離職率は高い水準となっています。介護人材の不足のため、特別養護老人ホームでは62床がサービス提供困難となっていることに加え、事業者が施設整備に慎重になったことなどにより、整備数は目標値を60床下回りました。こうしたことが自宅待機者の増加要因になっていることから、引き続き、介護サービスに係る感染防止対策への支援を行うとともに、介護人材の確保や施設の整備に取り組む必要があります。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 副部長 井端 清二 電話：059-224-2321】

- ①「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」に基づき、介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムおよび認知症施策の推進、介護人材の確保等に取り組みます。
- ②施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、介護人材の確保の取組をふまえた特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ③介護サービスの一層の充実を図るため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットやICTの導入促進に取り組みます。
- ④介護人材を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、退職を控えた介護未経験者や、技能実習生等の外国人材の参入促進に取り組みます。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入・定着に向けた支援に取り組みます。さらに、「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護職員に対する相談体制を整備し、介護人材の定着促進に向けた取組を進めます。
- ⑤認知症になっても安心して暮らせる「認知症施策先進県」をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として総合的に認知症施策を推進するため、引き続き、チームオレンジの構築を支援するとともに、市町における成年後見制度利用に係る中核機関の設置を促進します。また、認知症ITスクリーニングの活用地域のさらなる拡大による認知症の早期診療・介入の実施や、SIB*を活用した認知症予防に係る市町との協働による事業の実施に向けた検討等を行います。
- ⑥介護予防・重度化防止等に係る市町・地域包括支援センターの取組を支援するため、地域支援事業に係る研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザーの派遣等を行います。また、地域の生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの育成等を行い、市町の取組を支援します。
- ⑦新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、引き続き、介護保険事業所・施設等の利用者に必要なサービスが適切に提供されるよう、感染防止対策に取り組む介護施設等を支援します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の実績値は昨年度を若干下回ったものの、目標をほぼ達成しており、副指標も概ね目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)		63.3人 (元年)	0.98	62.5人 (2年)		60.9人 (4年)
	64.1人 (30年)	64.3人 (元年)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数					
3年度目標値の考え方	がんによる死亡者数のさらなる低減をめざし、全国トップクラス（全国平均の死亡者数の予測値より10.5%低い状態）に向け、62.5人を目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)		乳がん 46.7% 子宮頸がん 50.6% 大腸がん 36.0% (元年度)	未確定	乳がん 49.5% 子宮頸がん 52.0% 大腸がん 40.6% (2年度)		乳がん 55.0% 子宮頸がん 55.0% 大腸がん 50.0% (4年度)
	乳がん 40.0% 子宮頸がん 43.4% 大腸がん 25.1% (30年度)	未確定 ※ (元年度)				

※「がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）」の実績値については、厚生労働省が「地域保健・健康増進事業報告」の結果の集計に時間を要し、公表が遅れているため、算定不可。

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数		8か所	1.00	9か所		10か所
	7か所	8か所				
がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）		1,535社	0.47	1,785社		2,286社
	1,332社	1,427社				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	96	189	123		
概算人件費		36			
（配置人員）		（4人）			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」に基づき、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられるよう、総合的かつ計画的ながん対策を実施しています。
- ②がん征圧月間（9月）などのあらゆる機会をとらえ、がん検診の受診促進や健康的な生活習慣確立の重要性等について、広く県民に啓発しました。また、学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から小学校におけるがん教育が全面実施となったことから、医療関係者や教育関係者等と連携し、がん教育の円滑な実施のための支援を行いました。県民が、がんに関する正しい情報に基づいて適切な行動をとることができるよう、引き続き、がんに関する正しい知識の普及を行う必要があります。
- ③市町の各種がん検診や精密検査における受診率向上の取組が一層進展するよう、がん検診精度管理調査における結果の情報共有等を行うとともに、肺がん検診において、人々の行動を望ましい方向に誘導するナッジ理論*の活用について、市町担当職員に対する説明会の実施や受診勧奨資材の作成など受診率向上に向けた取組を支援しました。がんは早期発見することにより、治療できる可能性が高くなるため、引き続き、各種がん検診や精密検査の受診率向上を図る必要があります。
- ④がん診療を行う医療機関に対して施設・設備整備等の支援を行うなど、がん診療連携拠点病院等を中心に、がん医療提供体制の整備を進めるとともに、済生会松阪総合病院を三重県がん診療連携準拠点病院として新たに指定しました。また、伊勢赤十字病院が、県内では初となる地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定を国から受けました。がん医療の一層の充実を図るため、引き続き、施設・設備整備等の支援やがん医療提供体制の整備を実施するとともに、がんゲノム医療を含めたがん診療連携体制の整備を進めていく必要があります。
- ⑤がん医療に携わる医療関係者を対象とした研修会を開催するなど、精度の高いがん登録情報の収集に努めました。引き続き、全国がん登録の円滑な実施を促進するとともに、がん登録で得られた情報の利活用を図っていく必要があります。

⑥がん診療連携拠点病院等において、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修を実施しました。また、緩和ケアについて啓発等を行っている地域の緩和ケアネットワークにおいて、各医療機関の連携や医師等を対象とした研究会、地域住民を対象とした緩和ケアセミナーを行いました。緩和ケアが診断時から適切に提供されるよう、引き続き、緩和ケア研修の実施や、緩和ケアに関する正しい知識の普及が必要です。

⑦三重県がん相談支援センターおよび各がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターにおいて、がん患者とその家族等のための相談を実施しました。また、がん患者の治療と仕事の両立が可能となる環境を整備するため、医療機関や三重労働局等の関係機関と連携し、事業者に対して、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施しました。さらに、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者の経済的負担の軽減を図るため、妊孕性温存治療*に要する費用に対する支援を行いました。引き続き、がん患者がそれぞれの病態や実情に応じた支援を受けることのできる体制を整備する必要があります。

・主指標については、年次変動はあるものの概ね減少傾向で推移しており、令和元年度は前年度を若干下回りましたが、全国で低い方から5位となっています。引き続き、全国トップクラスを維持するため、関係機関とも連携しながら、生活習慣の改善等の健康づくりの取組や、がん検診の受診等による早期発見・早期治療、医療提供体制の強化等のがん対策の取組を、より充実させていく必要があります。

令和3年度の取組方向 【医療保健部 医療政策総括監 杉本 匡史 電話：059-224-2251】

①がん対策のさらなる推進をめざし、「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」における3つの柱である「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」のそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。

②イベント等のあらゆる機会をとらえて、県民に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を行います。また、学習指導要領の改訂に伴い、令和3年度以降、中・高等学校において順次がん教育が全面実施されることから、引き続き医療関係者や教育関係者等と連携し、小・中・高等学校におけるがん教育の円滑な実施のための支援を進めます。

○③各種がん検診や精密検査における受診率向上を図るため、引き続き、がん検診精度管理調査における結果の情報共有等を行うとともに、各がん種において、ナッジ理論など新たな手法を活用したがん検診の受診勧奨に取り組む市町への支援等を行います。

○④がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備等を引き続き支援するなど、県のがん医療提供体制の整備を進めます。また、各がん診療連携拠点病院等と連携し、がんゲノム医療を含めたがん診療連携体制の整備を進めます。

⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等の関係機関と連携して、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、市町、医療機関等への情報の提供や県民への地域のがん状況の発信など、情報の利活用を進めます。

⑥医師、看護師等が緩和ケアの専門的な知識や技術を習得するため、がん診療連携拠点病院等において実施される緩和ケア研修への参加が促進されるよう関係者に働きかけを行います。また、緩和ケアに関する正しい知識を広く県民に啓発するため、地域の緩和ケアネットワークにおける活動を引き続き支援します。

○⑦三重県がん相談支援センター等において、引き続きがん患者とその家族等のための相談を実施し、がん患者が治療の早期から支援を受けられるよう相談窓口の周知を行います。また、がんの治療と仕事の両立が可能となるよう、医療機関や三重労働局等の関係機関と連携し、引き続き、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施し、労働環境の整備を促します。がんになっても自分らしく生きることができるよう、今後も、多様化する相談内容に適切に対応するとともに、情報提供の充実を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標のうち1項目は目標を達成していないものの、残りの1項目については目標を達成し、主指標においても目標をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命		男性 78.9 歳 女性 81.1 歳 (元年)	男性 0.99 女性 1.00	男性 79.1 歳 女性 81.2 歳 (2年)		男性 79.6 歳 女性 81.4 歳 (4年)
	男性 78.7 歳 女性 81.1 歳 (30年)	男性 78.8 歳 女性 81.5 歳 (元年)				
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21（第2次）」の目的のひとつであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
3年度目標値の考え方	平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、健康寿命の伸びの目標値を平均寿命の伸びを1割上回る値（男性0.23歳、女性0.11歳）を目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特定健康診査受診率		55.2% (元年度)	1.00	56.7% (2年度)		59.7% (4年度)
	53.4% (30年度)	55.9% (元年度)				
フッ化物洗口を実施している施設数（累計）		199 施設	0.00	219 施設		259 施設
	178 施設	168 施設				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,899	2,986	3,103		
概算人件費		465			
(配置人員)		(51人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れ等、身体への影響が生じたり、医療機関や定期健診の受診を控えたりする傾向がみられています。新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえた、「新たな日常」に対応した健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- ②企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業^{*}」の周知を図り、令和3年3月末現在で、マイレージ特典協力店が1,127か所、マイレージ取組事業所が158か所となりました。また、「三重とこわか県民健康会議^{*}」を設置し、企業、関係機関・団体、市町等との連携により、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。加えて、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー^{*}」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を創設するとともに、127の認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる6企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰を行いました。引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ③県民の健康的な食生活の実現に向けて、「県民健康の日記念イベント」や「健康野菜たっぷり料理グランプリ」等において、企業、関係機関・団体と連携し、バランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を促すための普及啓発を行いました。さまざまな場面で企業の健康経営等と連携し、働く世代の健康づくりの取組をさらに推進していく必要があります。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、保健、医療に関わる関係者の人材育成を行うなど連携を強化しています。引き続き、地域の関係者と医療機関が連携し、広く県民への生活習慣病予防の啓発を行っていく必要があります。
- ⑤改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策について、事業者等からの相談に対応しています。また、受動喫煙防止対策として「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発等に取り組んでいます。望まない受動喫煙が生じないように、引き続き、健康への影響等について周知啓発を行う必要があります。
- ⑥医科歯科連携の推進やフレイル^{*}対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正を行いました。今後、改正条例に基づき、医療的ケア児における対策や事業所における従業員の健康管理、地域包括ケア^{*}システムにおける歯科医療提供体制の整備など歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図っていく必要があります。フッ化物洗口については、市町等との連携によりモデル事業を促進するなど、実施施設の拡大に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を取り止めた施設がありました。引き続き、計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する必要があります。

⑦医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、難病医療診療連携拠点病院、難病医療分野別拠点病院等のさらなる連携を図り、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めています。また、難病相談支援センターにおいて、難病患者等への各種相談、就労支援等を実施しています。引き続き、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、医療提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。

⑧骨髄バンク事業推進のため、県内関係者と連携して、街頭啓発等の普及啓発に取り組むとともに、「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」を創設し、市町が実施するドナー助成への支援を行いました（4件）。引き続き、骨髄バンクの普及啓発や骨髄提供しやすい環境づくり等に取り組んでいく必要があります。

・「全国トップクラスの健康づくり県」をめざして取組を進めてきた結果、主指標である健康寿命に関して、女性は目標を超える伸びを示し、男性は0.1歳届かなかったものの平均寿命の延伸と同等に伸びており、着実に目標に近づいています。

令和3年度取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

- ①新型コロナウイルス感染症がさまざまな影響を与える一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、「新たな日常」に対応した健康づくりの取組を推進していきます。
- ②「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を推進します。さらに、こうした取組にDX*による新たな手法を取り入れながら、「新たな日常」に対応した健康づくりを推進します。
- ③さまざまな主体との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発を行います。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、引き続き保健、医療関係者の人材育成を図るとともに、関係機関・団体、市町との連携により、生活習慣病予防の啓発や糖尿病の受診勧奨等を進めることで、重症化予防の取組を進めます。
- ⑤受動喫煙防止対策について、引き続き事業者等からの相談に対応するとともに、「三重とこわか県民健康会議」等を通じて、事業者に受動喫煙防止の取組について啓発を行います。
- ⑥県立看護大学と連携し、「暮らしの保健室」や「寄り道カフェ」を県内複数個所で設置するとともに、地域住民との連携により新型コロナウイルス感染症対策等の研修会を企画・開催します。（みんつく予算）
- ⑦令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、医科歯科連携や地域包括ケアシステムにおける歯科口腔保健の取組やフッ化物洗口によるむし歯予防の取組を進めていきます。また、条例改正の内容を反映させるため、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の一部改定を行います。

- ⑧難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医等の育成や、指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、難病拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図ります。また、難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、ハローワーク等と連携し、生活・療養相談、就労支援を行います。
- ⑨骨髄バンク事業の円滑な実施に向け、ボランティア団体や関係機関と連携を図りながら、若年層を中心とした骨髄バンクに関する正しい知識の普及啓発や骨髄提供希望者（ドナー）の確保に取り組みます。また、ドナー休暇制度の導入促進や、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供しやすい環境づくりを推進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を發揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、策定等に向けた取組は着実に進んでいること、副指標は目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域福祉計画を策定している市町数		19市町	0.95	21市町		29市町
	18市町	18市町				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数					
3年度目標値の考え方	三重県地域福祉支援計画*の理念である包括的な支援体制の整備を盛り込んだ市町の計画づくりを支援しながら、着実に策定市町数を増やしていくため、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
40歳未満の自殺死亡率		13.6 (元年度)	1.00	13.1 (2年度)		12.1 (4年度)
	14.2 (30年度)	9.1 (元年度)				
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数		9,376件	1.00	9,714件		10,426件
	8,736件 (30年度)	16,242件				
ヘルプマークを知っている県民の割合		70.0%	1.00	75.0%		85.0%
	67.0%	81.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,105	10,196	7,432		
概算人件費		501			
(配置人員)		(55人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①市町における地域福祉計画の策定や包括的な支援体制の整備に向けて、地域課題に係る意見交換や情報共有を図るため、全ての市町および市町社会福祉協議会を対象とした地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、18市町に対して個別訪問を行いました。今後とも計画策定に向けた市町への働きかけや策定支援を行っていく必要があります。
- ②高齢または障がい者を有する矯正施設入所者が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行いました。今後とも矯正施設退所者等の社会復帰および地域生活への移行・定着を支援していく必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、現地での対面による監査が困難となる中でも、情報発信の促進、選択と集中、効率・効果的な手法などを柱として、「新たな日常」に対応した指針である「新しい福祉監査のカタチ」を取りまとめ、社会福祉法人などにおいて適正な運営等が図られるようオンライン監査や業務改善などによる適正な監査を実施しました。今後も、現地監査とオンライン監査の組み合わせなどにより、効率・効果的な指導監査等を実施し、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設等に対して第三者評価の受審を促すとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めました。今後とも福祉サービスの質の向上に向けた取組や適切な体制の整備が必要です。
- ⑤災害時に避難所で生活を送る高齢者や障がい者、子ども等の要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、適切に支援できるよう、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T*）」のチーム員の募集や養成研修を実施しました。その結果、養成研修を修了した45名がチーム員として登録され、9チームの三重県DWA Tが組成されました。今後とも災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWA Tの体制を強化するとともに、福祉避難所の運営の支援や広域受援体制の整備などを行う必要があります。
- ⑥市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組み、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を支援しました。養成研修の中で実施した包括的支援体制整備に係る県内モデル事業の実践報告・意見交換会では、取組を検討している市町から、このような研修を継続してほしいという声もあるため、今後ともニーズを的確に捉え、市町における円滑な実施を支援していく必要があります。
- ⑦地域の民生委員・児童委員の活動については、地域住民の抱えるさまざまな課題への対応に加え、コロナ禍での活動により負担感や困難さが増しているため、その組織活動などを支援しました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

- ⑧ひきこもりが大きな社会問題となる中、ひきこもり対策に係る庁内の横断的な連携および情報共有を図るため、11月に関係部局で構成する庁内検討会議を設置しました。また、県内におけるひきこもりの現状を把握するため、相談支援機関に対するアンケート調査を実施し、その一端を掴むことができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、ひきこもりがこれまで以上に深刻な課題に発展する可能性があるため、産官学民が分野を超えて連携し、市町への側面支援と専門的支援を連動させ、地域における支援体制づくりを進めていく必要があります。また、ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの方や家族への専門相談や家族教室・家族のつどいを実施するとともに、ひきこもり支援者スキルアップ研修やひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、支援の強化に取り組みました。精神保健に係る専門的支援の充実を図るため、ひきこもり地域支援センターのさらなる機能強化が必要です。
- ⑨関係機関・団体等と連携しながら、「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、市町自殺対策計画の取組の推進に向け、市町担当者の人材育成等に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まっている状況をふまえ、新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口を新たに開設するとともに、自殺予防電話相談の対応時間を拡充するなど相談体制の強化を図りました。引き続き、計画的な自殺対策の推進が必要です。
- ⑩生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」において、生活に困窮する方からの相談が増加（令和2年度新規相談件数541件：前年度比約4.6倍）したことから、相談支援員を1名増員するなど相談体制を強化し、生活困窮者自立支援法に基づく取組による支援や生活福祉資金の貸付、食料支援等の必要なサービスにつなげるなど、相談者の自立支援を行いました。さらに、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等に対して、関係機関と連携し、アウトリーチ*支援員の訪問による相談支援に取り組みました。今後とも相談者に寄り添った支援を継続するとともに、適切な支援を行っていく必要があります。
- ⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの意識醸成に向けた学校出前授業等を実施するとともに、「おもいやり駐車場」について、事業者等に対して設置に係る協力依頼や適正利用に関する啓発などを実施しました。また、ヘルプマークを普及・啓発するため、クラウドファンディングの活用や必要とされる方へのヘルプマークの配布を行うとともに、コロナ禍で接触機会の低減が求められる中、高校生との連携によるヘルプマークに関する動画作成および映像配信等を行いました。コロナ禍において、障がい等の特性による行動を周囲から誤解されるなど、日常生活への不安や困難が顕在化したことから、より一層「おもいやりある行動」を広げ、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図っていく必要があります。
- ⑫公共的施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。特に、昨年度の現地調査等をふまえ、県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針（「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」）を作成のうえ、公表しました。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化（6駅）を支援しました。今後とも事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設の整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。

⑬県戦没者追悼式を開催するとともに、式典の様子を県HPに公開することで、新型コロナウイルス感染症の影響により参列できなかった方々を含めた幅広い御遺族の皆さんに対して、追悼の機会を設けました。また、県遺族会による沖縄「三重の塔」慰霊式の開催を支援しました。今後とも戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していくとともに、「三重の塔」での慰霊式の開催を継続していく必要があります。

・「地域福祉計画を策定している市町数」（主指標）については、新たに計画を策定した市町はなく、目標は達成できませんでした。しかしながら、策定済みの4市町で包括的な支援体制の整備を盛り込んだ計画に改定されるとともに、策定済みの3市町においても現在作業が進められています。また、地域別意見交換会や個別訪問を実施した結果、新たに計画策定に向けた検討を開始した市町もあり、地域共生社会の実現に向けた取組は着実に進んでいます。今後とも市町の提案等をふまえ、相談支援包括化推進員等の人材養成研修の企画・実施や情報共有、意見交換等により連携を深めながら、包括的な支援体制の構築に向けて、市町における地域福祉計画の策定が着実に進められるよう支援していきます。

令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 副部長 中村 徳久 電話:059-224-2317】

- ①市町における地域福祉計画の策定を促進するとともに、「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合い体制や暮らしを支える取組の推進を図り、市町における包括的な支援体制づくりを支援します。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力に不安のある高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業などの取組を、市町と連携しながら進めます。
- ②犯罪をした者等による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画*」に基づき、高齢または障がい者を有することにより福祉サービス等が必要な矯正施設退所予定者が、退所後円滑に地域生活に移行し安定した生活を送れるように支援するなど、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組めます。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、これまで対面・現地で行ってきた指導監査に加え、「オンライン監査」「Web会議」等を組み合わせることで、時間や人的資源を有効に活用し、質を確保しながら効率的・効果的な指導監査を実現します。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。
- ⑤早期に三重県DWA Tを派遣できる体制を強化するため、関係福祉団体等と連携して三重県DWA Tチーム員のさらなる募集、研修、訓練を行うとともに、一般的な避難所での生活が困難な要配慮者への福祉支援の提供に向けて、市町が行う福祉避難所の確保・運営体制の整備・人材育成や、社会福祉施設等における事業継続計画（BCP*）の策定などを支援します。また、要配慮者への支援を円滑に提供するため、県外からの介護職員等の受入体制の充実や、市町・県民の皆さん等への災害福祉支援活動の周知を行います。
- ⑥高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど生きづらさを抱える方等が社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、相談支援包括化推進員等の人材の養成など、市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、生きづらさを抱える方の増加が懸念される中、ICT等を活用し民生委員・児童委員がより効率的に支援活動を行えるよう取り組めます。

- ⑧ひきこもりに関する総合的な支援を推進するため、民生委員・児童委員に対するアンケート調査や新たに設置する外部有識者を含めた検討委員会での議論等をふまえ、ひきこもり支援に特化した新たな計画を策定します。また、庁内の組織体制を強化し、市町における多職種連携に向けた体制づくりや相談支援体制の充実、社会参加・就労支援の充実に向けた取組を進めます。さらに、ひきこもり地域支援センターに支援員を設置し、より一層訪問支援や人材育成の取組を推進するとともに、市町等との連携強化を図り、ひきこもりの方や家族が身近な地域で支援が受けられるよう体制構築を進めます。
- ⑨関係機関・団体等と連携し、支援者等の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する正しい知識の啓発に取り組みむなど、計画的に自殺対策を推進します。また、各市町の実情に応じた自殺対策が実施されるよう、市町担当者の人材育成等に取り組みみます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人とのつながりが希薄になった方が悩みや不安を抱えたときに相談することができるよう、ICTの活用により相談窓口を案内するとともに、若者にとってより身近なツールであるSNSを活用した相談体制を整備します。加えて、若者の視点を反映した効果的な自殺対策に取り組みみます。
- ⑩生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労支援による経済的自立や健康管理支援事業による日常生活や社会生活の自立に向けた支援に取り組みみます。新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者からの相談が増加しており、「三重県生活相談支援センター」において、引き続き丁寧な相談支援を行うとともに、増加する外国人からの相談に対応するため、タブレット端末によるビデオ通訳等を活用します。また、ひきこもりなど生きづらさを抱える方に対して関係機関との連携を強化し、アウトリーチ手法等を用いた自立支援を促進します。さらに、市町における自立相談支援体制の機能強化を支援するとともに、自立相談支援機関の支援員等の資質向上研修や取組事例などの情報提供を行います。
- ⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、さまざまな主体と連携し、ヘルプマーク、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発や学校出前授業の実施など、身近な地域におけるユニバーサルデザインの取組を進めます。また、コロナ禍において、接触機会の低減が求められる中、動画や展示を用いた啓発に取り組みみます。
- ⑫「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知を図るとともに、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証についての普及啓発を行い、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援などを行います。
- ⑬県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促すとともに、県主催により沖縄「三重の塔」での慰霊式を継続し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承していきます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成できませんでしたが、副指標については目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,644人	1,787人 1,757人	0.98	1,901人		2,128人
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）					
3年度目標値の考え方	グループホームの主な利用者である知的障がい者および精神障がい者の利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえ、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	13,437人	14,017人 14,646人	1.00	14,726人		16,143人
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	—	70人 96人	1.00	70人		70人

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	15,646	22,426	17,622		
概算人件費		601			
(配置人員)		(66人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、平成30年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2018年度～2020年度)」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。今後は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2021年度～2023年度)」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症による社会の変化に対応した日常生活や社会生活を安心して送ることができるよう、障がい者の特性に配慮した支援を行う必要があります。
- ②障がい者の地域移行・地域生活支援を進めるため、グループホームの整備を支援するとともに、新たに創設された重度の障がい者への支援を可能とする、日中サービス支援型グループホームが、地域生活を支えるサービスとして運営されるよう、活動状況の報告や地域の協議会での評価等に係る手続きについて協議を行いました。引き続き、重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、障がい福祉分野の人材確保及び定着を図るため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減に資するロボット等の導入を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、障害福祉サービス事業所等が感染防止対策を徹底しサービスを継続して提供するために必要な経費を支援するとともに、障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。引き続き、感染防止対策に取り組む障害者支援施設等を支援する必要があります。
- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者コーディネーターを養成するとともに、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の推進等の多職種連携・人材育成に取り組みました。引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備に取り組む必要があります。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家を派遣するとともに、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口*の取組を支援しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるイベントの中止に伴う対面販売機会の減少や経済活動の縮小等により、事業所の生産活動収入の減少や、事業所利用者の工賃及び賃金の減少等の影響があることから、事業所の受注拡大及び事業所利用者の工賃等の向上に取り組む必要があります。また、障害者優先調達推進法に基づく令和2年度調達方針を策定し、前年度目標額に対して3,000千円上乗せした78,000千円を調達目標額として、県の調達の拡大に取り組んだ結果、目標を大きく上回る110,745千円となりました。引き続き、障がい者の働く場の拡充や工賃向上等の取組を進める必要があります。

- ⑤農福連携では、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携した農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口の整備や、オンラインによる農業ジョブトレーナー*の育成研修（3回）の開催支援、農業経営体等における施設外就労の実証（2地域）などに取り組むとともに、ノウハウ商品の販路拡大に向けた農福連携マルシェ（4回）を開催しました。また、農福連携全国都道府県ネットワークにおいて、農福連携の取組を地域に定着させ、拡大を図っていくため、コロナ禍における好事例で生まれた新たな価値について情報共有するオンラインセミナーを開催しました。さらに、地域若者サポートステーションと連携し、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、農業就業に向けたプログラムの作成や就農体験などに取り組みました。林福連携では、福祉事業所を対象として、林業事業体等との連携に向けた勉強会を開催（1回）するとともに、木工分野で講師派遣による技術指導等に取り組んだほか、苗木生産分野で林業事業者とのマッチング（2件）等を行いました。水福連携では、福祉事業所の職員等を地域における水福連携の推進を担う指導者として育成するための養成研修（2名）や、水産・福祉関係者の意見交換会（1回）を行い、地域が主体となって水福連携を推進する体制づくりに取り組みました。引き続き、障がい者等の就労機会の拡大に向け、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、関係者が一体となって、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展をサポートするとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化する必要があります。
- ⑥自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修（相談支援従事者研修：93人修了、サービス管理責任者等研修：478人修了）を実施し、人材育成を図りました。また、令和2年度より研修の実施・運営を外部委託し、研修の質の確保や研修機会の拡大を図ることで、人材育成による相談支援の質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、令和2年度の研修の実施及び運営の外部委託の実施結果を検証し、令和3年度以降の研修の実施及び運営の改善につなげていきます。
- ⑦精神障がい者の地域移行・地域生活を支援するため、ピアサポーター*による長期入院患者との交流や退院後の不安軽減の取組を進めるとともに、鈴鹿・亀山圏域および津圏域に加え伊賀圏域においてもアウトリーチ*事業を実施しました。今後も「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築に向け、地域移行・地域支援の取組を一層進める必要があります。また、アルコール健康障害について、治療拠点機関と専門医療機関との連携による人材育成研修を実施するとともに、ギャンブル等依存症に関する治療拠点機関と専門医療機関をそれぞれ2か所、薬物依存症に関する治療拠点機関を1か所設置しました。引き続き、依存症対策を総合的かつ計画的に取り組む必要があります。
- ⑧「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発活動に取り組みました。また、障がい者差別解消専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図っています。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて情報共有や検証を行い、関係機関と連携し、障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。引き続き、条例の普及啓発を進めるとともに、障がいを理由とした差別の解消のための体制整備や相談事例等の検証を進めていく必要があります。

- ⑨障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修（307人受講）を実施するとともに、専門家チームの活用により助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行いました。引き続き、障がい者虐待の防止に向けた取組を進める必要があります。
- ⑩「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座（10回、224人受講）や、県職員や市町担当者等に対する手話研修（5回、43人受講）などの取組を進めました。今後も計画に基づき、手話を使用しやすい環境づくりに向けた施策を推進していく必要があります。
- ⑪障がい者の社会参加の促進を図るため令和2年9月に「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、「三重県障がい者芸術文化祭」（766人参加）を開催するとともに、事業所等に対する相談支援を行うためのアートサポーターの登録（13人）を行いました。また、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室などの取組を進めました。引き続き、生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めていく必要があります。今後は、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組んでいく必要があります。

・「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）」に基づき、グループホームの施設整備に対する支援や障がい者の相談支援を行い、障がい者の地域移行に取り組みましたが、主指標の目標を達成できませんでした。障がい者が地域で安心して生活することができるよう、引き続き支援を行うとともに、特に重度の障がい者の地域移行について、日中サービス支援型グループホームや重度訪問介護などのサービスを充実していく必要があります。

令和3年度取組方向 【子ども・福祉部 副部長 中村 徳久 電話:059-224-2317】

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2021年度～2023年度）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、新型コロナウイルスの感染防止対策、Society5.0*、DX*、SDGs*等の視点を取り入れつつ、多様性を認め合い、生きがいおよび安心を実感できる共生社会づくりのための障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスの確保を図るとともに、令和3年度社会福祉施設等整備方針に基づき、グループホームや日中活動の場等の整備促進に取り組めます。また、障害者支援施設等において新型コロナウイルスの感染防止対策などに適切に対応し、利用者に対するサービスが継続できるよう、必要な支援を行います。さらに、障がい福祉分野の人材確保に取り組むとともに、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減と新型コロナウイルス感染症対策を進めるためのロボット等導入やICT導入に対する支援に取り組めます。
- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズチーム機能の推進等の多職種連携や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行うとともに、民間企業への営業活動の強化や啓発等により受注拡大を促進します。ICT等を活用しWeb上に非対面・非接触による業務の受発注の一層の拡大や物販促進を図るためのデジタルマーケットを新たに形成するとともに、発注の新規開拓等に積極的に取り組むコーディネーターを設置し、福祉的就労事業所への発注の拡充を目指します。また、障害者優先調達推進法に基づく令和3年度調達方針を策定し、調達目標額達成のために各部局と連携し、発注内容の切り分けや新たな発注の開拓など発注内容の多様化を進め、一層の調達拡大を図ります。

- ⑤障がい者等が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携全国都道府県ネットワークや民間協議会と連携して、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、農林水産事業者等における施設外就労を促進するなど、障がいの就労機会の拡大に取り組みます。また、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、就農体験やインターンシップを受け入れる仕組みづくりなど、農作業を通じた就労・社会参加支援の取組を進めます。（みんつく予算）（一部）
- ⑥障がいの地域生活を支援するため、専門的・広域的な相談支援を地域の相談支援と連携して行うことで、市町における相談支援提供体制の強化を図ります。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づく研修の実施や、基幹相談支援センターの設置と機能強化により、地域における人材育成体制づくりを推進し、相談支援専門員の人材育成と相談支援の質の向上に努めます。
- ⑦「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。また、令和3年度末をもって計画期間を終了する「三重県アルコール健康障害対策推進計画」について、次期計画を策定するとともに、ギャンブル等依存症について、対策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定します。
- ⑧障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発や障がい者理解の促進に向けた取組を進めるとともに、専門相談員による相談対応を行い、助言やあっせんの申し出があった場合には紛争の解決を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、「三重県障がい者差別解消支援協議会」において情報共有、検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。
- ⑨障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障害者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し再発防止に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- ⑩誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげるため、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した新たな意思疎通手段の利用促進に努めるとともに、手話通訳を行う人材の育成や手話の普及啓発等を行います。
- ⑪三重とこわか大会が開催されることを契機ととらえ、障がいの社会参加のさらなる促進を図るため、令和2年度に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な発表機会の創出やアートサポーターを活用した当事者・事業所等に対する相談支援等を行うとともに、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室の開催など、障がい者が生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成し、副指標も概ね目標を達成できたため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数		20市町	1.00	23市町		29市町
	14市町	26市町				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数					
3年度目標値の考え方	早期に全市町で児童虐待の早期対応力強化が図られることをめざし、子ども家庭総合支援拠点の設置状況、スーパーバイザーやアドバイザーの活用状況をふまえ、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）		11事業	1.00	12事業		16事業
	8事業	12事業				
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合		30.0%	0.96	31.0%		35.0%
	29.4%	28.8%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,017	4,426	4,924		
概算人件費		1,303			
(配置人員)		(143人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所でAⅠを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては、組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒して実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。
- ②社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」を実施(21市町25回)し、これまでに9市町において設置されました。今後も拠点の早期設置に向けて、引き続き個別の相談会や研修会などを実施する必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。また、同協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣(9市町13回)や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣(4市町14回)を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- ④「三重県社会的養育推進計画*」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング*機関を県内に2か所設置(北勢・伊賀)するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動(24回)、登録前研修などの研修(24日間)、里親交流会等の訪問等支援(81回)などを行った結果、養育里親の新規登録者は20組となりました。また、子どもの権利擁護の観点から、アドボカシー*の取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。また、子どもの権利擁護の取組をさらに進める必要があります。

⑤児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費（5施設）や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。また、感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。今後も、感染防止対策を行い、事業が継続できるよう支援する必要があります。

・市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣し、協議会の機能や体制の強化を図るとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。また、市町の子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けて助言を行うため、子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業を実施し、市町の相談体制と専門性の強化を進めた結果、「主指標」の目標を達成できました。

令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

- ①児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメント*のさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツール*の精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ②令和4年度までに全市町で「子ども家庭総合支援拠点」が設置されるよう、個別の相談会や研修会などを実施し、昨年度の「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」の成果を踏まえ、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けた取組を進めます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。
- ④「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。さらに、これまでの児童養護施設入所児童に加え、新たに里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を作成・配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。加えて、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援担当職員を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	一部未達成の副指標はありますが、主指標及び他の副指標の目標は達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯認知件数		9,400件 未満	1.00	8,200件未満		7,500件未満
	10,322件	8,560件				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
3年度目標値の考え方	刑法犯認知件数は、ピークであった平成14年以降ほぼ一貫して減少しており、現状の刑法犯認知件数の減少傾向を維持する必要があります。 令和5年に7,500件未満とすることを目標に、毎年段階的に減少させることとし、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「子ども安全・安心の店」認定事業所数		600事業所 以上	1.00	1,300事業所 以上		2,000事業所 <1,000>以上
	262事業所	1,003事業所				
重要犯罪の検挙率		90%以上	1.00	90%以上		90%以上
	94.8%	100%				

機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数		85 か所以上	1.00	90 か所以上		100 か所以上
	80 か所	89 か所				
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数		11 市町	0.64	18 市町		29 市町
	2 市	7 市町				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,460	3,842	3,732		
概算人件費		17,370			
(配置人員)		(1,907人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪対策を推進した結果、令和2年中の刑法犯認知件数は戦後最少を記録しました。また、重要犯罪や重要窃盗犯など刑法犯の検挙件数は3,591件で、検挙率は42%と前年より約5ポイント向上しています。他方、高齢者等を狙った特殊詐欺が増加するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。
- ②犯罪捜査におけるDNA型鑑定、画像鑑定等の科学技術の活用を推進し、桑名市長島町等における殺人・死体遺棄事件をはじめ、重要犯罪71件を検挙し、その検挙率は100%となりました。来日外国人犯罪については、三重郡川越町における殺人未遂事件で検挙したカンボジア人7人をはじめ、160人を検挙しました。160人の在留資格は、正規滞在が109人、不法滞在が51人でした。
- ③ボランティア団体と連携した地域における見守り活動を推進し、「子ども安全・安心の店」認定事業所の拡充に取り組みました。また、SNSの利用をきっかけに性被害に巻き込まれた児童に係る事件14件を検挙するとともに、防犯教室の開催、学校を経由した保護者への注意喚起、児童の性被害を誘引するネット上の書き込みに対する警告等を実施しました。他方、少年犯罪は、桑名市における高校生による自宅への現住建造物等放火事件など、206人を検挙しました。また、ボランティア団体の活動を支援するため、「みえの宝！子ども見守り活動応援プロジェクト」として、車両を用いて通学路のパトロールを行う防犯ボランティア団体にドライブレコーダー等を貸与(対象全車両116台)しました。(みんつく予算)
- ④ストーカーやDVについては、津市における移動中の車内での妻に対する傷害事件など113件を検挙するとともに、ストーカー規制法に基づく禁止命令や文書警告を48件実施しました。また、被害者へのGPS端末の貸出しや宿泊費の一時公費負担等の支援を行いました。児童虐待については、多気郡大台町における両親による児童に対する傷害事件など20件を検挙し、児童虐待のおそれがあるとして認知した721人を児童相談所に通告しました。
- ⑤サイバー犯罪については、ネット上のキャッシュレスサービスを悪用し、商品を購入するなどした不正アクセス禁止法違反や電子計算機使用詐欺事件など59件を検挙しました。

- ⑥組織犯罪対策として、特殊詐欺については、だまされた振り作戦の実施などにより100件を検挙するとともに、口座開設詐欺等助長犯罪73件を検挙しました。また、特殊詐欺の被害を減少させるため、積極的な事件広報により最新の犯行手口等を広く周知・啓発するとともに、金融機関やコンビニエンスストアの協力を得て、高齢者が現金を引き出す際の声掛けにより85件、約3,360万円の被害を防止しました。薬物犯罪については、覚醒剤取締法違反など115人を検挙しました。115人のうち20歳代以下は36人で、大麻事犯によるものが22人と半数以上を占めています。
- ⑦大規模商業施設や公共交通機関との合同訓練などを通じ、テロに対する危機意識の共有や事案発生時における協働対処体制の整備を行うなど、官民一体となったテロ対策を推進しました。
- ⑧犯罪被害者等が早期に被害から回復し、平穏な生活を営むことができるよう、被害者支援要員、被害者連絡、公費負担等の被害者支援制度を適切に運用しました。また、市町、みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を推進しました。
- ⑨老朽化した駐在所の建替整備（9か所）、パトカー未配備の駐在所へのパトカーの配備（8か所）、全交番・駐在所（199か所）への防犯カメラの設置を進めました。
- ⑩安全で安心な三重のまちづくりに取り組む県民の皆さんや事業者等の関係者が一堂に集まる「キックオフ大会」を開催し取組気運の醸成を図ったほか、地域の防犯活動等をけん引する「安全・安心まちづくり地域リーダー」の養成等により、地域防犯活動の活性化につながりました。引き続き、多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進するため、市町と緊密な連携のもと、地域の自主的な防犯活動等を促進する必要があります。
- ⑪「三重県犯罪被害者等支援条例」をふまえて策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、市町担当者向け研修会の開催や犯罪被害者等支援ハンドブックの作成等により支援体制の強化を図ったほか、三重県犯罪被害者等見舞金の給付を行い、犯罪被害者に寄り添った支援を提供しました。県に続き市町での条例制定も進んでいることから、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成支援や関係機関等との連携強化を通じて、総合的な支援体制の整備を進めるとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民理解の促進を図っていく必要があります。

・市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等と連携・協働し、犯罪防止に向けた取組を推進した結果、主指標の刑法犯認知件数は、令和2年には戦後最少となり、目標を達成しました。

令和3年度の取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 小谷 寛 電話:059-222-0110】

- ①地域の犯罪情勢に応じ、市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ②犯罪捜査への捜査支援システムや科学技術の活用を推進するため、捜査支援分析課を新設し、犯罪情報の収集や分析体制を強化するとともに、科学捜査研究所の独立庁舎の整備に向けた調査を行います。また、来日外国人犯罪に対しては、違法行為取締りを徹底するとともに、外国人コミュニティを対象とした語学のできる警察官による巡回連絡や防犯・交通安全についての広報啓発活動を行います。
- ③地域の防犯ボランティア団体等の活動を活性化するため、防犯活動用物品の配布、犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を行います。また、少年の犯罪被害等を防止するため、小学校、中学校等においてリモート形式による防犯教室、非行防止教室等を開催します。
- ④人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、認知段階から関係部門が緊密に連携し、加害者の検挙、被害者をはじめとする関係者の保護等、被害者等の安全確保を最優先とした対応を徹底します。

- ⑤サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪の取締りを強化するとともに、サイバー犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関、団体と連携した広報啓発を行います。
- ⑥本年は、三重とこわか国体・三重とこわか大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック等が開催されるので、特に厳重な警戒が必要です。官民一体となったテロ対策を推進します。
- ⑦特殊詐欺に対しては、だまされた振り作戦の実施等による受け子等の現場検挙や突き上げ捜査、助長犯罪の徹底検挙に取り組みます。また、被害を減少させるため、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策に加え、市町、老人クラブ等関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組みます。薬物犯罪に対しては、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、若年層に大麻事犯が増加していることを踏まえた薬物乱用防止教室の開催等、薬物乱用を排除するための広報啓発に取り組みます。
- ⑧犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、市町、みえ犯罪被害者総合支援センター等の関係機関・団体と連携するとともに、カウンセリングや医療機関等への付き添い、医療費の公費負担等による精神的及び経済的負担の軽減に取り組みます。
- ⑨さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、老朽化した大台警察署の建て替えや尾鷲警察署の大規模改修、朝日町への交番の新設や老朽化した駐在所の建替整備等に取り組みます。
- ⑩「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」をベースに、市町との連携強化を一層進めるとともに、「安全・安心まちづくり地域リーダー」等の人材育成や取組拡大に向けた広報啓発に取り組みます。
- ⑪「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を適切に提供するため、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成を支援するほか、関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制の整備や支援従事者の育成等を進めるとともに、三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな支給を行います。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向け、犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解が深まるよう、広報啓発活動に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和 5 年度末での到達目標）

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全・安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標の目標値をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2 年度		3 年度	4 年度	5 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数		71 人以下	0.97	67 人以下		60 人以下
	75 人	73 人				
目標項目の説明と令和 3 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
3 年度目標値の考え方	目標未達成となった第二次行動計画の目標に再チャレンジするべく、令和 5 年度目標値を 60 人以下に設定し、段階的に死者数を減らしていくこととし、令和 3 年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2 年度		3 年度	4 年度	5 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死傷者数		4,300 人以下	1.00	3,800 人以下		3,100 人以下
	4,763 人	3,805 人				
高齢運転者事故件数		730 件以下	1.00	670 件以下		580 件以下
	783 件	663 件				
飲酒運転事故件数		32 件以下	0.86	29 件以下		23 件以下
	36 件	37 件				

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「ゾーン 30」整備地区数（累計）		49 地区以上	1.00	51 地区以上		55 地区以上
	47 地区	50 地区				
横断歩道の平均停止率		30.0%以上	1.00	40.0%以上		60.0%以上
	20.7%	36.3%				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,939	3,204	3,686		
概算人件費		5,156			
（配置人員）		（566 人）			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、過去最少レベルにあります。令和2年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降最小の73人となりました。しかしながら、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。
- ②全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故が問題となる中、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であり、また、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあることから、子どもや高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。令和2年度においては、関係機関と連携して交通安全教育や広報啓発活動に取り組むとともに、市町とともに高齢運転者に対する後付け安全運転支援装置設置補助を実施しました。
- ③飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行（平成25年7月）以降の関係者が連携した取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、現在は都道府県別にみて非常に少ない状況になっています。しかしながら、いまだ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、アルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。
- ④人口10万人あたりの交通事故死者数が、都道府県別にみて常に多いことから、交通事故の減少に向け、交通安全意識や交通マナーの向上教育・啓発、交通指導取締り等、ソフト・ハード両面からの交通安全対策の一層の取組が求められています。
- ⑤自動車運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務について、歩行者に対しては、道路の正しい横断方法について周知するなど、交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体と連携した街頭活動や交通安全教育動画の配信などによる交通安全教育、効果的な広報啓発活動を推進しました。その結果、信号機のない横断歩道での平均停止率は36.3%（前年20.7%）と前年と比べ向上しました。
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機を5基新設するとともに、老朽化した信号制御機（131基）や信号柱（40本）の更新、摩耗した横断歩道（1,988本）の塗り替え、「ゾーン30」（3地区）の整備を行うなど、交通安全施設等の整備を推進しました。

⑦交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえた、移動オービス等の効果的な活用に取り組んだほか、横断歩行者妨害等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しました。

・主指標の「交通事故死者数」については、前年より減少したものの、目標値を達成することはできませんでした。また、副指標の「交通事故死傷者数」については、対前年比で大幅に減少しました。これについては、安全運転サポート車等の先進安全運転技術の普及、県交通安全研修センターをはじめとする交通安全教育等の取組の成果に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動の自粛が要因の一つと考えられます。こうした減少が継続するよう、引き続き、交通環境の整備に加え、交通安全意識や交通マナーの向上に向けた啓発を実施するとともに、運転免許証自主返納の促進など対象者に応じた取組を推進していく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 次長 瀧口 嘉之 電話:059-224-2468】

- ①令和3年3月に制定した「三重県交通安全条例」について、SNS等を活用し、効果的な周知を行っていきます。特に、10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入等が義務化されることについて、関係機関等と連携して、自転車運転者や事業者への周知を徹底します。また、「三重県交通安全対策会議」において策定（7月）する「第11次三重県交通安全計画」についても、四季の交通安全運動等、さまざまな機会をとらえて周知し、県民の皆さんの交通安全意識のさらなる高揚を図っていきます。
- ②高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進や、「運転免許証自主返納サポートみえ」の一層の周知などに取り組むとともに、高齢運転者を対象とした安全教育とあわせて進めていくことで相乗効果を高める取組を推進します。
- ③県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども展開します。
- ④「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の策定（7月）を進めるとともに、関係機関と連携した新たな取組を進めていきます。また、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進や飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組も引き続き推進します。
- ⑤歩行者保護対策を中心に、横断歩道における歩行者優先や正しい横断方法など、交通ルール遵守の意識向上のため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替えを進めるとともに、信号制御機をはじめ老朽化した交通安全施設等の更新・整備のほか、視覚障がい者等が信号交差点を安全に横断できるよう歩行者支援システムの整備を進めます。また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理に努めます。
- ⑦交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、効果的な交通指導取締りを行うなど、交通事故の抑止に取り組めます。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路における速度違反、妨害運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標「高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数」について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、講座の申込数の減少や中止、参加者数の制限を行ったため、目標を達成できなかったものの、新たにSNSを活用した情報発信等に取り組みました。また、主指標および他の副指標の目標をおおむね達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	70.8%	72.3%	1.00	73.8%		76.8% <70.0%>
		81.0% ※				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合					
3年度目標値の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績等をふまえて目標値を設定しました。					

※令和2年度の実績値（81.0%）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約10分の1のアンケート調査（標本）数から算出しています。

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
高齢者や若年者 に向けた消費生活 講座等に参加 した人数		6,225人	0.45	6,750人		7,800人
	5,601人	2,791人				
消費生活相談に おいてあっせん により消費者ト ラブルが解決し た割合		93.2%	0.99	93.8%		95.0%
	93.5%	92.9%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	66	63	91		
概算人件費		128			
(配置人員)		(14人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、「みえ・くらしのネットワーク*」に加入する消費者団体、事業者団体等と情報交換等を行うとともに、店舗やイベントで消費生活に関するブースを出展するほか、啓発チラシの配布など企業や関係団体と連携した消費者啓発を実施しました。また、啓発にあたっては、従来の方法に加え、「新たな日常」に対応し、SNSを活用した情報発信も行い、新型コロナウイルス感染症に関連する消費者トラブル等、県民の皆さんの関心が高い情報を提供しました。今後も、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されることから、市町、関係団体等と連携するとともに、多様な手法による取組を推進していく必要があります。
- ②世代に応じた消費者啓発・消費者教育を行うため、「消費生活出前講座」や「青少年消費生活講座」等を計29回(2,791人)開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申込数や参加者数の減少、開催の中止などにより目標とする参加者を得ることはできませんでした。令和4年4月から施行される民法の成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの防止など、消費者教育の重要性はますます高まっていることから、講座等の利用の促進に向けて一層の周知を行うとともに、関係機関との共催やオンラインの活用など開催方法について見直しを図っていく必要があります。
- ③消費者の自主的な取組、地域における啓発活動を促進するため、地域での啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を開催した結果、新たに8名の登録を得ました(登録者数計55名)。また、地域リーダーにそれぞれの地域で啓発活動を実施していただくため、定期的に啓発情報を提供しました。引き続き、地域の見守り力向上のため、地域リーダーの養成を進めるとともに、市町とも連携が図れるように支援していく必要があります。

- ④県消費生活センターにおいて、消費生活相談 2,317 件を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。この結果、副指標「消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合」についてはおおむね目標値を達成することができました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のため、オンライン研修などの活用により相談員の資質向上に努めるなど、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上に取り組む必要があります。
- ⑤「特定商取引に関する法律」に基づく監視を行うとともに、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく指導を5件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

・主指標「消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」については、目標を達成することができましたが、副指標「高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、目標を達成できませんでした。今後は、「新たな日常」に対応し、新型コロナウイルス感染症に関連する消費者トラブルの注意喚起や人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費（エシカル消費）に係る啓発をSNSも含めた多様な情報媒体を活用して実施し、県民の皆さんに必要な情報を提供する必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 次長 瀧口嘉之 電話:059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめ、市町等、さまざまな主体との連携を強め、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進します。また、コロナ禍において相談割合が増加している通信販売や新たな消費者トラブルについても、SNS等も含めた多様な情報媒体を活用して適時適切な情報提供を行います。さらに、「新たな日常」に対応した消費行動の推奨やエシカル消費の普及啓発に取り組めます。
- ②高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地域で出前講座を実施します。また、民法の成年年齢引下げを見据え、若年者を対象とした出前講座を行うとともに、教育機関等と連携し、若年者向けの消費者教育に取り組めます。さらに、若年者の参画を得るとともに、SNSを活用するなど、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識を高めるための取組を推進します。
- ③「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な取組、啓発活動を促進するとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を促進します。
- ④県消費生活センターにおいて専門的な相談対応や、県・市町の相談員等を対象とした研修を行うとともに、消費者に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して悪質な商取引や商品・サービスに係る不適正な表示について事業者の監視・指導を行います。また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標において目標を達成していない項目があるものの、2項目で目標を達成またはほぼ達成し、主指標においても目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	97匹	69匹 50匹	1.00	46匹		0匹
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（治療の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く）					
3年度目標値の考え方	令和5年度までに殺処分数がゼロになることをめざし、段階的に減少するよう令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	99.4%	100% 97.2%	0.97	100%		100%
献血を行った10代の人数	2,077人	2,400人 1,907人	0.79	2,400人		2,400人

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数		55,950人	0.59	56,600人		58,000人
	59,680人	33,129人				
健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合		100%	1.00	100%		100%
	100%	100%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	203	189	212		
概算人件費		474			
(配置人員)		(52人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「令和2年度医薬品・医療機器等一斉監視指導要領」に基づき、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導や医薬品等の検査（2,876施設）を実施しました。また、数量シェアが拡大している後発医薬品については、製造施設の監視指導（7施設）や製品検査（1検体）を実施するとともに、適正使用を推進する会議を開催し、関係団体との情報共有を行いました。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。
- ②薬剤師・薬局の在宅医療への参画を促進するため、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬剤師・薬局等への研修会（四日市地域：1回）を開催しました。薬剤師・薬局は地域包括ケア*システムにおいて重要な役割を担っていることから、今後も引き続き、在宅医療への薬剤師・薬局の参画に係る取組や薬剤師の確保を進める必要があります。
- ③若年層の献血意識の向上を図るため、血液センター等と連携し、県内の高等学校に対する献血セミナーを開催（54回）するとともに、ヤングミドナサポーター*に委嘱した高校生等（533名）や三重県学生献血推進連盟「みえっち」の大学生と連携し、献血啓発（献血ページント35回）を実施しました。また、若年層に対する献血機会の確保にも努めており、高等学校等への献血バスの導入（8校）を進めました。新型コロナウイルス感染症の影響により例年のように実施することが困難な状況となりましたが、将来にわたり献血協力者を確保するため、引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ④（公社）三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、譲渡事業（犬143匹、猫312匹）や動物愛護教室による普及啓発活動（動物愛護教室等参加者数957名）、クラウドファンディング等を活用した猫の不妊・去勢手術（1,352匹）、災害時の動物救護に係る体制整備等を行いました。また、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第3次三重県動物愛護管理推進計画」を策定しました。この計画に基づき、引き続き殺処分数ゼロに向けた取組等を推進する必要があります。

- ⑤「令和2年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発（街頭啓発27回、講習会参加者数39,703人）、立入検査（医療用麻薬等取扱施設の立入検査1,873施設）、再乱用防止（薬物依存者等の相談応需16件、薬物依存者の家族教室の開催4回）に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により街頭啓発の実施や講習会等の開催が困難となる事態が発生しましたが、引き続き、関係機関と連携し、大麻等の薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設等に対する監視指導や、営業者に対する衛生管理講習会等を行いました。施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導等に取り組む必要があります。
- ⑦社会生活を維持する上で欠かせない生活衛生営業施設等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドライン等を配布し、注意喚起を行いました。引き続き、感染防止対策に取り組む生活衛生営業施設等を支援する必要があります。

・人と動物との共生環境づくりについて、飼い主への終生飼養の啓発や、飼い主のいない猫の減少に向けた取組などによる引取数の減少等の結果、主指標の目標を達成することができました。引き続き、殺処分ゼロをめざしてさまざまな主体との協創の取組などを進めていく必要があります。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

- ①医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理に関する技能の向上を図るとともに、医薬品等を使用する側の県民の皆さんに対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。また、後発医薬品の製造施設の監視や製品検査に取り組むとともに、関係団体と連携し、後発医薬品の適正使用の推進に取り組みます。
- ②在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を支援するとともに、女性薬剤師等の復職・転職支援等、薬剤師の確保を進めます。
- ③将来的に安定して血液を供給するためには、若年層の協力が必要不可欠であることから、コロナ禍においても、高等学校における献血セミナーの開催や高校生、大学生等の献血ボランティアとの連携を推進し、献血セミナーの受講者等が実際に献血者に結び付く取組を検討します。
- ④「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、引き続き「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、殺処分ゼロに向けた取組を進めるとともに、終生飼養等の普及啓発や災害時における同行避難等危機管理対応の取組を進めます。
- ⑤薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き、「三重県薬物乱用対策推進本部」等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、大麻等の薬物乱用防止に取り組めます。
- ⑥生活衛生営業施設等における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の流行状況をふまえ、引き続き生活衛生営業施設等に対し、必要な支援を実施します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標を達成し、副指標についても目標を概ね達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
HACCP* に沿った衛生 管理を適切に 運用している 施設の割合		100%	1.00	100%		100%
	—	100%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合					
3年度目標値 の考え方	食の安全・安心の確保を図るためには、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されている必要があることから、目標値を100%としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
食品表示を適切 に行っている食 品関連事業者の 割合		100%	1.00	100%		100%
	100%	100%				
特定家畜伝染病 発生防止率		100%	0.82	100%		100%
	81.9%	81.8%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	556	546	1,647		
概算人件費		1,312			
(配置人員)		(144人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止等のため監視指導を実施（監視指導件数 6,427 件）するとともに、食品中の残留農薬や微生物等についても検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、食品事業者に対して改善するよう指導しました（検査件数 631 件、不適合率 3.49%）。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施しました。引き続き、食品による危害発生のリスクの低減を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
- ②（一社）三重県食品衛生協会と連携し、食品事業者がHACCPに沿った衛生管理に対応できるよう説明会を開催し、相談に対応しました。引き続き、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理等に対応できるよう支援を行う必要があります。
- ③食の安全を確保し、消費者の求める食品の選択に資するため、食品表示法に基づく正しい表示が行われるよう普及啓発を行うとともに、食品事業者等に対して食品表示に関する監視指導を行いました（監視指導件数 668 件）。また、米穀の産地や品種の表示の適正性を確認するため、DNA検査などの科学的検査を実施しました。（米の産地・品種：各7検体、小麦の品種：1検体）引き続き、食品表示の適正化を図るため、監視指導および検査を実施する必要があります。
- ④県内全ての飲食店営業者と喫茶店営業者に対して、新型コロナウイルス感染防止対策に係る業種別ガイドラインやチェックリスト等を配布し、注意喚起を行いました。また、クラスターの発生など感染状況に合わせて、接待やカラオケを伴う飲食店に対して、さらなる注意喚起を行いました。引き続き、状況に応じて、感染症防止対策に取り組む飲食店営業者等を支援する必要があります。
- ⑤「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、有識者による食の安全・安心の確保に向けた施策に関する検討会議を開催するとともに、米穀取扱事業者に対する監視指導、食品事業者のコンプライアンス意識の向上に向けた研修会の開催等や県民の皆さんに対する食の安全・安心に関する正確でわかりやすい情報の提供に努めました。引き続き、食品事業者を対象にした研修会などを通じて関係法令等の遵守・徹底やコンプライアンス意識の向上を図るとともに、消費者が食の安全・安心に関する正しい知識を得て理解を深め、安全な食品を求めることができるよう積極的に情報提供する必要があります。
- ⑥安全・安心な農畜水産物の安定的な供給を図るため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等が適正に生産・販売及び使用されるよう監視・指導を行う必要があります。

⑦豚熱*や高病原性鳥インフルエンザ*など家畜伝染病発生時の迅速な初動対応に向け、関係職員を対象にした研修等を行い、防疫体制の強化を図りました。しかしながら、令和2年12月に伊賀市の養豚農場において県内2例目となる豚熱が発生したため、国、市、自衛隊、関係団体や民間事業者等の協力により、延べ10日間4,384人の体制で迅速かつ的確に防疫措置を完了し、感染拡大の防止に努めました。また、県内の養豚農場での豚熱発生や野生イノシシの豚熱感染拡大のほか、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生状況をふまえ、各農場における緊急消毒の実施、農場の防疫対策の強化など飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図るとともに、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布や捕獲の強化を進めました。引き続き、家畜伝染病の発生防止に向け、関係機関と連携し、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。

・平成30年6月に食品衛生法が改正され、全ての食品事業者が令和3年6月までにHACCPに沿った衛生管理を行うこととなりますが、令和2年度はその移行期間であることから、改正法の完全施行に先んじてHACCPに沿った衛生管理を導入している大規模な食品営業許可施設を中心に確認を行いました。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 次長 三木 恵弘 電話：059-224-2321】

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き食品による健康被害の防止のための監視指導を実施します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②令和3年6月に改正食品衛生法が完全施行され、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理等に対応する必要があることから、引き続き、（一社）三重県食品衛生協会と連携して、改正食品衛生法を周知するとともに、各施設におけるHACCPの運用状況を確認し、事業者自らが継続的に適切に運用できるよう助言、指導を行います。
- ③食の安全を確保し、消費者の求める食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き食品表示の適正化のための監視指導を実施します。
- ④三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、宿泊施設や弁当調製施設を対象とした監視指導や衛生講習会を実施し、事故の発生防止に努めます。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の流行状況をふまえ、引き続き、飲食店営業者等に対し、必要な支援を実施します。
- ⑥「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。また、食に対する県民の信頼確保を図るため、研修会の開催や関係法令等に関する情報の提供などを通じて、食品関連事業者に対するコンプライアンスの徹底を図るとともに、出前トークやWebの活用など多様な方法を活用して消費者等に対する正確でわかりやすい情報提供に努めます。
- ⑦安全・安心な農畜水産物が安定的に供給されるよう、「三重県農畜水産物安全確保監視指導計画」に基づき、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等生産資材の適正な生産・販売および使用が確保されるよう監視・指導を実施します。

○⑧豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生防止に向けて、畜産農家に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導します。また、万一の発生時に迅速な対応ができるよう防疫体制の強化に向けて、引き続き、関係機関などに対する防疫研修等を実施するとともに、精度の高い検査体制の整備に取り組みます。特に、豚熱対策については、県内での発生をふまえ、感染リスクの高い離乳豚舎における防疫対策を強化するため、野生小動物侵入防止対策の徹底や豚舎間で豚を移動させる際の運搬用具等の導入を促進するとともに、野生イノシシにおける豚熱感染拡大の防止を図るため、引き続き、経口ワクチンの散布や県内全域での捕獲強化に取り組みます。さらに、家畜伝染病に関する正しい知識の普及・啓発など風評被害対策に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標は目標を達成できなかったものの、主指標は目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
危険性の高い 感染症発生数 のうち集団発 生が抑止でき た割合		100%	1.00	100%		100%
	100%	100%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合					
3年度目標値 の考え方	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%とすることを目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症危機管理 に関する訓練実 施率		100%	0.00	100%		100%
	80.0%	0%				
定期接種におけ る麻しん、風し んワクチンの接 種率		100%	0.96	100%		100%
	95.0%	95.7%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	572	31,307	44,543		
概算人件費		556			
(配置人員)		(61人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症について、陽性者、接触者等に対する疫学調査・健康観察等に取り組むとともに、受診・相談センターにおいて、相談する医療機関に迷う場合を含めた県民からの相談に対応しています。また、PCR*検査機器の追加配備や行政検査協力医療機関の拡大などによって検査体制の拡充に取り組んでおり、さらに、診療・検査医療機関等に対して、感染防止対策のための設備整備や防護具等の支援を行っています。医療提供体制については、患者を受け入れる病床の確保に加え、宿泊療養施設を確保する仕組みを構築しており、さらに、陽性が判明後、入院・宿泊に至るまでの間、安心して自宅で待機できる体制の整備にも取り組んでいるところです。
新型コロナウイルス感染症の発生動向を注視し、1月以降に多く陽性が確認された在留外国人が迅速に診療・検査を受けられる体制の構築など、緊急度に応じて順次対策を講じていく必要があります。また、2月からは、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者向けの先行接種が始まり、地域の医師会等と連携し接種体制や専門的な相談体制を構築しました。4月以降に始まる高齢者を対象とした優先接種に向けて、流通調整等、市町や関係団体等を支援する必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症によるクラスター（感染者集団）発生時には、クラスター対策グループを派遣し感染拡大防止に取り組んでいます。また、国のクラスター班と連携するとともに、県内の医療機関の協力を得ながら、感染対策に対応できる医療従事者を派遣しています。感染症の発生を早期に探知し、感染拡大を防止するためには、施設や地域において感染症に対応することができる人材のほか、発生状況の分析ができる人材を育成する必要があります。
- ③感染症の予防や感染拡大防止については、その知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信が必要であることから、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組んでいくことが必要です。
- ④発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザ薬等の更新を行っています。感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した対応が重要となることから、連絡会議等を活用し、連携体制の充実を図る必要があります。
- ⑤エイズやウイルス性肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV検査（698件）や、保健所および委託医療機関における無料のB型・C型肝炎ウイルス検査（B型1,665件、C型1,666件）を実施するとともに、普及啓発を行いました。また、肝炎ウイルス検査陽性者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施しています。エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。

⑥結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS（直接服薬確認療法）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施し、感染拡大を防止しています。県内の結核新規登録患者数は横這いの状況であるものの、高齢者や外国人患者への対応の増加等が課題となるため、引き続き感染拡大防止対策を継続するとともに、高齢者や外国人患者への支援を充実する必要があります。また、治療が困難な多剤耐性結核菌による患者が確認されることがあり、耐性菌による感染拡大防止や耐性菌をつくらないような治療法の周知等が課題となっています。

⑦予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談に対応するとともに（予防接種センターでの接種人数 706 人、相談件数 372 件）、学校、幼稚園、保育所等関係者への研修や市町と連携して健康被害者の救済や接種率向上、接種間違いの防止等に取り組みました。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査に取り組むとともに、市町と連携し、風しんの追加的対策が円滑に進むよう取り組みました。風しんや輸入症例が増加している麻疹については、全国的にも感染リスクの高い集団を中心とした感染事例が確認されており、医療関係者が感染する事例も散見されています。両疾患ともワクチン接種により予防が可能であることから、医療機関等や感染リスクの高い集団に対し、予防接種の勧奨や啓発活動を行う必要があります。

令和3年2月の感染症法改正により「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられた新型コロナウイルスによるクラスター（感染者集団）の発生は確認されていますが、一、二、三類感染症については、集団発生を抑止することができます。コロナ禍において、手洗いやマスク着用等の基本的な感染防止対策が定着したことが、その他の感染症の予防にもつながっています。

令和3年度の取組方向

【医療保健部 副部長 井端 清二 電話：059-224-2321】

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、医療機関における入院受入病床や宿泊療養施設を確保するとともに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対応するために必要な防護具などの資機材について、緊急時に対応できるよう計画的な備蓄を進めます。また、新型コロナウイルスワクチンが円滑に接種できるよう、引き続き市町や関係団体と連携するとともに、副反応を疑う症状に専門的に対応する医療機関の確保に取り組めます。
- ②三重県にゆかりのある方を起用した啓発動画を作成し、新型コロナウイルス感染症の予防やまん延防止、患者や医療従事者等への差別の防止を図ります。（みんつく予算）
- ③医療機関や施設等における感染症のクラスター発生時に備え、医療機関等の従事者や保健所職員、検査機関の検査員等、感染拡大防止対策に対応できる人材を育成します。
- ④感染症の予防や感染拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組めます。
- ⑤発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等の更新を行います。また、感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携した対応が重要となることから、関係機関と協力し、県内の全保健所で訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。

- ⑥エイズやウイルス性肝炎の早期発見に向け、保健所が実施しているH I V検査や肝炎ウイルス検査の普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざします。また、正しい知識や検査の必要性を啓発することにより感染拡大防止を図るとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みます。加えて、肝炎ウイルス検査陽性者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、啓発を行うことで制度利用者の増加を図ります。
- ⑦結核については、早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、D O T S（直接服薬確認療法）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施します。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、施設の管理者や関係者を対象とした研修会等を開催するとともに、関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実に取り組みます。また、多剤耐性結核など耐性菌を原因とする疾患は、治療が長期化する恐れがあることから、抗菌薬の適正使用推進に取り組みます。
- ⑧三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者および渡航者等に対する予防接種を実施していきます。また、先天性風しん症候群の発生予防のため、引き続き、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査に取り組むとともに、市町と連携し、風しんの追加的対策が円滑に進むよう取り組みます。なお、風しんや輸入症例による患者が増加している麻疹については、医療機関等を対象に研修会の開催やワクチン接種などの予防対策の普及啓発に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体がそれぞれの役割分担のもと、獣害対策に取り組み、被害が減少することにより、人と獣との共生社会が実現し、県民の皆さんが安心して暮らし続けられる三重につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は達成しましたが、副指標の平均達成率が86%であることをふまえ、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産業被害金額		451 百万円 (元年度)	1.00	439 百万円 (2年度)		415 百万円以下 (4年度)
	463 百万円 (30年度)	437 百万円 (元年度)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等による農林水産業の被害金額					
3年度目標値の考え方	過去、最も被害の大きかった平成23年度の被害金額の半減をめざし、4年間で48百万円減少させることを目標に、毎年度12百万円減少させることとしました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合		33.0%	1.00	36.5%		43.5%
	37.1%	44.7%				
ニホンジカの推定生息頭数		38,500頭	0.79	35,500頭		32,500頭
	47,700頭	48,800頭				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
食肉処理施設 (みえジビエ* 登録施設)で解体 処理された野生 獣の頭数(ニ ホンジカ、イ ノシシ)		1,310頭	0.79	1,420頭		1,640頭
	1,200頭 (30年度)	1,037頭				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	284	369	437		
概算人件費		210			
(配置人員)		(23人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①集落ぐるみの獣害対策を進めるため、関係市町と連携しながら、獣害対策に取り組む集落等に対する技術等の支援や、地域の獣害対策を担う指導者を育成するための指導者育成講座を2回開催しました。また、獣害対策に取り組む集落の優れた活動の表彰を行うとともに、獣害対策技術や取組事例の紹介を行う獣害対策通信を発行しました。継続して獣害対策を行うため、引き続き集落ぐるみによる体制整備・強化に取り組む必要があります。
- ②被害防止の取組として、7市町に対して侵入防止柵の整備支援を、24市町に対して捕獲活動支援を行いました。被害防止の取組を進めるため、引き続き、これらの取組などの支援を行う必要があります。
- ③捕獲者を確保するため、狩猟免許試験を実施し、新たに延べ170名が免許を取得しました。また、捕獲力の向上を図るため、くくり罠の捕獲技術研修やICT捕獲檻を使用した捕獲技術研修、捕獲の効率化を図るICTを活用した捕獲システムの現地実証を行いました。捕獲強化を図るため、引き続き、捕獲者の確保、捕獲技術の向上・効率化を進める必要があります。
- ④豚熱*の感染拡大防止をふまえ、野生イノシシの捕獲強化を図るため、捕獲圧の低い春季に市町等に対して追加支援を行いました。また、捕獲が行き届いていない鳥獣保護区や市町有害捕獲の実施が少ない地域、さらには養豚農場周辺で、県主体の捕獲を実施しました。野生イノシシの生息数の減少に向け、引き続き捕獲強化を図る必要があります。
- ⑤第二種特定鳥獣管理計画*に基づきニホンジカを計画的に捕獲するため、三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し捕獲を行うとともに、生息状況の調査を実施しました。また、カワウについては、被害の防止・軽減を図るため、漁協等が行う防除・捕獲の取組に対して支援を行いました。被害軽減のため、引き続き、計画的な捕獲を実施する必要があります。

⑥一定の衛生管理や品質管理の知識等を有した人材を登録する「みえジビエフードシステム登録制度*」を運用し68名の方を登録しました。また、みえジビエフェア等において、みえジビエのPRや消費拡大に取り組みました。引き続きみえジビエの安定供給に向け、「NPO法人みえジビエ推進協議会」と連携するとともに、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努め、一層の消費拡大に取り組む必要があります。

・関係市町と連携した集落ぐるみの獣害対策の推進、また侵入防止柵の整備や捕獲の強化支援などにより、「主指標」については目標を達成できました。今後も被害金額の減少に向け総合的な獣害対策を実施します。

令和3年度の取組方向

【農林水産部 次長 藤本 隆治 電話：059-224-2501】

- ①集落ぐるみで獣害対策を進める集落を拡大するため、引き続き、指導者育成講座を実施するとともに、集落内でのリーダーを育成するための講座を実施します。また、獣害対策に取り組む集落の優れた活動の表彰や、「獣害につよい三重づくりフォーラム」の開催により、機運の醸成を図ります。
- ②市町が策定した被害防止計画の達成に向け、引き続き、侵入防止柵の整備や既存柵の補強・補修、捕獲活動を支援します。さらに、生活被害対策として、関係機関による被害情報連絡会議や鉄道沿線での捕獲を実施し、安全・安心の確保を図ります。
- ③捕獲力を強化するため、狩猟免許試験や狩猟免許更新講習会を行うとともに、狩猟免許取得に向けた研修会や狩猟免許取得者をフォローアップするための研修会を実施します。また、捕獲の効率化を図るためにICTを活用した捕獲システムの推進を図ります。
- ④豚熱の感染拡大防止をふまえた野生イノシシ対策として、捕獲の行き届かない地域に対し県主体の捕獲を行い、捕獲力強化を図ります。
- ⑤野生鳥獣の生息管理を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実にを行い、ニホンジカの個体数調整により被害の減少に取り組めます。カワウについては、近隣県と連携して駆除対策などに取り組めます。
- ⑥「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル*」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、安全・安心なみえジビエの安定供給に取り組むとともに、さらなるブランド化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んでいるみえジビエの消費回復に向け、「みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大に取り組めます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs*（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度*	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標を達成し、副指標の目標もおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量		1,045 千t-CO ₂	1.00	1,027 千t-CO ₂		991 千t-CO ₂
	1,024 千t-CO ₂	985 千t-CO ₂ (速報値)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値					
3年度目標値の考え方	国では、令和12年度に平成25年度比で家庭部門の温室効果ガス排出量を約4割削減することを目標としています。国の目標と整合するよう、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合		100%	0.98	100%		100%
	93.4%	97.8%				
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率		80.0%	0.90	80.0%		80.0%
	81.8%	71.9%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	599	632	542		
概算人件費		128			
(配置人員)		(14人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が協創して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境学習・環境教育の充実が求められています。
- ②大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- ③県では、令和元年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。令和2年10月には、国も脱炭素社会の実現をめざすことを表明し、国内外で脱炭素の流れが加速しています。こうした中、脱炭素社会の実現に向け、オール三重で取り組むため、産官学等多様な主体からなる「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げました。今後は、推進チームの活動を原動力とし、脱炭素の取組を県全体に広げていく必要があります。
- ④令和3年3月に、2030年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しました。また、県庁内において脱炭素社会の実現をめざす取組を推進するため、「三重県脱炭素社会推進本部」を設置しました。今後は、計画を着実に推進し、実効あるものとしていく必要があります。
- ⑤温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

・主指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、目標を達成することができました。この要因としては、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛の影響や冬の前半の気温低下等の影響によると考えられる電力使用量の増加があったものの、再生可能エネルギーの導入拡大などの結果、発電に係るCO₂排出量が減少したことによります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話:059-224-2620】

- ①ESD*（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースに、県環境学習情報センター等において、環境学習・環境教育を推進し、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- ②環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が、環境の保全に十分に配慮して行われるように環境影響評価等の取組を進めます。
- ③「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、県民の皆さんに広く脱炭素社会実現の重要性を知っていただくためのセミナー開催のほか、低炭素なライフスタイルへの転換など「クールチョイスの推進」に加え、再生可能エネルギーの利用を促進する取組を進めていきます。また、脱炭素経営に取り組もうとする事業者に対して、温室効果ガス排出の目標設定や認定の取得のほか、エネルギー利用の効率化や製造プロセスの見直しなど具体的なアドバイスができる専門家を派遣し支援を行います。

- ④県民の皆さん、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を設置し、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的な改善を図ります。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内の組織間で幅広く情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで、全庁的に計画を推進します。
- ⑤「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携し、家庭における省エネの取組、電気自動車等や省エネ住宅の普及、エコ通勤等、低炭素なライフスタイルへの転換を促進します。また、「三重県気候変動適応センター」と連携し、地球温暖化による本県の気候変動やその影響について情報収集および分析を行うとともに、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるため、情報提供等を行います。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標値を達成する見込みであり、副指標の目標値もおおむね達成できる見込みであることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量	/	323 千 t	1.00	321 千 t	/	318 千 t
	339 千 t	294 千 t (速報値)		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
3年度目標値 の考え方	令和5年度目標達成に向け、段階的に削減していくこととし、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
1人1日あたり のごみ排出量(一 般廃棄物の排出 量)	/	938g/人日	1.00	932g/人日	/	918g/人日
	947g/人日	937g/人日 (速報値)		/	/	
建設系廃棄物の 不法投棄件数	/	10 件以下	1.00	10 件以下	/	10 件以下
	13 件	8 件		/	/	

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率		70.0%	1.00	80.0%		100%
	65.0%	70.0%				
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計)		250件	0.84	500件		1,000件
	—	209件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	1,160	1,387	4,891		
概算人件費		710			
(配置人員)		(78人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGs*とSociety 5.0*の考え方を取り入れ、多様な主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R(発生抑制、再使用、再生利用)の取組により一定削減が進んできているものの、近年は横ばい傾向にあります。
- ③産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物に係る不適正処理の割合が高い状況にあります。令和2年10月に施行した改正三重県産業廃棄物条例の規定を的確に運用するとともに、引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組の推進が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- ④過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、着実に環境修復を行い、安全・安心を確保する必要があります。
- ⑤社会的課題となっているプラスチックごみ対策や食品ロス削減については、さまざまな主体と連携し、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用等に重点的に取り組む必要があります。

・主指標「廃棄物の最終処分量」については、目標値を達成することができました。前年度に比べ、約10%減少しており、その主な要因としては、廃棄物の発生抑制や循環利用等の促進に向けた取組を進めたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業活動の変化等が考えられます。

- ①「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、これまでの3RにRenewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。その中で新たに循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に取り組みます。
- ②県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町等と連携し、ICTを活用することにより、ごみの分別方法や減量化・リサイクルに役立つ情報を提供・発信できるアプリ等のプラットフォームを構築するとともに、産業廃棄物については、産業廃棄物税を活用し循環関連産業の振興に向けた支援の拡充や保健環境研究所等と連携したりサイクル材の利用促進に向けた調査・研究を進めます。また、ポストRDF*に向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ③電子マニフェスト*の普及促進等により排出事業者責任の徹底を図るとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、必要に応じ改善命令を行うなど、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。さらに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き人材育成や関係機関との連携強化に取り組みます。また、産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等の資機材を充実させ、スマートフォンによる不法投棄通報システムといったICTの活用や関係機関との連携等により早期発見・早期是正を図るとともに、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物について、排出事業者等の意識向上に資する取組や適切な監視指導を進めます。
- ④行政代執行を継続している3事案については、令和4年度末までの対策完了に向け、着実に工事等を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。
- ⑤プラスチックごみ対策については、事業者や市町等と連携し、使用済ペットボトルを回収しペットボトル原料とする水平リサイクル（ボトル to ボトル）のモデル事業を実施するなどの取組を進めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、不法投棄防止策を進めつつ、環境負荷の低い素材への転換に向けた調査研究等を行います。食品ロスの削減対策については、発生抑制に係る啓発のほか、令和2年度に整備したICTを活用したマッチングシステムにより未利用食品の有効活用を進めます。（みんつく予算）（一部）

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標、副指標ともに目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然環境の保全活動団体数		88 団体	1.00	90 団体		94 団体
	84 団体	88 団体				
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続している実施団体数の合計					
3年度目標値の考え方	令和5年度に活動団体を現状値から10団体増やすことを目標としており、豊かな自然環境の保全と活用をより円滑に進めるため、令和3年度までに目標の6割に当たる6団体を増加させることを目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率		73.0%	1.00	83.0%		100%
	67.0%	73.0%				
自然体験施設等の利用者数		1,494 千人 (元年度)	1.00	1,507 千人 (2年度)		1,533 千人 (4年度)
	1,481 千人 (30年度)	1,533 千人 (元年度)				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	127	208	199		
概算人件費		137			
(配置人員)		(15人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①生物多様性の保全を推進するため、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、県民の皆さんの参画のもと、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や保全活動を延べ29回実施しました。また、自然環境保全活動団体に対して事業者等がサポートする「みえ生物多様性パートナーシップ協定*」について、希少鳥類の保護等、新たに2件の協定を締結するなど、さまざまな主体による自主的な保全活動を促進しました。引き続き「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の取組を進めるとともに、「第3期みえ生物多様性推進プラン」に基づいた、希少野生動植物種の生息・生育状況調査など、持続可能な生物多様性の保全活動をこれまで以上に促進する必要があります。
- ②近年、太陽光発電や風力発電などの発電施設の設置に伴う大規模な開発等による生物多様性の損失が懸念されているため、希少野生動植物種が多く認められる地域を「保全が必要なエリア」として明確化（ゾーニング）する取組を進め、令和2年度には、自然環境保全上重要な環境である湿地について、水生昆虫の生息状況を指標としてゾーニングマップを作成しました。自然環境に影響を及ぼす開発等については、引き続き、三重県自然環境保全条例等の関係法令に基づいた、事業者等への適切な指導、助言に努めるとともに、ゾーニングマップを県ホームページで公表するなど、事業者等へ周知することにより、開発行為計画段階での生態系への自主的配慮を促すなど、さらに自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- ③県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、東海自然歩道や三重県民の森などの適正な維持管理を行うとともに、鶺鴒園地のトイレなど13箇所(市補助含む)の自然公園施設の整備を行いました。国立・国定公園内の優れた自然環境に注目が集まる中、県民の皆さんをはじめとして、多くの方が自然公園を安全で快適に活用できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大等による社会変容をふまえた環境の整備が必要です。また、ワーケーション*への対応等を進め、国立・国定公園への新たな需要を呼び込んでいくことが必要です。
- ④国立・国定公園への国内誘客を促進するため、伊勢志摩国立公園地域においては、伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会と連携して観光ニューノーマル対応セミナーを開催したほか、SDGs*研修会を開催するなど、エコツーリズムの推進に取り組んだほか、吉野熊野国立公園では、自然観察ツアーの開催や、ボランティアによる大杉谷登山歩道等の施設整備などを行いました。さらに、環境省と連携した旅行博でのオンライン商談や、ファミトリップで県内の2つの国立公園等の魅力をPRしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、国立・国定公園の国内外からの利用者の大幅な減少が見込まれる中、引き続き国内誘客を強化するため、エコツーリズムの推進などに取り組むとともに、地域が誇る自然や景観を保全し、その魅力を発信していくことが必要です。また、ニーズにあった公園管理やイベントの実施、自然体験プログラムの充実等に取り組み、自然とのふれあいの場を提供していくことが必要です。

- ・環境保全の重要性や生物多様性への理解を高めるための普及啓発等に加え、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の取組など、さまざまな主体による自主的な保全活動の促進に取り組んだ結果、「主指標」の「絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続している実施団体数の合計」について、令和2年度の目標を達成することができました。

令和3年度の取組方向

【農林水産部 次長 村上 浩三 電話：059-224-2501】

- ①生物多様性の保全を推進するため、「第3期生物多様性推進プラン」に基づき、猛禽類の繁殖地を指標とした自然環境保全上重要な地域の明確化（ゾーニング）を図るとともに、希少野生動植物の保全活動等を行う人材の育成に取り組めます。また、身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するほか、さまざまな主体による自主的な保全活動が継続できるよう、専門的な知識や必要な情報等の提供を行います。さらに、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の新たな締結に向けた取組を進めるほか、学校への出前授業や各種イベントを通じて生物多様性の重要性に対する理解促進を図ります。
- ②優れた自然環境を将来にわたって保全するため、生態系の回復が必要な地域等について、県民の皆さんとともに、調査や維持回復活動を実施します。また、太陽光発電施設や風力発電施設の設置など、自然環境に影響を及ぼす大規模な開発等については、引き続き、自然環境保全上重要な箇所等を明確化したゾーニングマップを事業者等へ周知することにより、開発行為計画段階での生態系への自主的配慮を促すとともに、三重県自然環境保全条例等の関係法令に基づき、事業者等への適切な指導、助言に努めます。
- ③県民の皆さんをはじめとして、多くの方に国立・国定公園の安全で快適な利用環境を提供するとともに、優れた自然環境を生かしたワーケーション等を推進するため、国立・国定公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道等の自然公園施設の適切な維持管理や施設整備を進めます。
- ④国立・国定公園への国内誘客を強化するため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、引き続き農林漁業者や観光事業者等と連携したエコツアーのブラッシュアップなどに取り組むとともに、住民が地域の自然や景観などに誇りを持っていただけるよう意識の醸成に取り組めます。また、生態系の保全と持続可能な活用をめざすユネスコエコパーク*においては、大杉谷の森林鉄道遺産など、知られざる新たな観光資源の調査・検討を進めるとともに、国立・国定公園の園地や自然歩道、三重県民の森や三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、市町や活動団体等と連携し、魅力ある自然体験プログラム等を実施します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標「海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が実施されず、目標を達成することができなかったものの、主指標や他の副指標は達成できる見込みであるため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	98.1%	94.0%	1.00	95.0%		97.0%
		98.1% (速報値)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*					
3年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、令和5年度の目標達成に向けて段階的に水質改善を図ることとして目標値を設定しました。					

副指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気・水質の排出基準適合率	100%	100%	1.00	100%		100%
		100%				
生活排水処理施設の整備率	86.0%	87.4%	1.00	88.4%		90.3%
		87.6% (速報値)				

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数		36,500人	0.64	38,000人		41,000人
	30,105人	23,699人				
無許可による土砂等の搬入件数		0件	1.00	0件		0件
	—	0件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	11,764	23,851	27,920		
概算人件費		1,102			
(配置人員)		(121人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態を維持しています。健康に影響を与える光化学スモッグ*については、雨や日照不足から、予報の発令は1度だけでしたが、春から秋にかけて高濃度となる日が多く発生すると考えられることから、予報等の発令による注意喚起が必要です。
- ②河川における環境基準達成率(BOD*)は、近年90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率(COD*)は、87.5%(速報値)と近年は横ばい傾向にありますが、天候の影響等による変動も大きく注視が必要です。特に、閉鎖性海域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。そのため、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場の再生などによる生物生息環境改善も含めた総合的な水環境改善に取り組んでいく必要があります。
- ③生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低い状況にあり、引き続き未整備人口の解消が必要です。また、令和元年度に改正された「浄化槽法」および「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、浄化槽管理士の技術、知識力の向上を図るための研修体制を整備しました。なお、認定研修機関による研修については、令和3年3月から開始しています。
- ④伊勢湾等の海岸域では、河川を經由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策とあわせて、さまざまな主体が連携した環境保全活動の拡大と活性化が重要です。伊勢湾流域圏の取組である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア団体等が清掃活動の中止や規模を縮小したことから目標を達成することはできませんでした。
- ⑤土砂等の埋立地を把握し無秩序な埋立て等を抑止するため、令和2年4月1日に施行した「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、厳正な審査業務とあわせて土砂等の埋立て等を行う者に対する立入検査や指導等が必要です。

- ・主指標「大気環境および水環境に係る環境基準の達成率」については、近年、環境基準を達成していなかった河川や海域の水質改善が図られ、目標値を達成できる見込み（速報値）です。達成率については、降雨等の気象の影響により、大きく変動することもあります。引き続き、水質の常時監視を実施し、汚濁負荷の削減に向けて取り組んでいく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話:059-224-2620】

- ①工場・事業場からの大気環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき大気の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。光化学スモッグやPM_{2.5}*の濃度が上昇した際は予報等を発令し、県民の皆さんに情報提供を行います。自動車環境対策では、NO_x・PM法*対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、三重県総量削減計画の進行管理と地域全体での環境基準の達成状況を把握します。
- ②工場・事業場からの水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき公用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。伊勢湾の再生のため、関係部局と連携し、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた第9次伊勢湾総量削減計画の検討を進めます。生物生産性・生物多様性をふまえた栄養塩管理や貧酸素水塊発生メカニズムの解明など、伊勢湾再生に関する研究事業を行います。
- ③生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的で効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、浄化槽の維持管理体制の向上のため、希望する市町に対しては浄化槽法の事務を権限移譲するための協議を進めるとともに、令和2年度から開始した浄化槽管理士に対する研修の実施について認定研修機関を指導監督していきます。
- ④伊勢湾から熊野灘にかけての美しい海岸を守っていくため、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、県民の皆さん、民間団体、企業、海岸管理者等による協力体制をさらに拡充していきます。引き続き「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図ります。また、海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策事業を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めます。
- ⑤土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の的確な運用による許可審査を行うとともに、関係機関と連携し土砂等の埋立て等を行う者等への監視・指導活動を実施します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標の目標値をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	/	40.8%	0.97	41.8%	/	43.8%
	38.6%	39.7%		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
3年度目標値の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績や国の調査等をふまえて目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	/	100%	0.99	100%	/	100%
	96.5%	98.6%		/	/	
人権学習によって人権を守るための行動をしたと感じるようになった子どもたちの割合	/	91.0%	0.97	93.5%	/	98.5%
	88.5%	88.3%		/	/	

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合		100%	0.94	100%		100%
	96.8%	93.6%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	554	540	645		
概算人件費		701			
(配置人員)		(77人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。特に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、誹謗中傷、誤った情報の拡散などの人権侵害が多く発生し課題となっています。
- ②人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報発信するとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣による支援に取り組みましたが、人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付き、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い偏見や差別、誹謗中傷等が行われないう、テレビ、ラジオ、ショッピングセンターでの店内放送等で知事メッセージを放送し、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけました。引き続き、県民の皆さんにあらゆる人権課題に関する知識や情報を提供し、自分自身の問題としてとらえられることができるよう理解の促進を図る必要があります。また、啓発イベント等により多くの県民の皆さんに参加していただけるよう、関心が高い内容や開催方法、媒体手段の工夫等を行うことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ④それぞれの学校において、人権教育カリキュラムに基づき、子どもたちが自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるためのさまざまな教育活動が行われました。引き続き、実践を通してカリキュラムの見直しや教育内容の改善を行うとともに、3月に発行した「人権教育サポートガイドブックⅡ」等の指導資料を参考に、家庭や地域と連携し、組織的に人権教育を推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別をなくす取組を推進するため、5月と9月に人権学習指導資料を作成し、学校に配付しました。引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別をなくすための取組を進める必要があります。

- ⑤新型コロナウイルス感染症に係る人権相談に対応するために、県人権センターの相談窓口を土日祝日まで拡大し対応しました。なお、人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る重大な人権侵害に対して迅速に対応するために立ち上げた「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」と各相談窓口との連携を図っていく必要があります。
- ⑥インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性があることから、早期対応とともに発生防止のための取組が重要です。

・主指標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」（みえ県民意識調査）については、目標値を達成できなかったものの、前年度より1.1ポイント増加しました。また、調査において、「わからない」との回答が減少していることから、人権に対する県民の皆さんの意識が高まっていると考えられます。こうした中で、新型コロナウイルス感染症をはじめとする県民の皆さんの関心が高い人権課題に的確に対応し、その取組を広く発信するなど、人権が尊重されている社会になっていると実感してもらえよう取組を推進する必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 次長 瀧口 嘉之 電話:059-224-2468】

- ①差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、令和2年3月に策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携・協働して、人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を総合的に推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、地域で開催される研修会等への講師派遣の支援を行うとともに、優れた取組事例を積極的に周知することにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体の拡大をめざします。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、正しい知識の普及啓発を通じて、情報リテラシーの向上に向けた取組を進めます。あわせて、差別、誹謗中傷等に苦しむ患者や医療従事者等への応援メッセージを広く県民の皆さんから募集・公開することをとおして、被害者等に寄り添った支援につなげます。（みんつく予算）（一部）
- ④多様化する人権相談に的確に対応することができるよう、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、情報共有の場づくりなどとおして、県の関係機関をはじめ国や市町等相互の連携強化に取り組めます。また、「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」による支援体制について各相談窓口に周知するとともに、会議の運営を行う中で相談体制を充実させ、相談者に寄り添った支援となるよう取組をさらに進めます。
- ⑤インターネット上での人権侵害の発生を防止するため、ネットモニタリングによる対策を引き続き行うとともに、インターネット利用者に対して直接働きかけるネット広告を活用した啓発等の取組を進めます。

⑥子どもたちが自尊感情や人権意識を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、指導資料等を活用し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるとともに、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。また、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組をさらに活性化するなど、学校・家庭・地域の連携を深めていきます。新型コロナウイルス感染症に関しては、引き続き、感染状況を注視し、子どもたちの心のケアや人権侵害を防ぐための学習を進める取組を行います。教職員の人権問題や人権教育に関する意識調査を実施し、ニーズに応じた研修や資料の提供等、教職員の資質や指導力の向上につなげます。さらに、令和3年3月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が制定されたこともふまえ、学校において性の多様性に関する学習や相談への対応が適切に行われるよう、研修や助言を行います。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標および副指標の目標値を全て達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	23.3%	22.5% 22.1%	1.00	21.7%		20.1%
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した県民の割合					
3年度目標値の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を減少させていくこととし、これまでの実績等をふまえて目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	327 団体	345 団体 366 団体	1.00	377 団体		397 団体

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合		92.8%	1.00	96.4%		100%
	89.0%	97.8%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	156	168	195		
概算人件費		182			
(配置人員)		(20人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画を策定しました。今後は、これらの計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。
- ②男女共同参画社会への理解が広がるよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」による男女共同参画に関する講演会や各種講座、出前トークを実施しました。政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況であり、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、一層の普及・啓発が必要です。
- ③性犯罪・性暴力の被害者を適切な支援につなげられるよう「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上に努めるとともに、令和2年6月からSNS相談窓口を開設し、被害者に寄り添った支援を行いました。コロナ禍の中で相談件数は大きく増加しており、引き続き、一層の普及啓発や相談支援体制の強化が求められるとともに、国が策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」もふまえ、性被害の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。
- ④職業生活における女性の活躍に向け、県内企業・団体に構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組として、一般事業主行動計画の策定支援や、企業の女性活躍の取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」による優良事例の周知を行いました。女性活躍の気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。引き続き、働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、職場の環境整備に取り組んでいく必要があります。
- ⑤多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につなげていくため、高等教育機関と連携した講座やワークショップを開催しました。引き続き、ダイバーシティの考え方の浸透を図り、主体的な行動の促進を図る必要があります。また、多様な性的指向や性自認について、県民の皆さんの理解が広がり、LGBT*等の当事者が安心して暮らせるよう、令和3年3月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定しました。今後は条例に基づき、県全体での取組を推進していく必要があります。

⑥DV被害者支援については、新型コロナウイルス感染症の影響で被害の顕在化や深刻化が懸念され、相談件数も増加傾向にあることから、令和2年6月からSNS相談を開始しました。今後、DV防止のためのさらなる啓発や、多様化、複雑化する相談に対する適切な情報提供や相談しやすい環境整備など、被害者支援の一層の推進が求められています。また、DVと児童虐待は密接に関連するため、関係機関の連携が必要です。

- ・主指標「性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合」（みえ県民意識調査）については、目標を達成することができました。引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、企業等を対象とした講演会の開催等により、啓発を行っていく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 次長 瀧口 嘉之 電話:059-224-2468】

- ①県内における男女共同参画施策の一層の推進をめざし、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に掲げる取組を各部局と着実に進めるとともに、市町に働きかけ、連携し取り組みます。
- ②政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別による固定的な役割分担意識にとられない多様な生き方が浸透するよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムやセミナー等を開催するなど、一層の普及啓発を図ります。
- ③性犯罪・性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の幅広い層に向けた広報啓発を進めるほか、SNS相談窓口の本格運用や連携協力病院の拡充など相談支援体制の強化に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症に起因した性犯罪・性暴力の増加に対応するため相談員を1名増員するほか、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、養護教諭や児童、保護者等を対象とした出前講座を行うとともに、意識啓発に取り組みます。（みんつく予算）（一部）
- ④県内企業・団体において女性の活躍が一層進むよう、「女性の活躍推進三重県会議」による企業等の女性活躍に向けた取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」の実施や、一般事業主行動計画の策定支援など、女性が活躍できる環境整備や男性の意識改革に取り組みます。
- ⑤誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につなげられるようダイバーシティに関する講座等を開催します。また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、LGBTをはじめ多様な性的指向や性自認について、社会全体の理解促進の強化や相談体制の充実に向けた取組を推進するとともに、9月に運用を開始する「三重県パートナーシップ宣誓制度」が、利用しやすいものとなるよう、関係機関との調整や、制度の周知などに取り組みます。
- ⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとられない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、SNSをはじめとした相談しやすい環境の整備を行います。また、引き続き、DVを許さない社会意識の醸成に向けての啓発や、要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を市町に働きかけるなど、DV対応と児童虐待対応とのより一層の連携強化を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標の目標値をおおむね達成できる見込みであることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生の 社会になって いると感じる 県民の割合		31.3%	1.00	33.3%		37.3%
	30.3%	32.1%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
3年度目標値 の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績や国の調査等をふまえて目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
医療通訳者の配 置や電話通訳の 活用により多言 語対応が可能な 医療機関数		17 機関	1.00	20 機関		26 機関
	15 機関	23 機関				
日本語指導が必 要な外国人児童 生徒に対して、 日本語指導が行 われている学校 の割合		93.4%	0.99	100%		100%
	86.8%	92.9%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	89	119	159		
概算人件費		118			
(配置人員)		(13人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対応するため、相談員の増員や相談日の拡充など、「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」の相談体制を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供するとともに、通訳者を保健所に派遣し、聞き取り調査等の業務が円滑に進められるよう支援しました。今後は、外国人住民の不安軽減や課題解決につなげるため、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じて多様な主体とのネットワーク体制を強化するとともに、引き続き、相談体制の充実や適切な情報提供に努める必要があります。
- ②市町や関係機関、関係団体等と連携して、医療通訳の普及促進や人材育成、災害時の外国人住民への支援体制の整備、消費者被害防止に取り組みました。外国人住民が地域社会の一員として、安全で安心して生活できる環境の整備が必要です。
- ③地域における日本語教育の体制づくりを推進するため、日本語教育の実態や外国人住民のニーズを調査するとともに、令和3年3月に「三重県日本語教育推進計画」を策定しました。調査によって明らかになった課題をふまえ、各主体と連携を図りながら、生活者としての外国人の日本語習得を支援する必要があります。
- ④外国人児童生徒巡回相談員を各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行うとともに、令和2年度から新たに翻訳等を担う外国人児童生徒巡回支援員の配置や、児童生徒がオンラインで日本語教育の授業を受けられるよう取組を進めました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、学習支援に取り組む市町への財政的支援や翻訳業務の支援を強化しました。高校においては、外国人生徒支援専門員を新型コロナウイルス感染症対策として2名増員のうえ拠点校に配置し、外国人生徒や保護者へ学習支援や進路相談などの支援を行いました。また、外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施するとともに、就職アドバイザーが求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。
- ⑤外国人児童生徒の就学を促進するため、就学状況を把握するとともに、ポルトガル語、スペイン語など7カ国語に対応した就学パンフレットの作成・配付を行いました。夜間中学等の就学機会確保のあり方を検討する委員会を設置のうえ、学びの場に関するニーズ調査を実施し、今後の方向性をとりまとめました。

・主指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」（みえ県民意識調査）については、市町や関係機関等さまざまな主体と連携し、相談体制の充実や災害時の支援体制の整備等、外国人住民の安全で安心な生活支援に取り組んだことにより、目標値を達成することができました。前年度と比較し、「どちらかといえば感じる」と回答した割合が2ポイント弱増加している一方で、「わからない」との回答も増加していることから、日本語教育の推進などを通じて、外国人住民の地域社会への参画につなげていく必要があります。

- ①「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、不安を感じている外国人住民に対し、きめ細かに相談に応じるとともに、県多言語ホームページ（MieInfo）の情報内容の充実を図ります。また、多文化共生に関わる市民団体と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた啓発に取り組むとともに、課題を共有し、解決に向けた対策を協議します。
- ②外国人住民が地域で安心して生活することができるよう、医療通訳の普及啓発や災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害の防止のための啓発などに、市町、関係団体等さまざまな主体と連携して取り組みます。
- ③「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターの指揮のもと、市町や国際交流協会、大学、企業、外国人住民等の代表者で構成する総合調整会議を立ち上げ、日本語教育推進施策を協議するとともに、地域の個別課題に対応する「地域日本語教育コーディネーター」の育成に取り組みます。また、県内で活躍する外国人住民を紹介する映画制作をはじめ、各種啓発活動や国際交流の機会等を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。（みんつく予算）（一部）
- ④市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等の取組を支援します。外国人児童生徒巡回相談員を新たに1名増員し、15名を計画的に学校へ派遣することにより、外国人児童生徒への日本語指導・適応指導や保護者への支援の充実を図るとともに、翻訳や通訳を行う外国人児童生徒巡回支援員を3名配置します。また、県内全域で日本語指導が受けられるようオンライン日本語教育の取組を進めます。さらに、市町や学校において、通訳や翻訳ができる人材等を円滑に見つけられるよう、外国人児童生徒の母語に対応する団体や個人に係る情報提供を行います。高校においては、外国人生徒支援専門員および日本語指導アドバイザーによる学習支援を行うとともに、入学の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得や、日本の社会制度・文化について学ぶ「日本語学習クラブ」を拠点校に開設し、他校からでもオンラインで参加し学ぶことができる環境を整備します。
- ⑤外国人児童生徒の就学促進のため、児童生徒や保護者等に対して、日本での学校生活や進学に関する情報提供を行います。また、外国人住民等を含め、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方に対し、義務教育を受ける機会を保障する夜間中学等の学び直しの機会の確保について、令和2年度におけるニーズ調査結果や検討委員会の議論をふまえ、県民のニーズに合った方策に係る実証研究を進めるため、県内複数箇所で義務教育段階の学び直しの教室を実施します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標をほぼ達成しており、副指標においては実績値を把握できない指標があるものの、他の指標は達成もしくはほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合		小学生 81.6% 中学生 76.3%	小学生 0.97 中学生 1.00	小学生 83.1% 中学生 77.7%		小学生 86.1% 中学生 80.5%
	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 79.1% 中学生 79.1% (参考値)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）					
3年度目標値の考え方	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、令和5年度に現状値からおおむね5ポイント高めることを目標として、段階的に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び		小学生 101 中学生 99	—	小学生 102 中学生 100		小学生 104 中学生 102
	小学生 100.2 中学生 98.3	—				

副指標	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
	道徳科の授業で 家庭や地域と連 携した取組を行 っている小中学 校の割合		小学校 100% 中学校 100%	小学校 1.00 中学校 1.00	小学校 100% 中学校 100%	
小学校 96.6% 中学校 94.0%		小学校 100% 中学校 100%				
体力テストの総 合評価が「A」・ 「B」・「C」の 子どもたちの割 合		76.3%	—	77.5%		80.0%
	75.1%	—				
授業時間以外に 読書をする子ど もたちの割合		小学生 64.3% 中学生 46.7%	小学生 0.97 中学生 0.99	小学生 64.7% 中学生 47.9%		小学生 65.7% 中学生 50.4%
	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 62.1% 中学生 46.3% (参考値)				

注) 主指標「自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合」及び副指標「授業時間以外に読書をする子どもたちの割合」は、「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響等を考慮し中止されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から実績値を把握しています。

注) 副指標「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸びについて、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が実施されなかったことから、「—」としています。

注) 副指標「体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が中止されたことから「—」としています。市町によっては独自の取組として同内容の調査を行っている学校もあり、小学校5年生・中学校2年生において体力テスト全8種目を実施した学校は、小学校で23校/348校、603人/15,518人、中学校で45校/151校、4,495人/15,204人で、この結果から算出した中学生の実績値(参考値)は77.5%となっています。

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,671	3,002	3,362		
概算人件費		62,504			
(配置人員)		(6,862人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により「令和2年度全国学力・学習状況調査」が中止になる中、「みえスタディ・チェック」を活用して、児童生徒の学習内容の定着状況を把握しました。課題の改善に向け、各単元の基本的な学習内容で問題を構成した「たしかめプリント」を小中学校に提供するとともに、特に、つまずきが見られる基本問題で構成したワークシート集を提供しました。また、長期にわたる小中学校の臨時休業によって、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように、補充的な学習支援や教員の補助を行う学習指導員を配置しました。今後も、子ども一人ひとりの理解・定着状況に応じて、繰り返し学んだり、学年を遡って学んだりする取組をとおして、学習内容の定着を確実に図る必要があります。
- ②小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、小学校 87.0%、中学校 91.0%で習熟度別指導を実施しました。習熟の違いに応じた課題設定や授業展開、教材等の工夫に係る研究に取り組んだ学校の実践をガイドブックとしてまとめ、県内の小中学校に共有しました。今後、学習指導要領のもと、一人一台学習端末を活用する中で、一人ひとりの理解が深まるよう、指導方法を工夫していく必要があります。
- ③学習習慣や読書習慣の状況を把握するため、県独自で小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象とした質問紙調査を実施しました。「家で、自分で計画を立てて勉強している」と肯定的に回答した割合は、中学生は昨年度より4.5ポイント増加しましたが、小学生は8.7ポイント下降しました。また、「授業時間以外の平日の読書時間」を10分以上と回答した割合は、中学生は0.8ポイント増加しましたが、小学生は1.8ポイント下降しました。今後、学習習慣や読書習慣の改善に向け、学校と家庭・地域が一層、連携する必要があります。
- ④小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、小学校2年生の36人以上学級の解消、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、令和2年5月1日現在、小学校1年生では89.4%、2年生では88.9%の学級が30人以下となり、中学校1年生では88.2%の学級が35人以下となりました。引き続き、少人数学級を実施し、基本的な生活習慣の定着と学力の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、安全で安心して学べる環境を確保することが必要です。
- ⑤市町の指導主事や教員を対象として道徳教育推進会議をオンラインで実施し、道徳科の指導方法や評価に係る日頃の実践について交流しました。道徳教育アドバイザー（2名）を学校へ派遣し、指導方法等に係る指導助言を行うとともに、それらをもとに作成された指導案をホームページに掲載しました。今後は、アドバイザーによる指導助言や道徳教育の取組事例等を広域的に発信し、市町や学校の状況に応じて支援する必要があります。
- ⑥「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の中止を受けて、県独自に50m走を中心とした体力調査を行い、前年度の調査結果と比較したところ、多くの学年で記録の低下が見られましたが、令和元年度の全国調査の結果において、ICT機器を授業で活用した児童生徒の総合評価は、活用していない児童生徒を上回ったことから、ICTの効果的な活用方法について検証を行う必要があります。また、オリンピック・パラリンピックに向けて、子どもたちのスポーツや大会への興味・関心を高めるため、県内5校でオリンピック・パラリンピアンによる講演および競技体験会を行いました。今後も子どもたちの体力向上が図られるよう体育・保健体育の授業改善を行い、適切な指導計画のもとで体力向上に取り組むとともに、運動やスポーツと関わる機会を確保する必要があります。

- ⑦部活動については、専門的な技術指導を求める生徒のニーズに応えるとともに、教員の負担軽減のため、県立高校6校の6部活動、8市町の公立中学校21校の26部活動に運動部活動指導員を配置しました。また、運動部活動サポーターを県立高校38校の45部活動、公立中学校5校の5部活動に派遣しました。新型コロナウイルス感染症の影響により三重県高等学校総合体育大会や全国高等学校野球選手権三重県大会は中止となりましたが、競技ごとの感染症対策ガイドラインを作成のうえ、代替大会を開催し日頃の練習の成果を発揮する機会を持ちました。子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減もふまえ、学校における持続可能な部活動のあり方を検討するため、地域スポーツの専門家や関係者などによる委員会を設置し、「部活動指導員等の外部人材の一層の活用」、「休日の部活動の段階的な地域移行」、「休日の地域部活動を希望する教員の兼職兼業による従事」といった方向性をまとめました。今後の部活動のあり方について、引き続き「休日の部活動の段階的な地域移行」の課題等を検証・検討していく必要があります。
- ⑧健康教育については、「心の健康（メンタルヘルス）」、「性に関する指導」の各課題について、学校の要望に応じて専門家を派遣し、児童生徒への講話や教職員への指導助言、事例検討を行うことで、各学校の課題解決に取り組みました。また、「歯と口の健康づくり」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」について、教職員向けに講習会を実施しました。「歯と口の健康づくり」については、12歳児一人平均むし歯の本数が、全国平均と比べて高い状況が続いています。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、フッ化物洗口を実施している学校は18校にとどまっていますが、感染症対策に留意しながら、市町教育長会議等で情報共有し、関係団体や市町教育委員会と連携しながら、学校における正しい歯みがき指導とフッ化物洗口の推進に取り組む必要があります。
- ⑨子どもたちが自分で地場産物を使った朝食のメニューを考え、調理することで食生活を振り返るきっかけとし、地域の食材やその生産者への理解を深めることを目的に実施している「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」については、期間が限られていた中で、4,276件の応募がありました。引き続き、より多くの子どもたちが参加し、朝食摂取の大切さを理解し、望ましい食習慣を身につけられるよう工夫して取り組んでいく必要があります。また、食物アレルギー事故を未然に防止するため、令和2年度に「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を改訂しました。今後は、安心・安全な学校給食を提供するため、「県立特別支援学校の給食における異物混入等対応方針」・「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」とあわせて周知徹底を図る必要があります。
- ⑩子どもたちの読書習慣の定着に向けた取組が県内で広がるよう、各市町の読書活動推進担当者や図書館関係者、子育て支援関係者、読書ボランティア等を対象に、「三重県子ども読書活動推進計画説明会・関係者交流会」や「絵本作家による講演会」、「発達段階に応じた読書活動推進講座」を開催しました。また、子どもたちの読書への関心を高めるビブリオバトルについては、小中学校でのデモンストレーションを行いました。高校生に加え中学生を対象とした大会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりバトラーによる本の紹介動画の配信に変更し、県立図書館や書店とも連携して広報を行いました。引き続き、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図るとともに、子どもたちが読書に親しむ習慣づくりを図る必要があります。
- ⑪新型コロナウイルス感染症の影響により、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭はオンライン開催となりました。みえ高文祭は生徒の豊かな感性や情操を育むための貴重な発表の機会であることから、高等学校文化連盟と連携して感染症対策を徹底し、発表方法の工夫を行ったうえで開催しました。今後も、文化部生徒の交流により、さらなる芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

・「主指標」について、令和2年度は「全国学力・学習状況調査」の中止に伴い質問紙調査ができなかったことから県独自で調査したところ、中学生は目標を達成、小学生は目標値をわずかに下回る結果となり、概ね目標を達成しました。引き続き、子どもたちが自己肯定感を高め、将来、自らの夢や可能性に挑戦しようとする意欲を持ち、必要な力を身につけられる取組を進めていきます。

令和3年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①一人一台の学習端末が整備される環境を生かして、「みえスタディ・チェック」をC B T (Computer Based Testing) 化し、令和3年度第2回(令和4年1月)から実施します。問題ごとに県教育委員会が作成したワークシートを予め紐付けし、解答後にタイムラグなく、わからなかった問題に対応するワークシートで学び直しができるシステムとします。あわせて、本県の経年的課題であり、各学年の学習内容の積み上げが重要である「割合」「図形」「読む力・伝える力」については、学習内容を遡って学習できるC B Tワークシートを提供します。また、子どもたち一人ひとりの状況に応じて補充的な学習支援や授業における教員の補助を行う学習指導員の配置を拡充し、児童生徒の学びを支援します。これらの取組をとおして、児童生徒の学習意欲の向上を図り、学習内容の理解・定着につなげます。
- ②県内68校をモデル校に指定し、小学校5年生、中学校2年生の算数・数学の習熟度別の授業で、学習端末を活用する場面や活用方法を設定し、効果的な指導方法の検証を行います。定期的に学力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、学習端末を活用した習熟度別指導の指導方法について指導助言するとともに、効果的な指導方法を県内小中学校に普及します。
- ③学校と家庭が連携して生活習慣・学習習慣・読書習慣の改善を進めるため、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を学習端末に提供し、子どもたちの状況を即時に把握し、指導につなげます。
- ④国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用し、これまでの本県の少人数学級に加えて、小学校3年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、子どもたちが安全で安心して学べる環境とします。
- ⑤道徳教育推進教師等を中心とした推進体制を充実するため、市町の担当者や教員を対象にした道徳教育推進会議や学習会を開催して、日頃の取組や実践について協議するとともに、より効果的な授業づくりに関する研修を実施します。研修した内容については、市町の担当者や教員が必要に応じて授業や研修会等で活用できるよう、ホームページやクラウド等で共有します。
- ⑥50m走調査の結果をふまえ、各学校の走力アップ目標を立てるとともに、I C T機器を効果的に活用して、動作の録画・再生機能による技能の向上や、演示や準備時間の短縮に伴う運動量の確保などをおして、体力向上のための授業改善を行います。さらに、各学校の状況に応じた1学校1運動の取組を推進することで体力の向上を図ります。また、子どもたちがオリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会といった大規模大会にさまざまな立場から参加することにより、運動やスポーツに対する関心を高めます。
- ⑦運動部活動指導員や運動部活動サポーターを増員することで、子どもたちがより専門的な指導を継続的に受けることができるとともに、教職員の負担軽減を図ります。さらに、国の事業を活用し、休日の部活動を地域で実施する場合における、地域人材や受け皿などの課題や成果について、モデル校4校を指定し研究します。文化部について、中学校においては専門的な指導や引率を行う部活動指導員を配置するとともに、高校においては主に実技指導を行う外部指導者を配置します。

- ⑧新型コロナウイルスに係る感染防止対策を徹底するための保健衛生用品の整備や必要な人材を配置するとともに、県立学校では通学時の「三つの密」を避けるための取組を進めます。
- ⑨子どもたちの基本的な生活習慣の確立や、多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携を図りながら、歯と口の健康づくりやメンタルヘルス、性に関する教育、がん教育、薬物乱用防止教育等の健康教育の取組を推進します。フッ化物洗口については、学校が安心して実施できるよう、関係機関に対して、安全性と有効性、室内の換気やうがいの姿勢、静かな吐き出し方等の感染予防対策についてわかりやすく説明し、実施の拡大を図ります。
- ⑩学校における食育のより一層の推進を図るため、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」等の取組を工夫することにより、正しい食生活について啓発します。学校給食においては、異物混入や食中毒の発生予防に努めるとともに、令和2年度に改訂した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を周知し、食物アレルギーによる事故防止の徹底を図ります。さらに、県立特別支援学校、小・中学校特別支援学級の児童生徒に対応する個別対応食の手引として、校内における実施体制や調理方法、衛生管理の実践等を取りまとめた「個別対応食ガイドブック」を作成し、活用を進めます。
- ⑪発達段階に応じた読書活動の推進に向けた人材の育成を図るため、図書館関係者、子育て支援関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会・交流会等を実施します。また、子どもたちが本を身近なものと感じ、発達段階に応じ読書を楽しむことができるよう、「家読（うちどく）」の一層の普及啓発を図るとともに、同世代の子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図ります。
- ⑫生徒の豊かな感性や情操等を育むため、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭への生徒の派遣や作品の出展等を支援し、生徒の発表や交流を進めることで、文化芸術活動を推進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標をほぼ達成しており、副指標においても目標を全て達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合		65.3%	0.99	68.3%		74.3%
	62.3%	64.7%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合					
3年度目標値の考え方	「全国学力・学習状況調査」における中学生への同内容の質問に対する回答の伸びが、4年間で約10ポイント（2.6ポイント／年）であること、新学習指導要領の実施に向けた授業改善、主権者教育や消費者教育等に取り組むことにより、毎年3ポイント上昇させることとして、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数		27校	1.00	37校		56校
	23校	33校				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合		小学生 89.2% 中学生 87.5% 高校生 68.1%	小学生 1.00 中学生 1.00 高校生 1.00	小学生 90.2% 中学生 88.4% 高校生 70.4%		小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%
	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 91.4% 中学生 91.7% 高校生 71.1%				
「困難だと思いうことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合		73.0%	1.00	74.0%		76.0%
	71.8%	77.3%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	943	2,515	2,972		
概算人件費		27,162			
(配置人員)		(2,982人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①子どもたちの発達段階に応じた主権者教育に取り組むとともに、将来の自立した消費者としての役割や責任についての学習を進めています。今後も主体的に社会を形成する力を育成する必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で高校生の就職を取り巻く状況が厳しくなると予想されたことから、就職アドバイザーを3名増員し、求人開拓や進路相談等の就職支援、新規高校卒業者の職場定着支援に向けた取組体制を整えました。経済団体にも要請して求人の確保に取り組むとともに、さまざまな魅力を持つ地域の企業を高校生に紹介しました。また、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催し、就職を希望する生徒一人ひとりの進路実現に取り組みました。
- ③県立高校では、地域の人材等を招聘した授業を実施して、生徒が地域の職場や仕事を知る機会の創出に取り組むとともに、課題解決型のインターンシップを実施し、他者と協働して問題解決に取り組みました。今後も、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけ、将来、地域社会で活躍できるよう、キャリア教育を一層推進する必要があります。
- ④小規模高校（9校10校舎）において、地域の協力を得ながら、地域住民や職業人と関わる実社会での実践活動や地域課題の解決策についての探究活動に取り組みました。今後も、生徒が地域への愛着や誇りを高め、その地域で活躍できる将来像をしっかりとイメージすることや、将来にわたって「志」を持って学ぶことにつなげられるよう、これまでの取組の検証を行い、地域と高校が一体になって地域課題解決型キャリア教育の取組を進めていく必要があります。

- ⑤新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、海外研修などは実施できませんでしたが、海外研修の代替として、テレビ会議システムを利用した海外姉妹校等と相互の文化を紹介し合う取組や、英語でのディスカッションやディベートなど実践的に英語を使用するセミナー等を実施しました。今後も引き続き、生徒が国際的な感覚と広い視野を身につけられるよう、取組を工夫しながら、将来、世界で活躍できる人材の育成を一層推進していく必要があります。
- ⑥令和2年度から新学習指導要領が全面実施された小学校英語について、新学習指導要領の趣旨をふまえた指導方法や評価のあり方に係る実践研究を行うためモデル校を指定し、授業に対する指導助言や事後研修を重ね、2月に研究授業をオンラインで公開しました。また、指導助言や実践研究の成果をふまえた指導案やスモールトークについてまとめ、小中学校等に普及を図りました。中学校においては、モデル地域を指定し、授業で実践的なコミュニケーションができるよう音声教材を活用した研究を進めています。今後はさらに、児童生徒が自分自身で考えて発信できる授業を進めるため、効果的な指導方法や指導内容の適切な評価方法、小中連携の事例について周知を図る必要があります。
- ⑦中学生が「郷土三重」についての学習を深め、三重県の魅力等を英語で発信する「郷土三重を英語で発信！～ワン・ペーパー・コンテスト～」を実施しました。入賞作品（6作品）をリーフレットにまとめ、ホームページでの発信および県内各地の観光協会等に配付しました。また、実践校を指定し、中学生が課題解決型学習（PBL）の手法により、地域での学習活動や地域の魅力について発表する実践発表会を実施するとともに、オンラインで県内の中学校や市町教育委員会にも発信しました。今後は、生徒が自分の住む地域だけでなく県内の他地域のよさも知り、三重県に誇りと愛着を感じ、地域に貢献する意欲を持つことができるよう、一層の普及を図っていく必要があります。
- ⑧Society5.0の時代を生きる人材を育成するため、県立高校4校（宇治山田商業高校、相可高校、水産高校、四日市南高校）において、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した文理融合の課題解決型教育を通して、探究力、論理的思考力を育成する「学びのSTEAM化」の実証事業に取り組みました。学校での学習と実社会との関連に加え、専門性の追究と教科横断的な視点を重視した取組を行いました。相可高校では、バイオマス発電所から排出される消化液を肥料として利活用し、地域でバイオマス栽培による循環型農業を普及させるための栽培技術を確立させる研究に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、研究時間の不足や、外部人材による指導助言を十分に受けることができない面がありました。新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても取組を進められるよう、オンラインを活用した研究や交流など、ICTを生かした実施方法の検討を進める必要があります。
- ⑨すべての県立学校においてICTを活用した授業が実施できるよう、無線LAN環境の構築や、学習用情報端末（充電保管庫を含む）、電子黒板機能付きプロジェクターを整備しました。教職員のICTを活用した授業スキルを向上させるため、大学や高校の職員による実践事例をふまえた研修会や、授業でのICT活用の参考となる実践動画の提供を行いました。また、臨時休業期間には、学校と家庭をつないで、授業動画や課題の配信や個別のオンライン面談を行い、情報端末やスマートフォンを所持しない生徒に端末を貸与しました。今後は、学校間でのICT活用に差が生じないよう、ICTの効果的な活用方法やグループ学習の手法、個々の生徒のニーズに対応したオンデマンド教材の配信など、ICTを効果的に活用した授業実践の紹介や、教員のニーズをふまえた研修の機会を提供していく必要があります。

⑩小中学校における一人一台端末を活用した学習が計画的に行えるよう、民間人材2名をアドバイザーとして委嘱し、セキュリティおよびコンテンツに関して7市に助言を行いました。また、小中学校におけるICT利活用に係る市町教育委員会との情報共有・意見交換等を目的として、「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を設置し、会議での議論・要望をふまえて一人一台端末活用のための実践事例集や学校間での教材等共有に関する手引き等の資料を取りまとめ、各市町教育委員会における端末の有効活用に向けて支援を行いました。さらに、クラウド上のファイル共有機能を活用し、各学校および各市町教育委員会、県教育委員会が、作成した教材や指導案等を共有できるデータベースの運用を開始しました。今後も引き続き、整備された端末が効果的に活用されるよう、市町のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、支援に取り組む必要があります。

・副指標については全ての項目において目標値を上回りました。一方、主指標「自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合」については、目標値を若干下回っています。新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、高校生が地域・社会への参画する機会が制限されたことが影響していることが考えられます。今後、公民や家庭の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝え合い、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。

令和3年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育などに取り組みます。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境は引き続き厳しくなることが懸念されることから、就職実現コーディネーターを5人増員して17人とし、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。外国人生徒や障がいのある生徒に対しては、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。また、児童生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的自立や職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に進めます。
- ③地域の小規模校において、高校生が地域課題や地域の特色ある産業を通じて地域住民や職業人と関わりながら年間を通じて実践活動に取り組み、これからの社会の変化に対応できる能力や行動力を伸ばして「生きる力」を育みます。地域と高校が一体となる効果的な教育活動が各地域で展開できるよう、地域課題解決型キャリア教育のモデルを構築します。
- ④実習船「しろちどり」については、生徒が航海や機関に関する実習を安全に行い、最先端の航海技術を習得できるよう、令和5年度末の竣工をめざして、新船建造に向けた設計を行います。
- ⑤高校生が将来の起業につながる力を身につけることができるよう、県内外で活躍する起業家の講演や指導により、商品開発や市場開拓について学ぶとともに、フィールドワークや地元関係者等との交流をとおして、高校生ならではの発想を生かしたビジネスプランの作成・提案に取り組みます。
(みんつく予算)
- ⑥将来、国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍していけるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ留学や海外研修を促進するとともに、テレビ会議システム等を活用した海外の学校との英語でのディスカッションや共同研究などの取組を進めます。

- ⑦主体的に英語を用いてコミュニケーションを図る力を向上させるため、4技能5領域（聞くこと、読むこと、話すこと（やりとり・発表）、書くこと）の力を総合的に伸ばせるよう、中学校におけるモデル地域での研究や、小中学校での授業公開研修、英語通信での情報発信等を通して、授業改善を支援します。また、中学生が郷土三重の魅力を英語で発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施し、優秀な作品を民間団体や関係部局と連携して県内に広く周知します。課題解決型学習（PBL）の手法を取り入れた郷土教育について、県内の複数市町で取り組むとともに、実践校の発表会や複数の実践校による学習交流会を公開し、オンラインによりその成果を県内に普及します。
- ⑧「学びのSTEAM化」実証事業で取り組んだ課題解決型教育に取り組むとともに、経済産業省「未来の教室実証事業」で取り組んだSTEAMプログラムを実施します。新しいICT環境を生かして、生徒同士の協働的な学びや専門性の高い人材による指導を取り入れ、これからの時代に求められる、創造的に課題を発見し解決する力を育みます。また、異なる環境やプロセスで学んでいる高校生等が集い、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校の探究的な活動などを共有し合う「みえ探究フォーラム」を引き続き開催し、持続可能な社会の担い手に必要となる課題解決力、コミュニケーション力などの資質・能力を育みます。
- ⑨ICT環境を活用して、県立高校の生徒一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを進めます。紙教材では理解が難しい内容を動画で視聴したり、インターネットによる調べ学習をしたりするなど授業等での活用を進めるとともに、家庭での予習・復習やデジタル教材による家庭学習の充実、学習端末を通じた宿題の提供と提出など、家庭での学習にも活用します。さらに、3校をモデル校に指定し、AIDRIL教材を活用することで、生徒の学力の定着状況や学習意欲の変容を把握し、一人ひとりに応じた効果的な学びに係る検証に取り組めます。
- ⑩「GIGAスクール構想」の推進に向けて、市町に対しセキュリティアドバイザーや教育コンテンツアドバイザー、初期段階対応GIGAスクールサポーターを派遣し、セキュリティ関連の助言や教育コンテンツ、授業での効果的な活用に関する助言や、一人一台端末を使用した授業における教員の支援を行います。また、令和2年度に引き続き「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を実施し、市町によって取組に格差が生じないよう情報共有・意見交換等を行います。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標の交流及び共同学習については、対面による直接的な交流が困難であったことから目標を達成できませんでした。また、主指標が目標値を達成していることや、副指標の個別の教育支援計画等を作成した学校の割合がほぼ目標値を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%	100%	1.00	100%		100%
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）					
3年度目標値の考え方	一般企業への就職を希望している生徒全員の希望が実現できることを目標に、毎年100%に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合		支援計画 小学校 100% 中学校 100% 指導計画 小学校 100% 中学校 100%	支援計画 小学校 0.97 中学校 0.99 指導計画 小学校 0.98 中学校 0.99	支援計画 小学校 100% 中学校 100% 指導計画 小学校 100% 中学校 100%		支援計画 100% 指導計画 100%

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値実績値	目標達成状況	目標値実績値	目標値実績値	目標値実績値
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数		870回	0.47	895回		950回
	851回	410回				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	962	1,182	2,035		
概算人件費		24,138			
(配置人員)		(2,650人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、市町教育委員会と連携した小中学校へのパーソナルファイルの活用(8,168人)や、中学校から高校への支援情報の引継ぎ(179件)を進めました。高校においては、発達障がい支援員3人による巡回相談(352回)を実施し、生徒および保護者との面談や教員の指導に関する助言等を行いました。今後も、就学前、小学校、中学校、高校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう取組を進める必要があります。
- ②医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する常勤講師(以下、「看護師職員」)が、必要な知識と技能を身につけられるよう、医療的ケアガイドラインを活用するとともに、スキルアップ研修会(2回)の実施や研修ビデオの活用を進めました。また、看護師職員が指導医等から直接の指導・援助を受けることで、安全で安心な医療的ケアの実施や、保護者の付き添い期間が短縮されるなどの保護者の負担軽減につながりました。看護師職員しかできない人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが増加していることから、引き続き、安全に学校生活を送るための校内支援体制の整備を進める必要があります。
- ③生徒の適性や希望に応じた進路を実現するため、特別支援学校にキャリア教育サポーター(4人)を配置し職場開拓を行うとともに(企業訪問数1,366回)、企業と連携した技能検定(清掃技能、看護・介助業務補助技能)を実施しました。また、農業分野への就労を希望する生徒が職場実習等で農業を学ぶことができるよう、実習先となる農業経営体等の開拓を進めてきました。これらの取組により、一般企業への就職を希望する特別支援学校生徒の就職率は100%を維持しています。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒が希望する職場での実習が困難になることが予想されることから、職場実習先のさらなる拡充が必要です。
- ④特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修(3回)を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座(8回)を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級による指導を担当する、経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

- ⑤伊勢まなび高校での教育課程に位置づけた通級による指導では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を進めてきました。他の高校にも発達障がい等特別な支援を必要とする生徒が在籍することから、通級による指導を拡大していく必要があります。
- ⑥盲学校および聾学校の老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地への移転を計画するとともに、これからの教育内容について保護者代表、医師、支援団体、企業等で構成する検討会議を開催し、意見を聴取しました。杉の子特別支援学校や稲葉特別支援学校については、施設の狭隘化への対応に係る検討を行いました。
- ⑦特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策として、「三つの密」を避けるため、感染症対策用の保健衛生用品の購入やスクールバスの増便を行うとともに給食施設の改修等を進めました。今後も、必要な感染症対策を講じ、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる取組を進めていく必要があります。
- ⑧学習用端末や普通教室への大型提示装置、校内の無線LAN環境の整備を行うとともに、入出力支援装置（視線入力装置や点字ディスプレイ、音声読み上げソフトなど）を整備しました。児童生徒がICT機器を教科等の学習において主体的に活用できるよう取組を進める必要があります。
- ⑨新型コロナウイルスの影響により、県立特別支援学校ボッチャ大会は中止となりましたが、度会特別支援学校がオンラインでの全国ボッチャ選抜甲子園の予選に出場しました。今後も、特別支援学校において、体育の授業や交流及び共同学習の機会等を通して、障がい者スポーツの普及に取り組み、児童生徒が一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて、卒業後もスポーツに親しむ態度を育む必要があります。

・「主指標」については、キャリア教育サポーターによる職場開拓や技能検定の取組等により、目標を達成できました。引き続き、生徒の適性や希望に応じた進路を実現できるよう、職場開拓や関係機関との連携を進める必要があります。

令和3年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①小中学校へのパーソナルファイルのさらなる活用を進めるとともに、特別な支援を必要とする生徒が高校においても適切な指導・支援を受けることができるよう、支援情報の引継ぎの目的や意義について認識が深まる取組を進めます。
- ②医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師職員、教員の連携・協力のもとに安全に実施します。また、指導医・指導看護師が特別支援学校を巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師職員の不安軽減を図るとともに、常勤講師だけでなく、学校に勤務する看護師を任用します。小中学校も含め学校に勤務する看護師の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会や情報交換会を実施します。
- ③特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、職場開拓および職場実習を進めるとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進します。また、「三重県特別支援学校における農業教育プログラム」の活用を進めるとともに、農業経営体等の協力を得て作業学習やマルシェなどにおける農作物の販売実習・体験等に取り組みます。
- ④小学校・中学校・高校における教員の特別支援教育に関する専門性向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、小学校・中学校・高校の通級指導担当教員等のニーズに応じた研修会等の取組を進めます。

- ⑤伊勢まなび高校の通級による指導の実践事例をもとに、新たに通級による指導を実施するみえ夢学園高校において、生徒・保護者への説明や受講生の決定、教育課程の編成、教員研修等に取り組みます。
- ⑥盲学校および聾学校については、新たな校舎および寄宿舍の建築に係る設計を行います。杉の子特別支援学校については、知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう校舎の一部改修に係る設計を実施します。また、稲葉特別支援学校については、狭隘化対策として、寄宿舍棟を教室に改修するための設計を行います。
- ⑦特別支援学校の子どもたちが安全で安心して通学できるよう、引き続きスクールバスを増便します。小中学校等と特別支援学校間での交流及び共同学習では、対面による直接的な交流に加え、移動に係る時間や距離等に関係なく実施できるオンラインによる交流を進めます。また、生徒本人の特性や体力等に応じたテレワークなど、ICTを活用した新しい働き方に対応した就労支援の取組を進めます。
- ⑧ICT機器の活用にあたって、教員の指導力を高めるとともに、各教科や交流及び共同学習、職業教育等において、児童生徒がICT機器を主体的に活用し、障がいの特性に応じた学習活動を進められるよう取り組みます。
- ⑨特別支援学校の児童生徒が生涯にわたりスポーツに親しむ習慣が身につけられるよう、引き続き、体育の授業等に障がい者スポーツの指導員を派遣するとともに、教員の指導力向上のため、特別支援学校の教員を対象とした講習会を開催します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標である「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」は目標値をほぼ達成しました。4つの副指標のうち、1項目で達成、他の3項目で概ね達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		小学生 92.9% 中学生 97.1% 高校生 89.8%	小学生 1.00 中学生 0.99 高校生 1.00	小学生 93.8% 中学生 97.7% 高校生 90.7%		小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%
	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%	小学生 94.7% 中学生 96.7% 高校生 92.8%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合					
3年度目標値の考え方	学校生活において子どもたちが安心を感じている割合は、すでに小中学校においては90%を超えていますが、この割合は今後100%をめざすべき大切な項目であると考えられることから、令和5年度に現状値から各校種とも2～3%程度（年0.5～0.9%）上昇させることを見込んで、段階的に目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数		500 団体	0.97	550 団体		650 団体
	450 団体	484 団体				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
いじめの認知件数に対して解消したものの割合		100%	0.95	100%		100%
	95.3%	94.9% (暫定値)				
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合		小学生 80.1% 中学生 76.1% 高校生 54.7%	小学生 0.91 中学生 0.83 高校生 1.00	小学生 83.1% 中学生 80.1% 高校生 56.7%		小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%
	小学生 72.9% 中学生 65.9% 高校生 48.5%	小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (暫定値)				
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数		11人	1.00	29人		29人
	5人	28人				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	767	695	812		
概算人件費		17,061			
(配置人員)		(1,873人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組むために、各事業者や団体、個人がいじめの防止に向けて主体的に活動する三重県いじめ防止応援サポーターの登録(484事業所・団体・個人)を進めました。4月のいじめ防止強化月間は新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中のため十分な活動ができませんでしたが、11月には各学校で「いじめを許さない」という意思を示すピンクシャツ運動や、児童生徒がいじめ防止について考え話し合う活動を進めるなど、いじめ防止に向けた機運を高める取組を行いました。サポーターについては、いじめ防止のポスター掲示やチラシ配布などに取り組んでいますが、それぞれの取組をより効果的なものとするため、サポーターを訪問して活動状況を改めて把握し直すとともに、サポーターの発展的な活動や地域に根ざした活動をホームページやチラシで広く県内に発信し、一層の取組を促す必要があります。また、地域の中で子どもたちと日常的に関わる団体等を訪問し、サポーターへの登録を促す必要があります。

- ②学校での「いじめアンケート」について、いじめを把握しやすいよう、「いじめ」の有無を直接問う内容から、児童生徒が困っていることや嫌な思いをした事実を問うものへ見直しました。あわせて、いじめを認知する際に留意すべき具体的な事例を示した「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」を見直し、学校での積極的な活用を促しました。今後は、教職員に対する研修会の開催など、いじめの認知力を向上させ、いじめの早期発見・早期対応を進める必要があります。
- ③児童虐待については、令和元年度に作成した「児童虐待気づきリスト」を改めて各学校の生徒指導担当者に周知するとともに、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）と連携した児童虐待防止の取組について研修を行いました。今後は、SSWに加えて民生委員等、他の関係機関とも一層連携し、学校で虐待の兆候を見逃すことのないよう、丁寧な見守りを行っていく必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒が例年とは異なる不安やストレスを感じている状況が見られたことから、担任を中心とした教員による生徒への個別面談を実施しました。また、児童生徒の不安や悩みに十分対応できるよう、県立高校に配置しているスクールカウンセラー（以下、「SC」）の配置時間数を増やすとともに、新たに教員OB等による教育相談員を配置しました。今後も、児童生徒のサインを見逃さないためのポイントなど、具体的な見守りや支援の方法について、こころの健康センターなど専門機関からの助言を得ながら各学校と共有するとともに、医療とも連携して適切に対応することが必要です。
- ⑤児童生徒に関わるインターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールについて、例年実施している年3回（平日15日間を3回）に加え、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等の検索を、平日の毎日実施しました。令和3年3月31日現在で160件の不適切な書き込みを検知しており、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しました。また、検知した書き込みから不適切な書き込みが広がっていかないよう、該当のサイトを継続して確認しています。さらに、ネットパトロールでは検知が難しい、SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を作成し、運用しました。令和3年3月31日現在で「ネットみえ〜る」のダウンロード数は3,189件、投稿数は269件（うち、子どもに関わる投稿は89件）となっています。これらの書き込みには、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携し、被害児童生徒を守る対応をとるとともに、加害児童生徒が特定された場合には指導を行っています。今後も引き続き、インターネット上での人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守る取組を進める必要があります。（みんつく予算（一部））
- ⑥通学路等の安全確保のため、学校安全アドバイザーによる通学路等の安全点検や登下校の安全対策に係る学校への助言を実施しました。また、拠点校の高校において、地域の小中学生が交通安全や防犯について自ら考え、学ぶことができる教材を作成しました。今後は、学校、保護者（PTA）、地域住民、警察等、地域による学校安全推進体制の構築に向け、市町教育委員会と連携し、学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーを核とした取組を進める必要があります。
- ⑦不登校児童生徒については、各学校で保護者と連携して児童生徒が安心して学校生活を送れる環境の整備に努めるとともに、学校から長期にわたり不登校の状態にある児童生徒の情報提供を受けて訪問型支援を行い、不登校に至った経緯やその後の状況を確認して、一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行いました。小中学校が連携しながら児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む「魅力ある学校づくり」の研究を進めました。今後も、児童生徒が安心して学べるよう取組を進めるとともに、教育支援センターを核とした一人ひとりの状況に応じた訪問型支援や、経験の少ない教員でも適切に対応するための支援事例のデータベース化を進めていく必要があります。

- ・主指標「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」については、中学生でわずかに目標値を下回っているものの、小学生・高校生では目標を達成しています。今後も、すべての子どもたちが安心して学習することができるよう、SCやSSWの専門家・地域・福祉や医療の関係機関等と連携した支援体制を構築し、不登校児童生徒の支援や社会総がかりでのいじめの防止等に取り組む必要があります。

令和3年度の取組方向

【教育委員会事務局 次長 諸岡 伸 電話：059-224-2942】

- ①児童生徒がいじめを生まない、許さない意識や態度を身につけられるよう、児童生徒やサポーターの主体的な取組の発信や弁護士によるいじめ予防授業を引き続き実施します。また、中学生と高校生がいじめをテーマにした紙芝居を創作し小学校等で上演することを通じて、いじめを自分事として考える機会を創出します。また、いじめ電話相談や多言語で相談できる「子どもSNS相談みえ」に寄せられた相談のうち、緊急に支援が必要な児童生徒に対しては、臨床心理士が心のケアにあたりるとともに、社会福祉士等が関係機関と連携した支援を行います。
- ②不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの配置時間を拡充するとともに、新たに特別支援学校や教育支援センターにも配置します。SSWについても配置時間を拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。さらに、教育相談員について、県立学校に加えて中学校にも配置し、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応します。
- ③新型コロナウイルス感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、ネットパトロールをより広範な検知ができるよう改善して取り組みます。また、「ネットみえ～る」については、アプリ利用者へいじめ防止や相談窓口に係る情報を発信できるよう、アプリの改良を行います。さらに、これらの取組から得られた事例を題材として、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に関するいじめや誹謗中傷について考え、学ぶケーススタディ教材を作成します。
- ④地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダーを核とし、保護者（PTA）や地域住民と連携して子どもたちの安全確保に向けた取組を推進します。さらに、子どもたちの危険予測、危険回避能力を育成するため、教職員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、各教職員の指導力の向上を図ります。
- ⑤不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、教育支援センターを核とした不登校支援に取り組みます。モデルとなる教育支援センターを3箇所指定し、心理や福祉の専門人材を配置のうえ、専門的見地からの支援や相談を行うとともに、有識者の助言を得ながら、訪問型支援を進めます。また、不登校児童生徒の状況や支援内容、児童生徒の変容をデータベース化し、各学校や教育支援センターで共有することで、効果的な不登校支援につなげます。さらに、児童生徒がストレスや不安をうまく受け止め、回復する力を高める「レジリエンス教育」に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標を達成しており、副指標においても目標をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	39.8%	1.00	50.0%		50.0%
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）					
3年度目標値の考え方	複雑化・多様化する学校の課題や子どもたちを取り巻く環境に対応するため、学校と地域の連携・協働がますます重要になっていることから、コミュニティ・スクールが小中学校の標準的な取組として定着することをめざし、段階的に目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合		小学生 主体的 79.0% 対話的 74.9% 中学生 主体的 79.1% 対話的 75.7% 高校生 主体的・対話的 75.0%	小学生 主体的 0.94 対話的 1.00 中学生 主体的・対話的 1.00 高校生 主体的・対話的 1.00	小学生 主体的 80.5% 対話的 76.4% 中学生 主体的 80.6% 対話的 77.2% 高校生 主体的・対話的 76.5%		小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的・対話的 78.5%

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数		40校	1.00	45校		56校
	35校	40校				
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数		71件	1.00	81件		106件
	64件	72件				

注) 副指標「授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合」は、「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の結果から実績値を把握していますが、令和2年度の「全国学力・学習状況調査」が、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響等を考慮し中止されたことから、県独自で実施した同内容のアンケート調査から実績値を把握しています。

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	6,634	6,708	6,973		
概算人件費		4,636			
(配置人員)		(509人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催等を通して、県内の好事例や全国の先進事例などの紹介を行うことで、市町が学校運営協議会を円滑に導入できるよう取組を進めました。また、地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町に財政的支援を行いました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による小中学校の長期にわたる臨時休業からの再開に伴い、学校外での補充的な学習支援に取り組む市町に対してさらなる財政的支援を行いました。今後も、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働本部の拡充等の取組により、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進める必要があります。
- ②三重県教育改革推進会議において、令和4年度からの次期「県立高等学校活性化計画」の策定に向けて、社会のさまざまな分野で実践的な活動を行っている方から多様な意見を聞く委員会を新たに設置して、協議しました。また、現行の「県立高等学校活性化計画（平成29年3月）」に基づき、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南地域において協議会を開催するとともに、1学年3学級以下の高校において学校別の協議会を開催し、地域の高校のあり方や小規模校の活性化について協議しました。引き続き、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、検討を進める必要があります。

- ③教職を担うにあたり必要とされる素養や、授業力等専門性の向上に資するよう、「教員研修計画」に基づき、職種や経験年数に応じた研修として、「若手教員の実践的指導力」の向上をめざした初任者研修（対象者 401 人、活用度 95.7%）、「管理職のマネジメント力」の向上をめざした新任校長研修（対象者 124 人、活用度 97.8%）等を実施するとともに、中核的リーダーの育成として、学校改善を推進できる人材育成研修（受講者 15 人、活用度 100%）、授業研究を推進できる人材育成研修（受講者 20 人、活用度 100%）、日本語指導を推進できる人材育成研修（受講者 11 人、活用度 100%）を実施しました。また、学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、授業力向上をめざす授業実践研修（対象者 1,070 人、活用度 99.9%）、I C T 機器の基本操作や授業での展開イメージを学ぶ研修（15 講座、受講者 1,845 人、活用度 86.0%）等を実施しました。なお、実施にあたり、4 月、5 月においては研修資料提供による研修や動画配信によるオンデマンド型研修を実施しました。6 月以降は感染防止策を講じながら、集合研修を 37 講座、W e b 会議システムを活用した双方向型研修を 167 講座、動画配信によるオンデマンド型研修を 118 講座実施しました。また、教職員が研修を受講しやすいよう、市町教育委員会との連携による研修（67 講座、受講者 536 人）を地域で開催するとともに、映像教材を新たに 36 本、作成・配信しました。引き続き、育成指標をふまえ、コンプライアンスをはじめとする素養や、授業力、教育課題への対応力等の専門性を高めることのできる研修を実施していく必要があります。
- ④子どもの心の問題解決に向け、臨床心理相談専門員を 6 人配置し、学校だけでは解決が難しいケースを中心に専門的な教育相談（9,207 件）を実施するとともに、学校の状況に応じて臨床心理相談専門員を派遣しました。教職員の教育相談に係る力量を向上させるため、教育相談研修（15 講座、受講者 384 人、活用度 99.6%）を実施するとともに、学校における教育相談体制の確立に向けて、中核的リーダーを育成する研修（受講者 28 人、活用度 100%）を実施しました。また、いじめ等に関する相談窓口「子ども S N S 相談みえ」には、786 件の相談があり、外国人生徒の生活や学習に関する不安や悩みを母国語で相談できる「Kodomo SNS Soudan Mie」には、15 件の相談がありました。今後も、より丁寧な相談を進めるとともに、緊急な支援が必要となる場合に迅速な対応ができるよう、市町教育委員会、学校、関係機関との情報共有を密にしていく必要があります。
- ⑤私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校（53 校）に対し学校運営のための経常的経費の助成を行いました。引き続き、私立学校の教育環境の維持のため、経常的経費に対する助成を行う必要があります。
- ・平成 29 年の法改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、公立小中学校が多い市町を中心に、地域学校協働活動のさらなる推進を目的としてコミュニティ・スクール制度の整備に積極的に取り組む市町が増えたことから、目標値を達成することができました。今後も、より一層、各市町において地域と一体となって子どもたちを育てる取組が進むよう、先進的な事例の共有など、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の設置に向けた支援を進めていく必要があります。

- ①学校が地域と一体となって子どもたちを育む体制を構築するため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や県の指導主事の訪問を通して、国の動向や好事例を周知します。また、各市町の成果と課題を共有し、課題解決に向けた協議が進められるよう推進会議を開催するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動を推進します。
- ②「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高校の特色化・魅力化に取り組むとともに、地域協議会を引き続き開催し、地域の声を聞きながら、今後の高校のあり方について検討します。これからの高校生に必要な学びや、望ましい学校規模と配置についての検討を重ね、次期「県立高等学校活性化計画」（仮称）の策定に取り組みます。
- ③「令和3年度三重県教員研修計画」に基づき、教職を担うにあたり必要とされる素養や児童生徒理解、授業力等に係る研修を実施し、教育課題に対応できる専門性、指導力の向上に取り組めます。教職員が不祥事根絶を「自分事」として捉え行動に移すことができるよう、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を職種や経験年数に応じて実施するとともに、動画配信によるオンデマンド型研修でコンプライアンスに係る映像教材を作成・提供し、コンプライアンスの徹底に取り組めます。教員のICT活用指導力を向上するため、令和2年度に実施した基礎的な研修をふまえ、一人一台端末等の活用による授業実践を中心に研修を実施します。英語指導力の向上に向けては、子どもたちが生涯にわたり「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を積極的に使える英語力を身につけることができるよう、言語活動を中心とした授業づくりのための研修を実施します。なお、教職員研修の実施にあたっては、感染防止対策を講じたうえで、グループによる演習や対話による学び・気づきを習得する研修では集合研修を、講義や個々での演習が中心となる研修では、双方向型研修や動画配信によるオンデマンド型研修を実施するとともに、市町教育委員会との連携による地域での研修を実施します。
- ④教職員の教育相談に係る力量を向上させるため、教育相談研修を実施します。また、学校における教育相談体制の構築に向け、教育相談に関する指導助言ができ、計画的に組織づくりを推進できる人材を育成するため、教育相談リーダー育成研修を実施します。また、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ問題に悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できるいじめ電話相談を実施します。さらに、子どもたちが気軽に相談できる窓口として、引き続き、多言語で相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。
- ⑤公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、学校運営に係る経費等の助成を行います。また、私立高等学校における若者の県内定着につながる取組に対して支援します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：戦略企画部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県内の高等教育機関における教育や研究等の充実により、一層魅力が高まるとともに、学びの選択肢の拡大により、三重県で学び、働き、住み活躍する若者が増えています。

また、県内高等教育機関と産業界等地域との連携が進み、共同研究や地域の課題解決に向けた取組が活発化し、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上が実現しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	「主指標」の実績値は令和元年度を上回り、目標をほぼ達成していることから、施策全体の進展状況は「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内高等教育機関入学者の県内からの入学者の割合(県内入学率)		60.0%	0.99	61.0%		63.0%
	55.5%	59.7%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内高等教育機関に入学した者のうち、県内からの入学者の割合（県内入学率）					
3年度目標値の考え方	平成30年度実績値（平成31年4月入学）の58.1%から、毎年1%ずつ増加させることをめざし、令和3年度の目標値（令和4年4月入学）を61.0%としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合(県内就職率)		51.0%	0.96	52.0%		54.0%
	48.2%	49.0%				
県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数(累計)		40件	1.00	85件		190件
	—	48件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	11	60	46		
概算人件費		36			
(配置人員)		(4人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内高等教育機関の一層の魅力向上や学びの選択肢の拡大等に向けて、「高等教育コンソーシアムみえ」において、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍する人材「三重創生ファンタジスタ」を約900名養成しました。また、三重への知識・愛着等を持てるよう共同開発した「食と観光実践」や「三重の歴史と文化」などの「三重を知る」共同授業を3高等教育機関で4科目実施したほか、8高等教育機関で34科目にわたる単位互換制度を実施しました。今後も引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を通じ、県内高等教育機関の一層の魅力向上に向けた取組を進めていくことが必要です。さらに、県内で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、大学進学時における学びの選択肢の拡大を図る必要があります。
- ②大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度では、「過疎地域などの指定地域への居住」だけでなく、新たに「県内での居住及び県内産業への就業等」を満たす場合も対象にするとともに、対象に既卒者も加え、募集人数を倍増するなど制度の充実を図り、支援対象者を40人認定しました。今後も、引き続き制度を適切に運用していくことが必要です。
- ③産学官が連携し、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上につながる共同研究を促進するため、三重大学と東京大学、東員町、県等が連携し、「AIと電力データを用いたフレイル検知」の実証実験を行い、分析を進めました。また、東京大学地域未来社会連携研究機構三重サテライト拠点を活用して、東京大学、三重大学等と連携し、産学官で実現する産業競争力の強化を目的にしたセミナーを開催しました。引き続き、県内高等教育機関相互や産学官のネットワークを活用して、分野の枠を越えて連携した取組を推進する必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変等に伴い、学びの継続に不安を抱える県内高等教育機関の学生のうち、奨学金受給者4,029名に対し食事券を交付し、生活を支援しました。

- ・主指標「県内高等教育機関入学者の県内からの入学者の割合（県内入学率）」の令和2年度（令和3年4月入学）の実績は59.7%となり、前年度から4.2ポイント上昇しましたが、目標を達成することはできませんでした。生徒の志望校決定の時点で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、地元の高等教育機関を志望する傾向が強まったことが改善の一因であると考えています。
- ・副指標「県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合（県内就職率）」の令和2年度（令和3年3月卒業）の実績は49.0%となり、前年度から0.8ポイント上昇しましたが、目標を達成することはできませんでした。地域課題への関心を持つことで県内就職につなげるための三重創生ファンタジスタの養成等に取り組んでいますが、県内高等教育機関の入学定員の7割を超える4年制大学において、県外からの入学者が半数近くを占める中で、働く場としての県内企業の魅力向上や、県内企業魅力を学生に十分伝えることが課題であると考えています。
- ・一方で、県内高等教育機関と連携し産学官連携に取り組んだ結果、副指標「県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数（累計）」については、令和2年度の目標を達成することができました。

- ①三重で学び、働き、住み活躍する若者を増やすため、「高等教育コンソーシアムみえ」において、引き続き「三重創生ファンタジスタ」の養成、「三重を知る」共同授業や単位互換制度を実施していきます。特に、「三重創生ファンタジスタ」については、従来の「食と観光」「次世代産業」「医療・健康・福祉」の3分野だけでなく、新たに「文化・社会・公共」「教育」の2つの分野を加え、より多くの学生が「三重創生ファンタジスタ」の資格を取得できるよう取り組みます。
- ②県内で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、大学進学時における学びの選択肢の拡大を図る必要があることから、県内高校生等を対象にした高等教育における学びのニーズを調査するなど、県立大学設置の是非について検討します。
- ③若者の県内定着を一層促進するため、県内高等教育機関が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境変化をふまえつつ、独自の強みを生かして行う県内入学者や県内就職者の増加につながる取組を支援します。
- ④大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度では、若者の県内定着を一層促進するとともに、進学で県外に出た学生などが再び三重県に戻り定着する流れをつくるため、県内外の学生に対して幅広く周知を行い、制度の活用を促します。
- ⑤若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上につながるよう、県内高等教育機関相互や産学官のネットワークを活用して、分野の枠を越えて連携した取組を推進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	新型コロナウイルス感染症拡大により、県立文化施設の利用者数は減少しましたが、各施設において、感染症対策をふまえた観覧環境づくりやオンライン配信など「新たな日常」に適応した取組を進めることで、来館できない方にも文化の魅力を発信することができました。また、主指標の目標を達成することができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.5%	74.7%	1.00	75.7%		77.7%
		75.7% ※				

目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合
3年度目標値の考え方	令和5年度の目標達成に向け、段階的に満足度を増やしていくこととし、令和2年度の目標値から1%の上昇をめざして目標値を設定しました。

※令和2年度の実績値（75.7%）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約4分の1のアンケート調査（標本）数から算出しています。

副指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県立文化施設の利用者数	140.5万人	152.3万人	0.34	152.6万人		153.2万人
		51.2万人				

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数		40件	0.65	80件		160件
	0件	26件				
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数		16市町	1.00	21市町		29市町
	13市町	18市町				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,170	2,469	2,966		
概算人件費		1,293			
(配置人員)		(142人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれている文化芸術団体等に対して、「新たな日常」に即した公演等の文化活動の再開を支援するとともに、県内市町の劇場・音楽堂等の管理運営者向けの実地研修会を実施しました。今後も、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえつつ、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」等の5つの方向性で取組を展開していくとともに、文化芸術団体等の活動再開に向けた支援を継続していく必要があります。
- ②多くの公演や企画展等が中止や規模の縮小を余儀なくされる中、各県立文化施設が、感染症対策をふまえた公演や展覧会を工夫して開催するとともに、SNSを活用した情報発信や学校等へのアウトリーチキットの貸し出しなど、「新たな日常」に応じた取組を進めました。引き続き、感染症拡大の状況を見極めながら、多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催するとともに、県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、さまざまな学習機会の提供や学習情報の発信に取り組んでいく必要があります。
- ③歴史的・文化的に重要な文化財を、県指定文化財として新たに3件を指定するとともに、国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、これまで関係市町と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めてきました。また、本県における文化財の保存・活用・継承に係る基本方針を示した「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、市町等に周知しました。今後は本大綱に基づき、県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。

- ④社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成を行うとともに、講演や実践の発表を通して、多様な主体が集い、学び合う機会を設けました。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、公民館等の社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。
- ⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度のもと、施設の適切な維持補修や、感染拡大防止対策を徹底し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供しました。鈴鹿青少年センターについては、「民間活力の導入（PPP／PFI*等）」の方向性に基づき、鈴鹿青少年の森と一体となった施設見直しの取組を進めるため、アドバイザー業務契約を締結しました。今後は、より魅力のある事業者や自由度の高い民間提案を引き出すことが可能となるよう、民間事業者と意見交換を行いながら、公募準備を進めていく必要があります。

・主指標「参加した文化活動、生涯学習に対する満足度」については、目標値を達成することができませんでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、利用者数が減少したことをふまえ、各県立文化施設において感染症対策を徹底し、「新たな日常」に対応した取組を進めていく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話:059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」については、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組み、また、「文化の拠点機能の強化」については、各県立文化施設が、「新たな日常」に応じた取組を進めるとともに、以下の②～⑥のとおり多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催しつつ、文化交流ゾーン構成施設が連携・協力して、集積の利点を生かした施設運営や事業展開を進めていきます。さらに、県立文化施設で活動する文化芸術団体等に対して、補助金の制度を拡充して再開支援を行います。あわせて、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会の機運を逃すことなく、本県の文化の魅力を国内外へ発信します。
- ②県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター)においては、音楽や演劇、伝統芸能等、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供します。
- ③総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、三重の多様で豊かな自然や歴史文化等をテーマにした魅力的な企画展や教育事業、移動展等のアウトリーチ活動を行います。
- ④県立美術館においては、障がいのある人も含め多様な来館者をターゲットとした展覧会や国内外の美術作品を紹介する企画展、文化・教育関係機関をはじめとする多様な主体と連携した教育普及活動等、誰もが利用しやすい美術館をめざして、展示、普及活動に取り組めます。
- ⑤齋宮歴史博物館においては、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を記念した特別展をはじめ、さいくう平安の杜等を活用した地域との連携、歴史体験プログラム等の教育普及に取り組めます。また、発掘調査では、最初期の飛鳥時代の中枢部の解明を進めるとともに、その成果に係る新たな映像展示を作成・公開するなど、齋宮の魅力を国内外に発信します。
- ⑥県立図書館においては、広域ネットワークを活用した全県域へのサービスやより良いサービスを提供するとともに、県内図書館職員を対象にした研修を実施することにより、県内図書館の利用拡大を図ります。

- ⑦歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。また、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援します。さらに、県民の皆さんが文化財の価値をより一層実感できるよう、三重にある文化財の素晴らしさを、パネル展示やホームページ、SNS等を通じ、県内外に情報発信します。
- ⑧地域と学校の連携・協働を進めるため、地域で子どもの育ちを支える社会教育関係者等の研修や、情報交流・共有できる機会を提供します。また、公民館等の社会教育施設が、地域と学校の連携・協働や地域づくりの拠点となり、地域課題の解決に資する学びの場となるよう、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。
- ⑨熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、感染防止対策を徹底し、来館者が安心して利用できるよう施設運営や施設維持を進めます。鈴鹿青少年センターについては、隣接する鈴鹿青少年の森と一体となり、青少年をはじめとした幅広い世代の県内外の方々が集い、交流する施設となるよう、PFI法に基づく事業者の公募や選定手続きを進め、民間のノウハウや資金活用も含めた事業契約の締結に向けて取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標の一部を達成したこと、新型コロナウイルスの影響等をふまえた新たな事業展開を図ったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	/	8.1%	1.00	9.8%	/	11.2%
	7.6%	9.4%		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部雇用対策課実施）において、育児休業を取得した男性従業員の割合					
3年度目標値の考え方	「男性の育児休業取得率」について、「第二期子どもスマイルプラン」における最終年度（令和6年度）の数値目標を13%とし、この目標達成に向けて令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	/	105 企業・団体	1.00	125 企業・団体	/	160 企業・団体
	—	114 企業・団体		/	/	
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	/	11市町	0.45	17市町	/	29市町
	4市町	5市町		/	/	

「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	0.70	140 企業・団体		180 企業・団体
	82 企業・団体	84 企業・団体				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	186	206	531		
概算人件費		73			
(配置人員)		(8人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和元年度に策定した第二期子どもスマイルプランに基づき、さまざまな主体と協創し、「縁」を育みながら取組を進めるため、企業、団体および関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成や、Webサイトの活用をはじめとした情報発信を行いました。また、国が推進する「少子化対策地域評価ツール」を活用したモデル事業に参画し、県内3市町における少子化対策に向けた地域特性の分析や対応策の検討等を支援しました。
しかし、新型コロナウイルス感染症により出産環境や雇用情勢が悪化するなか、令和2年の三重県の出生数は令和元年より減少し、また将来の出生数に影響する妊娠届出数、婚姻数も減少していることから、県民の結婚や出産等にかかる理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されます。
- ②「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながる取組の検討に着手しました。また、「三重県子ども条例」の基本理念の一つである「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」（令和2年度相談件数：1,256件）に取り組みました。さらに、有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。今後は、令和3年度に施行10周年となる「三重県子ども条例」の基本理念がより広く県内に浸透するよう取り組みます。また、コロナ禍における「みえの子ども応援プロジェクト」の取組手法等の検討を進めるとともに、関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- ③コロナ禍において、集合研修が困難となったことから、Web上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」を開設するとともに、基本的な生活習慣の大切さを学ぶ「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」をオンラインにより開催しました。一方で、保護者のつながりを築き孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、参加者を集めることが困難であり、新たに実施したのは1市にとどまりました。今後は、感染症の感染防止対策を徹底した「みえの親スマイルワーク」の実施が求められるとともに、「みえ家庭教育応援プラン」の改定に取り組む必要があります。

④「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」において「新しい生活様式での子育ての工夫等」をテーマにした写真等の募集・表彰（応募件数：1,350件）を行うとともに、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとして、NEXT親世代*である高校生と知事とのトークを新たに実施するなど、男性の育児参画の推進に取り組みました。また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、民間企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップを試行しました。引き続き、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成を行うとともに、「男性の育児参画の質の向上」を図る必要があります。

・「みえの育児男子プロジェクト」を通じた普及啓発等の取組の結果、主指標および副指標の一部については目標を達成できました。一方で、残る副指標については、予定していたイベントや講座等の開催が制限されたため、いずれも目標を達成することができませんでしたが、コロナ禍をふまえて「家庭教育応援Web講座」の開設や、国の「少子化対策地域評価ツール」モデル事業による市町の少子化対策の検討等の支援など、新しい事業展開を進めることができました。引き続き、県をはじめとするさまざまな主体が連携して、「新しい生活様式」をふまえた少子化対策の取組を進め、社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する気運醸成に一層取り組んでいく必要があります。

令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、第二期子どもスマイルプランに掲げる目標達成に向けて、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等からご意見をいただきながら、各取組についてPDCAサイクルに基づき進行管理を行います。また、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やWebサイトによる情報発信を進めます。さらに、国の地域少子化対策重点推進交付金をはじめとした施策の活用を進めるとともに、地域における少子化対策の取組が推進されるよう、市町と連携して国の交付金等を活用した事業に取り組むなど、地域の実情に応じた支援を行います。
- ②「三重県子ども条例」施行10周年を機に、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感を育むとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携し、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。また、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を引き続き実施します。さらに、子どもの「生き抜いていく力」を育むとともに三密を避けることにもつながる野外体験保育の普及を関係機関と連携して進めます。加えて、三重県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を実施するとともに、青少年のWebやSNS等の適正利用が進むよう啓発動画の作成や出前講座による活動を進めます。
- ③「みえ家庭教育応援プラン」について、策定から5年が経過していることから、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえて改定に向けた検討を進めます。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県PTA安全互助会等と連携し、感染対策を講じたうえで保護者同士のつながりを作るためのワークショップを開催するとともに、開設したWeb講座の充実を図ります。

○④「パートナーとともに育児」を実現するため、「みえのイクボス *同盟」加盟企業や市町等と連携し、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた支援を行い、男性の育児参画の質の向上に取り組めます。また、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高いNEXT親世代を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、育児参画に関する普及啓発に取り組めます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標値を達成し、副指標についてもほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
母子保健コー ディネーター 養成数（累計）		190人	1.00	220人		270人
	169人	194人				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数					
3年度目標値 の考え方	市町において母子保健を担当している保健師が母子保健コーディネーターとして従事可能となるよう令和5年度の目標値を270人とし、目標達成に向けて毎年度着実に養成していくことをめざし、令和3年度の目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
出会い支援の取 組について連携 した企業・団体 数		31 企業・団体	1.00	39 企業・団体		64 企業・団体
	25 企業・団体	32 企業・団体				
不妊治療に職場 の理解があると 感じている人の 割合		51.0%	0.98	54.0%		60.0%
	48.6%	49.8%				

産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22 市町	1.00	25 市町		29 市町
	19 市町	24 市町				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	962	1,529	1,346		
概算人件費		82			
(配置人員)		(9人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①保健指導等に携わる支援者などを対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」(参加者 484 人)を開催しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、これまでの電話相談に加えて、SNS相談窓口を開設しました(電話相談：165 件、SNS相談：146 件)。今後も、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談しやすい体制を強化する必要があります。
- ②平成 26 年度に「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、結婚を希望する方に対する相談のほか、市町や出会い応援団体等と連携した出会いの場の創出等に取り組んできました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いに関するイベントが自粛される中、センターにおいて、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催や、感染防止に配慮した出会いイベント開催の支援等に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少する中、引き続き結婚を希望する方のニーズに応じ、丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。
- ③これまでの特定不妊治療費等の助成に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、不妊治療の継続が難しくなった方への治療費助成を行うなど経済的支援を実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて令和 2 年 9 月から第 3 火曜日に加え、第 1 火曜日も相談時間を延長して不妊に悩む方の相談対応を行うなど精神的支援を実施しました。また、これまで全国に先駆けて導入した男性不妊治療費助成や、不育症治療等への県独自の助成など、不妊に悩む夫婦への経済的支援に取り組んできましたが、不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度をふまえ、低所得者の経済的負担軽減を軸とした支援から、子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援へと転換を図り、県の助成制度における所得制限の撤廃など、不妊に悩む方に寄り添った支援に取り組みました。今後も不妊に悩む方に寄り添い、より当事者目線での支援が必要です。
- ④不妊治療と仕事の両立に向けて、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、令和 2 年 10 月に講演会(参加者 88 名)を開催するとともに、県内企業の取組事例などを紹介し、両立できる職場づくりのポイントなどを学ぶため、令和 3 年 1 月にセミナー(参加者 53 名)を開催しました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、令和 3 年 3 月に不妊症サポーター養成講座を開催し、35 名をサポーターとして認定しました。今後も職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。

- ⑤小児・思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療*に対する助成（6件）を実施しました。引き続き、小児・思春期・若年のがん患者の希望がかなえられるよう支援する必要があります。
- ⑥「出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)*」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会（3回、延べ102人受講）、母子保健コーディネーターの育成（25人）を行いました。また、県内全域において一定水準の質の高い幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の1歳6か月児健診マニュアルを作成しました。さらに、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対し、退院後、自身の健康や新生児等の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援を行いました（9名）。今後も産後ケア事業等に取り組むとともに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。
- ⑦予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡にかかる情報等を収集し、多機関が連携して死因を究明し、その予防策や今後の予防可能な子どもの死亡検証（CDR）の在り方を検討しました。

・市町の相談窓口において、妊産婦やその家族等のニーズ把握、アセスメントを行い、適切な情報提供や関係機関等との連携を通じて、課題解決のための効果的な支援体制をコーディネートするために必要な研修となるよう内容について十分検討するとともに、新型コロナウイルス感染症への影響からオンラインを取り入れた形態に変更するなどして開催方法を工夫して実施した結果、「主指標」の目標を達成できました。

令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

- ①子どもたちが家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、ライフプラン教育に携わる養護教諭や保健師等を対象とした研修会や講演会を開催するとともに、パンフレットやWebコンテンツを提供するなど普及啓発に取り組みます。また、今後も、思春期の性の悩み、予期しない妊娠や妊婦健診未受診などで妊娠に悩みを抱える若年層を支援するため、SNS等を活用した相談しやすい体制の強化に取り組みます。（みんつく予算）（一部）
- ②コロナ禍においても、結婚を望む方に対して安全で信頼度が高い出会いの場を提供するため、市町や企業、団体等が行う感染防止に配慮した出会いイベントの開催等を支援するとともに、県と市町が連携した取組を促進し、より広域的な出会いの場の確保と情報提供を進めます。
- ③国において検討されている不妊治療の保険適用の動向を注視しながら、引き続き、不妊治療費等の助成を行います。また、不妊に悩む方に広く寄り添い、悩み等を傾聴して精神的負担を軽減するために、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、ピアサポーター*を養成し、身近な地域でも相談等の支援が受けられる体制を整備します。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により不妊治療を中断した方などが、心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。

- ④不妊治療と仕事の両立に向けて、労使や医療関係者等と連携して治療と仕事の両立を応援する機運の醸成を図るとともに、職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ⑤小児、思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、国が創設する助成制度を活用しつつ、妊孕性温存治療に対する助成を行います。
- ⑥県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成および県内統一の3歳児健診マニュアルの作成に取り組むとともに、「子育て世代包括支援センター」の運営機能の充実や各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行います。
- ⑦予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	保育所等の定員が増加しており、待機児童数は減少傾向にあるものの、主指標、副指標ともに目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数	/	0人	0.00	0人	/	0人
	81人	50人		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数					
3年度目標値の考え方	令和2年12月に国が発表した「新子育て安心プラン」に基づき、県内市町が作成した同プラン実施計画においても、令和4年4月1日時点で待機児童を解消する計画となっているため、令和3年度の目標値を0人としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	/	6,000人	0.48	8,000人	/	11,000人
	4,163人	5,049人		/	/	
放課後児童クラブの待機児童数	/	37人	0.56	19人	/	0人
	55人	66人		/	/	

子どもの貧困対策計画を策定している市町数		11 市町	0.82	13 市町		22 市町
	8 市町	9 市町				
「CLM*と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合		58.5%	1.00	61.0%		67.5%
	57.4%	59.4%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	21,999	25,624	25,184		
概算人件費		1,712			
(配置人員)		(188人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和元年度に策定した第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- ②待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援(15市町)を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談(606件)や新任保育士の就業継続支援研修(2会場、92人受講)、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修(4会場、75人受講)を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付(新規28人、継続29人)を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Webサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。同時に、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所(6ヶ所)に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。今後は改善に向けた取組を、県内保育所に横展開していくことが必要です。

さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修(15回、修了者886人)を実施しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の修了者が当初の予定を大きく下回ったため、処遇改善にかかる要件の経過期間中(令和3年度末まで)に全ての保育士等が研修を受講できるよう、引き続き計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援(4市)するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修(8回、218人受講)を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。
- ③病児・病後児保育*事業の施設整備(2市2施設)および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。

- ④県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の質の向上を目的とし、三重県幼児教育センターを設置しました。センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置して、各市町等からの希望に応じて、市町の幼児教育に係るカリキュラム検討会や園内研修等において助言を行いました。また、全ての保育者に必要な資質・能力をキャリアステージごとに整理した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」を作成し、市町や園等へ周知しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和2年度は幼稚園、保育所、認定こども園の82.2%で活用されています。今後、幼児教育アドバイザー等の派遣での助言内容や園の取組とその成果を普及するため、情報発信の方法を工夫する必要があります。
- ⑤放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者228人）や初任者研修（修了者77人）、資質向上研修（修了者117人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。
- ⑥個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度*に移行した私立幼稚園は、60園のうち36園となりました。令和2年7月に実施した意向調査によると、残りの24園において現時点で明確に新制度への移行を希望している園はありませんでしたが、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。
- ⑦幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤が弱い子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援しました（25団体）。また、安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18団体）。今後は、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながるができるよう地域資源を活用し、支援を必要としている人が気軽に参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- ⑨「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援など関係機関と連携し、総合的に取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行いました。引き続き、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。
- ⑩「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を進める市町への補助（9市町）を行いました。ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターの周知を行うとともに、他団体とも連携し、就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。
- ⑪ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で利用できるよう働きかける必要があります。

- ⑫県立高校の授業料に充てる就学支援金について、29,882人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,467人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒355人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯を新たな支給対象にするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。
- ⑬小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が令和元年度の小学校25市町、中学校27市町から、令和2年度は小学校、中学校ともに27市町となりました。
- ⑭私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(13法人)に対する助成や就学支援金(10,050人)および奨学給付金(1,141人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑮県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました(5回開催)。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「CLMと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。
- ・保育士不足が大きな要因となり「主指標」は目標を達成することができませんでした。しかし、待機児童数は減少傾向にあるとともに、保育所や認定こども園の整備等に取り組み、保育の受け皿である定員については42人増加させることができました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに注力するなど、保育士の確保を図る必要があります。

令和3年度の取組方向

【子ども・福祉部 次長 阪 靖之 電話:059-224-2317】

- ①第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策についても、適切に対応できるよう必要な支援を行います。
- ②待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援等を行うなど、市町や保育所等、高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、今後はオンラインを活用するなどして、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。

- ③ ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。
- ④ 県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、派遣先での助言内容や、園等の取組とその成果についてまとめ、幼稚園等や保育者が研修のために活用できるよう情報提供します。市町や幼稚園等における保育者の人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。
- ⑤ 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。
- ⑥ 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、十分な情報提供およびきめ細やかな相談対応を行います。また、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。
- ⑦ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
- ⑧ 身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。
- ⑨ ひとり親家庭の自立を促進するため、三重県母子・父子福祉センターと連携し、就業相談や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。また、日常生活支援を行う市町への支援を行います。
- ⑩ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
- ⑪ 高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、非課税世帯第1子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯も給付対象とします。また、小中学校における就学援助費の前倒し支給について、他の自治体の先進的な取組などを情報収集し市町教育委員会と共有のうえ、対応を検討するとともに、「新入学学用品費等」の入学前支給については、引き続き市町の状況把握や、国の就学援助に対する財政支援等の動向に係る情報提供を行い、早期支給を働きかけていきます。

- ⑫家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を行います。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人等に対する助成を行います。
- ⑬県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

令和3年の三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯を獲得するとともに、その後も安定的な競技力を維持しスポーツの魅力を発信し続けることで、本県選手の活躍を通して、県民の皆さんが夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

スポーツ施設の整備により競技環境が向上することで、競技スポーツを通じた人づくりが進んでいます。また、一般利用者も快適に施設を利用できるようになっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、主指標などの判定ができませんでした。一方で副指標のとこわか運動（県民運動）については、目標を達成することができました。これらにより「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
国民体育大会 の男女総合成績		10位以内	—	1位		10位台
	14位	—				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	国民体育大会における正式競技の参加点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位					
3年度目標値の考え方	令和3年の三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、国体後の安定的な競技力の維持を図ります。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
全国大会の入賞数		195	—	280		150
	162	—				
とこわか運動 (県民運動)の 取組数(累計)		670取組	1.00	1,000取組		1,000取組
	415取組	860取組				

県営スポーツ施設年間利用者数		1,114,700人	0.39	1,205,500人		1,065,200人
	931,852人	437,505人				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,504	8,348	9,577		
概算人件費		947			
(配置人員)		(104人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、鹿児島国体やインターハイ等が開催されず、強化活動も制限されるなか、インターネットやSNS等を活用した専門家による遠隔での助言・指導や、アドバイザーや練習パートナーの投入による練習環境の整備など、強化に向け工夫しながら取り組みました。その結果、全日本選手権やインターハイの代替大会等での三重とこわか国体の出場候補選手の優勝や、令和3年1月の第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会において、前年の3件を上回る8件（2種目での優勝を含む。）の入賞を獲得するなどの成果がありました。
しかし、鹿児島国体等が開催されなかったことにより、三重とこわか国体に向けた本県の競技力の状況を把握しづらくなっていることから、今後の全国レベルの大会等において、本県選手・チームの戦力を十分に分析するとともに、三重とこわか国体に照準を合わせ、計画的に強化活動に取り組む必要があります。
- ②全国大会等で活躍が期待できるジュニア選手や、三重とこわか国体で選手となる年齢層（ターゲットエイジ）1,010名を「チームみえジュニア*」として指定するとともに、県民の皆さんや企業等からの寄附金（「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」）を活用して国内トップクラスにあるジュニア選手21名（中学生3名、高校生9名、20歳未満の本県出身の大学生9名）を「チームみえスーパージュニア*」として指定し、遠征・合宿等の強化活動を支援しました。
また、高等学校運動部（32校71部）、全国大会で活躍が期待できる中学生が所属するジュニアクラブ・中学校運動部（14クラブ、1運動部）を強化指定し、支援しました。引き続き、三重とこわか国体における少年種別の選手を中心に、ジュニア・少年選手の強化を推進していく必要があります。
- ③本県出身大学生トップアスリート（8名）、企業・クラブチーム（22チーム）を強化指定し、その強化活動を支援しました。また、成年選手が本県に定着し、競技活動が継続できるよう就職支援の取組を進めた結果、新たに38名の選手が内定を得ることができ、就職者数（内定者数を含む）の累計は189名となりました。さらに、国内のトップアスリート58名をスポーツ指導員として三重県スポーツ協会に配置しました。引き続き、本県の成年種別の中核を担う選手や企業・クラブチームの支援を推進するとともに、本番で確実に実力が発揮できるよう、競技団体と連携しながら、練習・競技活動を支援していく必要があります。
- ④三重県の競技スポーツを担う人材の育成につなげるため、「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」に取り組み、41名の受講者に対し、指導者を養成する「みえコーチアカデミー」と、指導体制上の課題に対し必要な人材（スタッフ）を派遣する「みえマルチサポートシステム」を実施しました。今後も、指導者の養成と指導体制強化の取組を進めていく必要があります。

- ⑤新型コロナウイルス感染症が発生して以降、初めてとなる両大会の開催に向けて、「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、「両大会の価値の新たなカタチでの創造」という3つの視点から、開・閉会式会場の変更をはじめ両大会全般にわたる見直しを行いました。引き続き、感染症の収束が見通せない状況の中でも安全・安心に開催できるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑥両大会の開・閉会式については、密を防ぐ目的から観覧者の規模を縮小し、選手の安全・安心を確保したうえで、デジタル技術を活用して両大会への想いや感動を伝えるなど、大会史上初の「オンライン式典」の準備を進めました。引き続き、式典において、三重の魅力の発信や選手への温かいエールを贈る式典演技となるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑦安全・安心な競技会運営に向けて、市町等が不安なく会場整備や運営準備を進められるよう、感染防止対策にかかる「三重県版ガイドライン」を策定するとともに、両大会全般にわたる感染防止対策と開催可否検討のための基本的な考え方を取りまとめた感染防止対策基本方針を策定しました。引き続き、感染状況の変化に応じて適時適切に見直すなど、実効性を確保していく必要があります。
- ⑧両大会の機運醸成については、新型コロナウイルス感染症の影響により、節目のイベントや企業・他部局等と連携したPR活動が中止となるなか、広報紙やSNS等を活用した取組を進めました。また、県民力を結集した両大会とするため、県民の皆さんに様々な形で関わっていただくこわか運動（県民運動）の取組や両大会を支えていただく運営ボランティア等の募集・養成を行いました。引き続き、県民の皆さんの関心を高め、応援ムードを盛り上げるなど開催に向けた一層の機運の醸成を図る必要があります。
- ⑨三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて必要なスポーツ施設の整備と、大会後においても引き続き必要となる施設の受入れ環境を向上させる必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した施設利用者数の回復を図る必要があります。

・全日本選手権や第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会等の大会において、一定の成果を上げていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、鹿児島国体が開催されなかったことから、「主指標」については目標の達成状況を判定することができません。今後は、三重とこわか国体の天皇杯・皇后杯の獲得に向け、競技団体等とともに総力を挙げて強化対策に取り組む必要があります。

・一方で、「副指標」のこわか運動（県民運動）については、両大会を県民力を結集した大会とするため、県内全域で行われるよう、取組を進めてきました。新型コロナウイルス感染症の影響により、広報活動や働きかけが計画どおりできない状況もありましたが、企業等さまざまな主体に幅広く働きかけを行い、目標を達成することができました。

引き続き、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、オール三重で開催準備に取り組み、両大会の成功につなげていく必要があります。

令和3年度の取組方向 【地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局次長 西口 勲
電話：059-224-2986】

- ①春から夏にかけて開催される全国レベルの大会を三重とこわか国体の前哨戦と位置づけ、三重とこわか国体に向けた本県選手・チームの戦力を分析するとともに、課題を抽出し、その一つひとつの課題を解決していきます。そして、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、競技団体等と連携し、総力を挙げて効果的な強化対策や本番に向けた万全なコンディションづくりに取り組み、三重とこわか国体において天皇杯・皇后杯を獲得します。

- ②少年種別については、格上相手との強化試合や合同練習を積極的に取り入れ、実戦感覚に磨きをかけていくとともに、本番で最高のパフォーマンスが発揮されるよう、チームドクターやトレーナー、栄養士等との連携を密にし、コンディション対策に細心の注意を払って取り組んでいきます。
- ③成年種別については、引き続き、本県出身の選手や就職支援等により県内に定着したアスリート、強化指定した企業・クラブチーム等の強化活動を支援していきます。その中で、競技団体等と連携し、勝負勘を研ぎ澄ませ、実力どおりのパフォーマンスが発揮できるよう、対戦を含めた実戦形式の練習を増やすとともに、団体競技においては、全国で勝つためのノウハウを持ったアドバイザーを導入し、指導者のコーチング力や采配力を高めていきます。
- ④三重とこわか国体の後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材育成につなげ、安定的な競技力が維持されるよう、「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組を進め、指導者の養成を図るとともに、指導体制の強化に取り組みます。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中でも、万全な感染防止対策を実施し、両大会を安全・安心に開催します。また、創意工夫を凝らした新しい両大会となるよう、これまで進めてきた取組を着実に進めていきます。
- ⑥両大会の開・閉会式の式典については、様々な技術と演出を駆使し、会場を「バーチャル陸上競技場」として実施します。また、三重の子どもたちによるダンスや音楽など、様々なパフォーマンスで、三重の魅力や選手へ応援の気持ちを届けられるよう取り組んでいきます。
- ⑦競技会においては、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる「三重県版ガイドライン」に基づき、すべての方にとって、安全・安心な競技会となるよう取り組めます。また、感染状況の変化に応じて、適時適切に見直すなど、実効性を確保します。加えて、両大会の全般にわたる感染防止対策については、県民の皆さんやすべての参加者の安全・安心の確保を最優先にし、県の取組を理解、共感いただけるよう取り組んでいきます。
- ⑧県民力を結集した両大会をめざし、とこわか運動（県民運動）が県内全域で行われるよう、市町や競技団体と連携し、学校や企業などあらゆる主体に幅広く働きかけていきます。また、運営ボランティア等の皆さんが両大会で安心して活動できるよう、研修を実施するとともに、会場における感染防止対策など受入環境を整えていきます。さらに、県民の皆さんの選手や競技への関心を高めることで応援ムードにつなげ、開催に向けた一層の機運醸成を図ります。
- ⑨三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、県営スポーツ施設での競技が円滑に運営できるよう、必要な整備・改修を行います。あわせて、快適な利用環境の提供と利用者数の回復・拡大を図るため、指定管理者とより一層連携し、感染防止対策や各種事業の充実に努めます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で参画している人が増え、日常にスポーツがあることによって、スポーツを通じた地域の活性化が図られ、地域が持続的に発展しています。

また、大規模大会で培われたレガシーが次世代に継承されることによって、交流と活気にあふれる人づくり、まちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	主指標の目標達成状況が0.83であり、副指標も目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率		61.0%	0.83	65.0%		71.0%
	50.5%	50.4%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、「週1回以上、運動やスポーツ（散歩、ぶらぶら歩き、ジョギング、キャンプ、野球、テニスなど（日常生活での工夫した運動も含む））を実施している」と回答した県民（成人）の割合					
3年度目標値の考え方	国の「第2期スポーツ基本計画」における目標値（成人の週1回以上運動スポーツ実施率（令和3年度に65%程度）に並ぶよう、令和3年度まで毎年4%増加することをめざします。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内スポーツ大会等への参加者数		207,000人	0.18	210,000人		218,000人
	174,937人	36,996人				
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数		3,900人	0.23	5,500人		4,050人
	2,258人	898人				

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	459	384	581		
概算人件費		109			
(配置人員)		(12人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまなスポーツイベントが延期・中止となるような状況の中、総合型地域スポーツクラブ*への支援として、クラブアドバイザーを通じて、コロナ禍でも開催しやすいイベントの実施方法などを助言しました。また、働く女性やビジネスパーソンなど運動・スポーツ実施率の低い層の改善を図るため、総合型地域スポーツクラブに対し、家族で参加できる運動教室やイベントの設定を働きかけた結果、親子でできるストレッチ教室やレクスポーツ教室の開催につながりました。「みえスポーツフェスティバル」でも、コロナ禍の中、例年の約半数となる31種目を開催することができました。今後も、コロナ禍でも県民の皆さんが安心して参加できる運動・スポーツイベントを紹介するなど、気軽に無理なく運動・スポーツに触れ、継続できるような機会を創出していく必要があります。
- ②スポーツ推進月間(9月、10月)のイベントとして例年開催している「みえのスポーツフォーラム」を三重とこわか国体・三重とこわか大会開催1年前記念として開催することにより、両大会のPR効果の向上を図りました。また、オリンピック聖火の巡回展示を実施した県内5か所で両大会の一体的なPRを行い、県民の皆さんのスポーツへの機運醸成を図りました。今後も、聖火リレーや東京2020大会の熱気と興奮が直後の両大会の成功へとつながるよう機運醸成に取り組むことにより、県民の皆さんの運動・スポーツへの関心を高め、スポーツを通じた地域の活性化につなげていく必要があります。
- ③聖火リレーについては、組織委員会から示された感染防止対策や簡素化の具体的方針に基づき実施するとともに、セレモニーについても、簡素化を図りつつ楽しんでいただけるようなプログラムに取り組みました。今後は、聖火リレーボランティアを通じて培ったおもてなしのノウハウや精神を両大会でも生かしたり、聖火ランナーを応援した皆さんが両大会でも引き続き地域一丸となって地元選手を応援するよう機運を高めるなど、地域の一体感が醸成されるよう両大会につないでいく必要があります。
- ④事前キャンプについては、国から示された「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」に基づき、チームの外出制限や不特定多数との社会的距離確保、キャンプ中のPCR検査の手順など、具体的な「選手等受入れマニュアル」の作成に着手しました。今後は、キャンプの具体的なスケジュールを決定するため、各チームとの間で練習・宿泊の日程調整を進めるとともに、地元住民の皆さんとの交流機会も可能な限り確保できるよう、チームと協議していく必要があります。
- ⑤大規模大会の開催に向けて、大会運営のノウハウの蓄積やおもてなし精神の醸成、ボランティアの養成に取り組みました。大規模大会後もレガシーとして次世代に引き継ぐことで、開催を一過性のものとせず、市町の人づくり、まちづくりを支援していく必要があります。

- ⑥障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、会場の変更や開催日数を増やすなどコロナ禍に対応した形で、県障がい者スポーツ大会等（陸上競技、ボウリング、サウンドテーブルテニス、ポッチャ）を開催しました。東京 2020 パラリンピックや三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある人の運動・スポーツへの参加機会が減少しているため、コロナ禍に対応した参加機会の提供が求められています。
- ⑦三重とこわか大会に向け、選手や競技団体の育成に取り組みました。引き続き、選手や競技団体の育成を進める必要があります。

・総合型地域スポーツクラブや「みえスポーツフェスティバル」の種目団体に対し、職場・家族で参加できる種目設定の働きかけや、さまざまな「スキマ」「ながら」運動を県主催イベントやHPで紹介するなど、働く女性や家族をターゲットにした実施率向上の取組を行いました。主指標である「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」については前年より0.1ポイント下がり、50.4%となりました。目標値（61.0%）に到達していないことから、今後は、実施率が低い働く女性やビジネスパーソンを中心に「体を動かしていれば広い意味で運動である」「運動はハードルの高いものではない」ことを知ってもらうような啓発などの取組を強化する必要があります。また、健康経営に積極的な県内企業を訪問するなど、働く女性の声を直に聴き取り、「忙しい中で、どうすれば運動・スポーツに時間を費やすのか」など、ニーズを深掘りし、運動によるインセンティブの付与など効果的な取組につなげる必要があります。さらに、コロナ禍での運動・スポーツの機会を増やすため、室内でも効果的な運動やストレッチを普及させるなど、すべての世代で運動習慣を継続・定着させるような取組を進める必要があります。

令和3年度の取組方向

【地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局次長 西口 勲

電話：059-224-2986】

- ①県民の皆さんが「新たな日常」における運動・スポーツに慣れ親しむための機会を創出するとともに、県内全域で各年齢層の人々が幅広く楽しむことができる「みえスポーツフェスティバル」や、三重とこわか国体の「デモンストレーションスポーツ」などを契機に運動・スポーツに参加する人々の拡大を図ります。また、みんつく予算を活用した「県民の健康を守るプロジェクト」事業において、室内でも効果的な運動やストレッチを紹介する動画とハンドブックを制作し、すべての世代で運動習慣が定着されるよう取り組みます。（みんつく予算）（一部）
- ②県内のスポーツイベントと三重とこわか国体・三重とこわか大会の一体的なPRにより、相乗的な周知効果を高めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツに参画する（する・みる・支える）ための機運醸成に取り組みます。
- ③4月7日、8日に実施された東京 2020 オリンピック聖火リレーは、予定どおり無事に終了することができました。また、8月に実施されるパラリンピック聖火フェスティバルについても、万全な感染防止対策を講じ、県内市町とともに準備を進めます。今後も東京 2020 大会の熱気を三重とこわか国体・三重とこわか大会につなぐため、聖火リレーボランティアを通じて培ったおもてなしのノウハウや精神を両大会でも生かしたり、聖火ランナーを応援した皆さんが両大会でも引き続き地域一丸となって地元選手を応援するなど、地域の一体感が醸成されるよう取り組みます。
- ④事前キャンプについては、国と連携して万全な感染防止対策を講じることにより、チームと受入れ側双方の安全・安心を確保するとともに、従来どおりオール三重で受入れ態勢を整え、より一層スポーツ推進に向けた機運醸成と交流促進に取り組みます。

- ⑤大規模大会のレガシー継承に向け、報告会と懇話会という2つの体制をつくり具体策の検討を進めます。報告会については、両大会に出場したアスリート、運営に携わった市町やボランティアの皆さんなどに参画いただき、自分たちの残したレガシーを振り返ってもらう場となるよう取り組みます。また、懇話会については、スポーツビジネス・マネジメントで成功した方や、大規模大会を地元が主体となって運営している事例に関わった方などを構成員として、多くのレガシーを地域に根付かせていくための仕組みづくりや環境整備などについてご提言いただき、市町の人づくり、まちづくりを支援する方策の検討を進めます。
- ⑥障がいのある人の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、十分な感染症対策を行ったうえで、ふれあいスポレク祭等を開催するとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組みます。また、さまざまな機会をとらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。
- ⑦引き続き、選手や競技団体の育成を進め、三重とこわか大会に三重県選手団（選手・役員）を派遣します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

南部地域において働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	副指標の1つで目標値を達成しましたが、主指標及び副指標の1つで目標値を下回ったため「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
南部地域における若者の定住率	/	53.0%	0.95	52.0%	/	50.0%
	52.9%	50.1% (暫定値※)		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	南部地域における若者の定着率を測るため、25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で割った値					
3年度目標値の考え方	南部地域における若者の定住率が通減傾向にある中、各年度の減少幅を縮小させ、令和5年度において50%を維持することをめざし、令和3年度の目標を設定しました。					

※令和2年国勢調査の結果公表予定時期が令和3年11月とされていることから、住民基本台帳の転入・転出等のデータを基に南部地域活性化推進課において暫定値を算出。

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事の創出に結びついた件数（累計）	/	7件	1.00	14件	/	30件
	—	8件		/	/	
県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数（累計）	/	840人	0.71	1,010人	/	1,350人
	628人	779人		/	/	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2	137	116		
概算人件費		64			
(配置人員)		(7人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①南部地域における市町の一層の連携や効果的な事業の実施を推進し、定住の促進や若者の働く場の確保につなげていくため、市町がさまざまな形で連携した取組に対し、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）等により支援を行うとともに、市町・有識者・県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報共有や課題解決に向けた検討・協議等を行いました。引き続き、市町において基金等を活用した取組がより効果的に実施されるよう、積極的な助言や調整を行うなど県がコーディネート機能を果たしていく必要があります。
- ②おわせSEAモデル協議会が実施する尾鷲ヒノキを活用したモビリティサウナの実証実験、陸上養殖産業の実証実験などの取組を支援しました。また、御浜町及び紀宝町において、宿泊施設の進出を機にインバウンド受入環境を整備して熊野古道への誘客を促進する取組を支援しました。引き続き、民間事業者と連携して新たなビジネスの創出を図るための取組を支援していく必要があります。
- ③都市部の移住希望者に対して効果的な情報発信を行うため、マッチング専門サイトにより地域での働き方や働く場に関する情報を発信する市町の取組に対して支援しました。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、都市部でのプロモーション活動は手法を変えてオンラインによる移住相談会の開催となりました。都市部居住者の移住に対するニーズの高まりを受けて、引き続き様々な媒体を活用した地域の情報発信を支援する必要があります。
- ④誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域が抱える課題に応じた生活サービスの維持・確保について、市町が行うモデル的な取組を支援しました。紀北町において、公共交通空白地帯の解消を目的として町が行う新交通システムの実証実験の検証を支援したほか、御浜町において、国営農地を再整備して Society5.0* に対応した持続可能な営農を実現するための計画策定を支援しました。これら取組の成果を南部地域へ水平展開するとともに、引き続き、様々な分野で生活サービスの充実に向けて幅広く支援を続ける必要があります。
- ⑤地域づくり活動をサポートする人材のスキルアップとネットワーク化を促進するため、主に地域おこし協力隊初任者を対象とした研修会（オンライン含め10回 参加者延べ42名）や幅広く県内隊員及びOB・OGを対象とした研修会（1回、参加者12名）などを行いました。各研修会ではOB・OGの活動事例紹介やワークショップを行うなど、隊員同士の交流を図り、今後の連携や協働に向けたきっかけづくりを行い、OB・OGを含めた隊員のネットワークを構築しました。また、隊員同士のネットワークづくりとして、一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）が実施している「地域おこし協力隊OB・OGネットワークづくり推進事業」の採択を受け、県内5か所に隊員OB・OGの活動・交流拠点を設け、拠点を活用した隊員向けレクチャーの内容づくりやネットワーク用のウェブサイト構築などに取り組みました。引き続き、地域おこし協力隊を導入する市町を支援するとともに、地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や、ネットワークの活用を進め、隊員の定住・定着を図る必要があります。

⑥南部地域の関係人口を創出する「度会県プロジェクト」において、これまでの取組をベースに、関係をより深化させるために県内の地域課題と都市部の度会県民とのマッチングを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により都市部からの人の受入を促すことができなくなりました。そこで、DX*の観点から、オンラインを活用した交流に取組を転換することとし、遠方からでも地域と繋がれる新たな関係人口づくりとして、「買って応援」「スキルで応援」「読んで応援」の3つからなる「お家にいながらつながろう！3つの度会県応援プロジェクト」を実施したほか、地域で活躍するゲストと度会県民が交流できる「度会県オンラインサロン」を8回（各回20名～30名程度参加）開催しました。オンラインサロンの実施により、大台町観光協会と連携した「度会県×奥伊勢テラス 関係案内プロジェクト」が始まるなど、新たな動きにつながっています。今後も引き続き、オンラインの活用等、状況に合わせた手法を選択しながら、度会県民のすそ野拡大と関係の継続・深化が図られるよう取り組む必要があります。

⑦新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の回復を図るとともに、南部地域の魅力を児童・生徒に認識してもらうため、県内学校が実施する南部地域への体験教育旅行を支援しました。多くの学校（延べ410校（児童・生徒24,168人）が支援制度を活用）が南部地域へ来訪する機会を創出するとともに、子どもたちの南部地域への関心を高めることができました。新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、令和3年度においても、南部地域への教育旅行を実施する県内学校の支援を行うとともに、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれる仕組みづくりに取り組む必要があります。

・令和2年国勢調査の結果公表前のため住民基本台帳に基づき暫定値を算出したところ、南部地域の全域で若者の定住率が低下したと見られ、「主指標」については目標を達成できませんでした。今後は若者の働く場の確保に向けた市町の取組の新規着手と連携拡大に向けて支援する必要があります。

令和3年度の取組方向

【地域連携部南部地域活性化局 次長 生川 哲也 電話:059-224-2192】

- ①南部地域各市町の定住促進や若者の働く場を確保する効果的な取組を促進するため、南部地域13市町や有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、情報共有や課題の解決に向けた検討を行い、南部地域活性化基金等により市町の取組を支援していきます。
- ②若者の定着を図るため、民間事業者等と連携した開発プロジェクトやこれを契機とした新たなビジネスの展開に必要な調査、試験研究など、雇用の創出、魅力的な働く場の確保に向けた市町の取組を支援します。また、若者が地域の魅力や仕事を知るための市町の取組を支援します。
- ③誰もが安心して暮らしていけるよう、地域が抱える課題に応じた生活サービスの維持・確保について、市町が行うモデル的な取組を支援します。
- ④南部地域への体験教育旅行を実施する県内学校の支援を行うとともに、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれるよう、教育旅行受入に向けたプログラムの開発・改善や受入体制の構築等への支援、県内外の学校や旅行会社等に対する教育旅行向けメニューの紹介に取り組めます。
- ⑤市町と連携して関係人口の取組（度会県プロジェクト）を進めるとともに、地域おこし協力隊のネットワークを生かして、人材育成やサポート体制を充実させることにより、隊員の任期終了後の定住・定着を促進します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく、都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざして、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史と共に生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、持続可能な地域社会が維持されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	副指標の1つで目標値を達成しましたが、主指標と副指標の1つで目標値を下回ったため「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
東紀州地域における観光消費額の伸び率		107	0.70	109		112以上
	100 (30年)	75 (2年)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の平成30（2018）年を100とした場合の伸び率					
3年度目標値の考え方	「三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）」をふまえ、東紀州地域における観光消費額も段階的に増加させ、令和5年におおむね同様の伸び率を確保することをめざして設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
熊野古道の来訪者数		380千人	0.59	400千人		430千人
	376千人 (元年)	226千人 (2年)				
東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数		110件	1.00	126件		160件
	97件	111件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	109	114	122		
概算人件費		100			
(配置人員)		(11人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

①年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度は、広く国内や海外から東紀州地域への誘客活動を積極的に行うことができなかったことから、取組方法を転換し、地域の若い世代を中心とする人材の育成、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた受け入れ環境整備、県内や近隣県をターゲットに据えた誘客に、市町や（一社）東紀州地域振興公社等と連携して取り組みました。

地域の次世代の人材育成について、小中学生を対象に、地域の魅力を体験する取組として御浜町の農園でみかんに関する体験学習を実施したほか、尾鷲高等学校と木本高等学校の生徒を対象に、熊野古道の語り部を講師に迎えて古道・熊野古道センターでの現地学習を実施して、地域の歴史や文化、世界遺産熊野古道への知識を深めるとともに、SDGs*の理念についても学びの場を設けました。

また、新型コロナウイルス感染症収束後に円滑に来訪者を受け入れるために、観光地等を効率的に周遊できる旅程を提案する旅行ルート作成システムを導入し、安心・安全な旅行が提供できるような環境を整備するとともに、昨今増加している教育旅行で訪れる児童・生徒が熊野古道をはじめとする地域の魅力や歴史・文化への理解を深め、自主的な学びにつながる学習用資料として、小中学生向けに「熊野古道伊勢路 謎解きノート」を作成しました。

令和元年度に「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」を締結したスペイン・バスク自治州との連携の取組については、県・熊野古道センター主催で、バスクの道の写真等をパネル展示で紹介する「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」写真展を、熊野古道センター、世界遺産熊野本宮館（和歌山県田辺市）、志摩スペイン村の3か所において開催しました。また、バスク自治州においても新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら「熊野古道伊勢路」写真展開催の準備を進めており、相互の情報発信と交流を実施しています。

奈良県・和歌山県とも連携し、3県在住の方を対象にした「“今”だからこそ“近場”で楽しもう！キャンペーン」を実施し、近隣県や県内からの誘客に取り組みました。

今後も新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、地域一体となって魅力発信や来訪者の利便性向上に取り組み、近隣県を中心とする国内から熊野古道や東紀州地域への誘客促進を図るとともに、熊野古道の価値等を次世代に継承していく必要があります。

②熊野古道センターについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止のため、38日間（4/11～5/18）の閉館や、開館後も集客が見込まれるイベント開催の自粛や貸館の一部休止などにより、令和2年度の来場者数は97,160人となり、対前年度比24.5%減と大きく減少しました。一方で、9月以降は県内小中学校を中心とした教育旅行により、87校、5,162人（令和3年3月末現在）の来館があり、新たな来館者層の開拓につながっています。

紀南中核的交流施設については、県、地元市町、運営事業者等で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」を開催（1回）し、情報や課題の共有を図り集客交流を進めています。

③東紀州地域振興公社では、東紀州地域の市町等で構成する「東紀州地域観光DMO*事業推進協議会」、「東紀州産業活性化事業推進協議会」の事務局として、地域における観光振興、産業振興の取組を進めました。

観光振興においては、「新たな日常」をふまえた旅行に対する新たなニーズや旅行形態の変化に的確に対応するため、宿泊施設や道の駅等の観光交流施設に専門家を派遣（36回）し、安心・安全な旅行が提供できるよう受入環境の向上に取り組むとともに、東紀州地域への体験教育旅行の誘致を働きかけ、県内外からの来訪につながっています。

産業振興においては、地域の事業者を対象にしたマーケティング戦略研修（2回・11事業者）やテストマーケティング（1回）による地域産品の高付加価値化、首都圏で活躍するバイヤーとのマッチング（現地開催 2回・10事業者参加、オンライン開催 3回・4事業者参加）等による販路拡大の支援に取り組みました。引き続き、事業者が商機拡大の機会を生かして、商品やサービスの改良、業務拡大の取組につなげられるよう支援する必要があります。

まちづくりにおいては、熊野古道語り部の養成や保全活動の支援に取り組んで来訪者へのおもてなしにつなげ、従来少なかった教育旅行で58校3,531人を延べ227人の語り部が案内しました。

・「主指標」については、宿泊率並びに、宿泊及び日帰り客とも一人あたり平均利用総額が前年より伸びたものの、入込客数が大きく下がったため、達成できませんでした。今後は、新型コロナウイルス感染症収束後の来訪者の円滑な受け入れに向けての環境充実や、さらなる魅力の向上と情報発信に取り組む必要があります。

令和3年度の取組方向

【地域連携部南部地域活性化局 次長 生川 哲也 電話:059-224-2192】

- ①持続可能な地域社会づくりに向けた基盤を整えるため、地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社と連携しながら、東紀州地域の観光振興、産業振興、まちづくりの取組を促進します。
- ②地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、次世代を担う子どもや若者に、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を伝え、地域への誇りと愛着心を育む取組を進めます。
- ③来訪者にさまざまな楽しみや学びを提供しつつ古道歩きが具体的に思い描けるコンテンツを作成するなど、来訪者の不安軽減と一層の満足度向上に向けた取組を進めます。
- ④東京2020オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会などの機会を生かし、熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの魅力の発信に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた来訪者の受入環境整備や、県内や近隣県からの集客に向けた取組を進めます。
- ⑤地域産品のブランド力強化や販路拡大など地域経済の活性化につながる取組を支援するとともに、観光関連産業が地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けて取り組めます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域の魅力を最大限に活用し、心豊かで安心できる農山漁村に、多くの人が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標は達成し、副指標もおおむね達成していることから、進んだと判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
農山漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）		17 取組	1.00	34 取組		70 取組
	—	18 取組				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数					
3年度目標値の考え方	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした取組は、地域の活性化につながることから、毎年新たな取組を増加させ、4年間で合計 70 取組を実施することをめざして目標を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多面的機能*維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率		54.9%	0.99	56.1%		58.5%
	53.7%	54.6%				
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積		3,574ha	1.00	3,708ha		4,376ha
	3,357ha	3,607ha				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	6,537	7,884	10,099		
概算人件費		829			
(配置人員)		(91人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 自然体験の推進に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自然体験事業者の感染防止対策を支援するとともに、ワーケーション*の推進に向けて、新たな子ども向けの自然体験プログラムづくりや通信環境の整備を支援しました。また、アウトドア企業と連携し、三重の自然体験やワーケーションの魅力発信に取り組んだほか、体験プログラムの充実に向けた研修参加(9名)を支援しました。農山漁村の地域資源を活用したビジネスの取組拡大と集客力向上に向けては、起業家養成講座(全6回、受講者14名)を実施するとともに、「三重の里いなか旅のススメ2020」を発刊し農山漁村の魅力発信に努めました。さらに、交流施設や農家レストラン等の新たな取組を進め、雇用などの増加につながっています。今後も、地域資源を活用したビジネスの創出に取り組むとともに、「三重まるごと自然体験構想2020」に基づき、市町を越えた連携による「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の推進や、企業等と連携した効果的な情報発信などに取り組む必要があります。
 - ② 中山間地域農業の活性化を図るため、国の中山間地農業ルネッサンス事業等の活用により、市町や関係団体等と連携し、SNSを活用した農作物等の情報発信の研修や、高収益作物の導入・定着に向けた水田土壌の物理性改善の勉強会など農業の収益力向上につながる取組を進めました。引き続き、意欲的な地域における農産物の付加価値向上の取組などへの支援を進める必要があります。
 - ③ 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向け、地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金を活用し、745組織、29,207haで地域資源の維持・保全活動に取り組みました。また、中山間地域等の農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払交付金を活用し、220集落、1,950haで農地の耕作が継続されています。さらに、環境に配慮した農業活動の普及に向け、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業など環境保全効果の高い農業活動(19件、207ha)を支援しています。引き続き、多様な人材の参加を促し、持続的な地域資源の維持・保全活動や地域における農業生産活動等に取り組む集落を支援していくとともに、環境保全型農業の普及と支援に取り組む必要があります。
 - ④ 安全・安心な農村づくりに向け、老朽化した農業用ため池の改修(12地区)および洪水排除用の排水機場の耐震対策・長寿命化(7地区)に取り組み、農業用ため池で2地区および排水機場で4地区が完了し、被害が未然に防止される面積が250ha増加しました。しかし、近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や近年激化する集中豪雨等による農業・農村の被害を防止するために、老朽化の進行した農業用ため池や標準耐用年数を超過した排水機場等の耐震対策や老朽化対策が急務となっており、早急なハード整備を行うとともに、適正な維持管理に向け、管理体制の強化を図る必要があります。
- ・豊かな地域資源を活用したビジネスの取組拡大や、「自然体験」の活動を推進するなど、農山漁村の活性化に取り組んだ結果、「主指標」については目標を達成できました。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化に対応した取組を進めながら、さらなる交流の拡大等を図り、農山漁村の活性化に取り組む必要があります。

- ①新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、さまざまな主体と連携し、農山漁村地域の資源を活用したビジネス創出の取組を促進するとともに、引き続き、「三重まるごと自然体験構想2020」に基づき、市町を越えた連携による「自然体験」と「食」「泊」を組み合わせた滞在交流や自然体験プログラムを活用した健康づくりの推進、自然を活用した子どもたちの健全な心身の育成に取り組めます。さらに、アウトドア活動を通じて三重の農山漁村地域を盛り上げてくれる若者を「みえアウトドア・ヤングサポーター」として育成し、関係人口の増加と地域の活性化を図ります。
- ②農業・農村の持つ多面的機能を発揮させるため、若い世代や女性などの多様な人材や企業等さまざまな主体が参画する地域資源の維持・保全活動に取り組む体制づくりを進めるとともに、令和3年度末に活動が区切りを迎える組織が多いことから、関係機関と連携し、活動の継続に向けた働きかけを行います。また、地域資源の維持・保全活動や、中山間地域の農業生産活動、有機農業など環境にやさしい農業生産活動等に取り組む組織を支援します。
- ③安全・安心な農村づくりに向け、「三重県農業農村整備計画 *」に沿って、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、農業用ため池や排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化などのハード整備と、流域治水としての田んぼ等の利用、地域の防災意識向上に向けた啓発活動や防災体制構築などのソフト対策を組み合わせた農村地域の防災・減災対策に取り組めます。特に、農業用ため池について、県、市町、土地改良事業団体連合会等により構成する「三重県ため池対策推進協議会」を核として、農業用ため池の整備を強力に推進するとともに、「ため池保全サポートセンターみえ」による、ため池管理に係る助言指導や適正管理に向けた普及啓発など、ため池管理者への支援を通じて、管理体制の強化を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、自分に合った新しい暮らしを実現するとともに、地域の人々と交流を深めていくことで、地域に活力が生まれています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標は達成しましたが、副指標が目標値に達していないことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)		1,800人	1.00	2,210人		3,070人
	1,405人	1,919人				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（平成27（2015）年度以降の累計）					
3年度目標値の考え方	令和5年度の目標3,070人（累計）を達成するため、毎年度、前年度の実績を上回るよう、段階的に移住者数の増加に取り組むこととし、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
移住相談件数		1,480件	0.74	1,520件		1,600件
	1,455件	1,098件				
移住支援事業による移住就業者数		51人	0.06	51人		60人
	—	3人				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	48	36	72		
概算人件費		55			
(配置人員)		(6人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27年4月から東京有楽町に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での移住相談デスク等において、市町と連携し、きめ細かな移住相談を行うとともに、移住者の暮らしを紹介するリレー動画の配信など三重の暮らしの魅力発信に取り組み、令和2年度の移住相談は1,098件、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成27年度から令和2年度までの6年間で1,919人となっています。
- ②首都圏の移住希望者と県内の地域の人たちが継続的につながり、交流する仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」(以下「サポーターズスクエア」という。)の取組を進めるとともに、キーパーソンともなる「三重暮らし応援コンシェルジュ」を委嘱しました。サポーターズスクエアでは、参加者同士のつながりを深める交流サイトでの情報交換や、三重の暮らしの魅力を伝えるWeb記事の協働作業などに取り組みました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、フィールドワークを伴う一部の取組は中止しましたが、本県への移住をより一層促進するため、サポーターズスクエアの取組を着実に進めていく必要があります。
- ③令和2年6月の内閣府調査「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によれば、テレワーク経験者の約4分の1が感染症の影響により地方移住への関心が高くなったと回答しています。また、同年12月の第2回調査によれば、東京23区でのテレワークの実施率は4割(前年同月の約2.5倍)を越えています。これらのことから、テレワークやワーケーション*等「場所」とらわれない働き方に関心のある層に対してアプローチを行い、本県への移住につなげる取組が必要です。
- ④『『みえ』の仕事マッチングサイト』を通じて、東京圏から移住・就職した人を、市町と連携して支援する移住支援事業については、移住元地域の限定等、支給要件が厳しいことなどから、全国的に利用が進んでいない状況です。このため制度を創設した国に対し、全国知事会や県から要件緩和等について要望を行ったこともあり、令和2年12月にテレワーカー等が事業を利用できるよう制度が一部拡充されました。事業の活用に向け、移住元地域の拡大などさらなる要件緩和と東京23区等での制度の周知・広報を国へ働きかける必要があります。また、移住希望者が安心して三重に移住し、自分に合った暮らしを続けていけるよう、受入体制を充実させる必要があります。
- ⑤東京圏をはじめとする都市部から県内企業への就職・定着を促進するため、『『みえ』の仕事マッチングサイト』の掲載求人数の拡大(新規求人数290件(3月末))を図るなど、サイトの魅力向上に努めました。また、「ええとこやんか三重 移住相談センター」において、就職相談アドバイザーがこれまでの取組に加え、オンラインによる就職相談やU・Iターン就職セミナー(4回開催、延べ26名参加)を実施しました。
- ⑥移住促進に向けた農山漁村の魅力を発信していくため、農林漁業体験民宿間の意見交換を中心に事業者、市町担当者、県が参加した座談会を開催しました。今後も、移住を検討している若者等が気軽に地域を訪れ、農林漁業や農山漁村の暮らしを体験できる仕組みづくりを市町と連携して行う必要があります。

- ・「ワンストップできめ細かな移住相談体制」「総合的な情報発信と気運の醸成」「移住者を受け入れる地域の体制整備」の3つの柱により取組を進めた結果、「主指標」については目標を達成できました。引き続き、市町と連携して取り組むとともに、移住希望者と地域の人たちが継続的につながり、交流する取組を進めていきます。

令和3年度取組方向

【地域連携部 次長 柘屋 眞 電話:059-224-2420】

- ①「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、オンライン相談などITツールも積極的に活用し、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、サポーターズスクエアの取組の中でも、交流サイトなどを活用しつつ、自分にあった暮らしを実現するためのきっかけとなるフィールドワークの実施や、「三重暮らし応援コンシェルジュ」等の移住者や地域の人たちとの継続的な交流を進めていきます。
- ②テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層を新たなターゲットとして、ワーケーション実践者等に暮らし体験を促します。暮らし体験された方をサポーターズスクエアに取り込み、移住希望者や地域の人たちと交流し、関わりを持つ取組を行います。また、移住者を受け入れる側の体制の強化を図ります。
- ③移住支援事業について、引き続き、市町と連携してさまざまな機会をとらえて周知を図るとともに、全国知事会等を通じて移住元地域の拡大などさらなる要件の緩和や東京23区等における周知・広報を国へ要望していくことにより、事業が活用されるよう取り組んでいきます。また、市町職員を対象とした会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深め、移住促進に向けた課題や先進事例等について情報共有を行うことで、市町の取組を支援します。
- ④東京圏をはじめとする都市部から県内企業への就職・定着を促進するため、『みえ』の仕事マッチングサイトの掲載求人件数の拡大を図るなど、サイトの魅力向上に努めるとともに、「ええとこやんか三重 移住相談センター」において、県内企業の情報発信やオンラインを活用した就職相談、U・Iターン就職セミナー等を実施します。
- ⑤農林漁業体験民宿等での宿泊を通じた移住体験や農林漁業者との交流機会の重要性やポイントなどについて、各施設や市町担当者間での共有を進め、移住希望者のニーズに合わせた受入が継続的に行える体制を構築するとともに、これらの取組を都市部において情報発信します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県と市町の連携した取組により、地域の誰もがいきいきと活躍し、暮らし続けることができる地域づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標を達成するとともに、3つの副指標のうち2つで目標を達成していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）		60 取組	1.00	80 取組		120 取組
	40 取組	61 取組				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、全県的な課題および地域固有の課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数					
3年度目標値の考え方	全県会議の検討会議、並びに各地域防災総合事務所および各地域活性化局（9か所）別に設置する地域会議の検討会議で、それぞれ毎年2項目の成果を得ることをめざし、80取組を目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
行財政運営の維持・向上に向けて行う市町と県の研修会等の回数		12 回	1.00	12 回		12 回
	15 回	12 回				
木曾岬干拓地の利用率		36.6%	1.00	51.1%		64.3% (44.0%)
	27.7%	36.6%				
過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数		12 事業	0.58	13 事業		15 事業
	8 事業	7 事業				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,385	2,643	2,847		
概算人件費		483			
(配置人員)		(53人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、市町と地域における課題等の解決に向け取り組みました。また、若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすためのネットワークづくりを行うなど、若者が地域づくりに携わるきっかけづくりに取り組みました。引き続き、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、地域における課題の解決や、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組む必要があります。
- ②市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、新しい時代に求められる Society5.0*やSDGs*の視点を取り入れた効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、地方創生におけるSDGsの推進やスマート自治体の推進、地方公会計制度の活用等をテーマに「市町と県との勉強会」を開催するとともに、国の法改正・制度改正等があった場合に速やかに情報提供を行うなど、市町への適切な助言等の支援を行いました。引き続き、市町が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準が維持・向上されるよう支援していく必要があります。
- ③木曾岬干拓地については、工業用地第2期分譲において、約9割を分譲決定するなど都市的土地利用を進めました。大仏山地域については、散策路等を適切に維持管理するとともに、樹名板を設置するなどして利用促進に取り組みました。引き続き、木曾岬干拓地、大仏山地域等については、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の状況に応じた利活用を図っていく必要があります。宮川の流量回復の取組については、令和2年度、521万6千m³の流量回復放流を実施するとともに、かんがい放流実施時に流量回復放流を行う同時放流の試行に向けた運用ルール作りを行うなど、県議会からの提言をふまえた取組を「宮川流域振興調整会議」で継続して進めました。加えて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて、「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議」を設置し、令和3年度の取組等について検討を行いました。引き続き、年間を通じた安定的な流量の確保と、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて取り組んでいく必要があります。
- ④三重県の過疎地域における人口は、昭和45年から平成27年までの45年間で約44%減少しています。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組むことが必要です。また、新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、引き続き過疎地域を支援していくため、市町と連携しながら対策を進めていくことが必要です。
- ⑤県と市町が合同で協議・研究できる場として、スマート自治体推進検討会議を昨年度に引き続き設置し、RPA*やAIの導入をはじめ、新型コロナウイルスの拡大を踏まえた「新たな日常」への対応のほか、新しい働き方や生産性の向上につながるWeb会議や在宅勤務システム、電子申請システム等について、情報提供や意見交換等を進めてきました。さらに、一部の市町と連携して、業務フローのベストプラクティスへの標準化及びAI・RPA等の活用による業務効率化を目的としたモデル事業にも取り組みました。今後はデジタル社会推進に向けて、国の自治体DX*推進計画で求められている情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などについて、市町への支援を強化していく必要があります。

- ・ 全県会議および地域会議の検討会議において、課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数は 61 取組となり、「主指標」について目標を達成できました。

令和 3 年度 of 取組方向

【地域連携部 次長 榊屋 眞 電話 059-224-2420】

- ①住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、地域における課題の解決や、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組めます。また、若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、さらなるネットワークの拡大・醸成を図るとともに、地域づくりの実践等を通じ若者と地域コミュニティの関わりが深まるよう取り組めます。
- ②市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営が行われ、地域の活性化につながるよう、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度の運用のみならず、地方分権改革、第 2 期地方版総合戦略、公営企業の経営改革の推進等について、引き続き「市町と県との勉強会」も活用しながら、市町に対する助言や情報提供を行います。
- ③木曾岬干拓地については、分譲地の都市的土地利用の促進による地域の活性化に向けて、関係する町や部局と連携し企業誘致に取り組むとともに、立地を希望する企業に対しては、立地・早期操業に結びつくよう支援を行います。また、引き続き適切に維持管理を行うとともに、土地利用計画に基づく利用に向けた取組や、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用について検討を進めていきます。大仏山地域については、散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組むとともに、将来の多様な主体による里山の保全・活用に向けた検討を進めていきます。宮川の流量回復については、令和 2 年度に策定したかんがい放流と流量回復放流の同時放流の試行運用ルールに基づき、河川状況に応じて同時放流の試行を実施する等、「粟生頭首工直下毎秒 3 トン」の年間を通じた安定的な確保に取り組めます。一方で、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて、「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議」において将来の「宮川ダム直下毎秒 2 トン」に近づけるよう関係部局で検討を進めます。
- ④過疎・離島・半島地域の振興を図るため、地域の活性化・定住促進につながる市町の取組を支援します。また、新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、市町と連携して取組を進めます。
- ⑤誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の形成に向け、国の自治体 DX 推進計画で求められている情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など、デジタル社会へ向けた対応等が必要となることから、県と市町が合同で協議・研究等を行う場づくりや、市町がめざすべき庁内基盤環境等の在り方の検討、専門的助言等を通じて市町に寄り添った支援を強化していきます。

* 「○」のついた項目は、令和 3 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体によって創出された県産農林水産物の魅力を生かした新たな価値が、多様な商品・サービスとして広く提供されることで、県民の皆さんの豊かな暮らしや「持続可能なもうかる農林水産業」の実現につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で令和2年度目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえフードイノベーション*」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額（累計）		9億円	1.00	15億円		30億円
	4億円	14億円				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額および新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計					
3年度目標値の考え方	県内事業者の商品等の売上額と新たに三重ブランドに認定された商品等の売上額の合計額を令和5年度に30億円とすることを目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
企業等と連携したスマート農林水産業の実践数（累計）		25件	1.00	40件		80件
	10件	26件				
県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数（累計）		18者	1.00	33者		57者
	7者	18者				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数（累計）		25件	1.00	45件		85件
	10件	27件				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	689	1,137	884		
概算人件費		1,521			
（配置人員）		（167人）			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①産学官連携の取組を進める「みえフードイノベーションネットワーク*」は、参加事業者が659者（令和3年3月末現在）となりました。ネットワークプロジェクト活動を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた伊勢茶や養殖マダイなどを活用した新商品や新サービスを開発しました。また、6次産業化*サポートセンターを設置し、6次産業化をめざす意欲ある農林漁業者等が抱える課題を解決するため、専門家の派遣を行い、経営改善戦略や総合化事業計画の策定支援を行いました。その結果、25件の経営改善戦略を策定するとともに、内4件については総合化事業計画の認定を受けることができました。引き続き、県内農林漁業者の経営改善に向け、新商品や新サービスの開発、販路拡大などを支援していきます。
- ②食のバリューチェーン構築による県産農林水産物の高付加価値化の取組を進めるため、目標とする収量品質の茶生産を支援するICTツールの開発、加速度センサーおよび情報通信機器を活用した乳用牛分娩監視システムの開発に取り組みました。また、農林水産業におけるイノベーションを促進するため、農業研究所では、ごま葉枯れ病に強い良質な水稻品種の開発、畜産研究所では、和牛の高品質な卵子を生み出す技術の開発、林業研究所では、ICTを活用した木材の需要・供給情報を集約する支援ツールの開発、水産研究所では、魚類養殖においてAIを活用した完全自動給餌システムの開発などに取り組みました。引き続き、農林水産物の効率的な生産や品質向上、利用拡大に向けて、さまざまな知識・情報・データの共有や組み合わせなどを進め、農林水産技術の研究開発に取り組みむとともに、開発した技術を生産現場等へ移転する必要があります。
- ③「三重ブランド」の普及啓発に使用するため、令和元年度に新たな品目として認定された「綿織物」、「伊賀米」のポスター、および新たに認定された「伊勢茶」（2業者）、「四日市萬古焼」（1商品）を加えた認定品カタログを作成するとともに、三重ブランドホームページをスマホやタブレットでも分かりやすく表示できるようにリニューアルしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるビジネス環境の変化に対応するため、「コロナ禍におけるこれからのブランドのあり方」をテーマにしたセミナーや、農林水産事業者がデジタル技術の活用方法や情報発信の手法などをオンラインで学んでいただく研修を開催しました。研修参加者の内8名は継続して専門家の支援を受け、ビジネスプランのブラッシュアップに取り組み、百貨店バイヤー、メディア関係者など専門家の前で発表しました。今後、県産品のさらなるブランド力の向上や、情報発信力を強化するとともに、「三重ブランド」認定事業者相互の連携促進や、「三重ブランド」認定をめざす機運の醸成を図ります。さらに、デジタル技術やその活用にかかる知識や経験の不足等により、DX*に取り組むことができないなどの課題が明らかになったことから、それぞれの課題に応じてDXを実現するための研修等を実施する必要があります。

- ④関係部局で構成するワーキンググループを設置し、第3次三重県食育計画に基づく成果と課題や、令和2年度に示された国の第4次食育推進基本計画の考え方をふまえ、「第4次三重県食育推進計画」の策定を行いました。第4次計画では、これまでの取組に加えて、「災害への『食』の備えの啓発」、「職場における従業員等の健康に配慮した食育推進」、「多様なつながりによる共食の推進」、「持続的な生産方法や資源管理等に関する普及啓発」および「エシカル消費の啓発」を新たに計画に盛り込みました。また、県産農林水産物の魅力発信や地産地消の促進に向け、「みえ地物一番の日」の店頭キャンペーン、「みえの安心食材」の生産者の声を届けるPR動画や時短レシピとその調理動画を制作しました。さらに、学校給食における地場産物の活用率向上をめざして、栄養教諭や学校給食会等をメンバーとした「地場産物導入検討会」を開催し、学校給食用の加工食品の開発や、農林水産業への理解を深めるための教材資料の作成を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた「養殖マダイ」「県産和牛」「熊野地鶏」「サワラ」については、国事業を活用して学校給食での提供とあわせて、動画教材の制作と活用を行いました。引き続き、市町および食育関係団体等と連携して、食育の推進に取り組むとともに、「みえ地物一番の日」キャンペーン*協賛事業者や「みえの安心食材」認定事業者と連携して、県産農林水産物の情報発信を行う必要があります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店や宿泊業者等の営業時間短縮や休業により、主な販路を絶たれた県産農林水産物の需要が減少し、過剰な在庫が今後の生産に支障をきたす事態となっていることから、量販店と連携した県産品消費拡大やネット販売の支援を行い、新たな販路拡大、魅力発信、消費喚起等を強化し、県産農林水産物の販売促進に取り組みました。また、東京2020大会を契機とした県産農林水産物の販売拡大を図るため、地域GAP*推進チームを核とした認証取得や実践に向けた指導・支援に取り組んだ結果、農業においては、GAPの認証取得数は98件、畜産においては、農場HACCP*の認証取得数は21農場（新規4農場）になるとともに、東京2020大会スポンサーとの連携や首都圏等での三重県フェアを通じた県産食材の情報発信の取組を推進しました。県産農林水産物の魅力発信や販路拡大において、新型コロナウイルス感染症の影響によるビジネス環境の変化に対応するため、オンライン等のツールを活用した販路開拓等を支援する必要があります。また、東京2020大会を契機として、県産食材のプロモーションを行うとともに、関係者が一丸となってGAP等の認証取得と販路拡大に取り組む必要があります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県産農林水産物の魅力発信や食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出に加え、県産食材を活用した新たなメニューの開発、農林水産技術の開発と移転等に取り組んだ結果、「主指標」については目標を達成できました。
- 今後は、ブランド化やDXの視点を取り入れた研修を行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響によるビジネス環境の変化に対応できる人材育成を図る必要があります。また、国際認証を取得した県産農林水産物や、地域資源を活用して新たに創出した商品・サービス等を、オンラインを活用した商談会などにより、県内外の実需者をつなげ、三重県産食材の販路拡大に取り組みます。

令和3年度の取組方向

【農林水産部 副部長 中野 敦子 電話：059-224-2501】

- ①オンラインを活用した事業者の交流促進や特徴のある県産農林水産物の素材提案などを行うことにより、地域の食と農林水産物に関する多様な関係者のマッチング等を支援することで、新たなプロジェクトの創出や商品化に向けた取組を進めます。また、新たにSDGs*や地産地消に対する意識が高い消費者を巻き込み、農林水産事業者と消費者・実需者が双方向でつながり協働する仕組みへと、みえフードイノベーションネットワークを進化させ、農林水産業の魅力を高め、地産地消の推進と地域の活性化につなげます。さらに、6次産業化については、引き続き、現場の課題やニーズに応じた研修会を開催するとともに、6次産業化サポートセンターを設置し、個別支援による事業者の経営改善に取り組めます。
- ②農林水産物の効率的な生産や品質向上を図るとともに、データプラットフォームを活用しながら、競争力の高い商品・サービスの開発やデータを活用したスマート農林水産業の促進に取り組めます。また、農畜林水産分野の各研究所が主体となり、それぞれの生産現場における課題解決や商品化に必要な技術の研究開発に取り組むとともに、実証研究を通じて得られた成果の農林水産事業者等への技術移転に取り組めます。
- ③コロナ禍においても、ストーリー性のある農林水産物は、支持・購入され続けていることから、引き続き、本質的な価値に着目したブランド力の向上支援に取り組めます。また、DXを実現しさまざまな環境変化に対応しながら、新たなビジネスモデル等の創出にチャレンジする人材を育成する研修会をオンラインで開催します。
- ④令和3年3月に新たに策定した「第4次三重県食育推進計画」に基づき、県産食材の学校給食への活用促進など、市町等関係機関と連携して食育推進に取り組むとともに、地産地消を促進するための情報発信に取り組めます。
- ⑤国内外における販路拡大等に向け、オンライン等を活用し商談会等を開催するとともに、県産食材のプロモーションに取り組めます。また、東京2020大会に加え、三重とこわか国体・とこわか大会に向けて、引き続き、県産農林水産物の販路拡大の強化を図るとともに、GAP等の認証取得と販路拡大に取り組めます。
- ⑥生産現場の紹介、食材の特徴やこだわりの生産方法などを参加者に伝えるため、ご当地グルメや郷土料理の背景を学びながら調理するオンライン料理教室やオンライン工場見学を通じた指導を受けながら自宅等で調理するオンライン食品工場ツアーを開催するとともに、ライブ配信やSNSへの投稿などを通して、県産食材の魅力を発信します（みんつく予算）。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんの「食」に対する多様なニーズに応え、安全で安心な農産物が生産され、安定的に供給されることにより、本県農業の持続的な発展と県民の皆さんの健全な食生活の実現につながっています。また、収益性と高付加価値化を意識した農業の戦略的な振興や多様な担い手が共生する営農体制の構築、若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現のための取組が進められ、次代を担う農業人材が活躍しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標はほぼ達成し、副指標の平均達成率も93%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
農業産出等額		1,210 億円 (元年)	0.99	1,214 億円 (2年)		1,222 億円 (4年)
	1,205 億円 (30年)	1,199 億円 (元年)				

目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方

目標項目 の説明	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策*等による交付金等を含む）
3年度目標値 の考え方	農産物単価を現状水準と想定（経営所得安定対策等による支援措置を想定）したうえで、米の需給見通し、麦・大豆等の振興方針、園芸・畜産の生産動向をふまえて設定しました。

副指標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
米、小麦、大豆 の自給率（カロ リーベース）		78.5% (元年度)	0.96	79.0% (2年度)		80.0% (4年度)
	78.0% (30年度)	75.4% (元年度)				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合		35.0%	0.84	37.0%		40.0%
	31.1%	29.5%				
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率		45.2%	1.00	48.3%		55.2%
	43.0%	45.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	8,633	7,203	10,747		
概算人件費		2,414			
(配置人員)		(265人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた茶、花、牛肉などの農業者等に対する経営支援や販路拡大支援に、国の事業等を活用しながら、関係機関と連携して取り組みました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の支援に取り組む必要があります。
- ②農業の競争力強化を図るため、国の「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく対策を活用し、麦の乾燥調製施設や養豚飼養管理施設の整備など、農業経営における生産コストの低減や高付加価値化等、収益力強化に向けた取組を支援するとともに、経営安定のための農業保険制度の推進等に取り組めました。引き続き、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効などに伴う国内外の情勢を注視し、必要な対策を実施する必要があります。
- ③持続可能なもうかる水田農業の実現に向け、「三重の水田農業戦略 2020*」を策定するとともに、稲・麦・大豆の優良種子の安定供給を図るため、「三重県主要農作物種子条例」を制定するなど、本県水田農業の発展に向けた取組を進めました。また、新たなマーケット等に対応した水田作物の生産拡大に向け、「みのりの郷」、「なついろ」など業務用途向け水稻品種への転換や麦・大豆等の作付拡大に取り組むとともに、米飯加工業者における「結びの神」の利用を進めるなど販路拡大につなげました。さらに、米需給の安定に向けては、農業再生協議会を通じた生産者への情報提供等に努め、令和2年産米について「生産量の目安」に沿った生産につなげるとともに、「みえのお米を食べようキャンペーン」等の県産米の消費拡大を図りました。引き続き、「三重の水田農業戦略 2020」に基づく取組を着実に進めるとともに、稲・麦・大豆の優良種子の安定供給、マーケット等の要望に対応した安定生産・品質向上に向けた取組、主食用米から他作物への転換、県産米の需要拡大に向けた取組などを進めていく必要があります。

- ④小規模な高齢農家や兼業農家など家族農業において、農業収入の向上に向けた米の品質向上や農作業が集中する時期の労働力不足が課題となっています。今後は、収入増に向けた米の品質向上を図る技術の普及に取り組むとともに、農繁期に労働力を確保する仕組みを構築する必要があります。
- ⑤野菜の振興では、県産野菜の供給力強化に向けて、三重なばなについて、機械化収穫体系の実証に取り組むとともに、青ねぎについては、出荷予測の精度向上による市場価格の安定化に向け、気象変動の影響を緩和するための圃場の気象観測データに基づく栽培管理体系の実証を支援しました。引き続き、機械化収穫体系の確立や気象変動に対応した栽培管理の確立に向けた現地実証に取り組むとともに、水田への高収益作物の導入や施設野菜の拡大を通じて、県産野菜の供給力強化を図る必要があります。
- ⑥果樹の高品質化やブランド化を図るため、柑橘について、新品種の導入拡大やマルチ・ドリップ栽培の拡大に取り組みました。特に、紀南地域の柑橘では、三重南紀柑橘産地において設置した生産者や関係機関などによるコンソーシアムにおいて、データ活用による高度な栽培管理と省力化を目的としたスマート農業技術の実証に取り組みました。また、アジア経済圏への輸出拡大に向け、タイ向け柑橘について、検疫条件に対応するための機械整備等のサポートに取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、輸出量は昨年度を下回る結果(6.3t)となりました。三重みかん輸出産地形成プロジェクトにおいて、海外マーケットのニーズに合わせた出荷規格で香港への試験輸出(0.2t)に取り組みました。今後、果樹の生産性の向上に向け、スマート農業技術の導入を促進するとともに、産地の発展につながるよう、産地が一体となった輸出拡大の取組などを促進する必要があります。
- ⑦伊勢茶の消費拡大を図るため、国の事業を活用し、観光施設、学校、企業等にティーバッグ等の試供品を配布(155t)しました。また、伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、海外販路の拡大に向け、大手旅行事業者と連携し、ベトナムにおいて本県の産地を紹介するオンラインツアーを実施しました。引き続き、需要の拡大に向け、伊勢茶の県内での消費拡大に取り組むとともに、輸出に対応した産地づくりに向け、輸出相手国の残留農薬などの規制に対応した栽培等のサポートや大手旅行事業者との連携を強化しながら、既存販路への輸出量の拡大と新規販路開拓に向けた取組等を促進することが必要です。
- ⑧花き花木の需要拡大を図るため、国の事業を活用し、花き関係団体と連携しながら公共施設等への飾花を行うとともに、小中学校等(21校、1171名)や病院等事業所(640名)を対象とした「花育」事業に取り組みました。今後、県産花き・花木類について、イベント等の実施を通じて産地情報の発信に取り組むとともに、新たな活用方法の提案による需要創造を進め、消費拡大につなげる必要があります。
- ⑨畜産経営の競争力を強化するため、高収益型畜産連携体*の育成、県産和牛子牛の確保に向けた繁殖用雌牛の増頭への支援や受精卵移植の促進、食品製造副産物等を活用したエコフィード*の導入促進等に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた三重のブランド牛経営の安定に向けた支援に取り組みました。引き続き、高品質で特徴ある畜産物の生産体制整備を支援していく必要があります。
- ⑩県産畜産物の輸出を促進するため、マレーシア、タイ、台湾等アジア圏への輸出拡大をめざす畜産事業者の主体的な取組をサポートしました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響により、輸出の停滞が発生しましたが、輸出の再開が早いタイにおいて、現地レストランで伊賀牛の牛肉とオンラインでの動画配信を組み合わせたPRを行うなど輸出ルートの構築に向けた支援を行いました。引き続き、生産者団体と連携しながら、県産畜産物の輸出をめざす事業者等の取組を支援するとともに、輸出ルートの構築などを進める必要があります。

- ⑪農業および農村の活性化に向け、意欲のある地域等を対象として、地域活性化プラン*の策定支援に取り組み、514プラン（新規50プラン）が策定されました。今後も、地域活性化プランの策定地域を支援しながら、地域における価値創出の取組を促進する必要があります。
- ⑫担い手への農地の集積・集約化に向け、基盤整備事業や集落営農等を進める地域などを重点地区に設定し、市町やJA等と連携しながら、集落座談会や意向調査等を通じて地域の合意形成を図り、人・農地プラン*が作成されました。また、農地中間管理事業*の活用促進に向け、市町農業委員会に設置された農業委員および農地利用最適化推進委員を対象とした研修会（12回、656人参加）を開催し、専門知識の習得や優良な取組事例等の共有を図りました。今後も、実効性の高い人・農地プランの策定に向け、市町やJA、農業委員会等と連携しながら、地域の話し合いを活性化するとともに、地域の推進体制を強化していく必要があります。
- ⑬雇用力のある法人経営体を育成するため、公益財団法人三重県農林水産支援センターに設置した「三重県農業経営相談所」において、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する経営体（54件）を重点支援対象に選定し、中小企業診断士等の専門家派遣等（37件）による経営診断や助言などのサポートを行った結果、法人経営体数は565経営体（累計）となりました。今後は、経営体の持続的発展に向け、法人化や経営継承などの経営課題の解決に向けたきめ細かなサポートに取り組むとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生する地域営農体制を構築していくことが必要です。
- ⑭新規就農者の確保に向け、県内において農林漁業就業・就職フェア（1回）を開催するとともに、県外の就農フェア等にオンラインで参加（東京2回、大阪1回）し、就農相談に対応しました。また、農業高校での出前授業（4回）による若者の就農意欲喚起や国の農業次世代人材投資資金を活用した支援等を行いました。また、農業ビジネス人材の育成に向け、平成30年度に開設した「みえ農業版MBA養成塾*」では、第3期生2名が1年目のプライマリーコースを修了しました。令和3年度に入塾する第4期生の確保に向け、雇用型インターンシップ受入法人等の拡充（新規5法人、計20法人）や県内外での塾生募集（4回）などに取り組んだ結果、問合せ（57名）と申込み（7名）があり、最終的に1名の入塾生を確保しました。さらに、新規就農者等と産地の「居抜き」資産のマッチングに取り組んだ結果、5件の遊休農業施設が移譲されました。引き続き、農業次世代人材投資資金を活用した支援に加え、若者の就農意欲喚起に向けた農業高校との連携強化や経営体への雇用就農や定着に向けた労働環境の整備に注力していく必要があります。また、「みえ農業版MBA養成塾」のカリキュラムを充実させ、塾生による知識や経験の習得を支援するとともに、卒塾者に対する就農や起業等をサポートしていく必要があります。
- ⑮農繁期の労働力不足への対応に向け、北勢トマト産地では、JA選果場と福祉事業所（2件）とのマッチングにより、障がい者（15名）の施設外就労による選果作業等への就労モデルを実証しました。紀南柑橘産地では、大学生等の長期休暇を活用した援農の試行活動（7名、5日間）や地元との検討会等（3回）を行いました。引き続き、施設外就労や援農活動等の定着に向けた仕組みづくりや効果の検証を行うとともに、他地域への展開を図る必要があります。
- ⑯若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現に向け、伊賀米と伊勢茶、青ネギ、梨をモデルに、ICT等を活用し、収集した気象や生育データ等に基づく栽培技術を検証するなど、新たな営農体系の確立を図る取組を支援しました。引き続き、果樹や施設園芸などさまざまな品目において、スマート農業の導入に向けた機運の醸成を図るとともに、ICT等を活用した高度な生産技術の現地実証と普及を図る必要があります。

- ⑰営農の高度化、効率化を図るため、ほ場整備（8地区）やパイプラインの整備（20地区）に取り組むとともに、農業用施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定（10地区）、機能保全工事（14地区）に取り組みました。引き続き、農業生産性の向上等に向け、「三重県農業農村整備計画＊」に沿って、計画的に生産基盤の整備を進める必要があります。
- ⑱令和元年および令和2年に被災した農地・農業用施設等について、市町等と連携して早期の復旧に取り組むとともに、大雨や暴風による農産物等の被害を最小限とするため、台風等に対する事前・事後対策をまとめた農業者向けの防災技術マニュアルの周知に努めました。引き続き、被災した農地・農業用施設等の復旧に努めるとともに、防災技術マニュアルについて農業者への周知徹底を図る必要があります。

・生産者や生産者団体等と連携し、米の安定生産をはじめ農畜産物の生産拡大や魅力発信、生産基盤整備の着実な推進などに取り組みましたが、茶や畜産物等の価格低迷などにより「主指標」を達成することができませんでした。今後は、「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて、引き続き安全で安心な農産物の供給、収益性と高付加価値化を意識した農業の戦略的な振興、雇用力のある経営体や小規模な家族農業等多様な担い手が共生する営農体制の構築、次代を担う農業人材の育成などの取組を進めるとともに、県産米や伊勢茶等の需要拡大に向け取り組む必要があります。

令和3年度の取組方向

【農林水産部 次長 近田 恭一 電話：059-224-2501】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等に対する経営支援や販路拡大支援に、引き続き、関係機関と連携して取り組みます。
- ②農業の競争力強化を図るため、国の「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく対策等を活用し、産地の収益力強化や畜産経営の規模拡大、生産性向上を図る取組への支援を進めるとともに、経営安定のための農業保険制度の推進等に取り組めます。
- ③水田農業の振興に向け、「三重の水田農業戦略2020」等に基づき、「結びの神」「伊賀米コシヒカリ」等のブランド米の販路開拓や業務用需要への対応強化、主食用米から飼料用米や大豆等への作付転換、新たなマーケット等に対応した米・麦・大豆等の生産拡大を図ります。また、稲・麦・大豆の種子については、三重県主要農作物種子条例に基づき、関係機関と連携しながら安定供給の確保に努めます。
- ④県農業の軸である水田農業の一翼を担う家族農業の維持に向け、家族農業でも取り組める高品質米栽培技術体系を確立するため、スマート農業技術を取り入れた栽培技術の実証に取り組むとともに、農繁期の労働力を確保するため、労働力の不足する家族農業と短期間でも農作業に従事可能な人材とをマッチングする仕組みづくりに取り組みます。
- ⑤野菜の振興に向け、価格安定対策事業等の推進や、水田フル活用に向けた水田地帯における加工・業務用野菜の産地づくりなどに取り組むとともに、イチゴ等の施設野菜の生産拡大を進めます。
- ⑥果樹の高品質化やブランド力の向上に向け、柑橘の新品種やマルチ・ドリップ栽培技術等の導入促進に取り組めます。また、生産性の向上に向け、スマート農業技術の普及を進めるとともに、柑橘産地において、園地の集約や再整備等に向けた合意形成を図ります。さらに、県産果実の輸出拡大に向け、輸出相手国の規制への対応や簡易な出荷規格の導入等新たな輸出モデルの実践などに取り組めます。

- ⑦伊勢茶の振興に向け、「三重県茶業振興計画（仮称）」を策定するとともに、需要拡大については、伊勢茶応援企業等の協力を得ながら、ティーバッグとマイボトル等の活用による伊勢茶の飲用習慣づくりに向けた取組や、大手旅行事業者と締結した連携協定に基づき、「伊勢茶輸出プロジェクト」を中心とした、海外現地企業と連携した伊勢茶のPRや販路拡大の取組などを進めます。
- ⑧県産花き花木の需要拡大に向け、全国イベント等を通じたプロモーションに取り組むとともに、消費者を対象とした展示・販売や体験教室を開催するなど、花育の推進に取り組めます。
- ⑨畜産経営の競争力強化に向け、高収益型畜産連携体の育成、食品製造副産物等を活用したエコフィードの導入等を通じて、畜産物の生産コストの低減や高付加価値化などに取り組めます。
- ⑩牛肉の輸出に向けて、ベトナム等のアジア諸国を中心に、事業者等と連携しながら、現地でのPR活動など輸出ルートの構築支援に取り組めます。
- ⑪地域の特性を生かしながら、農業および農村の活性化が進むよう、集落や産地において、地域資源の活用により新たな価値創出をめざす「地域活性化プラン」の取組を進めます。
- ⑫担い手への農地集積・集約化の加速化に向け、市町などの関係機関と連携しながら、策定された「人・農地プラン」に基づき、関係者が一体となった担い手の確保や農地集積に向けた推進体制の充実に取り組むとともに、農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の活用を図ります。
- ⑬雇用力のある法人経営体の育成に向け、意欲ある経営体を対象として、三重県農業経営相談所を通じた事業継承や6次産業化*等の経営発展に対応する専門家の派遣など法人化に向けた取組への支援等に取り組めます。
- ⑭次代の農業を担う人材の確保に向け、新規就農者等に対する、農業次世代人材投資資金等を活用した就業・定着支援や、農業高校での出前授業および先進農業法人への視察研修、遊休農業施設等のマッチングなどに取り組むとともに、「みえ農業版MBA養成塾」において、デジタル技術を活用したオンライン講義など新たな日常への対応やカリキュラムの充実に取り組めます。
- ⑮多様な人材に農業が働く場として選ばれるよう、経営者の意識改革を図り、就業者に働きやすさややり甲斐を提供できる職場環境や人材の育成体制を整備するなど、農業経営体等の「働き方改革」を推進・支援します。また、他産業からの多様な人材の参入を促進するとともに、そうした人材と農業経営体等とをマッチングする仕組みの構築を支援します。
- ⑯農業の省力化や次代への技術継承に向け、ICTなどを活用した高度な生産技術体系の現地実証等を通じて、スマート農業技術の現地実装の促進および普及等に取り組めます。
- ⑰営農の高度化、効率化を図るため、引き続き、スマート農業に適したほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化などの農業生産基盤の整備を計画的に進めます。
- ⑱農地・農業用施設等の災害復旧に市町等と連携して取り組めます。また、大雨や暴風による農産物などの被害を最小限とするための台風等への事前・事後対策をまとめた防災技術マニュアルについて、引き続き、農業者への周知徹底を図ります。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

循環型資源である県産材が社会のあらゆる場面で活用され、林業活動がビジネスとして活発に展開されることにより、森林資源の持続的な活用と育成が進むとともに、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標については、目標値をおおむね達成し、副指標の平均達成率も 0.94 であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県産材素材生産量		400 千 m ³	0.99	405 千 m ³		415 千 m ³
	406 千 m ³	399 千 m ³				
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で生産される木材の供給量					
3年度目標値の考え方	令和5年度に平成30年度実績（395千m ³ ）から20千m ³ 増加させることを目標値としており、令和3年度は平成30年度実績（395千m ³ ）から10千m ³ 増加させることを目標として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
公益的機能増進 森林整備面積 (累計)		3,650ha	0.81	5,850ha		11,650ha
	1,552ha	3,251ha				
林業人材育成人数 (累計)		125人	1.00	190人		320人
	88人	139人				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域に密着した 森林環境教育・ 木育指導者数		140人	1.00	160人		200人
	127人	147人				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,410	4,464	6,509		
概算人件費		710			
(配置人員)		(78人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を円滑に進めるため、「みえ森林経営管理支援センター」等を通じた市町への支援に取り組んだ結果、森林環境譲与税を活用した森林整備が約300ha実施されました。また、集中豪雨や台風等による豪雨災害が多発する中、倒木などが原因となる大規模な停電を未然に防止するための計画伐採を開始し、6市町において危険木の伐採が行われました。今後は、森林経営管理制度の円滑な実施による間伐等の森林整備の促進に向けて、市町の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備を加速化させる必要があります。また、引き続き、みえ森と緑の県民税の活用による「災害に強い森林づくり」にしっかりと取り組むとともに、森林づくりに取り組む活動団体を増加させるなど、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めていく必要があります。
- ② 森林資源の循環利用による持続的な林業経営と素材生産量の増大に向けて、低コスト造林や搬出間伐、高性能林業機械の導入等に取り組んだほか、花粉症対策への高いニーズをふまえ、県が少花粉種子を安定的に供給するため、林業研究所の敷地内に新たに採種園を整備しました。引き続き、林業現場における生産性向上のため、施業の集約化や生産基盤の整備を促進するとともに、花粉症対策のニーズに応じられるよう苗木生産事業者等も含めた少花粉苗木の供給体制を整備し、少花粉苗木等への植替えを促進していく必要があります。
- ③ 林業のスマート化の実現に向けて、鈴鹿市、亀山市、度会町地内において、新たに約270km²の航空レーザ測量*を実施し詳細な森林資源情報や精度の高い地形データを取得しました。また、林業事業者がこれらのデータを活用して施業が実施できるよう、森林クラウドの導入促進を図るとともに、データの活用方法に関する研修等を開催しました。一方で、林業現場における労働災害発生率(千人当たり)は、約30年にわたり全産業の中で最も高いものとなっているほか、生産性についても林業先進国と比較すると低位となっており、ICT技術等を活用した林業のスマート化をさらに進め、「持続可能なもうかる林業」を実現していく必要があります。

- ④県産材の利用拡大を図るため、県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者を登録する「木づかい宣言」事業者登録制度*を推進し、新たに13事業者を登録したほか、県内の建築士や県・市町の営繕担当者等を対象とした中大規模建築物等の木造設計にかかる研修会を延べ6日間開催しました。また、新たな需要に対して木材を安定的に供給できるよう、木材産業事業者と建築関係事業者等との連携体制（サプライチェーンマネジメント）の構築等に取り組みました。引き続き、県産材の利用拡大に向けて、展示効果の高い公共建築物等の木造・木質化や、中国等への輸出に向けた取組を進めるとともに、令和3年4月に施行された「三重の木づかい条例」に基づき、オール三重で「三重の木づかい」を進めていく必要があります。
- ⑤「みえ森林・林業アカデミー*」の「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」の基本3コースに県内外から25名の受講生が参加したほか、さまざまなニーズに応じたより専門性の高い技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に延べ152名が参加するなど、次代を担う林業の人材育成に取り組みました。また、これまで取り組んできた森林環境教育・木育を次のステージへと発展させるため、令和2年10月に「みえ森林教育*ビジョン」を策定し、県が進める森林教育の基本的な考え方や取組方向について整理しました。今後は、「みえ森林・林業アカデミー」において、社会のニーズに対応した講座の開催、「みえ森林教育ビジョン」に基づいた、子どもから大人までの一貫した人材育成を展開するとともに、新規就業者の確保につなげていくことが必要です。

・低コスト造林や搬出間伐の促進、県産材の利用拡大などに取り組んだ結果、「主指標」である県産材素材生産量の目標値をおおむね達成することができました。一方で、住宅着工戸数の減少等を受けて、製材用の素材生産量が減少傾向にあることから、公共建築物等の非住宅建築物の木造・木質化等をさらに進めていく必要があります。また、「持続可能なもうかる林業」の実現に向けて、ICT技術等を活用した林業のスマート化を推進し、林業生産活動の効率化や安全性の向上を図っていくことが必要です。

令和3年度の取組方向

【農林水産部 次長 村上 浩三 電話：059-224-2501】

- ①森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理をさらに本格化させるため、「みえ森林経営管理支援センター」等を通じた市町への支援の充実を図るとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備を促進します。また、みえ森と緑の県民税を活用して、「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出や、流域防災機能の強化を図るための面的な森林整備、大規模な停電を未然に防止する計画伐採のほか、市町による地域の実情に応じた森林づくりを促進するとともに、企業や森林ボランティアの森づくり活動に関する相談対応や情報提供、資機材の貸出等の支援を通じて、森林づくりに取り組む活動団体の増加を図ります。
- ②森林資源の循環利用による持続的な林業経営と素材生産量の増大を図るため、低密度植栽等による低コスト造林や、製材・合板工場等への原木の供給力強化に向けた搬出間伐、森林経営計画の作成による森林施業の集約化、路網整備や高性能林業機械等の基盤整備などを促進します。また、花粉発生源対策を推進するため、同量の種子からより多くの苗木を生産するための育苗技術の開発や苗木生産事業者への技術支援等に取り組み、少花粉苗木への植替えを促進していきます。

- ③林業や木材産業を「持続可能なもうかる林業」へ転換し、若者に魅力ある職場とするため、県内で先進的に林業のスマート化に挑戦しようとする事業者や市町等と連携し、LPWAN*等のICT先端技術を活用した作業の安全性の向上や省力化、効率化を図るとともに、航空レーザ測量による詳細な森林資源情報の把握と活用を進めるなど、スマート林業の実装に取り組みます。
- ④公共建築物等の需要の獲得や、内装材等での利用促進に向けて、引き続き、中大規模木造建築物等の設計に係る研修会の開催や、首都圏の公共団体への働きかけ等に取り組みます。また、木材産業事業者や建築関係事業者が連携した新たな内装材等の商品開発を支援するとともに、中国等の輸出先国でのPR活動や、オンライン住宅展示場等のデジタルツールを活用した情報発信などに取り組みます。さらに、「三重の木づかい条例」に基づく木材利用方針を定め、公共建築物等の木造・木質化をさらに進めるとともに、日常生活や事業活動において、木材が当たり前に使われる社会づくりを進めていきます。
- ⑤子どもから大人までの一貫した人材育成を展開するため、林業人材の確保・育成や森林教育、研究や普及といった機能を一元化した新たな体制を構築します。新たな体制においては、「みえ森林・林業アカデミー」における人材育成カリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、みえ森林教育の取組を広げていくためのプログラムの作成や、さまざまな課題に対応できる人材の育成を進めます。さらに、子どもから、林業のプロフェッショナルまで幅広い人材育成を推進していくための拠点としての施設整備に取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理や競争力のある養殖業の確立とともに、多様な担い手の確保や水産業者等の経営力の強化などにより、水産業が安定的に継続されることで、県民の皆さんの多様なニーズに応える水産物が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標については、目標値を達成できなかったものの、副指標の平均達成率が0.95であることをふまえ、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
漁業産出額		51,253 百万円 (元年)	0.82	51,868 百万円 (2年)		53,147 百万円 (4年)
	44,596 百万円 (30年)	42,214 百万円 (元年)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	海面漁業（養殖を含む）の産出額					
3年度目標値 の考え方	魚類養殖の構造改革や経営体の法人化の促進等により、養殖業を成長産業化することで、海面漁業（養殖を含む）の産出額を現状値から増加させることをめざし、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「浜の活力再生 プラン*」策定 地区における漁 業所得の増加率		102 (元年度)	0.86	104 (2年度)		108 (4年度)
	100 (30年度)	88 (元年度)				
沿岸水産資源の 資源評価対象種 の漁獲量に占め る割合		34.0% (元年)	1.00	42.0% (2年)		58.0% (4年)
	25.5% (30年)	34.0% (元年)				

副指標	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長（累計）		566m	1.00	616m		716m
	493m	570m				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	2,679	3,478	4,613		
概算人件費		802			
（配置人員）		（88人）			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例 *」に基づき、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画 *」を策定しました。今後は、基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業経営の維持・安定に向けて、相談窓口の設置や漁業経営維持安定資金の融資枠の拡大などに取り組むとともに、県産水産物の在庫解消に係る支援として、国や市町が実施する消費喚起キャンペーンの登録飲食店等における県産水産物の販売促進や、新たな販路開拓に向けた加工機器のリース支援、県産水産物の学校給食への提供、県内量販店と連携した県産食材の消費喚起キャンペーンを実施しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人技能実習生の確保が難しい経営体による人材確保等の取組への支援に加え、水産物産地卸売市場における衛生管理の向上に係る施設改修や、イセエビの加工など、内食や中食、通信販売向け商品として水産物を加工・販売する新たな取組等への支援を行いました。引き続き、制度資金を活用した資金繰り対策や県産水産物の販売促進などに取り組んでいく必要があります。
- ③水産資源の維持及び増大に向けて、本県の重要沿岸資源 14 種（うち新規 7 種）についての科学的知見をふまえた資源評価を実施するとともに、重要魚種の種苗生産や放流など栽培漁業の推進、漁業者による資源管理計画 * の策定への支援（12 計画策定）に取り組みました。また、漁業秩序の維持のため、関係漁協と連携して貝類等の密漁を対象としたパトロールを実施しました。さらに、海女による豊かな海づくりをめざして、ドローン等を活用した藻場情報を見える化する仕組みづくり等に取り組みました。引き続き、科学的知見をふまえた資源管理の推進や栽培漁業の推進、地元漁業者と連携した密漁対策、海女をはじめ漁業者が主体的に取り組む資源管理の促進に取り組んでいく必要があります。

- ④競争力のある養殖業の構築に向けて、魚類養殖については、AIを活用した完全自動給餌システムや水中カメラを用いた疾病発見システムの開発に係る実証試験を開始し、給餌システムでは1割以上の餌料効率の向上など、餌料コスト削減効果を見込めることが明らかになりました。また、8月下旬から、高水温による衰弱に伴う疾病によりマハタのへい死が確認されたことから、へい死拡大防止のために飼育管理の徹底を指導するとともに、例年11月に行われる種苗の養殖業者への引き渡しを、本年度は海水温が低下安定する12月から1月に行いました。藻類養殖については、海況に適応したノリの適正養殖管理に向け、ICTブイにより伊勢湾海域12地点で収集した海水温等のデータをリアルタイムで配信する仕組みを構築するとともに、栄養塩が少ない環境下でも色落ちしにくい黒ノリ品種について、鈴鹿、伊勢、鳥羽海域での実証試験を開始しました。真珠養殖については、アコヤガイのへい死軽減に向け、4月からSNSを活用した環境情報の配信とともに、へい死が始まった6月には「三重県真珠養殖対策会議」を設立し、カゴの深吊り等ストレス緩和対策の周知、8月にはへい死等警戒情報の注意喚起基準28℃に達したことから、ストレスとなる作業の中止等の注意喚起を行った結果、稚貝のへい死率は44%と、昨年(70%)と比べて低くなりました。また、3月には真珠の魅力を海外に発信できる真珠養殖業者等を育成するためのセミナーを開催するとともに、三重の真珠ストーリー等をオンラインで発信するPRプラットフォームを三重県真珠振興協議会のホームページ上に整備しました。引き続き、養殖業のスマート化の促進や、気候変動に伴う高水温などの海況の変化に適応した養殖業の実現を図るとともに、「三重県真珠振興計画*」等に掲げた真珠の生産性・品質向上、国内外への魅力発信の取組を着実に進めていく必要があります。
- ⑤多様な担い手の確保及び育成に向けて、志摩市で6月に実施された真珠養殖業における水産高校生の職場体験(1名参加)や9月に開催されたみえ真珠塾の短期研修(2泊3日、大学生1名参加)を支援するとともに、鈴鹿市で協業化・法人化を検討する経営体へ中小企業診断士を派遣しました。また、事業承継にかかる相談窓口を三重外湾漁協に設置するとともに、あおのり養殖において使用しなくなった資材をマッチングする取組を支援しました(1件成立)。さらに、鳥羽磯部漁協管内のノリ養殖、カキ類養殖、船びき網漁業等の現場作業においてアシストスーツやパワードスーツの導入試験を行った結果、収穫や水揚げなどの作業で腰の負担軽減に一定の効果があることが明らかになりました。引き続き、漁師塾*等に参加する就業希望者が、地域の漁業に円滑に着業・定着できるよう支援するとともに、協業化や法人化を促し、担い手の受け皿となる安定した経営基盤を有する経営体の確保を図っていく必要があります。
- ⑥安定した経営体の育成に向けて、制度資金の融資を通じて、操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力・省コスト化に資する機器等の導入を促進しました。引き続き、所得向上につながる漁船等の導入、漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進していく必要があります。
- ⑦県産水産物の競争力強化に向けて、海外バイヤーとの商談機会を創出するため、9月に東京シーフードショーに出展し、活カキなど県産水産物の輸出に向けたPR等を実施するとともに、2月および3月にマレーシア等の現地バイヤーなどとのオンライン商談会を設けました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している水産物輸出の商流のつなぎ直しや販路拡大に向け、関係機関と連携し、デジタル技術も活用しながら、恒常的な輸出につなげる必要があります。

- ⑧災害に強く生産性が高い水産基盤の整備に向けて、錦漁港での耐津波防波堤整備や白塚漁港における水産業BCP*を策定しました。あわせて老朽化の進んだ施設については、長寿命化に向けた補修工事を実施しました。また、水産業の生産性を高めるため、鳥羽市での黒ノリ共同加工施設、紀北町および御浜町での築いそ整備への支援を行いました。水産動植物の生育環境の保全、改善および創造に向けて、熊野灘での藻場造成等に取り組むとともに、活動組織が行う藻場・干潟等の保全など水産多面的機能の発揮に必要な支援を行いました。引き続き、防災・減災対策のための漁港の機能強化および計画的な保全工事を進めるとともに、関係漁協等と連携し、共同利用施設等の整備を進める必要があります。
- ⑨活力ある漁村の構築に向けて、「浜の活力再生プラン」（松阪地区、南島地区）や「浜の活力再生広域浜プラン」（黒ノリ、魚類養殖、漁船漁業）について、第2期プランの策定を支援するとともに、内水面域の活性化に向けて、稚アユ放流やカワウ駆除など内水面資源の保全、ヨシ帯の保全や河川の清掃活動など漁場環境・生態系の維持・回復への支援を行いました。引き続き、浜の活力再生プラン等の策定、内水面資源の保全・活用、内水面漁協の経営安定や健全な運営に向け支援していく必要があります。

・「主指標」である漁業産出額については、マグロ漁船の廃業に伴う漁獲量の減少に加え、ノリ養殖において黒潮の蛇行に伴う高潮位による生育不良や栄養塩の減少に伴う色落ちにより収穫量が減少したことで、漁業産出額が減少し、目標を達成できませんでした。引き続き、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に掲げる、「水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築」等の施策を総合的かつ計画的に推進することで、目標達成に向け、取り組んでいきます。また、副指標である「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率については、不漁により所得が赤字となった地区があったことなどから目標を達成できませんでした。引き続き、漁業所得の向上につながるよう、浜の活力再生プランの実践に取り組む漁業者を支援していきます。

令和3年度の実行方針

【農林水産部 次長 荒島 幸一 電話:059-224-2501】

- ①「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向けて、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に掲げる、「水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築」、「多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化」、「災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築」等の施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業経営の維持・安定に向けて、漁業経営維持安定資金の融資を通じ、水産業者等の経営再建を支援するとともに、学校給食への食材提供など県産水産物の販売促進の取組、水産業者による6次産業化*を通じた高付加価値化などの取組を促進します。
- ③水産資源の維持・増大に向けて、科学的知見をふまえた資源管理を推進するとともに、重要魚種の種苗生産や放流など効果的な栽培漁業の推進、関係漁協等と連携した密漁防止対策等に取り組みます。また、海女による藻場の管理やアワビの増養殖の取組を支援します。

- ④競争力のある養殖業の構築に向けて、魚類養殖については、完全自動給餌システムや疾病の早期発見システムの養殖漁場での実証試験に取り組むとともに、生産コストの削減や高品質化、マダイに依存した生産体制からの脱却など、魚類養殖の構造改革を促進します。また、マハタのへい死対策として、疾病被害の軽減に向けたワクチンの2回接種に係る実証試験や高水温に耐性のある種苗の開発に取り組みます。藻類養殖については、ICTブイを増設するなど、リアルタイムの水温情報等を発信できるプラットフォームを強化するとともに、色落ちしにくい黒ノリ品種の養殖漁場での実証試験を進めるなど、栄養塩類の低下への対応等に取り組めます。真珠養殖については、AI・ICT等を活用した水温等の予測情報の配信や、適切な時期に大型稚貝を供給する生産技術の実用化、「三重県版アコヤタイムライン」の運用など、アコヤガイのへい死対策を進めるとともに、非対面、非接触で県産真珠の魅力を配信できるオンラインPRの取組を支援するなど三重県真珠振興計画等に掲げた真珠の生産性・品質向上、需要増進に取り組めます。
- ⑤多様な担い手の確保および育成に向けて、都市の若者等を本県の漁業に呼び込むオンラインによる仕組みづくりや漁業の法人化に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めるとともに、漁師塾や真珠塾の開催等への支援、ロボット技術を活用した省力化により高齢者や女性など多様な担い手がライフステージにあわせて活躍できる環境づくり、事業承継の仕組みづくり等に取り組めます。
- ⑥安定した経営体の育成に向けて、漁業共済や漁業経営セーフティーネット構築事業へのさらなる加入を促進するとともに、制度資金の融資を通じて、個人経営体をはじめとする漁業経営体の操業の効率化など所得向上につながる漁船や省力・省コスト化に資する機器等の導入を促進します。
- ⑦県産水産物の競争力強化に向けて、デジタル技術を活用し、アジア経済圏において県産水産物の輸出拡大をめざす輸出事業者が取り組む商流のつなぎ直しや、新たな輸出先国および需要の掘り起こしを支援するとともに、首都圏等への県産水産物の販売促進、食品衛生法の改正に伴う、HACCPに沿った衛生管理の促進、水産エコラベル認証の取得の促進に取り組めます。
- ⑧災害に強く生産性が高い水産基盤の整備に向けて、漁港施設や海岸保全施設における地震や津波、高潮等への対策、水産業BCPの策定、予防保全が必要な施設の計画的な補修・補強、漁場の環境改善、水産多面的機能の発揮、漁協等が行う共同利用施設の整備への支援等に取り組めます。
- ⑨活力ある漁村の構築に向けて、「浜の活力再生プラン」等の策定・実践に取り組む漁業者等を支援するとともに、内水面地域の活性化に向けて、内水面資源の保全や漁場環境・生態系の維持・回復、遊漁者確保に向けた取組への支援を行います。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく施策・事業に取り組むことにより、中小企業・小規模企業が、直面する経営課題に自ら気づいて対応し、ICTの利活用をはじめとした生産性の向上や、円滑な事業承継、防災・減災対策等が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	主指標の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標値を下回ったものの、副指標はすべて目標値を大幅に上回っているため、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
三重県版経営向上計画*の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合		68.0%	0.73	69.0%		71.0%
	66.8% (30年度)	50.2%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、「営業利益」が認定前と比較し「増加傾向」または「横ばい」と回答した企業の割合					
3年度目標値の考え方	三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業が、大企業並みの景況感を実感できるよう、令和5年度に71.0%とすることをめざして、令和3年度の目標値を69.0%に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数（累計）		3,315件	1.00	5,935件		6,735件 <4,455件>
	3,094件	4,735件				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
事業承継計画の 作成件数および 特例承継計画の 確認件数の合計 (累計)		100 件	1.00	2,739 件		4,739 件 <400 件>
	—	1,783 件				
県内中小企業・ 小規模企業にお けるBCP*等 の策定件数(累 計)		360 件	1.00	932 件		2,500 件
	91 件	867 件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	5,124	13,325	30,103		
概算人件費		191			
(配置人員)		(21人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内各地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興を具体的かつ計画的に実施するため、支援関係団体が一堂に会する「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を県内5地域で開催し、中小企業・小規模企業が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い抱える課題の把握や解決策等の検討を行いました。また、新型コロナウイルスの感染状況により、中小企業・小規模企業をとりまく経営環境が大幅に変化した際には、商工団体や金融機関の長らで構成する「緊急経済会合」を開催するなど現場の声をふまえながら、経営を下支えする緊急支援事業を実施しました。中小企業・小規模企業が、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、引き続き地域社会の持続的形成、維持に重要な役割を果たせるよう適切な支援を行うことが必要です。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模企業の事業継続を支援するため、感染拡大の状況や資金繰りの状況、影響の大きさ等を勘案し、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」(4月、5月、8～9月)、「三重県地域企業再起支援事業費補助金」(10～11月)、「三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金」(2月)、「三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金」(令和3年3月～4月)を募集し、延べ5,703件の支援を行いました。また、支援制度と連携して、企業自身が経営力向上のための計画を作成する三重県版経営向上計画を1,582件認定するとともに、その実現に向けた支援を行いました。引き続き、認定企業が着実に計画を実現できるよう、商工団体と連携し、きめ細かなフォローアップを行う必要があります。
- ③中小企業・小規模企業の持続的発展に向けて伴走型支援を行う商工会・商工会議所について、法律改正等に伴い業務量が増加していることから、経営支援機能強化に向けて経営指導員を4人増員しました。中小企業・小規模企業からの支援ニーズが多様化・高度化する中、引き続き、支援体制の強化が必要です。

- ④中小企業・小規模企業の経営者の高齢化が進む中、後継者難による休業や廃業を抑えるため、関係機関が連携して、早期かつ計画的な事業承継の準備、円滑な事業承継の実施、後継者による経営革新等への挑戦を促進するなど、「プレ承継」「事業承継」「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を三重県事業承継ネットワークにおいて実施し、3,110件の事業承継診断、および1,740件の事業承継計画の策定支援を行いました。今後、事業承継診断や事業承継計画において課題が発見された企業に対して、円滑な承継が図られるようフォローアップが必要です。
- ⑤災害時や感染拡大時における中小企業・小規模企業の事業活動の継続を図るため、事業継続力強化計画の策定支援事業や三重県版経営向上計画の仕組みを活用した身近な防災対策を市町や商工団体と連携して推進し、延べ776件の計画の認定につながりました。引き続き、市町や商工団体と連携し、事業継続力強化計画の策定等を推進することが必要です。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、令和2年度においては、当初3年間実質無利子の「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」や「セーフティネット資金」など、事業者負担を大幅に軽減した新型コロナ関連の融資制度を実施しました。その結果、令和2年度の融資実績は、20,128件、約3,616億円となり、多くの事業者において事業継続のために活用されました。一方、コロナ禍の影響が長期化し、景気回復の遅れから、「新型コロナウイルス感染症対応資金」などの融資を利用する中小企業・小規模企業においては、3年間の無利子期間・据置期間の終了後、返済負担が経営の重荷となることが懸念されます。借入を滞りなく返済し、事業継続に支障をきたすことがないよう、事業者が抱える経営課題の洗い出しや支援方針の策定など、経営改善を図るための支援を丁寧に実施していくことが必要です。
- ⑦令和2年4月の三重県緊急事態措置や令和3年1月の緊急警戒宣言により、休業や営業時間の短縮に協力いただいた事業者へ協力金を支給しました。また、こうした措置に伴い飲食店を取り巻く厳しい環境が続いたことから、飲食店やその取引先等の事業継続のための支援金を支給しました。
- ⑧令和元年10月に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、中小企業・小規模企業におけるキャッシュレス決済の普及を図るため、市町・商工団体と連携して、生産性向上効果やデータ利活用の手法等を検証する「地域活性化キャッシュレスモデル実証事業」を県内2地域において実施するとともに、実証により得られた結果を他地域へ周知・展開し、未導入店舗への導入促進に取り組みました。引き続き、中小企業・小規模企業のキャッシュレス決済の導入を促進し、生産性向上による地域活性化につなげていく必要があります。加えて、コロナ禍における紙幣・貨幣の取扱い機会の減少による衛生的な購買環境の構築を図る必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、人の移動を制限されるなど中小企業・小規模企業の産業基盤に大きなダメージを与えており、「主指標」については、目標を達成できませんでした。中小企業・小規模企業の収益基盤を回復するためには、コロナ後の時代における生産性向上や業態転換など、「新たな日常」へ対応した事業再構築に向けた取組が必要です。

- ① コロナ禍が中小企業・小規模企業の経営に与える影響を見極め、適時適切な支援施策を実施できるよう市町や商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、公益財団法人三重県産業支援センター等と連携を密にし、中小企業・小規模企業へ伴走型支援を行う体制を構築します。
- ② 中小企業・小規模企業における生産性の向上や販路拡大等の経営課題に、企業が自ら気づき、課題の克服をめざして作成する三重県版経営向上計画の認定を行い、経営力向上の取組を支援します。特に、ICTを活用する取組については、プッシュ型の専門家派遣制度を活用して、中小企業・小規模企業における取組のすそ野拡大を図ります。
- ③ 平成30年3月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、関係機関が連携して、早期・計画的な事業承継の準備、円滑な事業承継の実施、後継者による経営革新等への挑戦を促進するなど、事業承継の各段階に応じたきめ細かな支援を総合的に実施します。また、令和3年度末に「三重県事業承継支援方針」における「集中取組期間」が終了することから、改訂に向けた取組に着手します。
- ④ 中小企業・小規模企業における防災・減災対策を促進するため、引き続き商工会・商工会議所や市町と連携して、事業継続力強化計画や三重県版経営向上計画の策定を支援します。また、計画策定の際には、自然災害だけでなく感染症もリスクとして認識し、これらに備えた事前の対策が進むよう啓発を行います。
- ⑤ 中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じることのないよう、引き続き切れ目のない資金繰り支援を行うとともに、感染拡大の影響を克服し、事業再生・再成長に向けた取組に対して資金面からも支援を行います。また、地域経済の核となる中小企業の財務基盤の強化のため、官民一体となったプラットフォームを構築し、資本力強化や経営改善の支援を行います。
- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう支援を行う経営改善コーディネーターを、三重県中小企業支援ネットワークの事務局である三重県信用保証協会に配置します。コーディネーターがリーダーとなって、経営課題等を抱える事業者を商工会・商工会議所、金融機関などの関係機関と連携して支援します。
- ⑦ 令和元年10月に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、キャッシュレス決済の導入を推進することにより、中小企業・小規模企業における生産性向上を図るとともに、衛生的な購買環境の構築にも貢献します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

第4次産業革命等が進展する中、県内ものづくり企業が、産学官連携や自社の特徴・強みを生かし、技術的な課題解決をはじめ、自動車産業の構造変化に対応し、航空宇宙等の新たな分野・事業にチャレンジするなど、時代の変化に適応することで、引き続き、本県経済をけん引しています。また、それを支える技術人材の育成が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標について、概ね目標を達成したことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数（累計）		26件	0.88	53件		110件
	—	23件				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	次世代自動車*や航空宇宙等の次世代ものづくり産業をはじめとする県内ものづくり産業の振興に向け、県内企業が、県の技術支援や技術交流会等を活用し、新たに製品開発や事業化等につなげた件数					
3年度目標値の考え方	新たな製品開発や事業化等につながる取組を促進することにより、平成30年度実績（25件）から毎年1件ずつ増加させることをめざし、令和3年度の目標値を53件に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
技術開発や技術課題解決に向けた共同研究等に取り組んだ企業数（累計）		36社	0.94	73社		150社
	—	34社				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
技術人材育成講座等の参加企業数		100社	1.00	100社		100社
	105社	155社				
四日市コンビナートの競争力強化・先進化に向けた取組数		5件	0.80	5件		5件
	5件	4件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	410	288	446		
概算人件費		474			
(配置人員)		(52人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内ものづくり企業が抱える技術的課題の解決や基盤技術の強化のため、県工業研究所が保有する設備や知見等を活用し、「町の技術医」として技術相談や依頼試験、機器開放等のきめ細かな支援を行うとともに、みえ産学官技術連携研究会の活動を通じた共同研究等に取り組み、34社に対して支援を行いました。引き続き、県内ものづくり企業が抱える技術課題の解決や基盤技術の強化に向けた支援を行う必要があります。
- ②高度部材イノベーションセンター（AMIC）*を中心に、東京大学や三重大学等の先端的研究を行う高等教育機関との産学官連携による共同研究等を通じ、県内ものづくり企業の新たな製品開発や高付加価値化を推進しました。引き続き、先端的研究を行う県内外の高等教育機関と県内企業との産学官連携による共同研究の実施等を通じて、企業の競争力を強化していく必要があります。
- ③県内企業の次世代ものづくり産業への参入や事業拡大を促進するため、県内中小自動車関連企業等自らが提案能力を身につけ、新規取引を獲得していくため、セミナーを2回開催するとともに、企業の課題や要望に即し、段階に応じた専門家による戦略策定に向けた支援・技術的支援等を5社に対して行いました。また、「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、特区制度を活用した企業支援を行いました。引き続き、県内ものづくり企業の新たな事業展開を促進していく必要があります。
- ④本県のものづくり産業の競争力強化を図るため、次世代自動車や航空宇宙等をはじめとする次世代ものづくり産業をけん引する技術人材について、セミナーをオンラインで10回開催するとともに、専門家派遣を行うなど、関係機関と連携しながら育成しました。引き続き、次世代のものづくり産業を担う人材の育成を図っていく必要があります。

- ⑤本県のものづくりを支える四日市コンビナートの競争力強化を図るため、四日市市等と連携し、産学官による協議の場を通じて課題やニーズを共有し、コンビナートのスマート化による生産性向上等の検討に取り組みました。
- ⑥県内ものづくり企業の新たな取引先の開拓や新分野への進出等に向けて、金融機関等の支援機関とも連携しながら、中小企業等が大手企業の開発・技術動向を知る機会としていただくよう、川下企業と商談や技術交流する機会を提供するとともに、県内ものづくり中小企業による川下企業に向けた情報発信を支援するため、ものづくり企業デジタルガイドを作成し、104社の情報を掲載して公開しました。引き続き、県内ものづくり企業の情報発信を支援していく必要があります。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中国をはじめとする海外からの部品等の調達や新たな受注に向けた営業活動も困難となるなど、県内ものづくり企業の事業活動に支障が生じています。このため、中小企業の失われた受注機会の増大に向けて、大手企業と中小企業との商談機会として技術交流会を県直営で2回、外部委託で4回の計6回開催し、併せて67件の商談を創出しました。引き続き、県内ものづくり企業の受注機会の創出に努めていく必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの毀損等の危機を変革へのチャンスととらえ、企業の事業継続性と生産性を高め、あらゆる場面で非対面・非接触ビジネスが展開される「新たな日常」に適応した新しい「三重のものづくり産業」のあり方について、県内製造業等3,264社を対象にアンケート調査を行い、現状と課題を把握するとともに、有識者会議において計3回の議論を行い、必要となる施策とともに取りまとめました。また、企業が生産性や収益力を高めていけるよう、新たに「ものづくり企業競争力強化事業費補助金」を創設し、新たな事業展開に挑戦する取組、DX*を推進する取組等10件を支援しました。令和2年度に取りまとめた新しい「三重のものづくり産業」のあり方、施策をもとにDXを推進しながら、「三重のものづくり産業」の飛躍に向けた取組を着実に展開していくことが必要です。

・県内ものづくり中小企業・小規模企業の技術力向上や人材育成、航空宇宙および福祉・医療分野等の成長産業の振興、技術交流会等による販路開拓の支援等に取り組み、主指標および副指標については目標値を概ね達成することができました。第4次産業革命が進展する中、引き続き、県内ものづくり企業が本県経済をけん引できるよう、産学官連携等による技術的な課題解決や人材育成、新たな分野・事業へのチャレンジ等を支援していく必要があります。

令和3年度の取組方向

【雇用経済部 次長 大西 毅尚 電話:059-224-2414】

- ①これまで構築してきた産学官金ネットワークにより、県内ものづくり企業が持つ強みを生かした新たな事業展開やDXの推進をさらに支援し、企業活動全体の生産性向上を図るとともに、「新たな日常」に適応した新しい「三重のものづくり産業」の振興を進めていきます。具体的には、県内企業が経営上の課題や事業戦略を見直す際に、デジタル技術を有効に活用していけるよう、AMICの機能をより進化させ、「相談」「人材育成」「交流・マッチング」の3つの機能を持つ「デジタルものづくり推進拠点」を新たに設置し、DX推進を牽引するモデル的な取組の創出、「DX寺子屋」の開講と「DX伝道師」の育成、拠点の運営を支援する「サポーターパートナーズ」によるDXの推進、地域金融機関とIT専門家のセットで実施する経営改善とDXの推進等を進めていきます。また、新たな補助制度を創設し、企業の取組段階に応じて支援するなど、産学官金の連携により、県内ものづくり企業の競争力強化を図っていきます。

- ②県内ものづくり企業の安全で安定した経営による事業継続と他分野・新たな業種への開拓を促進するため、県内ものづくり企業自らが提案能力を身につけ、自社の強みを生かした新たな事業展開等に挑戦する企業を支援していきます。加えて、航空宇宙産業については、引き続き認証取得に向けた支援や特区制度を活用した設備投資支援等を行っていきます。
- ③県内ものづくり企業が抱える技術的課題の解決や基盤技術の強化のため、県工業研究所が保有する設備や知見等を活用し、引き続き「町の技術医」として技術相談や依頼試験、機器開放等のきめ細かな支援を行うとともに、みえ産学官技術連携研究会の活動を通じた共同研究等に取り組みます。また、AMICを中心に、東京大学や三重大学等の先端的な研究を行う高等教育機関との産学官連携による共同研究等を通じ、県内ものづくり企業の新たな製品開発や高付加価値化を促進していきます。
- ④本県のものづくり企業の競争力強化を図るため、次世代自動車や航空宇宙等をはじめとする次世代ものづくり産業をけん引する技術人材を、関係機関と連携しながら育成していきます。
- ⑤本県のものづくりを支える四日市コンビナートの競争力強化を図るため、四日市市等と連携し、産学官による協議の場を通じて課題やニーズを共有し、コンビナートのスマート化による生産性向上等の検討に取り組むとともに、DX推進に向けたプラント技術人材の育成等を支援していきます。
- ⑥ものづくり中小企業の新たな取引先の開拓や新分野への進出等を促進するため、オンラインでの商談会等も含めて大手企業等との技術交流機会を提供していくとともに、自動車関連産業における「CASE*」や新型コロナウイルス感染症により変化が予想される大手企業の開発・技術動向を知る機会を創出していきます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

Society 5.0*時代につながる新しい視点・発想やデータの利活用等により、さまざまな産業分野において、新しい商品・サービスが創出され、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力があるしごとが増えています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標を達成し、副指標のいずれも目標を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における商品・サービスの創出等の件数（累計）		27件	1.00	59件		138件
	—	50件				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県の支援を受けて、さまざまな産業分野において、新たな発想やICT等の利活用による新事業展開や、商品・サービスの創出等につながった件数					
3年度目標値の考え方	新たな発想やICT等の利活用による新事業展開や、商品・サービスの創出等につながる取組を促進することにより、前年度を毎年5件ずつ上回ることを目標とし、令和3年度は59件（累計）に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における人材の育成数		225人	1.00	285人		405人
	—	309人				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
産学官連携プラットフォームを活用したプロジェクト数（累計）		2件	1.00	5件		12件
	—	2件				
新エネルギーの導入量（世帯数換算）		694千世帯 （元年度）	1.00	713千世帯 （2年度）		747千世帯 （4年度）
	668千世帯 （30年度）	730千世帯 （元年度）				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	1,268	838	1,766		
概算人件費		1,476			
（配置人員）		（162人）			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①起業や新たな事業展開をめざすスタートアップの自律的・継続的な創出を目的として、県内の先輩起業家、首都圏等で活躍する三重県出身の若手起業経験者等、本県にゆかりのあるクリエイティブ人材等とのネットワークから支援を受けたスタートアップが、その経験をふまえて後輩起業家の支援を行い、起業家支援ネットワークを拡大していく仕組み「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人々の考え方や働き方が大きく変革していることから、新たな社会課題の解決や「新たな日常」の実現に向けて、革新的なビジネスモデルや技術により対応しようとする企業の実証実験や社会実装の支援に取り組みました。引き続き、新たな事業展開をめざすスタートアップが自律的・継続的に創出され、デジタル技術を活用した新たなビジネスなど魅力あるビジネスが創出されるよう「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築を一層進める必要があります。
- ②「空飛ぶクルマ」の活用によるさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上を図るとともに、新たなビジネスの創出をめざし、「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて必要となるインフラや人材等の調査のほか、実証実験に適した飛行ルートや将来的なビジネスにつながる飛行ルートの策定、実証実験に取り組みました。また、社会受容性の向上や県内事業者等関係機関との連携を深めるため、検討会やシンポジウムを開催しました。さらに、「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて積極的に取り組む事業者と協定を締結するなど、連携強化や新たなネットワークの構築を図り、「空の移動革命」の促進に取り組みました。引き続き、三重県内での「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて、社会受容性の向上や実証実験を通じた事業化の支援に取り組む必要があります。

- ③「みえICT・データサイエンス推進構想」の推進母体として、産学官の連携で取組を進める「みえICT・データサイエンス推進協議会」を設立しました。同時に、会員企業によるICT・データ活用推進の取組であるローカル5G並びに人材育成に関するワーキンググループの立ち上げを支援しました。また、経営者向けハンズオン講座やIoT*ワークショップ、データサイエンス人材リカレント教育研修等、さまざまな切り口でデジタル人材の育成に取り組んだところ、総計で延べ514名の受講がありました。さらに、初めて県内3高専と県内企業が連携して実施するハッカソンについて、企画に加わるなど開催支援及び協賛を行いました。こうしたICT・データ活用推進の取組を進めている一方で、昨年行ったアンケート調査の結果では、企業のICT活用への関心が、とりわけ小規模事業所において依然低いままとなっており、企業DX*の推進にあたっての課題となっています。
- ④「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、国・JETRO、関係部局等と連携して商談機会を創出するとともに、クリエイティブ人材等との連携を推進し、新たなサービスや商品開発を支援しました。引き続き、食関連産業における多様な連携を推進し、「新しい生活様式」に対応したサービスや消費者のニーズ変化を捉えた商品開発等を支援する必要があります。
- ⑤県内食関連産業の継続的な発展を支援するため、令和2年3月に設立した「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、商品やサービスに新たな価値を創出できる人材の確保・育成に取り組みました。今後も、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」を活用し、研修・講座等の充実、人材交流の促進など、「みえの食」の将来を担う人材の育成に取り組む必要があります。
- ⑥ヘルスケア分野のさまざまな製品・サービスを創出するため、医療・福祉現場等のニーズと県内ものづくり企業の持つ技術等とのマッチングや、県内外の事業者間のマッチングに取り組みました。また、産学官民が連携してライフイノベーション*に寄与する地域をめざす「みえライフイノベーション総合特区計画」に基づく取組の周知に努めるとともに、企業等の製品開発活動に必要なコーディネートを行いました。その結果、7件の新製品・サービスの開発につながりました。引き続き、ヘルスケア分野における商品・サービスの創出に向け、事業者間のマッチングや製品開発活動のコーディネートを進める必要があります。
- ⑦「三重県新エネルギービジョン」に基づき、3団体のエネルギー地産地消によるまちづくりを支援するとともに、8件の環境・エネルギー関連技術開発に取り組みました。引き続き、多様な主体の協創により、新エネルギーの導入促進、省エネの推進、創エネ・畜エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等を図っていく必要があります。
- ⑧RDF*焼却・発電施設の撤去工事については、地域住民及び関係市町等へ説明を行った後、入札手続を行い、令和4年度中の完了に向けて着手しました。なお、事業総括については、引き続き、総括に必要なデータの整理等を行うとともに、令和3年度中に中間的な報告を行えるよう、関係部局と連携し、取組を進める必要があります。
- ・「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築やICT・データ活用推進の取組、「みえの食」の販路開拓、ブランディング等に取り組んだ結果、新たな発想やICT等の利活用による新事業展開、商品・サービスの創出等が進み、「主指標」については目標を達成できました。

- ①事業立ち上げに挑戦する起業家の事業の自立化を促すとともに、クリエイティブ人材や県内外で活躍する起業家等から支援を受けたスタートアップが、その経験をふまえて次の起業・成長を促すことで、スタートアップが自律的・継続的に創出されることをめざす「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築に取り組みます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い新たに発生した地域課題・社会課題の解決や「新たな日常」の実現に向けた、革新的なビジネスモデルの実証実験や社会実装の支援に取り組み、エコシステムの効果を高めていきます。
- ②「空飛ぶクルマ」の活用によるさまざまな地域課題の解決、新たなビジネスの創出をめざして、民間事業者による機体開発に向けた実証実験の支援や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」の活用等、「空の移動革命」の促進・PRに取り組みます。
- ③県内におけるDXの推進に向け、新たなビジネスの創出につながるようなデータ活用プロジェクトを支援するほか、DXに関する意識を啓発し、県内におけるデジタル化機運を醸成するとともに、DX推進人材、ICT・データ活用人材など、初歩レベルから高度人材レベルまで幅広く人材育成に取り組みます。
- ④国内外のバイヤーを招へいしたオンライン商談会を開催し、商談機会とともにバイヤー等からのニーズを捉える機会を創出します。また、「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、クリエイティブ人材等との多様な連携を推進し、洗練されたサービスや新商品の開発等を支援します。さらに、令和2年3月に設立した「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、商品やサービスに新しい生活様式に対応した価値を創出できる人材の確保・育成に取り組みます。
- ⑤地元有名シェフを講師に迎えた「おうちごはん教室」を開催(オンラインとリアルを併用)し、「みえの食」の魅力発信および消費拡大を図ります。また、「おうちごはん教室」には、地域の子どもたちを招待し、一流のプロの技術・サービス等を見学・体験・試食する機会を提供することで、「みえの食」の将来を担う人材の育成につなげます。(みんつく予算)
- ⑥ヘルスケア産業の活性化を図るため、県内企業と大手医療機器製造販売業者等とのマッチングの精度を高めていきます。また、ヘルスケア分野への新規参入の意欲を示している企業を含め、展示会への出展等を通じた商談機会の創出に取り組みます。
- ⑦「三重県新エネルギービジョン」に基づき、県民や事業者に対して啓発や研修等を行うとともに、エネルギーの地産地消によるまちづくりや、関連技術の開発を支援します。
- ⑧関係部局と連携のうえ関係市町と調整を行い、RDF焼却・発電施設の撤去など、事業の円滑な終了に向けて取り組みます。また、事業総括については、関係部局と連携し、令和3年度中に中間的な報告を行うとともに、すべての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

成長が期待される産業や国際競争力のある産業など多様な産業において、活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、国内外の企業による県内への投資が持続的に行われ、雇用の維持・創出や地域経済の活性化につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標を達成し、副指標のいずれも目標を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内への設備 投資目標額に 対する達成率		25%	1.00	86.4%		100%
	—	291.8%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県が関与した企業による県内への設備投資の目標額に対する達成率 ※なお、目標値の計算根拠となる投資目標額について、令和2年度の実績額（8,579億円）が、計画期間における投資目標額（2,940億円）を上回ったため、令和3年度、令和4年度、令和5年度の目標値については、令和2年度の実績値をふまえた投資目標額（1兆784億円）に対する達成率となっています。					
3年度目標値 の考え方	令和2年度から令和5年度に、県が関与した企業による県内への設備投資の目標額（1兆784億円）の100%達成をめざして、目標額との差額の3分の1を達成することを目標に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
企業立地件数 (累計)		50件	1.00	100件		200件
	—	63件				
操業環境の改善 に向けた取組件 数(累計)		7件	1.00	14件		28件
	—	8件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,414	3,995	3,657		
概算人件費		109			
(配置人員)		(12人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場*化、スマート工場*化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資を促進しました。また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進しました。さらに、市町等と連携しながら、地域経済牽引事業*の促進を図りました。これらの取組を行うことで令和2年度は、投資額8,579億円、立地件数63件となりました。引き続き、企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、県内への新規立地や県内企業の再投資を促進していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要性の高い製品や素材等の生産に取り組む県内企業9社に対して製造補助を行うとともに、県の行政機関が県内で製造された感染予防品を優先的に調達し、安定供給を図れるよう、調達優遇制度を創設しました。(登録企業：10社)また、脆弱性が顕在化したサプライチェーンについて、強靱化を図る県内企業15社に対して製造や雇用に対する補助を行いました。
- ③市町や日本貿易振興機構(JETRO)、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)*協議会、三重県外資系企業誘致推進会議などとの連携を密にしながら、外資系企業の誘致に取り組みました。とりわけ、海外企業との直接の面談が出来ない中、外資系企業ワンストップサービス窓口を活用し、JETROのウェブセミナーへの参加、外資系企業とのウェブによるマッチング面談を行うとともに、GNI協議会と連携し、海外の現地政府機関等とのウェブミーティングを行い、外資系企業やJETROをはじめとする連携機関に対する本県の操業環境情報の効果的な提供、外資系企業が初めて県内に立地する際に重要なポイントとなる認知度向上に向けた情報発信に取り組みました。
- ④規制の合理化や法手続きの迅速化に関する課題を掘り起こすため、企業からの聞き取りを継続的に行うとともに、明らかになった課題の解決に向けた検討を企業や市町とともに進めました。また、新たな産業用地の確保については、計画が進められている産業用地の開発に係る許認可等の手続きが円滑に進むよう、関係部局との調整を行うとともに、土地利用状況、インフラ整備等をふまえた新たな候補地の検討や、民間の開発計画および工場跡地等の未利用地の情報収集を関係市町と連携して進めました。
- ⑤四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、四日市港管理組合が行う港湾・海岸施設の防災・減災対策、老朽化対策、コンテナ耐震強化岸壁(W81)の整備促進などの機能強化や、四日市港の利用促進に取り組みました。令和2年(1月～12月)のコンテナ外貿コンテナ取扱個数は、174,700TEU*となりました。

・企業誘致に関して、企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、県内への新規立地や県内企業による再投資の促進に取り組んだ結果、県民指標並びに活動指標を達成しました。

今後、IoT*、AI等のICTの急速な技術革新の進展や、人口減少・高齢化の加速による生産年齢人口の減少など、県内産業を取り巻く社会経済情勢の大きな変化が想定されるとともに、新型コロナウイルス感染症により脆弱性が顕在化したサプライチェーンの強靱化や拠点化を推進する必要があります。こうした状況にあっても、県内産業が変化に柔軟に対応し、持続的に発展することができるよう、「みえ産業振興ビジョン」に沿って改正した企業投資促進制度を活用するなど、戦略的に企業誘致を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する物品の安定供給を図るため、県内製造企業に対して優先調達制度の活用促進に取り組んでいきます。

令和3年度の取組方向

【雇用経済部 副部長 松下 功一 電話:059-224-2414】

- ①企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場化、スマート工場化、研究開発施設などの高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資、さらにはサプライチェーンの強靱化を推し進めることにより、県内生産拠点の強靱化ひいては本県産業の高度化を図ります。また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進します。さらに、市町等と連携しながら、地域経済牽引事業の促進を図ります。
- ②市町や日本貿易振興機構(JETRO)、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)協議会、三重県外資系企業誘致推進会議などとの連携を密にしながら、外資系企業の誘致に取り組みます。外資系企業ワンストップサービス窓口の活用を進めるとともに、外資系企業や日本貿易振興機構(JETRO)をはじめとする連携機関に対する本県の操業環境情報の効果的な提供、外資系企業が初めて県内に立地する際に重要なポイントとなる認知度向上に向けた情報発信支援を行います。さらには、コロナ後の時代を見据えたインバウンドの取り込みなどに向けた外資系ホテルの誘致に取り組みます。
- ③規制の合理化や手続きの迅速化に関する課題を掘り起こすため、企業からの聞き取りを継続的に行うとともに、明らかになった課題の解決に向けた検討を企業や市町とともに進めます。また、新たな産業用地の確保については、計画が進められている産業用地の開発に係る許認可等の手続きが円滑に進むよう、関係部局との調整を行うとともに、土地利用状況、インフラ整備等をふまえた新たな候補地の検討や、民間の開発計画および工場跡地等の未利用地の情報収集を関係市町と連携して進めます。
- ④四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、コンテナ耐震強化岸壁(W81)の整備促進をはじめ、四日市港管理組合が行う港湾・海岸施設の防災・減災対策、老朽化対策などの機能強化や、四日市港の利用促進に取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部観光局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さん、観光地域づくり法人（DMO*）、観光関連事業者、市町等と一体となって、オール三重で戦略的な観光マーケティングの仕組みを確立し、三重の強みを生かした観光ブランディングや観光の魅力づくり、観光産業の基盤づくり、快適な旅行環境整備に取り組むことにより、三重が旅の目的地として世界から選ばれ続け、観光産業が三重県経済をけん引する産業の一つとして持続的に成長するとともに、地域全体の発展につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	コロナ禍での人の移動制限などによる観光産業全体の落ち込みにより目標は達成できませんでしたが、安全安心な観光地づくりや段階的な観光需要喚起策により、一定の成果は出ていることから、総合的に「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
観光消費額		5,700億円	0.58	5,830億円		6,000億円以上
	5,564億円	3,283億円				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	観光客が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等）					
3年度目標値の考え方	5年度目標値である6,000億円を段階的に目指すために3年度の目標値を5,830億円としています。観光産業全体への新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、観光需要喚起策に取り組むことで、県内観光の早期回復・早期再生を進めていきます。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
観光客満足度		95.0%以上	0.99	95.0%以上		95.0%以上
	93.7%	94.4%				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の延べ宿泊者数		910万人	0.56	920万人		950万人
	860万人	508万人 (速報値)				
県内の外国人延べ宿泊者数		45万人	0.15	52万人		68万人
	39万人	6.6万人 (速報値)				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	571	2,053	10,359		
概算人件費		264			
(配置人員)		(29人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けた県内観光産業の早期再生をめざし、令和2年7月から宿泊割引クーポン「みえ旅プレミアム旅行券」や「みえ得トラベルクーポン」の発行をはじめさまざまな事業を、対象を県民から全国に段階的に拡大しながら実施した結果、旅行需要の喚起や平準化、県内での周遊促進や滞在性の向上などの成果を得ることができました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、観光産業全体が依然厳しい状況にあるため、引き続き宿泊割引クーポンをはじめ、県内の学校が県内で実施する教育旅行への支援や、県内体験施設をお得に利用できるクーポンの発行、高速道路を割引価格で利用できる高速道路ドライブプランの実施など、令和2年度に成果のあった事業を検証したうえで、更に効果的に実施し、旅行者の県内周遊の促進や消費額の増加につなげることで、県内観光産業の早期回復を図る必要があります。
- 令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催をチャンスと捉えるとともに、令和7年の大阪・関西万博等のイベント、令和9年のリニア中央新幹線東京・名古屋間先行開業、令和15年の次期神宮式年遷宮等を見据え、オール三重で観光振興に取り組む必要があります。

②「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」については、第3弾プレゼントキャンペーンの実施に加え、さまざまな特別企画を実施した結果、みえ旅おもてなし施設など県内404か所にQRコードを設置し、登録者24,326人、アンケート回答総数54,384件と第3弾実施前（施設数393か所、登録者6,554人、アンケート回答総数13,768件）から大幅に増加しました。また、アンケートデータを事業者が活用できるシステムの運用を昨年12月から開始するとともに、事業者に対しては同システムの利用方法を周知するための研修会を昨年12月に、データの効果的な活用に向けた分析報告会を今年2月に実施したところです。

今後も、同キャンペーンの利用促進及びアンケートシステムの利便性の向上を図りながら、顧客データのさらなる蓄積、分析により、県、関係団体、参加事業者の経営戦略策定、商品開発などに生かしていきます。また、持続的に成長する三重の観光の実現に向けて、デジタルマーケティングの仕組みを確立するなど、さらなる観光のDX*推進に取り組む必要があります。

③地域の観光産業が抱える構造的な課題を解決するため、鳥羽市相地域域において旅館経営の効率化や地域の魅力づくりに向けて、泊食分離を進める取組としてセントラルダイニング「オウサツダイニング・前の浜」の運営や、宿泊施設が送迎バス等の共同運行に取り組むモデル事業を実施しました。

また、県内で持続可能な観光地づくりによる地域活性化を中長期的に進めていくため、昨年11月に観光庁と包括協定を結ぶ株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）、県内3金融機関及び県で連携協定を締結し、今年1月には伊勢、鳥羽、志摩の行政、観光、商工関係者を中心とした「三重県観光・地域活性化協議会」を設立するなど、官民が連携して地域活動の支援に取り組んでいます。引き続き県内各地域が抱える構造的な課題を解決していくために、官民が連携して構造転換にむけた検討や実証事業を行い、県内観光地における持続可能な観光地づくりが促進されるよう取り組む必要があります。

④インバウンドについては、渡航制限が継続する中、SNSや動画による情報発信に加え、外国人ライターによる取材記事の制作等を通じてWebサイトのコンテンツ充実を図ったほか、オンラインを活用した商談会やファムトリップ、ライブ配信、県内事業者向けセミナーなどの実施に取り組みました。また、ソーシャルリスニングによる外国人旅行者のニーズやインバウンド誘客における三重県の課題や強み等の分析を行うとともに、分析の枠組み構築と人材の育成にも取り組むことで、データを基にした効果的なデジタルプロモーションの基盤を整えました。

今後も引き続き、国内外の新型コロナウイルス感染症や国際航空便の運航状況等を注視しつつ、海外の旅行会社や外国人旅行者との間でこれまでに構築してきた関係の維持・強化を図り、インバウンドの再開後の需要を取り込めるよう準備をしておく必要があります。

⑤第9回太平洋・島サミットについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、従来の大規模集客型イベントに代えて県公式SNSを活用した開催気運醸成と三重の魅力発信に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、サミットはテレビ会議方式での開催に変更されるものの、引き続き、これまで県内のさまざまな主体が取り組んできた太平洋島しょ国との交流を深め、次回サミットの本県誘致に向けた気運を高めていく必要があります。

⑥国際会議等MICE*誘致については、オンラインを併用した会議への補助金を創設し、新しい生活様式に対応した会議の県内開催を支援しました。また、県内MICE施設を対象に、デジタルツールを活用した情報発信の支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した「国際会議等MICE主催者向けガイドライン&実践事例集」を策定し、新型コロナ収束後を見据えたMICE誘致の体制を整備しました。令和3年度は、伊勢志摩サミットの開催から5年目を迎え、さらに国際会議等MICE開催地としてのブランドを向上させる必要があります。

⑦安全安心な観光地づくりに向けて、「観光ニューノーマル推進アドバイザー」をこれまでに122施設に派遣し、専門家の監修を受けた感染症対策マニュアルに沿った具体的な対策や、デジタルツールの活用などについての相談に対応しています。派遣先の事業者からは、現場に即したきめ細かなアドバイスに対して9割以上が参考になったとの評価をいただきました。

また、3密回避に向けた最先端技術を活用した実証事業を菰野町で実施しており、AIカメラによる混雑状況の見える化、WEB来店システムの導入、小型モビリティの導入により、「時間」と「場所」をずらした新たな観光スタイルの確立を目指しています。

今後も引き続き、県内事業者への最新動向をふまえた感染症対策等の情報提供や、好事例の紹介など、継続して安全安心対策を実施するための支援を行っていく必要があります。

⑧バリアフリー観光の推進については、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設5カ所、観光施設3カ所でパーソナルバリアフリー基準による調査を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に移動やコミュニケーションにおける困難さに直面している障がい者や高齢者などを対象にオンラインツアーを実施しました。

今後も引き続き、誰もが三重の観光を楽しむことができる環境を整備していく必要があります。

・新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛や移動制限等で観光地の人出が大幅に減少し、観光産業が大きなダメージを受けたことから、目標は達成できませんでした。県内観光産業を再生するためには、コロナ後の時代における新たな旅行ニーズへの対応とともに、地域観光産業が抱える構造的な課題の解決に向けた取組が必要です。

令和3年度の取組方向 【雇用経済部観光局 次長 寺本 久彦 電話:059-224-2077】

○①新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた観光産業の早期再生に向け、引き続き、宿泊・体験施設割引事業、県内教育旅行支援事業など、旅行需要や消費を喚起するさまざまな取組を実施します。実施に際しては、令和2年度の事業を検証した結果をもとに、平日対策や連泊対策による旅行需要の平準化や、観光地での周遊性、滞在性の向上に取り組むとともに、観光施設や土産物店などの観光関連施設で利用できるクーポンを発行し、観光地での消費拡大につなげるなど、さらに効果的な事業展開を図ります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会及び今後開催予定の大規模イベントをチャンスと捉え、旅行者目線に立った観光振興の取組を、県、市町、県民、観光地域づくり法人(DMO)、観光事業者、観光関係団体がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力しオール三重で推進することで、観光産業のさらなる発展につなげます。

- ②「スマホでみえ得キャンペーン」を活用したさまざまな特別企画を実施することで、キャンペーンの利用促進を図り、顧客データの収集、蓄積につなげます。また、観光DXの推進に向けた取組の一環として、令和2年12月に運用を開始した、観光関連団体や参加事業者等とアンケートデータを共有するシステムについて、事業者向けにデータの活用に関する説明会を開催するなど、さらなる利用促進を図ります。
- ③オール三重で全体最適化された観光事業を展開していくため、県・三重県観光連盟・観光関連事業者等が蓄積してきたデータやコンテンツを連携・連動させる観光情報プラットフォームを構築することで、旅行者にワンストップかつタイムリーな情報提供を行うとともに、観光関連事業者等が戦略的な観光コンテンツの開発や効果的なサービスの提供につなげられるよう、観光DXを推進していきます。
- ④県内観光地の抱える構造的な課題の解決に向け、地域の将来を担う地域DMOや観光事業者が主体となり、REVICの「観光遺産産業化ファンド」のスキームを活用した、持続可能な観光地づくりによる地域活性化モデルの構築に取り組むとともに、県内観光産業のさらなる発展につながるよう「三重県観光・地域活性化協議会」がその取組を支援していきます。また、県においては、地域の将来を担う地域DMOや観光事業者による構造改革取組に対して必要な実証事業の実施を支援するとともに、その成果やノウハウを同様の課題を抱える県内の観光地づくりに取り組む人々に情報提供します。
- ⑤首都圏・関西圏等からの誘客・宿泊を促進するため、鉄道、航空などの交通事業者等関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、発地に向けた情報発信や誘客プロモーション及び着地での魅力あるコンテンツづくりに取り組みます。
- ⑥動画やSNS等のデジタルツールを活用し、旅行者の関心や嗜好に合わせた情報を提供するなど、自然や文化、食、体験など「三重ならではの価値」を生かし、「三重に行かなければ味わうことのできない」新たな価値を、旅行者の目線もふまえてオール三重で創造するとともに、客が客を呼ぶサイクルの確立に向けたブランディングを展開します。
- ⑦ニューノーマルに適応した新たな旅のスタイルに対応し、県内はもとより国内各地からのリピーターを増加させるため、観光関連事業者や観光地域づくり法人（DMO）、市町等と連携しながら、地域ならではの資源を生かした観光地の魅力づくりを促進します。
- ⑧インバウンド再開時に「選ばれる三重県」となるため、新型コロナウイルス感染症による影響に留意しつつ、海外の旅行会社等との連携による現地でのプロモーションとオンラインを活用したデジタルマーケティングを効果的に組み合わせたインバウンド誘客に取り組みます。
- ⑨テレビ会議方式で開催予定の第9回太平洋・島サミットに合わせて、太平洋島しょ国首脳に本県の魅力や取組が情報発信できるよう国へ提案します。あわせて、パラオ共和国をはじめとした太平洋島しょ国との交流を深め、次回サミットの本県誘致に向けた気運を醸成します。また、本県知事が代表を務める「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」に参画する13道県と連携し、島しょ国への協力事業を進めます。
- ⑩三重ならではの特色を生かし、ターゲットを明確にしたセールスプロモーションを行うとともに、感染予防対策を徹底し、オンラインによる参加を併用した国際会議の開催などを支援することで、国際会議等MICE開催地としてのブランド価値を高めます。
- ⑪観光地における感染予防対策を徹底するとともに、観光防災やバリアフリー観光を推進し、AI等最新の情報通信技術を生かした観光案内を整備することで、誰もが安全・安心に、ストレスフリーに旅行ができる環境整備を促進します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

戦略的な営業活動により、三重が世界に誇る産業の持つ魅力や価値に国内外から共感が集まり、本県の認知度が高まることで、県産品等の販路拡大や観光客の増加、県内への企業誘致など、産業・地域経済の活性化につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標及び副指標の「営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数」「首都圏営業拠点「三重テラス」の利用者数」が目標を達成できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響下における活動の制約が大きかったなかで、一定程度目標を達成できたことから進展度を「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
三重県産品を購入したい・観光旅行で三重へ行きたいと考えている人の割合		67.5%	0.90	68.3%		70.0%
	62.3%	60.9%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	首都圏・関西圏におけるアンケートで、「購入したい三重県産品がある」、「観光旅行で三重に行きたい」と考えている人の割合					
3年度目標値の考え方	これまでの実績で最高値であった平成28年度（伊勢志摩サミット開催年）の69.8%を上回る、70.0%を令和5年度の目標値に定めて段階的に増やすこととし、令和3年度の目標値を68.3%に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数（累計）		600件	0.87	1,190件		2,370件
	—	520件				

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
首都圏営業拠点 「三重テラス」 の利用者数		17.6万人	0.43	21.5万人		22.1万人
	20.8万人	7.6万人				
伝統産業・地場 産業の技術等の 活用、連携により 商品開発、販 路開拓、情報発 信に取り組んだ 事業者数（累計）		100件	1.00	210件		460件
	—	108件				

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	135	165	183		
概算人件費		182			
（配置人員）		（20人）			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①三重県営業本部 *では、「戦略的なプロモーション活動の展開」、「観光の目的地として選ばれる誘客取組の展開」、「食の産業振興推進」の3つの方針に基づき、部局間の情報共有と意見交換を重ね、市町、商工団体、事業者等と連携を図りながら目標達成に向けて取り組みました。また、包括連携協定を締結した企業等との連携により国内において三重県フェアを6回開催したほか、台湾の小売店と連携した三重県物産展を開催しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって売り上げが落ち込んだ県内事業者を支援するためのECポータルサイト「オール三重！全力応援サイト 三重のお宝マーケット」で県産品購入促進キャンペーンを実施し、県産品の流通促進に取り組みました。引き続き、三重県の認知度を高めて本県への誘客や県産品の販路拡大につなげるため、戦略的な情報発信・営業活動を展開する必要があります。

②三重テラスでは、4月の緊急事態宣言による約2か月間の全館休館や1月の緊急事態宣言による約2か月間のレストランの時短営業があった中、with/after コロナ時代に対応した運営を目指し、安全・安心への消費者ニーズに対応するため、ECサイト、WEB来店システム、混雑状況表示システムなど、ICTを活用した非接触・非対面サービスの提供を展開しました。

イベントスペースでは、YouTubeチャンネルを活用して三重の魅力を伝えるオンラインイベントとして、SDGsをテーマとする三重の“宝”トーク（2回開催、チャンネル視聴回数;約1500回）を行ったほか、県内の大学生が中心となって、新型コロナウイルス感染症の影響で帰省やアルバイトができない首都圏の学生等（約200人）に対して県内事業者の支援物資を無償配布する取組が行われ、三重県出身の学生等に支援したいという県内事業者（45社・団体）の想いが三重テラスで実現しました。また、三重の応援店舗と連携したプレミアム商品券の発行（1,000セット）やプレゼントキャンペーンを実施したほか、ECサイトやWEB来店システムの利用者に対する割引キャンペーンの実施により、県内製品の需要拡大に努めました。さらに、三重の特産品を織り交ぜたおせちの販売に初めて取り組んだところ、三段重、二段重各100食が完売するなど、新たな三重ファンの獲得にもつながりました。

今後も首都圏における三重の認知度を向上させるため、市町、関係団体との連携を図るとともに、これまでに構築した首都圏のネットワークを活用しながら、効果的な情報発信を行う必要があります。

③県内の自然豊かな環境で、安全・安心かつ快適に仕事ができるワーケーション*を推進するため、県内の受入れ体制の構築支援のためのモデル事業を津市、志摩市、大台町、南伊勢町、尾鷲市の5地域で実施しました。また、3月に“みえモデル”ワーケーションプロジェクトのキックオフイベントを実施するとともに、ワーケーションウェブサイト、SNS（Twitter、Instagram）を開設しました。さらに、オール三重で“みえモデル”を構築し、地方創生を実現する「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を策定しました。引き続き、各部局、市町・商工団体等と連携しながら、本県の持つ強みをふまえた“みえモデル”ワーケーションの構築に向けた取組を推進していく必要があります。

④関西圏では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者等の売上回復やコロナ収束後の誘客促進につながる取組に注力しました。

県産品の販路拡大の取組として、近鉄・都ホテルズ系列のホテル内レストランにおける「三重県フェア」（令和3年5月～6月）の開催に向けて調整を進めるなかで、同フェア開催の準備として、各ホテルの総料理長等と県内事業者によるオンライン商談を4回実施し、三重の魅力を提供するメニュー決定につなげました。

京阪神で約70店舗のスーパーマーケットを展開する阪急OASISにおいて、ほぼ全店で新たに毎月第4木曜日に「三重のお魚コーナー」を設置する定期販売を実施いただくことになりました。また、同社基幹20店舗において「三重県お魚市」（11月）を開催し、養殖魚や直送の鮮魚、各種干物などの加工品を販売し、高い売上と評価を得たことから、県産食材の取り扱い拡大に向けた商談につながりました。

「#見つけた三重 in 天神橋筋商店街」イベント（11月～12月）を開催、商店街の約50店舗と連携して県産食材を使ったオリジナルメニューを提供したほか、県産品等の販売や体験プログラムの提供、県内観光地とのオンライン中継等をネットでライブ発信するなど、三重の魅力再発見の機会づくりや、コロナ収束後の誘客を働きかけました。

Go Toトラベル等の中止に伴い、売上が落ち込んでいる県内事業者を支援するため、ECポータルサイト「三重のお宝マーケット」の各種キャンペーンの周知や天神橋筋商店街での物産フェアを実施（3月）しました。

引き続き、県内事業者の活動を支援するため、オンラインを活用したビジネスマッチング機会の拡大やコロナ収束後を見据えた情報発信、誘客促進等の強化に取り組んでいく必要があります。

⑤伝統産業・地場産業の魅力を発信し新たな市場を開拓するため、伝統産業・地場産業事業者が異業種等と連携して取り組むワークショップを開催し、新たに開発された9商品をオンラインイベントや県内外の店舗で販売するなど、魅力発信、販路開拓の取組を支援しました。引き続き、多様な連携による商品開発など、新たな魅力や価値の創出に取り組むとともに、「新たな日常」に対応した多角的な情報発信、販路開拓等の取組を支援する必要があります。

⑥G I（地理的表示）を活用した「三重の日本酒」のブランド化の取組を推進するため、G I「三重」のブランドストーリーを映像化し、フランス、イギリス、国内在住のシェフ、ジャーナリスト等、延べ約2,700名の外国人に向けオンライン講座で配信しました。引き続き、三重県酒造組合等の関係機関と連携し、G I「三重」のブランドストーリーを活用したプロモーションを実施するなど、海外に向けた販路開拓の取組を支援する必要があります。

・主指標「三重県産品を購入したい・観光旅行で三重へ行きたいと考えている人の割合」は目標値67.5を達成できませんでした。

令和2年度は、三重県営業本部の取組により、県庁内外の組織と連携して戦略的に営業活動を行い、首都圏、関西圏、海外等における三重の魅力発信・県産品の販路拡大につながりました。また、多様な連携によって伝統産業・地場産業の商品開発・販路開拓の取組を支援したほか、G Iを活用して「三重の日本酒」のブランド化の取組を推進しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、三重テラスでのイベント開催が大きく減少したことで、副指標「営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数」及び「首都圏営業拠点「三重テラス」の利用者数」の目標値を達成できませんでした。

引き続き、with/after コロナ時代に対応した三重テラスの運営を進め、首都圏で効果的に三重の魅力を発信する必要があります。

- ①三重県営業本部では、三重の認知度を一層向上させるため、令和3年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会や令和7年に開催される大阪・関西万博などのビッグイベントの機会を生かし、市町、関係団体等と連携した取組を進めます。また、包括協定を締結した企業等と連携しながら観光物産展を開催することにより、首都圏をはじめ、関西圏、中部圏及び海外において三重の魅力発信に努めます。
- ②首都圏で三重の認知度を向上させるため、三重ファンと連携した取組を行うほか、新しい生活様式に合わせ、三重テラスにおいてICTを活用したイベントや県産品の販売、安心・安全な店づくりを引き続き進めることで、効果的に情報発信します。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催にあわせ、世界の人々に三重の魅力を発信する取組を行います。
- ③本県の持つ強みをふまえた“みえモデル”ワーケーションを構築するため、ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業を実施するとともに、ワーケーションの可能性を研究し、地域一体でワーケーション受入に取り組むための機運醸成に努めます。また、ウェブサイトやSNS、イベント等を通じ、都市部の企業や個人へのプロモーションおよび県内受入施設とのマッチングを実施します。
- ④関西圏では、新型コロナウイルス感染症の影響や、大阪・関西万博の開催に向けた動きなど社会経済情勢の変化を的確に捉え、オンラインの活用など新たな営業手法を取り入れながら、関西圏営業戦略*に基づく5つの取組の柱（①情報発信の強化、②県産品等の販路拡大、③観光誘客の促進、④U・Iターン就職及び移住の促進、企業誘致、⑤関西圏のネットワークの充実・強化）で営業活動を一層強化（展開）していきます。
- ⑤伝統産業・地場産業では、インバウンドや海外市場をターゲットとして、食材や日本酒など異業種等との多様な連携による商品開発、情報発信、販路開拓の取組を支援するとともに、オンラインの活用など、「新たな日常」に対応できる人材育成に取り組めます。
- ⑥「三重の日本酒」の海外に向けた販路開拓の取組を支援するため、フランスのシェフ、バイヤー等を対象にGI（地理的表示）「三重」のブランドストーリー映像等を活用した日本酒講座の開催や、リモート酒蔵見学などのプロモーション活動に取り組めます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

平成 28 年の伊勢志摩サミット開催で大きく向上した本県の知名度や、これまで培ってきたさまざまな強みを生かし、産学官が一体となった取組により、ものづくり産業や食・観光など県内企業の海外展開が進むとともに、優れた企業の誘致や、グローバル人材の相互交流により地域に新たな活力と価値が創造されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	新型コロナウイルス感染症により海外との商取引や人の交流が大きな影響を受け、主指標の目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2 年度		3 年度	4 年度	5 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
海外展開に取り組んでいる県内企業の割合	19.9%	21.0% 16.9%	0.80	22.0%		24.0%
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県事業所アンケート」において、「輸出」、「海外拠点の設立」または「外国人観光客の受入」を行っている」と回答した企業の割合					
3年度目標値の考え方	全国の中小企業の海外展開の状況を参考として、計画期間内に全国平均（22.0%）を追い越すことをめざしており、令和5年度の目標を達成するため、毎年1ポイント増加させていくこととして令和3年度の目標値を22.0%に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2 年度		3 年度	4 年度	5 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が海外展開の支援・関与を行った企業数（累計）	—	20 社 44 社	1.00	60 社		80 社
国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数	8 件	14 件 6 件	0.43	16 件		20 件

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	33	293	277		
概算人件費		109			
(配置人員)		(12人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大により、特定国に依存する製品・部素材の輸入が滞ったことにより県内で製造ができない状況が続くなど、サプライチェーンの毀損は本県にとって大きな痛手となりました。また、輸入に加え輸出も停滞したことから、海外のサプライチェーン多元化や販路拡大の取組を支援する制度を設け、県内中小企業の国際展開を促進しました。(補助金交付：67社)
- ②新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、「みえ国際展開推進連合協議会」の開催及び「みえ国際展開に関する基本方針」の改定は見送りました。感染症が収束次第、新しい国際情勢をふまえた「みえ国際展開に関する基本方針」の改定に取り組む必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が困難であることから、海外ミッションの実施は見送りましたが、日本貿易振興機構(JETRO)など関係機関と連携してオンライン商談会を実施するなど県内企業の商取引拡大に取り組みました。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響で「三重タイ イノベーションセンター*」を活用した本県の食の魅力発信や食品加工技術のPR、エレクトロニクス分野の技術力向上講座が実施できませんでした。感染症収束後に事業実施できるよう引き続き関係者と準備を進める必要があります。
- ⑤国内への外国人の入国ができない状況であるため、高度外国人獲得を目的とした国際インターシップは実施できませんでした。感染症収束後に事業実施できるよう引き続き県内大学と準備を進める必要があります。
- ⑥新型コロナウイルスの感染拡大が始まった年度当初には、友好提携先である中国河南省をはじめ、複数の国や地域等からマスク等の感染防止資材の寄贈を頂き、貴重な交流となりました。また、民間団体が主催するオンライン交流会やオンラインセミナーへの後援や開催周知などの協力をするここと、若者をはじめとする県民が世界に目を向けるきっかけとなるよう取り組みました。
- ⑦初めて実施した河南省長とのオンライントップ会談において友好提携 35周年に向けた方向性を確認するとともに、25周年を迎えるパラオ政府ともオンライン会議を行うなど、来年度の周年事業に向けた準備を進めました。
- ⑧ポストサミットの取組として、MICE*の誘致や「みえ国際ウィーク」の実施、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」を活用した情報発信などを行いました。
海外との行き来が出来ない中、みえ国際ウィークにおいて、高校生を対象としたSDGs研修や、若者を対象としたグローバル環境セミナー、みえグローバル学生大使と外国人とのオンライン交流会などを開催し、国際的な視野を持つ若者の育成に取り組みました。また、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」の展示では、パラオ共和国をはじめ太平洋島しょ国と交流のある団体や個人からの協力を得ながら、太平洋・島サミットに関連した情報発信を行いました。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外渡航ができないため、県内企業は海外進出や輸出に関する活動を十分進めることができませんでした。また、外国人観光客の入国に制限があったことから、外国人観光客の受入も困難な状況でした。このようなことから「主指標」については目標を達成できませんでしたが、今後も引き続きオンラインによる商取引機会の創出や補助金を効果的に活用した企業の海外ビジネスをサポートすること等でコロナ禍においても国際展開が停滞しないよう取り組みます。また、オンラインでの海外学生との交流やセミナー開催により、国際的な視野を持つ若者の育成に継続的に取り組みます。

令和3年度 of 取組方向

【雇用経済部 次長 大西 毅尚 電話:059-224-2414】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した中小企業等の国際展開を促進し、県内経済の回復につなげるため、オンライン商談を含む商取引の促進や「三重県国際展開支援窓口」の活用、サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金の活用等を通じて、国際ビジネスの活性化を図ります。
- ②新型コロナウイルス感染症収束後の情勢をふまえた県内企業の国際展開やインバウンド拡大について協議するため、「みえ国際展開推進連合協議会」を開催し、委員からいただいた意見を「みえ国際展開に関する基本方針」の改定につなげます。
 - ③「三重タイノベーションセンター」において、タイ事業者に対して本県の食の魅力発信や食品加工技術のPRを行うことにより食の販路拡大を図るとともに、食品加工にかかる現地の人材育成に貢献します。また、エレクトロニクス分野における現地企業の品質向上を支援することにより、当該企業と取引のある県内企業の品質・競争力向上につなげます。
- ④大使館・領事館等の活動への協力や、姉妹・友好提携等に基づく自治体間交流、民間の交流団体と連携したPR事業の実施や、国際協力機構（JICA）や国際環境技術移転センター（ICETT）など国際協力団体の活動への支援など、様々な交流活動を進めます。また、ポストサミットの取組として、オンラインも活用した海外との交流やイベントなどの交流事業を通じて、みえグローバル大使など国際的な視野を持つ人材の育成に取り組みます。
- ⑤令和3年度に本県との友好提携35周年を迎える中国河南省、同じく25周年を迎えるパラオ共和国について、友好交流を深化させられるよう、周年記念事業を行うとともに、その後の交流に向けた準備を進めていきます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県内で働きたいという意欲のある若者が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることができる環境が実現しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標および副指標について、概ね目標を達成したことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合		46.8%	0.93	47.9%		50.0%
	41.8%	43.5%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者（三重県出身者に限る）のうち、県内企業等へ就職した人の割合					
3年度目標値の考え方	令和5年度に県内高等教育機関等の卒業生のうち、50.0%の人が県内企業等へ就職することをめざして、毎年約1ポイント増加させることとし、令和3年度の目標値を47.9%と設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
おしごと広場みえ等に登録した求職者の就職率		60.1%	1.00	61.4%		64.0%
	59.0%	68.2%				
インターンシップ実施率		43.0%	1.00	46.0%		52.0%
	—	45.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	511	566	753		
概算人件費		346			
(配置人員)		(38人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、おしごと広場みえにおいてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供したほか、合同企業説明会の開催（おしごと広場みえミニ合同説明会を11回開催し、33社221名参加）など、学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の情報発信等に取り組みました。また、県外大学との就職支援協定締結の拡大に向けて、令和2年度は法政大学と協定を締結し、締結大学は合計21校となりました。さらに令和2年度はオンラインを活用して、締結大学と県内企業との意見交換会を初めて開催しました（参加大学16校、参加企業延べ149社）。引き続きSNSの活用や大学主催の保護者会への出席、企業と大学との交流機会の創出など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努める必要があります。
- ②学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざまな魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV I」（ウェブサイト）による情報発信（52社追加、合計約420社）を引き続き進めるとともに、県内企業のインターンシップを促進するため、締結大学や県内経済団体等と連携し、令和2年6月に「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の運営を開始しました。（インターンシップ実施企業181社が登録済）
- ③離職者や転職希望者等の県内への就職・定着を進めるため、県内企業の求人情報が検索・参照できる「『みえ』の仕事マッチングサイト」の活用を図るとともに、オンラインによる就職・転職セミナーや職場見学など、多様な支援メニューを準備することで、離職者や転職希望者等一人ひとりの実情に応じた支援に取り組みました。企業に対しては、採用力強化セミナーを開催（6回開催、延べ133社参加）し、コロナ禍におけるオンライン採用などの人材確保のノウハウを提供しました。また、地域の産業政策と一体となった地域の雇用を創造するプロジェクトに取り組み、326名の雇用を創出しました。さらに、地域の無業者については、三重労働局等の関係機関と連携しながら、地域若者サポートステーションを活用し、職業的自立に向けて各種講座や訓練等に取り組みました。
- ④就職氷河期世代*の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、令和2年8月におしごと広場みえ内に専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組むとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓（10社）しました。また、きめ細かなニーズを把握するため、県内における就職氷河期世代に係る実態調査を実施しました。今後は関係機関で調査結果を共有し、支援策や相談体制、広報の充実につなげていくことが重要です。
- ⑤津高等技術学校において、産業界のニーズをふまえ、新規学卒者や離転職者など、様々な人材を対象とした多様な職業訓練を実施して修了生の就職促進や再就職支援を図るとともに、県内企業の技術者等の技能向上を図るため、在職者訓練に取り組みました。引き続き、ニーズに応じた多様な職業訓練に取り組む必要があります。

- ⑥労働者の技能と地位の向上を図るため、技能検定を実施し、県内企業を支える技能者の育成を行いました。また、外国人技能実習制度の変更に伴う受検申請の増加に対応できるよう、試験実施体制の整備を図るとともに、令和2年度から随時2級試験が県内で実施できるよう、三重県職業能力開発協会の試験実施体制の整備を図りました。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の雇用維持に苦慮する業界と、労働力不足となる業界が発生したため、こうした労働力の需給ミスマッチを解消するため、「みえ労働力シェアリング支援拠点」を設置し、失業なき労働移動が促進されるよう、企業間においてマッチングする仕組みを構築しました。雇用情勢は今後も予断を許さないことから、引き続きマッチング支援に取り組む必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響により、県内中小企業の新卒者等の確保に支障が生じないよう、オンラインによる企業説明会の実施（令和2年6月、8月及び9月に開催し、延べ67社参加、1,200名以上の学生等が視聴）やホームページでの企業動画等の発信などに取り組むとともに、企業におけるオンライン面接の導入が進んでいることから、おしごと広場みえにおいて、オンラインによる模擬面接等を実施（オンライン就職相談等実績1,025件）し、求職者の就職を支援しました。
- ⑨社会保険労務士等の専門家が、企業に対して、雇用調整助成金の申請に係る相談や県の雇用対策の活用等について、個別の相談を行うことにより、各企業が抱える雇用維持や人材確保に向けた支援を行いました。

・関係機関と連携しながら県内企業の情報発信に取り組むとともに、インターンシップの促進、キャリアコンサルティングや各種セミナーの実施に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインでも就職相談や模擬面接等を行うなど柔軟に対応した結果、概ね目標を達成することができました。今後、関係機関と連携しながら、より効果的な県内企業の情報発信や、就職との結びつきが強まる傾向にあるインターンシップの取組強化を行うとともに、引き続き、ワンストップで総合的な就労支援サービスを提供する「おしごと広場みえ」において、求職者一人ひとりの実情に応じた支援を行う必要があります。

令和3年度の取組方向

【雇用経済部 副部長 松下 功一 電話:059-224-2414】

- ①県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供します。「おしごと広場みえ」では、これまでの対面式に加え、オンラインによる就職相談や模擬面接等を引き続き実施するほか、Web合同企業説明会の開催など、学生と県内企業との交流機会の確保等に取り組めます。
- ②県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、SNSやWebを活用した就職相談や企業説明会等の実施、大学主催の保護者会への出席など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。また、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざま魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV」(ウェブサイト)による情報発信を引き続き進めるとともに、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の普及を進めることで、県内企業へのインターンシップを促進します。
- ③離職者や転職希望者等の県内への就職・定着を進めるため、県内企業の求人情報が検索・参照できる「『みえ』の仕事マッチングサイト」の活用を図るとともに、就職・転職セミナー、職場体験など、多様な支援メニューを準備することで、離職者や転職希望者等一人ひとりの実情に応じた支援に取り組めます。企業に対しては、オンライン面接等の導入を支援するとともに、採用力を強化す

るセミナーを開催し、幅広い人材確保のノウハウを提供します。

また、引き続き地域の産業政策と一体となった地域の雇用を創造するプロジェクトに取り組みます。さらに、無業者については、三重労働局等の関係機関と連携しながら、地域若者サポートステーションを活用し、各種講座や訓練等を提供することで職業的自立につなげます。

- ④就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。このほか、令和2年度に実施した就職氷河期世代の実態調査結果を関係機関で共有することにより、地域の実情に合った支援を提供します。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の長期化により、雇用状況の悪化が懸念されるため、引き続き「みえ労働力シェアリング支援拠点」を設置し、在籍出向をはじめとした一時的な労働力の融通が多く企業で活用され、従業員の雇用維持・確保が図られるよう、関係機関と連携しながら取り組みを進めます。
- ⑥津高等技術学校において、新型コロナウイルス感染症に対応するため、新規学卒者を対象としたオンライン訓練を導入します。また、離転職者等を対象として、多様な分野において職業訓練を実施するとともに、県内企業の生産性向上や競争力の強化に資する技術者等の技能向上のため、引き続き在職者訓練に取り組みます。
- ⑦技能検定試験については、新たに実施する随時2級試験が円滑に実施できるよう努めるとともに、受検者のニーズに応じた試験が効率的に実施できるよう、三重県職業能力開発協会のさらなる試験実施体制の整備を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：雇用経済部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標値を達成し、副指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合		78.9%	1.00	79.9%		81.4%
	77.9%	80.7%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県内事業所労働条件等実態調査」における調査対象事業所（従業員規模10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合					
3年度目標値の考え方	令和5年度に81.4%の企業が多様な就労形態を導入していることをめざして、平成30年度までの2年間の実績値の伸び率を参考に、令和元年度から1ポイントずつ増加させることとします。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合		61.1%	0.97	63.9%		69.5%
	58.3%	59.0%				
外国人雇用に係るセミナー等を活用した事業者の満足度		90.0%	0.91	92.0%		95.0%
	—	82.2%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	244	217	327		
概算人件費		100			
(配置人員)		(11人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されている中で、企業の規模、業種にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革の県内企業への普及を図りました。
- ②時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークの導入を検討している企業11社に対してアドバイザーを派遣するとともに、県内企業の経営層やテレワーク推進担当者を対象としたテレワーク導入・実施時の労務管理やシステム等に関する無料相談窓口を開設しました(相談件数:71件)。テレワークを導入している県内事業所の割合は18.0%(令和2年度三重県内事業所労働条件等実態調査)と、全国と比べると導入がなかなか進んでいない現状であることから、今後さらに県内企業への働きかけや導入支援を行うとともに、企業、経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県全体へのテレワークの浸透を図る必要があります。
- ③相談内容が年々複雑・多様化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状もあることから、引き続き労働相談室を設置し、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。また、特別労働相談窓口を毎週土曜日に設置し、労働関係法や社会保険法令に精通した社会保険労務士による労働相談を実施しました。
- ④働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修(計406名参加)等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。
- ⑤働く意欲のある高齢者の雇用を促進するため、引き続きシルバー人材センターの取組を支援しました。また、地域の各主体により設立した生涯現役促進地域連携協議会において、高齢者雇用の仕組みを構築し、高齢者の心身の状況等に応じた多様な就労機会を創出するとともに、企業における高齢者の積極的な雇用の促進を図りました。高齢者においては、60歳以降も高い就業意欲を持つ方も多いこと、また、労働力不足が続く中、企業等における高齢者の積極的な雇用を促進していくことも重要であることから、引き続き、それぞれのニーズや地域の実情に応じた高齢者の雇用促進を図る必要があります。

- ⑥障がい者が希望や能力、適性を生かして働くことができるよう、障がい者雇用を促進して企業や県民の理解を深めるとともに、働く意欲のある障がい者が就労する可能性を広げる取組を進めました。雇用の拡大と理解促進の取組においては、職業訓練や実習の機会を提供するとともに、ステップアップカフェや「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」などの取組を通じて企業や県民の理解をより一層促進しました。また、障がい者が就労する可能性を広げる取組においては、施設外就労「M.I.E モデル」や短時間雇用モデルの普及・啓発などを行い、柔軟な勤務形態の環境整備に取り組みました。さらに、新型コロナウイルスの感染防止や通勤負担軽減の観点から、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいのある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の就労機会の創出につなげるため、12 事業者、障がい者 25 名が参加し、ICTを活用した障がい者のテレワークによる就労訓練を実施しました。引き続き、企業に対して障がい者雇用の理解促進を働きかけるとともに、多様な選択肢の中から自らに適した働き方を選択できるよう、テレワークや柔軟な勤務形態などの環境整備を促進する必要があります。
- ⑦外国人が安心して就労できる環境づくりを進めるため、職場定着に向けた外国人向け社内研修の実施や適切な労働環境の確保を図るためのセミナー等を開催し、企業における受入体制の整備促進を図るとともに、多言語による相談支援体制の整備や職業訓練・職場体験機会の提供に取り組みました。県内で外国人労働者の雇止め事案が発生したため、庁内対策チーム及び国・県連絡会議を開催し、状況把握を迅速に行うとともに、市町と連携して就労・生活の両面から支援に取り組みました。
- ・誰もが働き続けられる職場環境や柔軟な働き方を実現するため、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の取組を進めてきた結果、多様な就労形態を導入している県内企業の割合は、年々増加する一方、導入に取り組む企業は、規模の小さい企業ほど少なく、業種によっても進捗度が異なります。
今後は、健康経営の視点も入れながら、アドバイザー派遣や表彰等の制度を活用し、働き方改革を県内に広く普及していきます。
 - ・県内企業の障害者雇用率は、平成 25 年までの全国最下位クラスから令和 2 年は 2.28%（全国 22 位）となり、5 年連続で法定雇用率を上回って推移しています。また、法定雇用率達成企業割合は令和 2 年は 59.0%（全国 15 位）となっています。
一方、令和 3 年 3 月に、法定雇用率が 0.1 ポイント引き上げられたことから、より一層企業に対して障がい者雇用の理解促進を進めていきます。
 - ・外国人を雇用するにあたって適正な労働条件と雇用管理を確保するため、事業所向けに在留資格別の制度や採用ノウハウ等に係るセミナーや個別相談会を実施しました。アンケートからは高度外国人材や特定技能に絞ったセミナーや、受入業種別の開催希望もあったことから、今後はニーズをふまえたセミナーとなるよう、関係者の意向を聞きながら進めていく必要があります。

- ①誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が大きく変わりつつあります。企業の規模、業種にかかわらず働き方を見直すとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革を県内に広く普及していきます。
- ②時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、引き続きテレワークアドバイザーの派遣、テレワークに関する相談受付を実施します。さらに、県内企業がテレワークの基礎的な知識を学び、導入への一歩を踏み出していただけるよう、入門研修を実施するとともに、経済団体、労働団体、行政など関係団体が協力し、テレワークの導入を検討している企業や、すでに導入している企業、企業の導入をサポートする企業（IT機器関連企業、コワーキングスペース運営企業など）などによる交流会を実施することにより県全体へのテレワークの浸透を図ります。
- ③相談内容が年々複雑・多様化していること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状をふまえ、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。
- ④働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、就労継続の意識啓発を進めていきます。
- ⑤働く意欲のある高齢者の雇用を促進するため、引き続きシルバー人材センターの取組を支援します。また、地域の多様な主体により設立された「三重県生涯現役促進地域連携協議会」において、高齢者の心身の状況等に応じた多様な就労機会の創出につなげるとともに、労働力不足が続く中、企業における高齢者の積極的な雇用の促進を図るため、県、労働局、経済団体、モデル市など協議会の構成員が相互に連携し取組を進めていきます。
- ⑥障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、ともに働くことが当たり前となる社会をめざし、障がい者雇用を促進して企業や県民の理解を深める取組を進めていきます。特に、令和3年3月から障がい者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられたことから、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発や支援を行うため、知事や労働局長をはじめとする県及び労働局の幹部職員が企業経営者に直接働きかける事業所訪問を行います。
- また、働く意欲のある障がい者が就労する可能性を広げる取組として、令和2年度に行った障がい者のテレワークに関する就労訓練をふまえ、テレワークと障がい者雇用に精通した支援アドバイザーを企業に派遣して就労につなげるとともに、定着促進のために有効な職場形態と考えられている障がい者のサテライトオフィスに関する調査・研究を実施します。
- ⑦外国人が安心して就労できる環境づくりを進めるため、大量離職発生時には関係機関と連携して迅速に対応にあたります。また、企業側における受入体制の整備促進を図るセミナー等を開催するとともに、多言語による相談支援体制の整備や職業訓練・職場体験機会の提供に取り組みます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路*の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で令和2年度目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長（累計）		7.4km	1.00	20.0km		29.6km
	—	7.5km				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長					
3年度目標値の考え方	令和3年の「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」の開催に向け、県内外の交流・連携を広げる道路ネットワークを形成するとともに、県民生活の安全性・利便性の向上をめざして、令和3年度までに20.0km新規供用することを目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
橋梁の修繕完了率		100%	1.00	100%		100%
	100%	100%				
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）		280m	1.00	340m		470m
	240m	280m				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	30,305	36,307	47,136		
概算人件費		2,988			
(配置人員)		(328人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和3年度に開催される「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」および「第9回太平洋・島サミット」に向け、県内外からの来場者の安全性・利便性の向上を図るため道路整備を進めるとともに、快適かつ安全な移動を確保するため道路の適切な維持管理に努めていく必要があります。
- ②近年、デジタル技術や情報通信基盤の技術革新が進展するなか、道路の維持管理を取り巻く環境は大きく変化してきています。道路交通の円滑化、安全・安心の確保、維持管理業務の効率化等を図るため、交通状況や路面状況のモニタリング等にICTやAIなどの先端技術を活用していく必要があることから、道路交通モニタリングとして観光地周辺やIC付近にAIカメラを設置し、交通量の計測を開始しました。引き続き、システムの改善や維持管理業務での活用などについて、検討を進める必要があります。
- ③量的な道路整備が一定程度図られつつある中、自動車を中心とする交通円滑化や交通安全の推進だけでなく、地域の活性化や新たな生活様式の実現に向けた道路空間の再構築も進めていく必要があります。県都の顔となる津駅において、駅周辺の道路空間の再編を図るため、「津駅周辺道路空間検討会」を設立し、経済界や交通事業者等へのヒアリングを実施しながら、活性化や防災等さまざまな視点から検討を行い、県民の皆様からのご意見を参考に基本的な方向性をとりまとめました。今後は、整備方針の検討等をさらに進めていく必要があります。
- ④近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤として、幹線道路網の整備促進に重点的に取り組んできました。令和2年度には、紀勢自動車道の暫定2車線区間の4車線化について、勢和多気JCTから大宮大台ICまでの区間約10.9kmが事業着手区間に決定されるとともに、直轄国道では、未事業化区間であった鈴鹿四日市道路が新規事業化されました。また、これまで都市計画決定に向け取り組んできた鈴鹿亀山道路は、令和3年2月に都市計画の告示を行いました。引き続き、整備促進を図るため、高規格幹線道路および直轄国道の開通見通しの早期公表や早期整備の必要性について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。
- ⑤地域から高速道路ネットワークへのアクセスの向上を図るとともに、自然災害時の避難に資する県管理道路の整備を推進しています。また、地域ニーズにきめ細かに応えるため、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜながら整備を推進しています。しかし、頻発する自然災害への備えや歩行者の安全確保など多くの課題が残されています。引き続き、高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図るとともに防災、安全に資する県管理道路の整備と、地域ニーズへの的確な対応に向けた県管理道路の整備を推進する必要があります。

⑥通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクル*を確立し、計画的な修繕・更新を実施しており、区画線については平成29年度調査で判明した剥離度Ⅳ（極めて剥離の進んだ）約1,400kmの引き直しを完了させました。また、未就学児の安全確保を図るため、令和元年の点検で判明した箇所の方策を実施しました。

道路利用者が安全かつ安心して通行するためには、すべての道路管理者が連携してメンテナンスサイクルを継続的かつ確実に回していく必要があることから、今後も、計画的な修繕を進めるとともに、通学児童や未就学児の安全確保を図る必要があります。

⑦県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めました。港湾は地域経済を支え、防災拠点としての役割を果たす必要があることから、引き続き、計画的かつ効率的な補修に取り組むとともに、緊急物資輸送ルートの機能を確保するための臨港道路橋梁の耐震化を進める必要があります。

・高規格幹線道路、直轄国道の整備促進や県管理道路の整備に着実に取り組んだ結果、「主指標」について目標を達成できました。

令和3年度の方組方向

【県土整備部 次長 関 泰弘 電話:059-224-2651】

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。
- ②「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」における会場へのアクセスルートとして期待される国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（L=5.4km）および県道館町通線（御側橋）や県道上野大山田線他2路線（L=2.1km）の供用をめざします。また、両大会に向けた維持管理についても、快適かつ安全な移動を確保するため、関係機関と連携・協議のうえ、舗装修繕や路面標示・除草など必要な対策を実施します。
- ③平常時はもとより感染症や災害の発生時においても、的確に情報発信等ができるよう、AIカメラで計測した道路交通量データを公表するとともに、官民連携による道の駅等へのデジタルサインの整備を検討します。また、道路等施設の状況を遠隔で把握し、迅速に適切な管理を行うことができるよう、スマートフォン等を活用したシステム等を構築していきます。さらに、加速する社会のデジタル化の動きをふまえ、路面標示の劣化状況の判定など、AI技術の導入に向けた課題や実用化等について県警等と共に検討し、管理の高度化、省力化をめざします。加えて、道路インフラ側から自動運転を支援する手法等について、先進事例を参考に検討していきます。
- ④津駅周辺において、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築や民間と連携した新たな交通結節点づくりを推進するため、とりまとめた基本的な方向性をもとに、道路空間の整備方針や事業計画等の具体化に向けた検討を津市と協働して進めます。また、このプロジェクトをモデルとした道路空間の有効活用等について、県内各地への波及を検討します。

- ⑤産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、成長力を強化する物流ネットワークの強化、地域のさらなる安全・安心の向上をめざし、新名神高速道路（6車線化）、東海環状自動車道、紀勢自動車道（4車線化）、近畿自動車道紀勢線等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を推進します。具体的な取組として、沿線への企業進出件数などのストック効果の発現状況や観光集客への波及効果など、道路整備が確実に地域の生産性向上や地方創生に資することを示すなど、地域住民や企業等と連携し、国等に働きかけます。また、県内外の交流・連携を広げる道路ネットワークの形成をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。
- ⑥高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や緊急輸送道路等の整備を図るとともに、地域ニーズへの的確な対応に向けて、待避所の整備など早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を推進するため、県道津久居線（久居工区）、県道伊勢大宮線（野添工区）等の供用をめざします。
- ⑦道路利用者等が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、計画的な点検、効果的な修繕を行うとともに、剥離が進んでいる区画線の引き直しを計画的に実施するなど、適切な維持管理を進めます。また、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を進めます。さらに、通学児童等の安全確保を図るための対策や、太平洋岸自転車道のサイクリング環境創出など、道路施設の機能向上を図ります。加えて、新たな価値の創出につながるよう道路空間の利活用の促進について検討します。
- ⑧港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、津松阪港（大口地区、新堀地区）、宇治山田港および鶴殿港において老朽化対策を進めます。また、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁（江ノ浦大橋）の耐震対策を進めます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現をめざし、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保や、新技術を活用したモビリティの導入等に、国、市町、事業者、関係者等と連携して、取り組むことで、高齢者をはじめとする県民の皆さんや来訪者の安心感や利便性が高まっています。

また、国内外とのさらなる交流を促すため、中部国際空港や関西国際空港の機能強化や、リニア中央新幹線の早期整備に向けた取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標値を達成できなかったものの、副指標の目標値は概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の鉄道とバスの利用者数		116,975 千人	0.98	116,975 千人		116,975 千人
	116,098 千人 (30年度)	115,126 千人 (元年度)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の鉄道（JRと私鉄の全線）とバス（三重交通バス、三岐バスおよび八風バスの全路線）の利用者数の合計					
3年度目標値の考え方	人口減少などにより公共交通の利用者数は減少傾向にあることから、第三次行動計画策定時の直近実績値（29年度）を維持することが重要と考え、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入について検討を開始した件数（累計）		9件	1.00	15件		15件
	7件	14件				

高齢者を中心としたモビリティ・マネジメント*の取組を行った地域数		8 地域	0.50	10 地域		14 地域
	5 地域	4 地域				
リニア中央新幹線に関する啓発活動の実施件数（累計）		10 件	1.00	20 件		60 件
	—	11 件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	474	821	1,244		
概算人件費		82			
(配置人員)		(9人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①複数市町等をまたぐ幹線バスの運行経費等を国と協調して支援しました。また、利用者が少ない幹線バスの利便性向上や路線維持に向け利用目的等調査を実施しました。引き続き、市町の地域公共交通会議に参加するなどにより、県内路線バスやコミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向けた検討を進める必要があります。鉄道について、路線の維持・活性化を図るため、地域鉄道事業者が実施する安全対策等を国等と協調して支援しました。また、沿線市町や関係府県等と連携し在来線や地域鉄道の利用促進に引き続き取り組む必要があります。
- ②県内公共交通については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大幅に減少し、厳しい経営環境に直面していることから、公共交通の維持・確保に向け、安定的な運行に要する経費や県内交通事業者が行う感染拡大防止、利用回帰に向けた取組の支援を行いました。引き続き、県民の生活を支える県内公共交通がコロナ禍においても維持・確保されるよう、支援に取り組む必要があります。
- ③高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許の返納件数が大幅に増加する中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくことが重要な課題となっています。このため、交通分野と福祉分野等が連携した取組や、次世代モビリティ*等を活用した取組をモデル事業として積極的に進めるとともに、これらの成果をマニュアルに取りまとめました。今後は、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図る必要があります。
- ④モビリティ・マネジメントの推進について、自動車運転免許の返納後、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、高齢者等に対し、啓発活動や情報提供などを行いました。また、バス等の路線検索機能の向上を図るなど、公共交通の利便性を高める取組を進めています。令和元年度に策定した「三重県自転車活用推進計画*」に基づく施策等が着実に進められるよう、県関係部局や市町で構成する協議会などにおいて、引き続き、課題や対策などの検討を進める必要があります。

(みんつく予算)(一部)

- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線だけでなく国内線においても航空需要が大幅に減少していることから、感染症の収束状況や空港における検疫体制等をふまえて、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者との連携を図りながら空港の利用促進に取り組みました。また、津なぎさまちと中部国際空港とを高速船で結ぶ海上アクセスについても、大幅な利用者の減少から減便等を余儀なくされており、引き続き、感染症収束後の利用促進や利便性の向上に取り組む必要があります。
- ⑥リニア中央新幹線について、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づく中、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」では、各市町に対し駅位置候補としての意向確認を行った結果、令和3年1月に亀山市を駅候補として決定したことから、一日も早い全線開業の実現に向けた本県の取組は、さらに一步前に進みました。今後は、県同盟会において市町と駅候補地の検討を進めるとともに、引き続き、事業主体であるJR東海の名古屋以西準備担当部門とさらに連携を密にし、必要な事前準備に取り組んでいく必要があります。また、リニア事業を円滑に進めるためには、県民の皆さん等の理解や協力が必要であるため、リニア開業効果などを解説した動画を作成し、ホームページにおいて発信するなどの啓発に取り組みました。今後は、リニア開業時に社会人として利用される若い世代をターゲットに、一層の気運醸成を図る必要があります。

・主指標「県内の鉄道とバスの利用者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少し、目標値を下回りました。今後は、感染症による影響が長期化の様相を見せる中、県内公共交通の維持・確保を図るため、引き続き、安定的な運行に要する経費や県内交通事業者が行う感染拡大防止、利用回帰に向けた取組の支援を行うとともに、感染症収束後の利用促進に向け、市町、関係機関と連携しながら積極的に取り組みます。

・副指標のうち、主指標と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、「高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組」については、イベント形式の取組が中止を余儀なくされたことなどから、目標値を達成できませんでしたが、「地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入についての検討」や、「リニア中央新幹線に関する啓発活動」については、コロナ禍においても会議の開催方法やイベントの実施時期を見極めながら、着実に進めることができました。

令和3年度の取組方向

【地域連携部 副部長 竹内 康雄 電話:059-224-2805】

- ①幹線バスの維持・確保のため、運行経費等に国と協調して支援するとともに、令和2年度に実施した利用目的等調査の結果を踏まえ、「特に利用状況が悪く、存続に向けた取組が必要」とされたバス路線の利便性向上や利用促進に取り組みます。また、県内バス路線の維持・活性化を図るため、市町の地域公共交通会議に参加し、コミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向けた協議や、地域公共交通活性化再生法の改正に伴い努力義務となった「地域公共交通計画」の策定などについて市町への働きかけを行います。鉄道について、第三セクターである伊勢鉄道や、県内の地域鉄道の各事業者が実施する安全対策等に国や沿線市町と協調して支援するとともに、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」、「関西本線整備・利用促進連盟」、「JR名松線沿線地域活性化協議会」などにおける利用促進活動に取り組みます。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している県内公共交通の維持・確保を図るため、安定的な運行に要する経費や県内交通事業者が行う感染拡大防止、利用回帰に向けた取組の支援を行います。また、伊勢鉄道の厳しい経営を関係市町と支援するとともに、今後の支援のあり方等について検討を行います。

- ③高齢者をはじめ、県民の皆さんの円滑な移動を支援するため、市町等と連携し、地域の実情に応じた次世代モビリティを活用した取組や交通分野と福祉分野等が連携した取組について、「新しい生活様式」に対応するキャッシュレス決済システムの非接触化などの新たな視点を加え、モデル的に実施します。また、これまでの成果を取りまとめたマニュアルの活用等により、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。さらに、MaaS*等の新技術を活用した取組が、県内において広域的に進むよう、地域公共交通会議などを通じ、市町等に対し働きかけや支援を行います。
- ④モビリティ・マネジメントの推進について、運転免許返納後、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、高齢者等に対し、啓発活動や情報提供などを行います。また、バス等の路線検索機能の向上や、MaaSを見据えた公共交通データのオープン化を進めるなど、公共交通の利便性を高める取組を進めます。「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等が着実に進められるよう、協議会などを通じ関係機関等と連携します。
- ⑤中部国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた将来の需要拡大や利用促進に向けて取り組めます。また、海上アクセスについて、「海上アクセス利用促進調整会議」や「中部国際空港利用促進協議会」等を通じ、関係自治体、運航事業者、バス会社等と連携して、利便性の向上や利用回帰に取り組めます。
- ⑥リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、市町等と連携を密に県内駅候補地の検討を進めるとともに、ルート・駅位置の早期確定につながる円滑な環境アセスメントの実施に協力するため、JR東海との意見交換を積極的に行い事前準備に取り組めます。また、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みにおいて、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めます。さらに県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、SNSなどを活用したりニア動画の発信、県内各地域における経済団体と連携した取組や新たに立ち上げた「みえリニア応援クラブ」の会員による啓発動画の拡散や県イベントへの参画など、新たな視点や手法による効果的な啓発を積極的に行い、気運醸成を図ります。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープラン*に示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標値は達成したものの、副指標については目標値に達していない項目があることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定（変更）が行われた都市計画区域の数（累計）		1区域	1.00	3区域		7区域
	—	1区域				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制（区域区分）の基本方針および土地利用（用途地域、地域地区）や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定（変更）を行った都市計画区域の数					
3年度目標値の考え方	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された方針が、着実にまちづくりに反映されることをめざし、令和3年度に新たに2区域において都市計画決定（変更）することを目標値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長（累計）		—	—	300m		1,290m
	—	—				
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合		22.8%	0.90	48.6%		100%
	—	20.5%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,885	3,278	4,045		
概算人件費		1,038			
(配置人員)		(114人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、都市計画の目標や主要な都市計画の決定方針等を示す都市計画区域マスタープランを、県内すべての都市計画区域において改定しました。改定後の新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画の変更を行うとともに、街路における通学路等の安全対策や緊急輸送道路となっている区間の電線共同溝工事に着手するなど、都市基盤の整備を進めました。引き続き、持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、鳥羽市の景観計画の策定を支援するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
 - ② 県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、入居者が減少していることから、子育て世帯の優先枠の設定や単身入居が可能な住戸の拡大等の取組を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方には県営住宅への一時入居を認めたほか、家賃の減免を行いました。また、民間住宅については、空き家対策を実施する市町への支援とともに、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する取組のほか、耐久性等を備えた長期優良住宅の認定を行いました。引き続き、人口減少に伴い増え続ける空き家問題への対処や住宅確保要配慮者への支援などが求められています。
 - ③ 建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めました。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言等により、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。
- ・「主指標」については、新都市計画区域マスタープランの内容に沿って北勢都市計画区域と大安都市計画区域をいなべ都市計画区域に統合する都市計画変更を行い、令和2年度の目標を達成できました。
- ・「副指標」の「県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合」については、市町営住宅での工事が予定どおり実施できなかったことから、目標を達成できませんでした。今後も、引き続き、公営住宅の長寿命化工事が計画通り実施できるよう取り組む必要があります。

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、防災・減災、国土強靱化を強力に推進します。
- ②人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、令和2年度に策定した新都市計画区域マスタープランに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路等の安全対策や緊急輸送道路となっている区間の電線類の地中化等による都市基盤の整備を進めます。県営都市公園においては、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及が見込まれるワーケーション*への対応や利用状況を把握するためのAIカメラの導入検討、Park-PFIの手法を用いた新たな賑わいづくりのための整備を進めます。さらに、市町の景観づくりに向けた取組の支援、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実等により、地域の個性を生かした良好な景観まちづくりの取組を進めます。
- ③三重県公営住宅等長寿命化計画*に基づき県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、市町営住宅の長寿命化工事が計画通り実施できるよう、市町に対して技術的助言等の支援を行います。また、県営住宅について、需要が多い高齢者世帯や子育て世帯向けの住戸を増やすなど、入居者の増加を図ります。民間住宅については、老朽空き家の除却や活用可能な空き家の改修など市町が実施する空き家対策への支援を強化するとともに、住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の普及促進や相談会の開催など居住支援の取組を進めるほか、長期優良住宅の認定等を適確に実施します。
- ④建築基準法に基づき、新築建築物等に対して確認審査や完了検査等を適確に実施するとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物に対して定期調査報告の内容を確認し、必要な改善指導を行うなど、適正な建築物の維持保全の促進に取り組めます。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、都市計画法に基づき開発許可申請の審査や開発工事の完了検査を適確に実施します。
- ⑤コロナ禍の中、「みんな」が安心して公園を利用し、いつでも効果的に運動できるよう、県営都市公園内における既存の公園遊具や休憩施設に抗菌加工を実施するとともに、健康遊具のない県営都市公園内に健康遊具を備えた健康増進エリアを設置します。(みんつく予算)

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策354

水資源の確保と土地の計画的な利用

【担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に使用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標および2つの副指標の全てで目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数	21市町	22市町 23市町	1.00	24市町		25市町
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大規模災害時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域等で地籍調査を推進する市町数					
3年度目標値の考え方	単年度ごとに1市町増加する目標としています。 令和2年度は目標を超える実績を実現しましたが、地籍調査のさらなる推進のため、令和2年度の実績に対し1市町増加することとして、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
管路の耐震適合率	63.1%	63.6% 64.0%	1.00	64.9%		66.3%

地籍調査の効率化に取り組んだ市町数		19 市町	1.00	20 市町		22 市町
	18 市町	19 市町				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	24,806	24,347	24,910		
概算人件費		547			
(配置人員)		(60人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①長良川河口堰の工業用水に係る管理費等について、工業用水道事業会計に出資しました。また、川上ダムについては、伊賀市水道事業の安定水源となるため、関係部局とともに、令和4年度の事業完了に向け、必要な予算を確保し、1日でも早く完成することを国や水資源機構に対して、働きかけを行いました。引き続き、水資源の確保に向けて、取組を進める必要があります。
- ②市町の水道施設整備については、交付金を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進しました(交付金事業等：企業庁および12市町18事業)。また、県知事認可水道事業者に対しては、立入検査を実施し施設の維持管理状況等を確認し、必要に応じて指導を行いました。さらに、県内の市町水道事業者が持続可能な経営をしていけるよう、三重県水道事業基盤強化協議会等を開催して水道基盤強化の取組を行いました。引き続き、これらの施策を進めるとともに、国に対して交付金や施策の充実を要望していく必要があります。
- ③県が供給する水道用水、工業用水については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、施設の適切な維持管理に取り組みました。より一層、施設の耐震化および老朽化対策を進めるため、引き続き、浄水場等の主要施設の耐震化、管路および電気・機械設備の更新などの改良工事を実施していく必要があります。
- ④市町とともに地籍調査を進めていますが、令和元年度末時点の進捗率(9.6%)は全国平均(52%)を下回っており、限られた財源の中で効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があります。
- ⑤地籍調査については、実施主体である市町に対して、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前防災・減災対策としての調査の必要性や有効性を説明したところ、令和元年度から事業化された近畿自動車道紀勢線の実施予定区間で地籍調査が進み、公共事業の円滑な推進が図られました。また、国直轄事業について、市町とともに国に働きかけたところ、効率的な手法導入推進基本調査が2市で実施されました。今後も引き続き、効果的・効率的な地籍調査を推進していく必要があります。
- ⑥地籍調査の実施主体である市町への事業費補助および三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による新技術や制度改正などの情報提供並びに国への要望活動を実施しました。引き続き、市町とともに地籍調査を推進するための予算の確保に向けた要望活動や、市町への事業推進に向けた情報提供に取り組む必要があります。
- ⑦地籍調査を休止している3市町に対して、幹部職員等が直接訪問して調査を再開することの重要性や有効性を説明しましたが事業再開には至りませんでした。引き続き、休止している市町に対して調査を再開していただくよう、粘り強く働きかけていく必要があります。

⑧総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、大規模土地取引にかかる事後届出の審査や指導、地価調査の実施、公表を行いました。引き続き、土地の計画的な利用を図るため、適切に取り組む必要があります。

・土地の計画的な利用に向けて、地籍調査については、災害時の迅速な復旧・復興や紀勢自動車道等の公共事業の円滑な推進に向けた地籍調査など、市町の要望に応じて、効果的・効率的な地籍調査の推進に取り組みました。国の厳しい財政状況などにより、市町の要望額に応じた国の予算は確保できなかったものの、令和2年度から1市が事業を再開したこともあり主指標、副指標ともに目標を達成することができました。

県が供給する水道用水、工業用水の安全・安定供給の確保については、計画的な施設の耐震化や老朽化対策に継続して取り組んできた結果、副指標「管路の耐震適合率」は、目標を達成することができました。また、市町の水道施設整備について、交付金を活用して主要施設の整備や耐震化等を行うなど、水道の基盤強化を図りました。

令和3年度 of 取組方向

【地域連携部 副部長 竹内 康雄 電話:059-224-2010】

- ①長良川河口堰の工業用水に係る管理費等について、引き続き、工業用水道事業会計に出資します。また、川上ダム of 令和4年度事業完了に向け、必要な予算を確保し、1日でも早く完成することを、関係部局とともに、国土交通省や水資源機構に対して、働きかけを行っていきます。
- ②交付金などを活用して、水道事業等における施設整備や耐震化等のライフライン機能強化の促進を図ります。また、認可等に係る指導監督、立入検査および災害時における応急給水活動の連携強化を行うとともに、県内水道事業が持続的な経営をしていけるよう、水道基盤強化に向けた取組を進めます。また、国に対しては、交付金や施策の充実について要望を行っていきます。
- ③「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続き、施設の適切な維持管理を行い、ISO9001を活用した品質管理の徹底と業務改善に取り組むとともに、耐震化や老朽化対策等の施設の改良を計画的、効率的に実施します。
- ④地籍調査の推進に向け、市町の要望に応じた国の予算が確保されるよう、国に対して強く働きかけていきます。また、効果的かつ効率的な地籍調査の実施にあたっては、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、国の予算要求の考え方にも着目し、緊急性が高いと考えられる地区を重点的に、限られた財源の中で、新しい技術や国直轄事業の成果、国土調査法第19条5項 of 認証申請などを活用して、市町と連携して取り組みます。
- ⑤地籍調査事業 of 休止市町に対して、引き続き、地籍調査の重要性や事業効果について説明し、事業の再開に向けた働きかけを行っていきます。

* 「○」 of ついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

第 3 章

行政運営の取組

(1) 行政運営の取組とは

第三次行動計画では、政策体系に位置づけた〈施策〉を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容を政策体系に準じて掲げています。

行政運営の取組は、〈施策〉に準じて進行管理を行うこととし、〈施策〉と同様、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「主指標」）と、取組を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標（「副指標」）を設定しています。

令和3年版成果レポートでは、令和2年度の取組の成果と課題を、行政運営の取組ごとに整理・検証しています。

(2) 行政運営の取組一覧（第三次行動計画）

行政運営の取組		頁
行政運営1	「みえ県民カビジョン」の推進	366
行政運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	370
行政運営3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	374
行政運営4	適正な会計事務の確保	378
行政運営5	広聴広報の充実	382
行政運営6	スマート自治体の推進	386
行政運営7	公共事業推進の支援	390

* 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、95ページ～96ページをご覧ください。

(3) 行政運営の取組数値目標等一覧

行政運営の取組名		数値目標						
		目標項目	2年度 目標値	2年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
行政 運営 1	「みえ県民カピ ジョン」の推進	主指標	各施策の「主指標」の達成割合	70.0%	52.6%	0.75	B	265
		副指標	各施策の「副指標」の達成割合	80.0%	53.5%~54.2%	0.67~0.68		
			広域的な課題解決に向けた新たな連携取組数(累計)	10件	10件	1.00		
			地域活動を行っている県民の割合	23.5%	18.8%	0.80		
行政 運営 2	行財政改革の推 進による県行政 の自立運営	主指標	行財政改革取組の達成割合	28.0%	28.0%	1.00	B	896
		副指標	事務改善取組の実践(「MIE 職員力アワード」への応募)	86.0%	74.9%	0.87		
行政 運営 3	行財政改革の推 進による県財政 の的確な運営	主指標	経常収支適正度	99.7% (令和3年度当 初予算)	99.3% (令和3年度当 初予算)	1.00	B	73,706
		副指標	県債残高	7,679億円	7,570億円	1.00		
			県税徴収率	98.90%	97.94%	0.99		
			新規歳入確保取組数(累計)	36件	41件	1.00		
行政 運営 4	適正な会計事務 の確保	主指標	出納局が実施する事後検査による指導件数および県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	0.72件	0.81件	0.89	B	426
		副指標	出納局が行う会計支援の有益度	94.4%	91.7%	0.97		
			出納局が所管する電算システムの利用満足度	82.5%	92.4%	1.00		
行政 運営 5	広聴広報の充実	主指標	県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合	35.0%	31.8%	0.91	B	975
		副指標	県が行っている広聴広報活動の実施件数	6,150件	11,662件	1.00		
			県広報プロモーションのファン数	62,500人	75,516人	1.00		
			公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	0.5%以下	0.81%	0.62		
行政 運営 6	スマート自治体 の推進	主指標	スマート自治体の進展を実感する職員の割合	10%	31.7%	1.00	A	957
		副指標	テレワーク(モバイルワークやサテライトオフィス等)を利用した所属数	60所属	258所属	1.00		
			電子申請・届出システムによる申請件数	22,400件	32,870件	1.00		
行政 運営 7	公共事業推進の 支援	主指標	公共事業の適正化率	100.0%	97.2%	0.97	B	3,402
		副指標	公共事業の平準化率	80.0%	80.0%	1.00		
			入札参加者の地域・社会貢献度	85.0%	87.4%	1.00		

(4) 行政運営の取組評価表の見方

行政運営〇 ○○○○

【担当部局：○○○○○】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんとめざす、行政運営の行動計画期間内（令和5年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度をA～Dの4段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-------------------------	------	------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
第三次行動計画における主指標を記載しています。		2年度の 目標値※1	2年度の 目標の達成 状況※2	3年度の 目標値※1		5年度の目標 値※1、※3
	元年度の現状値※1	2年度の 実績値※1				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
3年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、令和3年度における目標設定の考え方、理由などを記載しています。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
第三次行動計画における副指標を記載しています。		2年度の 目標値※1	2年度の 目標の達成 状況※2	3年度の 目標値※1		5年度の目標 値※1、※3
	元年度の現状値※1	2年度の 実績値※1				

- ※1 現時点で、当該年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年(度)の数値を用いた場合は、「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。
- ※2 令和2年度における目標達成の状況を1.00（達成）～0.00までの数値で表記しています。
- ※3 令和5年度の目標値に変更があった場合は、上段に変更後の目標値を記載し、下段に変更前の目標値を<>書きで記載しています。

事業費（「予算額等」欄）には、令和元年度、令和2年度欄は決算額、令和3年度欄は予算額（6月補正後）を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
概算人件費		〇〇〇			
（配置人員）		（〇〇人）			

「*」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

令和2年度の取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにするとともに、令和5年度末までの到達目標をふまえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

令和3年度 of 取組方向

【〇〇部 次長 〇〇 〇〇 電話:059-224-0000】

検証結果をふまえ、令和3年度における取組の方向を明らかにしています。

* 「〇」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：戦略企画部】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

第三次行動計画に基づく施策を通じて、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを県民の皆さんとの協創により進めることで、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会が実現し、取組の成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B	判断理由	「主指標」については目標を達成できませんでしたが、副指標の目標達成状況等をふまえて、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	---	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
各施策の「主指標」の達成割合		70.0%	0.75	70.0%		70.0%
	51.7%	52.6%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「主指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合					
3年度目標値の考え方	第二次行動計画において「主指標」に相当する「県民指標」の達成割合（51.7%）および目標数値をふまえつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることや、「主指標」は、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる成果をあらゆる指標であることから、70%が妥当であると考え、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
各施策の「副指標」の達成割合		80.0%	0.67~ 0.68	80.0%		80.0%
	57.1%	53.5%~ 54.2%				
広域的な課題解決に向けた新たな連携取組数（累計）		10件	1.00	20件		40件
	—	10件				
地域活動を行っている県民の割合		23.5%	0.80	24.5%		26.5%
	19.8%	18.8%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	140	232	164		
概算人件費		237			
(配置人員)		(26人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が数次にわたり拡大する中、強い危機感をもってオール三重で対応するため、総合的な対策として「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』」を策定しました。また、第二次行動計画の検証と第三次行動計画の的確な進行管理を行うため、知事と部局長等による「春の政策協議」等を実施し、令和元年度の施策等の成果や課題、令和2年度の取組方向を「成果レポート」として公表するとともに、「秋の政策協議」等を通じて、令和3年度の経営方針案を策定しました。さらに、有識者で構成される「三重県経営戦略会議」において、新型コロナの拡大がもたらした社会変容をふまえた「新たな日常」への対応など、県政の政策課題について意見交換等を行いました。今後とも、新型コロナの収束と経済回復の両立を図り、「新たな日常」を創造するため、新型コロナによる危機の克服に最優先で取り組むとともに、各施策の成果を県民の皆さんに届けられるよう、第三次行動計画の目標達成に向けて、各施策を再加速させていく必要があります。
- ② 第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に基づく今後の地方創生の取組方向と、その推進について、これまでの成果と課題や、新型コロナによる影響をふまえ、「三重県地方創生会議」および「三重県地方創生会議検証部会」において意見交換を行い、地方創生のさまざまな課題に対し、総合戦略に掲げた4つの対策に県の施策を総動員して取り組みました。依然として人口減少に歯止めがかかっていないことから、引き続き、多岐にわたる分野の取組を有機的かつ効果的に結び付け、相乗効果が発揮されるよう、あらゆる施策を総動員し、地域を支える人材を確保するという「量」的な視点だけでなく、豊かに暮らすことができるという「質」的な視点も重視した取組を進めていく必要があります。
- ③ 地方創生の原動力となるSDGs（持続可能な開発目標）*の取組を進めるため、三重県らしい持続可能な社会の実現に向け、経済・社会・環境の3つの側面を統合する取組として、「若者と創るみえの未来」をテーマに、若者の参画による脱炭素社会の実現に向けた取組を国へ提案し、「SDGs未来都市*」として選定されました。これに基づき、大学生を含む若者13名で立ち上げた「若者チーム」会議を2回開催するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、脱炭素社会の構築やSDGs推進に向けたアンケート調査を実施し、その結果を参考として、脱炭素社会の実現に向けてオール三重で実践する取組内容に係る意見交換等を行いました。また、企業や地域の団体、行政など多様なステークホルダーとの協創をより推進するため、「SDGs推進窓口（公民連携窓口）」を開設しました。今後も、県内におけるSDGsに資する取組の活性化を図っていく必要があります。
- ④ 「みえ県民意識調査」については、今後の県政運営の参考資料として活用されるよう、調査結果の分析を進めました。今後も、当調査が県民の皆さんの幸福実感を把握し、県政運営に活用できるものとなるよう取り組んでいく必要があります。

- ⑤ 「三重県国土強靱化地域計画」については、近年の大規模自然災害の経験や教訓、国土強靱化に資するイノベーションの進展をふまえ、平成30年12月に見直された国の国土強靱化基本計画との調和を図るため、10月に、概ね5年先を見据えた計画として改訂しました。引き続き、「三重県国土強靱化地域計画」の推進に向けて、的確な進行管理を行っていくとともに、県内市町の国土強靱化地域計画の内容充実を支援していく必要があります。
- ⑥ 平和な世界の実現に向け、若い世代が取り組むべきことを考えるきっかけとするため、県内高校生が戦争を経験した方から直接お話を伺い、意見交換をする取組を行いました。また、「ひろしまジュニア国際フォーラム」に本県の高中生が参加するとともに、広島県内の2つの高校から特別に提供いただいた動画を用いて、県内中学生が平和について学ぶ授業を行いました。悲惨な戦争の記憶が風化することのないよう、引き続き、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の大切さを伝えていく必要があります。
- ⑦ 「三重県総合教育会議」を7回開催し、新型コロナへの対応、学力・体力向上、いじめ対策、地方創生に向けた教育等について協議するとともに、STEAM教育*について、実践校の教員からの報告をふまえた議論を行いました。引き続き、総合教育会議における協議をふまえて、「三重県教育施策大綱」に基づく教育施策の積極的な推進を図るため、継続的に議論すべきテーマ、時宜に応じたテーマについて協議していく必要があります。
- ⑧ マイナンバー制度の運用について、市町や関係機関と連携し、適切に対応しました。引き続き、制度が円滑に運用されるよう、個人情報の保護に十分配慮しつつ、的確に対応していく必要があります。
- ⑨ 全国知事会や圏域の知事会等で、県境を越えて取り組むべき共通の課題に関して連携した取組や国への提言を実施しました。特に、新型コロナ対策に関しては、人・物の交流が盛んな愛知県、岐阜県との知事会議を随時開催し、感染状況や対策の共有を図り、時宜を得た共同メッセージの発出等、歩調を合わせた取組を進めました。また、本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設・改正、翌年度の政府予算に反映を求める事項について、県独自で国への提言を実施しました。全国知事会等や県独自の国への提言を通じて、地方創生臨時交付金の増額や雇用調整助成金の支給上限額の引き上げ等、多くの提言が実現しました。引き続き、他の自治体との連携を深め、新型コロナ対策をはじめとする先進的な政策を本県の課題解決につなげるとともに、国の動向等を注視して、効果的な提言を実施していく必要があります。
- ⑩ 新型コロナが拡大等する中、NPO（市民活動団体、ボランティア団体等を含む）が組織を維持し、活動を再開・継続できるよう、相談窓口の設置やオンライン活用研修などを行うことにより、「新たな日常」に即した活動につなげる取組を進めてきました。引き続き、公益的活動を行うNPOやこれを支援する中間支援団体が、「新たな日常」に即して、さまざまな主体との協創を図りながら、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう支援していく必要があります。

・第三次行動計画に基づき施策を推進してきた結果、令和2年度の各施策の主旨指標（調査を実施できず、実績値が算出できなかった1施策を除く57施策）のうち30施策で目標を達成し、達成割合は52.6%となり、目標は達成できませんでした。しかし、施策の進展度としては、58施策のうち「進んだ」、「ある程度進んだ」と評価したものが49施策（84%）となっています。引き続き、県の取組が県民の皆さんにとっての成果につながるよう、目標達成に向けて、各施策の的確な進行管理を図っていく必要があります。

- ① 新型コロナの拡大がもたらした社会変容をふまえた「新たな日常」の創出に向けて、新型コロナの収束と経済回復の両立に最優先で取り組むとともに、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざし、第三次行動計画の目標達成に向けた各施策の取組を再加速させるため、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*」に位置づける政策協議等を通じて、各部局に対し必要な支援や助言等を行うことなどにより、的確な進行管理を行っていきます。
- ② 総合戦略に基づく取組がより効果的に実施されるように、「三重県地方創生会議」および「三重県地方創生会議検証部会」等において、これまでの取組の成果と課題の検証等を行うとともに、4つの対策に基づくさまざまな施策間の連携を図り、一体的かつ効果的に取り組みながら、人口減少に関わる課題解決を図っていきます。
- ③ SDGsに係る情報発信や普及啓発を行うとともに、「SDGs未来都市」として、関係部局と連携しながら、若者の参画も得て脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。また、SDGsの視点に基づき、企業や地域の団体、市町など多様なステークホルダーと連携して持続可能な社会づくりを進められるよう、SDGsに取り組む県内の企業・団体等の拡大・取組内容の充実に向けた「SDGs登録制度」の構築を進めます。
- ④ 「みえ県民意識調査」については、今後の県政運営に活用するため、これまでの調査結果等をふまえ、第11回調査を実施します。
- ⑤ 令和2年度に改訂した「三重県国土強靱化地域計画」の推進に向けて、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき的確な進行管理を行うとともに、県内市町における国土強靱化地域計画の改訂等に向けた支援を行っていきます。
- ⑥ 悲惨な戦争の記憶が風化することのないよう、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会づくりに取り組んでいきます。
- ⑦ 「三重県総合教育会議」の開催等を通じ、各部局の人づくりに係る施策の総合調整を行い、「三重県教育施策大綱」に掲げる基本方針をふまえ、教育・人づくり政策の計画的な推進を図ります。
- ⑧ 北朝鮮拉致問題の早期解決に向けて、県民の皆さんの関心と認識を深めるため、国等と連携して啓発イベントを開催するなど、拉致問題の理解促進に向けた取組を進めます。
- ⑨ 国が主導するマイナンバー制度が円滑に運用されるよう、国の動きを的確に把握するとともに、個人情報保護等に配慮しながら対応していきます。
- ⑩ 新型コロナ対策をはじめ、県境を越えて取り組むべき共通の課題に関し、全国知事会や圏域の知事会等を通じて、各部局の施策推進に必要な他の自治体等と連携した取組を進めます。また、県独自の国への提言について、新たに市町長との意見交換会を開催し、新型コロナ対策に係る市町の意向もふまえながら、県内の効果的な施策推進につながるよう取組を進めます。
- ⑪ 県民一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、「新たな日常」に即して、さまざまな主体との協創による地域課題の解決に向けた取組が進むよう、「みえ県民交流センター*」を拠点とした情報発信や、オンラインを用いた効果的な活動事例に係るワークショップの開催など、NPOや中間支援組織の活動支援、基盤・機能強化に取り組みます。また、「みえ県民交流センター」の次期指定管理者の選定を行います。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当当局：総務部】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんからの信頼回復と、「挑戦する風土・学習する組織」への取組がさらに進み、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育ち、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標値を達成し、副指標もほぼ目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
行財政改革取組の達成割合		28.0%	1.00	42.0%		100%
	—	28.0%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「第三次三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち、達成した取組の割合					
3年度目標値の考え方	ロードマップ（工程表）に基づき、令和5年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
事務改善取組の実践（「MIE職員カアワード」への応募）		86.0%	0.87	88.0%		92.0%
	84.9%	74.9%				
「コンプライアンス」の徹底に取り組んだ所属（知事部局等、教育委員会、警察本部）の割合		100%	1.00	100%		100%
	—	100%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	799	723	722		
概算人件費		865			
(配置人員)		(95人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 三重県行財政改革・デジタル戦略推進本部を中心に、「第三次三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況を取りまとめ公表を行いました。令和2年度の取組については、計画どおり進捗しましたが、今後も引き続き、県政運営の変革に向けて、「第三次三重県行財政改革取組」の推進に取り組んでいく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症による危機の克服に向けて最優先で取り組むことに加え、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の目標達成に向け、施策をより一層加速させるとともに、県政の諸課題に的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局及び保健所の体制強化、デジタルトランスフォーメーション(DX*)の推進や三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた体制整備などの組織改正に取り組みました。今後も引き続き、限られた経営資源の中でも、多様な行政ニーズに的確に対応できるよう、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制を整備していく必要があります。
- ③ワーク・ライフ・マネジメントの推進において、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる業務等が増加する中、所属長と職員との対話を進め、業務の平準化、業務の見直し等に取り組みました。引き続き、職員一人ひとりが「ワーク」と「ライフ」を自身でコントロールできる状態をめざし、取り組んでいく必要があります。
- ④「三重県職員人づくり基本方針(令和2年3月改定)」にもとづき、コロナ禍における職員研修、勤務制度の見直し等の取組を進めました。引き続き、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」に向けて、同方針に基づき人材育成を進めます。また、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を進め、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に努めました。今後も引き続き、制度を適切かつ円滑に運用していく必要があります。
- ⑤コンプライアンス意識の向上のため、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、適正な業務執行のために内部統制制度を導入し、運用しました。今後も、県民の皆さんからの信頼を高めるため、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、コンプライアンスの一層の浸透に向けて取り組む必要があります。また、三重県公文書等管理条例(令和2年4月施行)の適切な運用により、公文書の適正管理の徹底に取り組みました。今後も引き続き、公文書の適正管理について職員の意識を高めるための研修の実施等に取り組んでいく必要があります。
- ⑥一定以上の時間外労働を行った職員に対し、面接指導を行うことにより、健康障害の防止に取り組みました。また、ストレスチェック制度を円滑に運用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、セルフケア研修の実施や所属長と連携し復職支援や相談支援を行いました。今後も引き続き、健康課題への対応や過重労働対策、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。

⑦新任班長等研修、新任所属長研修、危機管理推進者等研修を実施し、職員の危機管理意識の徹底を図るとともに、危機への的確な対応ができる人材の育成に取り組みました。また、職員が日常業務の中で気づいたリスクやヒヤリハットを危機に発展させないための未然防止対策について話し合う「危機管理意識向上研修」を各所属で実施しました。引き続き職員の危機管理意識の向上を図っていく必要があります。

・「挑戦する風土・学習する組織」づくりや、「スマート自治体へのチャレンジ」等に取り組んだ結果、「主指標」については目標を達成できました。

令和3年度の取組方向

【総務部 副部長 後田 和也 電話：059-224-2190】

- ①三重県行財政改革・デジタル戦略推進本部を中心として、ロードマップ（工程表）に基づき、「第三次三重県行財政改革取組」の推進に取り組みます。
- ②より一層簡素で効率的・効果的な組織体制の整備を図るとともに、新型コロナウイルス感染症による危機の克服や、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に必要な組織体制の整備に取り組みます。
- ③職員一人ひとりが主体的に「ワーク」と「ライフ」をコントロールできる状態をめざし、引き続きワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進していきます。
- ④「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」に向けて、「三重県職員人づくり基本方針」に基づき人材育成を進めるとともに、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用により、引き続き職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組みます。また、地方公務員の定年の引き上げについて、地方公務員法の改正動向を注視していきます。
- ⑤県民の皆さんからの信頼を高めるため、引き続きコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。また、運用が始まった内部統制制度について、実効性のある取組となるよう運用していきます。公文書についても、三重県公文書等管理条例の運用を通して、適正管理の徹底に取り組みます。
- ⑥職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、ストレスチェックをはじめとする総合的なメンタルヘルス対策の実施や、職場における健康管理等、安全衛生管理に取り組みます。
- ⑦研修等を通じて、危機発生時の未然防止や危機発生時等に的確な対応が行えるよう、引き続き職員の危機対応力の向上に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当当部局：総務部】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標は目標値を達成し、副指標もほぼ目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
経常収支適正度		99.7% (令和3年度 当初予算)	1.00	99.5% (令和4年度 当初予算)		99.0% (令和6年度 当初予算)
	99.7% (令和2年度 当初予算)	99.3% (令和3年度 当初予算)				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	翌年度当初予算における経常的支出額を経常的収入額で除した率					
3年度目標値 の考え方	令和5年度に99.0%を達成することを目標に、今後の財政見通しを考慮のうえ、令和3年度（令和4年度当初予算）の目標値を99.5%としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県債残高		7,679億円	1.00	7,659億円		7,645億円
	7,677億円	7,570億円				
県税徴収率		98.90%	0.99	98.95%		99.05%
	98.73%	97.94%				
新規歳入確保取 組数（累計）		36件	1.00	54件		90件
	18件	41件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	103,385	127,923	117,300		
概算人件費		2,642			
(配置人員)		(290人)			

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①令和3年度当初予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や財政調整基金の活用、県有地の売却などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、総人件費の抑制など経常的な支出を抑制しつつ、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、県民の安全・安心を守るための取組などに予算を重点化しました。その結果、県独自の財政指標である「経常収支適正度」が3年連続で100%以下となりました。しかしながら、引き続き公債費が高水準にあること、社会保障関係経費が増加し続けることが見込まれることなどから、今後も財政の健全化に向けた取組を進める必要があります。
- ②「第三次みえ県有財産利活用方針」に基づき、各所属で自己点検を実施するとともに、全部局でその結果を共有することで、未利用財産の売却や利活用に取り組みました。
また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初7件を計画していたクラウドファンディング3件を中止するといった影響があったものの、スポーツ施設に新たにネーミングライツを導入するとともに、広告の掲出や自販機の設置など多様な歳入確保策に取り組むことで、約1億4千万円を確保しました。引き続き、あらゆる歳入確保に取り組む必要があります。
- ③県税に係る収入未済額の縮減、徴収率の向上等の令和2年度目標の達成に向け、県税事務所の徴収技術の向上と全所への水平展開等を実施したものの、新型コロナウイルス感染症にかかる特例の徴収猶予の適用などにより、徴収率の目標値に達しませんでした。一方、コンビニ及びMMK設置店（スーパー、ドラッグストア等）での納付、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリによる納付の利用促進並びに滞納整理の徹底を図ってきたことで、自動車税種別割の納期内納付率は件数ベースで86.5%、税額ベースで85.6%となり16年連続で上昇しました。今後は、スマートフォン決済アプリの拡大など、引き続き納税環境の整備を進める必要があります。個人住民税の特別徴収促進取組については、平成26年度から実施している特別徴収義務者の指定の徹底により、給与所得者の特別徴収割合が89.4%と前年を上回る結果となりました。ただし、特別徴収割合の伸び率は近年頭打ちとなっていることから、さらなる個人住民税の徴収対策の推進を図るため、市町と設置している個人住民税に関する課題検討会等を活用して特別徴収の促進に取り組むとともに、令和2年度から各県税事務所に設置した市町支援窓口の取組を県全域で展開し、市町と連携して個人住民税の徴収対策を推進します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方からの納税相談や徴収猶予の特例制度の適用など、納税者の状況に応じた対応を行いました。
- ④「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、各部局と情報共有等を行いました。また、本庁・地域総合庁舎においては、各庁舎管理者による点検や修繕履歴の蓄積を行うとともに、引き続きメンテナンスサイクル*を実施することによって、庁舎の長寿命化を図りました。

- ・ 経常収支適正度や臨時財政対策債等を除く県債残高が順調に改善するなどこれまでの取組の成果があらわれつつあり、「主指標」については目標を達成できましたが、引き続き公債費が高水準にあること、社会保障関係経費が増加すると見込まれることなどから、今後も「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、財政の健全化に向けた取組を進める必要があります。

令和3年度の取組方向

【総務部 副部長 松浦 元哉 電話：059-224-2190】

- ①新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の目標達成に向けた施策をより一層加速させる一方で、引き続き、経常的な支出の抑制に取り組み、その成果を県民の皆さんに届けることができるよう、メリハリのある予算編成を行います。
- ②「第三次みえ県有財産利活用方針」に基づき、自己点検で把握した未利用財産の情報を全庁的に共有し、利活用の見込みがない財産については、売却や貸付拡大に向けた取り組みを進めます。また、広告代理店を活用した有料広告事業については、多様な媒体による広告の掲出を検討していきます。クラウドファンディングの活用やネーミングライツの導入の促進等、引き続きあらゆる歳入確保に取り組みます。
- ③県税に係る高額滞納事案については、早期調査に着手し、差押、搜索、公売等を含めた滞納整理を進めます。自動車税種別割については、8月の差押事前通知以降すみやかに財産調査を進め、滞納処分の早期着手に努めるとともに、11月と12月を差押強化月間とするなど、年度末までに処理を完結する「単年度整理」の徹底を図ります。また、コンビニ納付、クレジットカード納付、MMK設置店での納付、スマートフォン決済アプリによる納付など、納税環境について県民の皆さんに周知を行うとともに、引き続き納税環境の整備を推進することで、税収確保に取り組みます。さらに、特別徴収促進については、市町と設置している個人住民税に関する課題検討会等を活用して取り組むとともに、令和2年度から各県税事務所に設置した市町支援窓口の取組を県全域で展開し、市町と連携して個人住民税の徴収対策を推進します。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な納税者に対しては、納税の猶予制度を適用するなど適切に対応していきます。
- ④「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、利用者の安全・安心の確保や施設の長寿命化などの観点から、引き続き各部局と情報共有等を行います。また、総務部が所管する庁舎について、引き続きメンテナンスサイクルを実施することで、庁舎の長寿命化を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局： 出納局】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

会計事務の担当職員一人ひとりが、高いコンプライアンス意識を持って、法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。また、県歳入金の収納方法が多様化し、県民の皆さんの利便性が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標の目標値は達成できませんでしたが、副指標については、目標の1項目を達成し、もう1項目もほぼ達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
出納局が実施する事後検査による指導件数および県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）		0.72件	0.89	0.70		0.66件
	0.74件	0.81件				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	出納局が実施する事後検査による指導数を実施箇所を除いた数値と、定期監査結果の財務事務の執行に関する意見を監査実施箇所数で除いた数値の平均値					
3年度目標値の考え方	令和5年度目標値の達成に向けた均等かつ段階的な目標数値として設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
出納局が行う会計支援の有益度		94.4%	0.97	94.6%		95.0%
	94.2%	91.7%				
出納局が所管する電算システムの利用満足度		82.5%	1.00	85.0%		90.0%
	80.0%	92.4%				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	479	263	248		
概算人件費		492			
(配置人員)		(54人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①所属からの会計相談が8,466件、各所属に対する事前検査、事後検査、職場訪問の実施、参加者延べ1,902人にのぼる各種研修の実施及びeラーニング（アクセス数1,287件）の整備、メールマガジン「出納かわら版」の毎月配信など、会計事務担当職員を日常的にサポートしています。
新型コロナウイルス感染症が発生して以来、適正な会計事務を遵守しながらも柔軟かつ迅速な会計事務が可能となるよう対策をとり、入札参加・落札資格にかかる手続きの弾力化、eラーニング研修の充実やリモートによる検査等を行ってきました。さらに、重点的に支援が必要と考えられる少人数職場の会計事務初任者を対象とした「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」を研修会や出納検査でも活用し、事務処理ミス縮減に努めるとともに、現場で直接事業を執行する立場にある班長及び地域機関の課長職相当の職員を対象とした、新任班長研修において会計事務適正化研修を実施し、不適切な事務処理の未然防止、再発防止に努めました。また、内部統制制度については、各所属から提出されたリスクマネジメントシートの「財務に関する事務」の内容を確認するとともに、出納事後検査において制度を踏まえた指導や評価を行いました。今後も引き続き、会計事務に関する資質の向上とそれぞれの所属のニーズに合った支援に取り組み、事務処理ミスの縮減や不適切な事務処理事案の防止に努めていく必要があります。
- ②県債管理基金の運用については、本年度から始まった市場公募債償還に対応するため、流動性の確保を優先した、短期・中期の債券運用に取り組みました。歳計現金については、新型コロナウイルス感染症への対応費用など、例年に比べ資金収支の見込が不透明であることから、指定金融機関と一時借入金借越利率の見直し協議を行うとともに、資金の動向を見極めながら、運用期間の長期化を図り、運用益の確保に努めました。また、繰替運用の効率的な運用を図る中で、基金運用の終期の見直しを行い、運用益の増加に努めました。引き続き安全性、流動性に留意しながら、運用益を確保していく必要があります。
- ③会計事務職員が担当する業務を適正かつ円滑に実施するため、電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））の安定的な稼働と円滑な運用に取り組みました。電子調達システムにおいて、通信障害によるシステム停止が1回発生したことから、安定的に稼働できるよう障害発生時のアラート設定などを行いました。今後も引き続き、障害の未然防止と発生時の迅速な対応に努めていく必要があります。
- ④県民の公金納付方法の利便性を向上させるための収納方法の多様化について、令和3年4月から税外収入の一部（使用料、手数料など）で、キャッシュレス収納等（コンビニ・スマホ収納）が可能となるよう、収納代行業者を選定し、財務会計システムの改修、会計規則及び同運用方針の改正を行いました。また、導入が円滑に進むよう、県民への周知などを行うとともに、担当職員向け説明会を計7回（参加者112人）実施しました。令和3年度は、導入初年度であることから、収納やシステム運用でのトラブルなど不測の事態に備える必要があります。また、引き続き県民の納付環境の向上について検討していく必要があります。

- ・主指標については目標を達成できませんでした。内部統制制度の実効性を確保するため、リスクマネジメントシートとリンクした出納検査における文書指導基準を見直したことにより、今まで口頭注意としていた案件が、文書指導となったことから指導件数が増加したものです。引き続き、会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行っていく必要があります。

令和3年度の取組方向

【出納局 副局長 下田 二一 電話:059-224-2771】

- ①事務処理ミスの縮減に向けて、会計事務に関する相談、検査、各種研修の実施や検査後のフォローアップなど、職員や所属のニーズに合わせたよりきめ細かい会計支援を行うとともに、各種研修や、出納かわら版等のメール配信を通じて会計事務担当者の能力向上やコンプライアンスの日常化につなげていきます。その上で、チェックリスト等の定着化や、「少人数職場における会計事務職員ハンドブック」の活用を働きかけ、各所属における会計事務の円滑な執行や業務改善、チェック機能の向上を支援していくとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症に配慮した会計支援や研修等の対応、eラーニング研修の充実を行っていきます。また、今後の出納事後検査においても、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行っていくことにより、会計事務の適正化に努めていきます。
- ②資金運用については、日銀の金融政策や新型コロナウイルス感染症による厳しい経済情勢の変化に留意しながら、安全性、流動性を確保したうえで、債券による運用を行うとともに、余剰資金の預託を行い、運用益の確保に努めていきます。歳計現金については、一部資金について運用期間の長期化を図るとともに、基金については、令和2年度から始まった市場公募債の償還に対応するため、流動性の確保を優先しながら短期・中期での運用益の確保に努めていきます。
- ③委託事業者との連携を強化し、障害の未然防止や発生時の迅速な対応を行うことにより、会計事務を行う所属が、正確かつ迅速に業務を遂行できるよう、電算システム（財務会計システム、電子調達システム（物件等））の安定稼働と円滑な運用に努めます。
- ④県民の公金納付方法の利便性を向上させるため、令和3年4月から税外収入の一部（使用料、手数料など）について、キャッシュレス収納等（コンビニ・スマホ収納）を導入しました。導入初年度における収納やシステムトラブルなどの不測の事態に備えながら、安全で確実な収納管理を図ります。また、引き続き県民の納付環境の向上に努めていきます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：戦略企画部】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんの行動につながる県政情報が発信され、県政に対する意見や評価が適切に把握されるなど、充実した広聴広報活動が行われています。これにより、県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼が深まり、県政への積極的な参画や提案など、協創の三重づくりが進み、県民の皆さんとの接点の拡大と充実が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標については目標を達成できませんでしたが、副指標の目標達成状況等をふまえて、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合		35.0%	0.91	40.0%		50.0%
	28.9%	31.8%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県の広報活動により県の情報が伝わっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合					
3年度目標値の考え方	得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合 28.6%（平成30年度実績）を参考に、毎年度5%ずつ増加を図り、5年度には県民の皆さんの2人に1人が実感していることをめざすものであり、3年度の目標値を40.0%としています。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が行っている広聴広報活動の実施件数		6,150件	1.00	6,300件		6,600件
	6,445件	11,662件				
県広報プロモーションのファン数		62,500人	1.00	65,000人		70,000人
	56,199人	75,516人				
公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度		0.5%以下	0.62	0.5%以下		0.5%以下
	0.27%	0.81%				

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	543	1,181	502		
概算人件費		547			
(配置人員)		(60人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ① 「三重県広聴広報アクションプラン」(令和2年3月改訂版)に基づいて、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」「メディアの効果的な活用」の2つの取組視点をふまえ、「戦略的なプロモーションの推進」「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の3つの戦略テーマで取組を展開してきました。引き続き、戦略的・計画的な広報活動および政策形成につながる広聴活動の実現に取り組む必要があります。
- ② 新型コロナウイルス感染症に関する県の施策や感染状況などの情報を県民の皆さんに的確に届け、安全・安心な暮らしを実現するために、県ホームページや県広報紙、テレビ、新聞など、各広報媒体を効果的に組み合わせた情報発信に取り組みました。また、AIによる会議録作成システムを活用し、緊急時の知事からのメッセージをテキスト化し、迅速に発信しました。よりいっそう県民の皆さんが「県からの情報が伝わっている」と感じていただけるように、身近で親しみやすい「拡散性の高い情報コンテンツづくり」の視点をもって、皆さんの理解、共感が得られ、行動につながる情報発信を進める必要があります。
- ③ 首都圏等での情報発信について、首都圏を中心とした全国メディアへのニュースリリースを活用するとともに、広告換算効果の高いテレビ・雑誌等の取材誘致に注力し、県の知名度向上と三重県ファンを増やすプロモーション活動を行いました。また、県プロモーションサイト「つづきは三重で」では、ウェブマガジンの配信に際し、フェイスブック、ツイッター等のSNSでも記事を紹介するなど情報発信強化を行いました。その結果、アクセス数、ユーザー数とも、前年度に比べ大幅に上昇しました。効果的な情報発信のためには、県政情報をSNSで拡散いただける三重県ファンをさらに増やす取組が必要です。
- ④ 県民の声相談事業について、新型コロナウイルス感染症への不安などの県民の皆さんから寄せられた意見や提案に対して、適時適切に取り組むよう担当部局に働きかけるなど、県政運営に生かすべく広聴活動を実施しました。引き続き、「県民の声」制度を適正に運用するとともに、各部局とも連携して「みえ出前トーク」、「e-モニター」を活用した広聴活動を行い、広聴機能の充実を引き続き図ることが必要です。
- ⑤ 5年周期調査の国勢調査、毎年調査の工業統計調査、学校基本調査等、毎月調査の労働力調査、毎月勤労統計調査等に取り組み、迅速かつ正確な調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果を分かりやすく公表しました。全国的に統計調査員の確保が困難となっている現状の中、統計調査員の円滑な確保及び資質の向上を図る必要があります。
- ⑥ 主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供し、「三重県勢要覧」や「三重県のあらまし」等の各種統計資料を作成、刊行した結果、みえDataBoxアクセス件数が増加しています。今後も県民の皆さんに統計を身近なものと感じていただけるよう、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図る必要があります。
- ⑦ 「開示請求事務の手引き」や「個人情報保護ハンドブック」を改訂し、情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用のための支援を実施しました。引き続き、県民の皆さんの参加による公正な県政を推進していくためには、行政情報を積極的に公開し、情報公開制度を適正に運用していくとともに、保有する個人情報を適正に管理していくことが必要です。

- ・ 主指標「県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合」について、メディアミックスによる広聴広報活動の充実を進めた結果、前年度より 2.9 ポイント上昇するなど、一定の成果はありましたが、目標値を達成することができませんでした。引き続き「三重県広聴広報アクションプラン」（令和 2 年 3 月改訂版）の基本的な考え方である「県民の皆さんとの接点の拡大と充実」に向けて、県の施策や緊急情報をさまざまな広報媒体を活用し情報発信を行うとともに、身近で親しみやすい「拡散性の高い情報コンテンツづくり」の視点での情報発信に取り組みます。

令和 3 年度の取組方向

【戦略企画部 副部長兼ひとづくり政策総括監 山本 秀典 電話:059-224-2009】

- ① 「三重県広聴広報アクションプラン」（令和 2 年 3 月改訂版）に基づいて、広聴広報会議等で各種広聴広報ツールの周知や部局間の情報の共有を図るとともに、メディアへの情報提供を行うパブリシティ活動の質の向上に向けて職員研修を実施することで情報発信力や広聴機能の強化を行い、全庁が一体となった戦略的・計画的な広聴広報活動を展開します。
- ② 新型コロナウイルス感染症に関する県の施策や感染状況をはじめ、県政に関する重要な情報を県民の皆さんに的確に届けるとともに、より情報を身近に感じていただけるよう、県ホームページや県広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、SNS などのさまざまな広報媒体を効果的に活用した情報発信、パブリシティ活動に取り組みます。また、AI を活用したシステムや文章校正ソフトなどにより、効率化を図りつつ、迅速かつ正確な情報発信を行います。
- ③ 首都圏等におけるマスメディアを活用した県の魅力発信、若者への訴求力の高いウェブメディアでの情報発信を強化することで、県の認知度向上を図ります。また、県プロモーションサイト「つぎは三重で」を、誰もが「人」、「食」、「産業」など三重県の魅力をワンストップで取得できるウェブサイトとなるようさらなるコンテンツの充実を図ります。
- ④ 県ホームページについて、利用者の皆さんが必要な情報を入手しやすいよう環境を整えるとともに、引き続き改善に取り組みます。あわせて、ウェブアクセシビリティの水準維持やシステムの安定運用及びセキュリティ対策に取り組みます。
- ⑤ 「県民の声」制度を適正に運営するとともに、広聴ツールである「みえ出前トーク」、「e-モニター」を活用した広聴活動の充実に取り組みます。
- ⑥ 迅速かつ正確な統計調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果を分かりやすく公表するとともに、統計関係者の功績の表彰や統計調査員への研修などにより、統計調査の円滑な実施を図ります。主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ（「みえDataBox」）で提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。
- ⑦ 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用、個人情報の漏えいの防止などを行うため、職員を対象とした研修等に取り組み、意識の一層の向上を図り、制度を適正に運用します。

* 「○」のついた項目は、令和 3 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：デジタル社会推進局】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

ICTの新しい技術の活用により、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体に向けた取組が進み、職員の働き方の質が高まるとともに、県民サービスの向上につながっています。

また、スマート自治体を支える情報通信基盤の整備と情報セキュリティの確保が進み、安心かつ快適に利用できる環境が整っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	主指標、副指標とも目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
スマート自治体の進展を実感する職員の割合	/	10.0%	1.00	40.0%	/	60.0%
	—	31.7%		/	/	/
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	スマート自治体に係る「職員アンケート」で、ICTを活用したスマート自治体の取組により、効率的な業務環境の整備が進展し、働き方が変わったと実感する職員の割合					
3年度目標値の考え方	令和5年度目標値の達成に向けて、取組を段階的に進展させていくことを勧告し、設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
テレワーク（モバイルワークやサテライトオフィス等）を利用した所属数	/	60 所属	1.00	167 所属	/	167 所属
	—	258 所属		/	/	/
電子申請・届出システムによる申請件数	/	22,400 件	1.00	23,000 件	/	23,000 件
	22,299 件	32,870 件		/	/	/

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等		1,459	1,449		
概算人件費		237			
(配置人員)		(26人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①スマート改革については、「変革1 県庁改革 Smart Government」、「変革2 官民で実現する新しい働き方 Smart Workstyle」、「変革3 テクノロジー活用による社会課題解決の加速 Smart Solutions」の3つの変革を柱として、全庁的な取組を進めました。Web会議や在宅勤務の環境整備、AI・RPA*等の新たな技術の導入や検討など、業務の生産性向上、職員の働き方の見直しに向けた取組が進展しました。また、社会課題の解決に向けた取組の後押しとそれらを実現できる人材育成として、公募の若手職員20名を対象に先進技術等の研修やフィールドワークを行い、ICTを活用して社会課題の解決を進めることのできる「スマート人材」の育成に取り組みました。今後はデジタル社会の形成に向けて、環境整備や技術の導入、人材育成等の取組などを充実させていくとともに、行政のみならず、社会構造の変化や社会全体の行動変容が進むことを見据え、三重県全体の変革を推進する必要があります。
 - ②システム利用効果等の説明を含めた操作研修の実施、積極的な支援等により、それぞれのシステムの利用拡大を図りました。電子申請・届出システムは今般の押印見直しを契機に行政手続での利用促進を図るとともに、費用対効果もふまえながら電子署名、電子収納への対応について検討を進めていく必要があります。
 - ③県情報ネットワークやメールシステム等の情報通信基盤、グループウェア等の基盤システムについて、職員が効率的・効果的に業務を行えるよう、安定運用を確保しました。県情報ネットワークは、費用対効果や信頼性のさらなる向上に向けて、防災対策の充実や、モバイルワーク等の働き方改革の推進も視野に入れて構築し令和3年1月に運用を開始したほか、職員一人一台パソコンについても、今後の働き方を視野に拡張性の高いモバイル型の導入を開始しました。今般のコロナ禍において、情報通信基盤に求められるニーズが急速に変化しており、「新たな日常」を見据えた基盤整備が課題となっています。
 - ④各部局が保有する情報システムの最適化に向けて、企画・構築・運用に至る各工程において、支援・審査・評価のPDCAサイクルを運用しました。さらに、システム評価*により明らかになった課題解決に向けて、システム所管課に対してフォローアップ支援や予算要求前支援等を継続して行うことで、IT利活用の適正化を進めました。また、研修や訓練を通じて情報セキュリティ意識の向上を図りました。今後も、全庁の情報システムが適切に構築・運用されるよう、引き続き、支援・審査・評価等の取組を充実させていく必要があります。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況下において、感染拡大の防止と行政機能の確保を図るため、在宅勤務やWeb会議の環境整備等に迅速に取り組んだ結果、「主指標」については大きく進展し、目標を達成できました。今後は、デジタルも活用したスマート改革をさらに加速することで、生産性の向上や働き方の見直しを進めます。

- ①誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の形成に向け、令和3年度から全庁的な司令塔として「最高デジタル責任者＝CDO (Chief Digital Officer)」を置き、実行組織として「デジタル社会推進局」を設置し、県民の皆さんがデジタル技術を活用して想いを実現できる「あったかいDX*」を推進していきます。行政においては、令和2年度から本格的に進めているスマート改革を発展させ、デジタル技術も活用し、手続等の時間短縮やサービスの向上等県民の皆さんの利便性の向上を最優先課題とし、市町とともに行政の変革を進めます。また、社会全体としてデジタル技術を活用した取組が進むよう、三重県のデジタル社会の未来に向けた方向性を示す「みえDXビジョン（仮称）」を策定するとともに、県内の事業者や市町、庁内部局などが、DXに関する相談を気軽にできる一元的な窓口として「みえDXセンター（仮称）」を設置するなど、県として必要な施策を進めます。
- ②AI・RPA等の新たな技術を活用したさらなる業務効率化に取り組むとともに、業務の標準化に向け、業務量の調査を通じた業務の可視化に取り組めます。また、スマート改革推進の核となる「スマート人材」の育成に加え、他の職員に向け自らDXを推進するマインドを醸成する研修に取り組むほか、中長期的なスマート改革・DX推進をサポートする外部人材を活用するなど推進体制を強化し、デジタルを活用した社会課題の解決を進めていきます。
- ③県民の皆さんとDX推進の機運を醸成していくとともに、多様な県民の皆さんから意見をいただいて施策に反映していく仕組みを構築します。また、行政の保有するデータについて、利活用につながるデータを中心に公開していくとともに、データ自体の質の向上を図っていくことで、全県的なデータ利活用の発展に取り組めます。
- ④県情報ネットワークや各情報システムについて、引き続き安定運用に努めるほか、テレワーク（在宅勤務・モバイルワーク）による柔軟かつ弾力的な働き方の実現に向けた環境整備を進めていきます。また、スマート改革をさらに推進していくため、情報セキュリティを確保しつつ、利便性・効率性が低下しているネットワーク・システム環境の見直しや、データ活用をはじめとしたデジタル技術の先進的な利活用を可能にする新たなコミュニケーション基盤の整備に取り組めます。
- ⑤各部局が保有している情報システムの最適化に向けて、引き続き、予算要求前審査等のPDCAサイクルを運用するほか、システム評価などにより明らかになった課題解決に向けて、システム所管課に対してフォローアップ等の支援を継続して行っていきます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	副指標は目標値を達成したものの、主指標については目標値に達していないことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業の 適正化率	/	100%	0.97	100%	/	100%
	100%	97.2%		/	/	
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「三重県公共事業評価審査委員会」と「三重県入札等監視委員会」の調査審議において適正とされた割合の平均値					
3年度目標値 の考え方	公共事業は、実施プロセスの公正性・透明性を確保するとともに、事業を適正に実施することが必要不可欠であることから、目標値を100%としました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業の平 準化率	/	80.0%	1.00	80.0%	/	80.0%
	75.0% (30年度)	80.0%		/	/	
入札参加者の 地域・社会貢献 度	/	85.0%	1.00	86.0%	/	88.0%
	84.0%	87.4%		/	/	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	4,466	4,515	4,508		
概算人件費		1,512			
(配置人員)		(166人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、再評価・事後評価対象事業全てについて評価が妥当であると認められました。引き続き、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性を確保していく必要があります。
 - ②入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、対象案件18件のうち工事の入札1件について、予定価格に違算があったことから意見具申があり、再発防止策を策定しました。他の対象案件17件については適正と認められました。引き続き、適正な入札制度の運用に努め、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
 - ③地域の建設業が、地域の安全・安心や雇用の確保などの役割を将来にわたって果たせるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化やICT活用工事の試行拡大などを進めました。引き続き、これらの取組を進める必要があります。
 - ④電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムの更新業務に着手しました。引き続き、電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、新たな設計積算システムの令和3年度中の運用開始に向けて更新業務を進める必要があります。
 - ⑤新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、工事現場や事業所における感染予防対策の周知徹底を行うとともに、受注者から申出のあった工事一時中止や工期延長などについて適切に対応しました。引き続き、同感染症対策を講じるとともに、建設工事等のデジタル化・スマート化を進め、非接触・リモート型の働き方への転換等を図る必要があります。
 - ⑥県発注の公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向け、不当要求などが発生した場合の体制等の整備を進めるとともに、警察や建設業界などと連携した組織の設置等について準備を進めました。引き続き、不当要求等の根絶に向け、取り組む必要があります。
- ・「主指標」については、「三重県入札等監視委員会」において1件の工事で意見具申があったため、目標を達成できませんでした。
- 今後も引き続き公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保するとともに、事業を適正に実施するよう取り組む必要があります。

- ①「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、適正な執行に取り組みます。
 - ②「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応するための入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。また、令和2年度に策定した再発防止策については、検証を行いながら必要に応じて改善するなど適切に運用していきます。
- ③地域の建設業が未来に存続し、その役割を果たせるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化およびICT活用工事によるi-Constructionの推進、BIM/CIMの導入などの各種取組を進めるとともに、これらの取組を引き続き市町へ要請します。
- ④公共事業の適正な執行のために、電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用を図ります。また、新たな設計積算システムへの更新により、業務を効率化できるよう、現システムでは手作業で行っていた積算を自動化・省力化する機能や、積算基準の改定に迅速に対応する機能を付加し、令和3年度中の運用開始をめざします。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるため、対面での接触を回避しながら移動時間等の削減が可能となる、ウェアラブルカメラやタブレット等を使用した遠隔臨場やWeb会議等の活用など、データとデジタル技術を活用し、DX*の推進に取り組みます。
- ⑥警察や建設業界等と連携した協議会を設置し、県発注公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向けた対策を実施していきます。また、対策については適宜改善するとともに、定期的に検証し継続実施に向けた取組を行っていきます。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

第4章

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組

地方創生とは、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現していくことです。

このため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）の推進にあたっては、地域を支える人材を確保するという量的な視点だけでなく、それぞれの地域が持つ独自性を生かし、魅力ある地域を創りあげ、そこに暮らす一人ひとりの希望をかなえるという「質」を重視した取組を進め、県内外のさまざまな人から選ばれ、人びとの交流が深まり、豊かに暮らすことができる三重をめざしていきます。

人口が減少してきた背景には、これまでの社会システムによって生み出された個々の課題がさまざまな形で関わっており、その解決には個々の施策による対症的な取組ではなく、多岐にわたる分野の取組を有機的かつ効果的に結びつけ、相乗効果を発揮しながら、挑んでいくことが必要です。このため、「総合戦略」と「第三次行動計画」との一体化を図り、人口減少対策について、施策を総動員し、オール三重で取組を進めることとしています。

具体的には、「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」の4つの対策において、それぞれのアプローチから人口減少に関する課題にさまざまな施策間の連携を図り、一体的かつ効果的に取り組むことで、課題解決を図るとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現していきます。

ここでは、毎年度の取組の進捗状況等を把握し、成果を検証することで、中長期的な視野で改善を図っていくため、4つの対策ごとに掲げた数値目標の達成度や、令和3年度の取組方向について取りまとめています。

(1) 活力ある働く場づくり

基本的方向

- Society 5.0*時代につながる新しい視点・発想やデータの利活用等により、さまざまな産業分野において、生産性の向上を進めるとともに、新しい商品・サービスを創出し、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力ある「働く場」を増やしていきます。
- 国内外の企業による県内への投資を呼び込み、成長が期待される産業や国際競争力のある産業など多様な産業において、活発に事業活動を行える環境づくりを進め、新たな「働く場」の創出を図っていきます。
- 誰もが働き続けられる職場環境づくりを進め、個人の能力や適性を生かした活力ある「働く場」を増やしていきます。また、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革を進めていきます。

評価結果をふまえた「活力ある働く場づくり」の進展度と判断理由

進展度 *	B	判断理由	数値目標のうち、「県内総生産（実質）」については目標値を達成できませんでしたが、「県内就業者数」については目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	---	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

数値目標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内総生産 （実質）		8兆1,787 億円 （元年度）	0.95	8兆2,850 億円 （2年度）		8兆5,018 億円 （4年度）
	8兆2,620 億円 （30年度）	7兆8,010億円 （元年度・速報値）				
県内就業者数		900,000人 （30年度）	1.00	900,000人 （元年度）		900,000人 （3年度）
	904,518人 （29年度）	906,826人 （30年度）				

- ・ 進展度については、数値目標の達成状況などにより判断していますが、各数値目標は、それぞれ令和元年度、平成30年度の実績となっており、数値には新型コロナウイルス感染症の影響が表れていません。新型コロナウイルス感染症の影響等については、主に「令和2年度の取組方向と成果、残された課題」に記載しています。

- ・ 「県内総生産（実質）」については、7兆8,010億円となり、目標値を達成できませんでした。これを経済活動別に見ると、建設業、保健衛生・社会事業、卸売・小売業などが増加となりましたが、製造業、不動産業、宿泊・飲食サービス業などで減少となりました（令和元年度実績）。とりわけ、県内の主力産業である製造業は5年ぶりに減少し、その大きな要因として電子部品・デバイス・電子回路製造業の落ち込みが大きく、製品価格の下落が影響したものと考えられます。新しい生活様式においては、5GやAI、IoT*、自動運転などの需要が高まることから、中長期的には半導体市場の拡大が見込まれていますが、それ以外のさまざまな分野や産業においても、生産性の向上や事業活動の活性化等を促進し、引き続き、強じんて多様な産業構造への転換についても注力していく必要があります。
- ・ 「県内就業者数」については、906,826人となり、目標値を達成できました。これを産業別に見ると、第2次産業の就業者数が増加しており、県内への新規立地や県内企業の再投資等がその要因であると考えられます（平成30年度実績）。一方で、第1次産業および第3次産業の就業者数は減少しているため、引き続き、農林水産業の担い手確保や、多様な働き方の推進による人材の確保・定着を進めていく必要があります。

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

（農林水産業におけるイノベーションの促進）

- 産学官連携の取組を進める「みえフードイノベーションネットワーク*」は、参加事業者が659者（令和3年3月末現在）となりました。ネットワークプロジェクト活動を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた伊勢茶や養殖マダイなどを活用した新商品や新サービスを開発しました。

また、6次産業化*サポートセンターを設置し、6次産業化をめざす意欲ある農林漁業者等が抱える課題を解決するため、専門家の派遣を行い、経営改善戦略や総合化事業計画の策定支援を行いました。その結果、25件の経営改善戦略を策定するとともに、内4件については総合化事業計画の認定を受けることができました。

引き続き、県内農林漁業者の経営改善に向け、新商品や新サービスの開発、販路拡大などを支援していきます。（施策311）

（農業の振興）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた茶、花、牛肉などの農業者等に対する経営支援や販路拡大支援に、国の事業等を活用しながら、関係機関と連携して取り組みました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の支援に取り組む必要があります。（施策312）
- 小規模な高齢農家や兼業農家など家族農業において、農業収入の向上に向けた米の品質向上や農作業が集中する時期の労働力不足が課題となっています。今後は、収入増に向けた米の品質向上を図る技術の普及に取り組むとともに、農繁期に労働力を確保する仕組みを構築する必要があります。（施策312）

- 農繁期の労働力不足への対応に向け、北勢トマト産地では、JA選果場と福祉事業所（2件）とのマッチングにより、障がい者（15名）の施設外就労による選果作業等への就労モデルを実証しました。紀南柑橘産地では、大学生等の長期休暇を活用した援農の試行活動（7名、5日間）や地元との検討会等（3回）を行いました。引き続き、施設外就労や援農活動等の定着に向けた仕組みづくりや効果の検証を行うとともに、他地域への展開を図る必要があります。（施策312）
- 若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現に向け、伊賀米と伊勢茶、青ネギ、梨をモデルに、ICT等を活用し、収集した気象や生育データ等に基づく栽培技術を検証するなど、新たな営農体系の確立を図る取組を支援しました。引き続き、果樹や施設園芸などさまざまな品目において、スマート農業の導入に向けた機運の醸成を図るとともに、ICT等を活用した高度な生産技術の現地実証と普及を図る必要があります。（施策312）

（林業の振興）

- 林業のスマート化の実現に向けて、鈴鹿市、亀山市、度会町地内において、新たに約270km²の航空レーザ測量*を実施し詳細な森林資源情報や精度の高い地形データを取得しました。また、林業事業者がこれらのデータを活用して施業が実施できるよう、森林クラウドの導入促進を図るとともに、データの活用方法に関する研修等を開催しました。

一方で、林業現場における労働災害発生率（千人当たり）は、約30年にわたり全産業の中で最も高いものとなっているほか、生産性についても林業先進国と比較すると低位となっており、ICT技術等を活用した林業のスマート化をさらに進め、「持続可能なもうかる林業」を実現していく必要があります。（施策313）
- 「みえ森林・林業アカデミー*」の「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」の基本3コースに県内外から25名の受講生が参加したほか、さまざまなニーズに応じたより専門性の高い技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に延べ152名が参加するなど、次代を担う林業の人材育成に取り組みました。また、これまで取り組んできた森林環境教育・木育を次のステージへと発展させるため、令和2年10月に「みえ森林教育*ビジョン」を策定し、県が進める森林教育の基本的な考え方や取組方向について整理しました。

今後は、「みえ森林・林業アカデミー」において、社会のニーズに対応した講座の開催、「みえ森林教育ビジョン」に基づいた、子どもから大人までの一貫した人材育成を展開するとともに、新規就業者の確保につなげていくことが必要です。（施策313）

(水産業の振興)

- 競争力のある養殖業の構築に向けて、魚類養殖については、AIを活用した完全自動給餌システムや水中カメラを用いた疾病発見システムの開発に係る実証試験を開始し、給餌システムでは1割以上の餌料効率の向上など、餌料コスト削減効果を見込めることが明らかになりました。また、8月下旬から、高水温による衰弱に伴う疾病によりマハタのへい死が確認されたことから、へい死拡大防止のために飼育管理の徹底を指導するとともに、例年11月に行われる種苗の養殖業者への引き渡しを、本年度は海水温が低下安定する12月から1月に行いました。

藻類養殖については、海況に適応したノリの適正養殖管理に向け、ICTブイにより伊勢湾海域12地点で収集した海水温等のデータをリアルタイムで配信する仕組みを構築するとともに、栄養塩が少ない環境下でも色落ちしにくい黒ノリ品種について、鈴鹿、伊勢、鳥羽海域での実証試験を開始しました。

真珠養殖については、アコヤガイのへい死軽減に向け、4月からSNSを活用した環境情報の配信とともに、へい死が始まった6月には「三重県真珠養殖対策会議」を設立し、カゴの深吊り等ストレス緩和対策の周知、8月にはへい死等警戒情報の注意喚起基準28℃に達したことから、ストレスとなる作業の中止等の注意喚起を行った結果、稚貝のへい死率は44%と、昨年(70%)と比べて低くなりました。また、3月には真珠の魅力在海外に発信できる真珠養殖業者等を育成するためのセミナーを開催するとともに、三重の真珠ストーリー等をオンラインで発信するPRプラットフォームを三重県真珠振興協議会のホームページ上に整備しました。

引き続き、養殖業のスマート化の促進や、気候変動に伴う高水温などの海況の変化に適応した養殖業の実現を図るとともに、「三重県真珠振興計画*」等に掲げた真珠の生産性・品質向上、国内外への魅力発信の取組を着実に進めていく必要があります。(施策314)

- 多様な担い手の確保及び育成に向けて、志摩市で6月に実施された真珠養殖業における水産高校生の職場体験(1名参加)や9月に開催されたみえ真珠塾の短期研修(2泊3日、大学生1名参加)を支援するとともに、鈴鹿市で協業化・法人化を検討する経営体へ中小企業診断士を派遣しました。

また、事業承継にかかる相談窓口を三重外湾漁協に設置するとともに、あおのり養殖において使用しなくなった資材をマッチングする取組を支援しました(1件成立)。

さらに、鳥羽磯部漁協管内のノリ養殖、カキ類養殖、船びき網漁業等の現場作業においてアシストスーツやパワードスーツの導入試験を行った結果、収穫や水揚げなどの作業において腰の負担軽減に一定の効果があることが明らかになりました。

引き続き、漁師塾*等に参加する就業希望者が、地域の漁業に円滑に着業・定着できるよう支援するとともに、協業化や法人化を促進し、担い手の受け皿となる安定した経営基盤を有する経営体の確保を図っていく必要があります。(施策314)

(中小企業・小規模企業の振興)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模企業の事業継続を支援するため、感染拡大の状況や資金繰りの状況、影響の大きさ等を勘案し、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」(4月、5月、8～9月)、「三重県地域企業再起支援事業費補助金」(10～11月)、「三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金」(2月)、「三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金」(令和3年3月～4月)を募集し、延べ5,703件の支援を行いました。また、支援制度と連携して、企業自身が経営力向上のための計画を作成する三重県版経営向上計画*を1,582件認定するとともに、その実現に向けた支援を行いました。

引き続き、認定企業が着実に計画を実現できるよう、商工団体と連携し、きめ細かなフォローアップを行う必要があります。(施策321)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、令和2年度においては、当初3年間実質無利子の「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」や「セーフティネット資金」など、事業者負担を大幅に軽減した新型コロナ関連の融資制度を実施しました。その結果、令和2年度の融資実績は、20,128件、約3,616億円となり、多くの事業者において事業継続のために活用されました。

一方、コロナ禍の影響が長期化し、景気回復の遅れから、「新型コロナウイルス感染症対応資金」などの融資を利用する中小企業・小規模企業においては、3年間の無利子期間・据置期間の終了後、返済負担が経営の重荷となることが懸念されます。借入を滞りなく返済し、事業継続に支障をきたすことがないよう、事業者が抱える経営課題の洗い出しや支援方針の策定など、経営改善を図るための支援を丁寧に実施していくことが必要です。(施策321)

(Society 5.0時代の産業の創出)

- 起業や新たな事業展開をめざすスタートアップの自律的・継続的な創出を目的として、県内の先輩起業家、首都圏等で活躍する三重県出身の若手起業経験者等、本県にゆかりのあるクリエイティブ人材等とのネットワークから支援を受けたスタートアップが、その経験をふまえて後輩起業家の支援を行い、起業家支援ネットワークを拡大していく仕組み「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築に取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人々の考え方や働き方が大きく変革していることから、新たな社会課題の解決や「新たな日常」の実現に向けて、革新的なビジネスモデルや技術により対応しようとする企業の実証実験や社会実装の支援に取り組みました。

引き続き、新たな事業展開をめざすスタートアップが自律的・継続的に創出され、デジタル技術を活用した新たなビジネスなど魅力あるビジネスが創出されるよう「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築を一層進める必要があります。(施策323)

- 「空飛ぶクルマ」の活用によるさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上を図るとともに、新たなビジネスの創出をめざし、「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて必要となるインフラや人材等の調査のほか、実証実験に適した飛行ルートや将来的なビジネスにつながる飛行ルートの策定、実証実験に取り組みました。また、社会受容性の向上や県内事業者等関係機関との連携を深めるため、検討会やシンポジウムを開催しました。さらに、「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて積極的に取り組む事業者と協定を締結するなど、連携強化や新たなネットワークの構築を図り、「空の移動革命」の促進に取り組みました。

引き続き、三重県内での「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて、社会受容性の向上や実証実験を通じた事業化の支援に取り組む必要があります。（施策 323）

- 「みえICT・データサイエンス推進構想」の推進母体として、産学官の連携で取組を進める「みえICT・データサイエンス推進協議会」を設立しました。同時に、会員企業によるICT・データ活用推進の取組であるローカル5G並びに人材育成に関するワーキンググループの立ち上げを支援しました。また、経営者向けハンズオン講座やIoTワークショップ、データサイエンス人材リカレント教育研修等、さまざまな切り口でデジタル人材の育成に取り組んだところ、総計で延べ514名の受講がありました。さらに、初めて県内3高専と県内企業が連携して実施するハッカソンについて、企画に加わるなど開催支援及び協賛を行いました。

こうしたICT・データ活用推進の取組を進めている一方で、昨年行ったアンケート調査の結果では、企業のICT活用への関心が、とりわけ小規模事業所において依然低いままとなっており、企業DX*の推進にあたっての課題となっています。（施策 323）

- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、3団体のエネルギー地産地消によるまちづくりを支援するとともに、8件の環境・エネルギー関連技術開発に取り組みました。引き続き、多様な主体の協創により、新エネルギーの導入促進、省エネの推進、創エネ・畜エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等を図っていく必要があります。（施策 323）

（企業誘致の推進と県内再投資の促進）

- 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場*化、スマート工場*化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資を促進しました。また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進しました。さらに、市町等と連携しながら、地域経済牽引事業*の促進を図りました。これらの取組を行うことで令和2年度は、投資額 8,579 億円、立地件数 63 件となりました。

引き続き、企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、県内への新規立地や県内企業の再投資を促進していく必要があります。（施策 324）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要性の高い製品や素材等の生産に取り組む県内企業 9社に対して製造補助を行うとともに、県の行政機関が県内で製造された感染予防品を優先的に調達し、安定供給を図れるよう、調達優遇制度を創設しました。（登録企業：10社）また、脆弱性が顕在化したサプライチェーンについて、強靱化を図る県内企業 15社に対して製造や雇用に対する補助を行いました。（施策 324）

- 市町や日本貿易振興機構（JETRO）、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（GNI）協議会*、三重県外資系企業誘致推進会議などとの連携を密にしながら、外資系企業の誘致に取り組みました。とりわけ、海外企業との直接の面談が出来ない中、外資系企業ワンストップサービス窓口を活用し、JETROのウェブセミナーへの参加、外資系企業とのウェブによるマッチング面談を行うとともに、GNI協議会と連携し、海外の現地政府機関等とのウェブミーティングを行い、外資系企業やJETROをはじめとする連携機関に対する本県の操業環境情報の効果的な提供、外資系企業が初めて県内に立地する際に重要なポイントとなる認知度向上に向けた情報発信に取り組みました。（施策 324）

（多様な働き方の推進）

- 平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されている中で、企業の規模、業種にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革の県内企業への普及を図りました。（施策 342）
- 時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークの導入を検討している企業11社に対してアドバイザーを派遣するとともに、県内企業の経営層やテレワーク推進担当者を対象としたテレワーク導入・実施時の労務管理やシステム等に関する無料相談窓口を開設しました（相談件数：71件）。テレワークを導入している県内事業所の割合は18.0%（令和2年度三重県内事業所労働条件等実態調査）と、全国と比べると導入がなかなか進んでいない現状であることから、今後さらに県内企業への働きかけや導入支援を行うとともに、企業、経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県全体へのテレワークの浸透を図る必要があります。（施策 342）
- 相談内容が年々複雑・多様化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状もあることから、引き続き労働相談室を設置し、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。また、特別労働相談窓口を毎週土曜日に設置し、労働関係法や社会保障法令に精通した社会保険労務士による労働相談を実施しました。（施策 342）
- 障がい者が希望や能力、適性を生かして働くことができるよう、障がい者雇用を促進して企業や県民の理解を深めるとともに、働く意欲のある障がい者が就労する可能性を広げる取組を進めました。

雇用の拡大と理解促進の取組においては、職業訓練や実習の機会を提供するとともに、ステップアップカフェや「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」などの取組を通じて企業や県民の理解をより一層促進しました。また、障がい者が就労する可能性を広げる取組においては、施設外就労「M.I.E モデル」や短時間雇用モデルの普及・啓発などを行い、柔軟な勤務形態の環境整備に取り組みました。さらに、新型コロナの感染防止や通勤負担軽減の観点から、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいのある方など、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の就労機会の創出につなげるため、12事業者、障がい者25名が参加し、ICTを活用した障がい者のテレワークによる就労訓練を実施しました。

引き続き、企業に対して障がい者雇用の理解促進を働きかけるとともに、多様な選択肢の中から自らに適した働き方を選択できるよう、テレワークや柔軟な勤務形態などの環境整備を促進する必要があります。（施策 342）

令和3年度の取組方向

(農林水産業におけるイノベーションの促進)

- オンラインを活用した事業者の交流促進や特徴のある県産農林水産物の素材提案などを行うことにより、地域の食と農林水産物に関する多様な関係者のマッチング等を支援することで、新たなプロジェクトの創出や商品化に向けた取組を進めます。また、新たにSDGs*や地産地消に対する意識が高い消費者を巻き込み、農林水産事業者と消費者・実需者が双方向でつながり協働する仕組みへと、みえフードイノベーションネットワークを進化させ、農林水産業の魅力を高め、地産地消の推進と地域の活性化につなげます。さらに、6次産業化については、引き続き、現場の課題やニーズに応じた研修会を開催するとともに、6次産業化サポートセンターを設置し、個別支援による事業者の経営改善に取り組みます。(施策311)
- コロナ禍においても、ストーリー性のある農林水産物は、支持・購入され続けていることから、引き続き、本質的な価値に着目したブランド力の向上支援に取り組みます。また、DXを実現しさまざまな環境変化に対応しながら、新たなビジネスモデル等の創出にチャレンジする人材を育成する研修会をオンラインで開催します。(施策311)

(農業の振興)

- 県農業の主軸である水田農業の一翼を担う家族農業の維持に向け、家族農業でも取り組める高品質米栽培技術体系を確立するため、スマート農業技術を取り入れた栽培技術の実証に取り組むとともに、農繁期の労働力を確保するため、労働力の不足する家族農業と短期間でも農作業に従事可能な人材とをマッチングする仕組みづくりに取り組みます。(施策312)
- 次代の農業を担う人材の確保に向け、新規就農者等に対する、農業次世代人材投資資金等を活用した就業・定着支援や、農業高校での出前授業および先進農業法人への視察研修、遊休農業施設等のマッチングなどに取り組むとともに、「みえ農業版MBA養成塾*」において、デジタル技術を活用したオンライン講義など新たな日常への対応やカリキュラムの充実に取り組みます。(施策312)
- 多様な人材に農業が働く場として選ばれるよう、経営者の意識改革を図り、就業者に働きやすさややり甲斐を提供できる職場環境や人材の育成体制を整備するなど、農業経営体等の「働き方改革」を推進・支援します。また、他産業からの多様な人材の参入を促進するとともに、そうした人材と農業経営体等とをマッチングする仕組みの構築を支援します。(施策312)
- 農業の省力化や次代への技術継承に向け、ICTなどを活用した高度な生産技術体系の現地実証等を通じて、スマート農業技術の現地実装の促進および普及等に取り組みます。(施策312)

(林業の振興)

- 林業や木材産業を「持続可能なもうかる林業」へ転換し、若者に魅力ある職場とするため、県内で先進的に林業のスマート化に挑戦しようとする事業者や市町等と連携し、LPWAN*等のICT先端技術を活用した作業の安全性の向上や省力化、効率化を図るとともに、航空レーザ測量による詳細な森林資源情報の把握と活用を進めるなど、スマート林業の実装に取り組みます。(施策313)

- 子どもから大人までの一貫した人材育成を展開するため、林業人材の確保・育成や森林教育、研究や普及といった機能を一元化した新たな体制を構築します。新たな体制においては、「みえ森林・林業アカデミー」における人材育成カリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、みえ森林教育の取組を広げていくためのプログラムの作成や、さまざまな課題に対応できる人材の育成を進めます。さらに、子どもから、林業のプロフェッショナルまで幅広い人材育成を推進していくための拠点としての施設整備に取り組みます。(施策 313)

(水産業の振興)

- 競争力のある養殖業の構築に向けて、魚類養殖については、完全自動給餌システムや疾病の早期発見システムの養殖漁場での実証試験に取り組むとともに、生産コストの削減や高品質化、マダイに依存した生産体制からの脱却など、魚類養殖の構造改革を促進します。また、マハタのへい死対策として、疾病被害の軽減に向けたワクチンの2回接種に係る実証試験や高水温に耐性のある種苗の開発に取り組みます。

藻類養殖については、ICTブイを増設するなど、リアルタイムの水温情報等を発信できるプラットフォームを強化するとともに、色落ちしにくい黒ノリ品種の養殖漁場での実証試験を進めるなど、栄養塩類の低下への対応等に取り組みます。

真珠養殖については、AI・ICT等を活用した水温等の予測情報の配信や、適切な時期に大型稚貝を供給する生産技術の実用化、「三重県版アコヤタイムライン」の運用など、アコヤガイのへい死対策を進めるとともに、非対面、非接触で県産真珠の魅力を配信できるオンラインPRの取組を支援するなど三重県真珠振興計画等に掲げた真珠の生産性・品質向上、需要増進に取り組みます。(施策 314)
- 多様な担い手の確保および育成に向けて、都市の若者等を本県の漁業に呼び込むオンラインによる仕組みづくりや漁業の法人化に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めるとともに、漁師塾や真珠塾の開催等への支援、ロボット技術を活用した省力化により高齢者や女性など多様な担い手がライフステージにあわせて活躍できる環境づくり、事業承継の仕組みづくり等に取り組みます。(施策 314)

(中小企業・小規模企業の振興)

- 中小企業・小規模企業における生産性の向上や販路拡大等の経営課題に、企業が自ら気づき、課題の克服をめざして作成する三重県版経営向上計画の認定を行い、経営力向上の取組を支援します。特に、ICTを活用する取組については、プッシュ型の専門家派遣制度を活用して、中小企業・小規模企業における取組のすそ野拡大を図ります。(施策 321)
- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう支援を行う経営改善コーディネーターを、三重県中小企業支援ネットワークの事務局である三重県信用保証協会に配置します。コーディネーターがリーダーとなって、経営課題等を抱える事業者を商工会・商工会議所、金融機関などの関係機関と連携して支援します。(施策 321)

(Society 5.0 時代の産業の創出)

- 事業立ち上げに挑戦する起業家の事業の自立化を促すとともに、クリエイティブ人材や県内外で活躍する起業家等から支援を受けたスタートアップが、その経験をふまえて次の起業・成長を促すことで、スタートアップが自律的・継続的に創出されることをめざす「とこわかM I Eスタートアップエコシステム」の構築に取り組みます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い新たに発生した地域課題・社会課題の解決や「新たな日常」の実現に向けた、革新的なビジネスモデルの実証実験や社会実装の支援に取り組み、エコシステムの効果を高めていきます。(施策 323)
- 「空飛ぶクルマ」の活用によるさまざまな地域課題の解決、新たなビジネスの創出をめざして、民間事業者による機体開発に向けた実証実験の支援や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」の活用等、「空の移動革命」の促進・PRに取り組みます。(施策 323)
- 県内におけるDXの推進に向け、新たなビジネスの創出につながるようなデータ活用プロジェクトを支援するほか、DXに関する意識を啓発し、県内におけるデジタル化機運を醸成するとともに、DX推進人材、ICT・データ活用人材など、初歩レベルから高度人材レベルまで幅広く人材育成に取り組みます。(施策 323)
- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、県民や事業者に対して啓発や研修等を行うとともに、エネルギーの地産地消によるまちづくりや、関連技術の開発を支援します。(施策 323)

(企業誘致の推進と県内再投資の促進)

- 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場化、スマート工場化、研究開発施設などの高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資、さらにはサプライチェーンの強靱化を推し進めることにより、県内生産拠点の強靱化ひいては本県産業の高度化を図ります。また、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進します。さらに、市町等と連携しながら、地域経済牽引事業の促進を図ります。(施策 324)
- 市町や日本貿易振興機構(JETRO)、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)協議会、三重県外資系企業誘致推進会議などとの連携を密にしながら、外資系企業の誘致に取り組みます。外資系企業ワンストップサービス窓口の活用を進めるとともに、外資系企業や日本貿易振興機構(JETRO)をはじめとする連携機関に対する本県の操業環境情報の効果的な提供、外資系企業が初めて県内に立地する際に重要なポイントとなる認知度向上に向けた情報発信支援を行います。さらには、コロナ後の時代を見据えたインバウンドの取り込みなどに向けた外資系ホテルの誘致に取り組みます。(施策 324)

(多様な働き方の推進)

- 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が大きく変わりつつあります。企業の規模、業種にかかわらず働き方を見直すとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革を県内に広く普及していきます。(施策 342)

- 時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、引き続きテレワークアドバイザーの派遣、テレワークに関する相談受付を実施します。さらに、県内企業がテレワークの基礎的な知識を学び、導入への一歩を踏み出していただけるよう、入門研修を実施するとともに、経済団体、労働団体、行政など関係団体が協力し、テレワークの導入を検討している企業や、すでに導入している企業、企業の導入をサポートする企業（IT機器関連企業、コワーキングスペース運営企業など）などによる交流会を実施することにより県全体へのテレワークの浸透を図ります。
- 障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、ともに働くことが当たり前となる社会をめざし、障がい者雇用を促進して企業や県民の理解を深める取組を進めていきます。特に、令和3年3月から障がい者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられたことから、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発や支援を行うため、知事や労働局長をはじめとする県及び労働局の幹部職員が企業経営者に直接働きかける事業所訪問を行います。

また、働く意欲のある障がい者が就労する可能性を広げる取組として、令和2年度に行った障がい者のテレワークに関する就労訓練を踏まえ、テレワークと障がい者雇用に精通した支援アドバイザーを企業に派遣して就労につなげるとともに、定着促進のために有効な職場形態と考えられている障がい者のサテライトオフィスに関する調査・研究を実施します。（施策342）

(2) 未来を拓くひとづくり

基本的方向

- 三重県で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に取り組みます。
- 高等教育機関、産業界などさまざまな主体と連携して、学びたい時にいつでも学べる環境をつくるとともに、地域から求められる能力を身につけ、地域で活躍し続けることができる人材を育成していきます。
- 子どもたちが郷土の豊かな自然や歴史、文化等について理解し、郷土への愛着や誇りを育む機会をつくっていきます。また、地域課題の解決を図る学びの場をとおして、地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育み、三重の未来を担う人材を育成していきます。
- 一人ひとりの個性や多様性が尊重され、それぞれの能力を発揮しながら、いきいきと働き続けられる環境づくりを進めていきます。

評価結果をふまえた「未来を拓くひとづくり」の進展度と判断理由

進展度 *	B	判断理由	数値目標について、いずれも目標値を達成できませんでした。目標達成状況はいずれも0.9を超えたことや、「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」は前年度よりも増加したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	---	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

数値目標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	41.8%	46.8%	0.93	47.9%	50.0%	50.0%
	41.8%	43.5%		47.9%	50.0%	50.0%
若者の定住率 (※1)	87.05%	87.37%	0.94	87.37%	87.37%	87.37%
	87.05%	82.17% (暫定値) (※2)		87.37%	87.37%	87.37%

※1：人口推計（総務省統計局）における各年10月1日現在の25～34歳人口を、20年前の同調査における5～14歳人口で除して算出。ただし、令和2年は国勢調査実施年であるため、国勢調査をもとに算出。

※2：令和2年国勢調査結果（人口等基本集計における年齢別人口）の公表予定時期が令和3年11月とされていることから、令和2年10月1日現在の住民基本台帳の転入・転出等のデータを基に戦略企画部企画課において暫定値として算出。

- ・ 「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」については、43.5%となり、令和元年度に比べて1.7ポイント増加したものの、目標値を達成できませんでした。

県内高等教育機関の入学定員の7割を超える4年制大学において、県外の入学者が半数近くを占める中で、働く場としての県内企業の魅力向上や、県内企業の魅力が学生に十分届いていないことが課題であると考えています。

一方で、県外の就職支援協定締結大学においては、インターンシップの促進、キャリアコンサルティングや各種セミナーの実施に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインでも就職相談や模擬面接等を行うなど柔軟に対応したことで、数値の改善につながったと考えられます。

- ・ 「若者の定住率」については、82.17%となり、目標値を達成できませんでした。

15歳～29歳の若者が全県の転出超過数の85%を超える割合を占めているなど、進学や就職に伴う若者の県外流出に歯止めがかかっていないことがその背景にあると考えられます。

若者の県内定着に向けて、若者が三重で進学・就職したい、三重で暮らしたいという希望をかなえることができる地域にしていく必要があります。

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

(高等教育機関の充実)

- 県内高等教育機関の一層の魅力向上や学びの選択肢の拡大等に向けて、「高等教育コンソーシアムみえ」において、地域課題に対して深く関心を持ち、主体的に活躍する人材「三重創生ファンタジスタ」を約600名養成しました。また、三重への知識・愛着等を持てるよう共同開発した「食と観光実践」や「三重の歴史と文化」などの「三重を知る」共同授業を3高等教育機関で4科目実施したほか、8高等教育機関で34科目にわたる単位互換制度を実施しました。今後も引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を通じ、県内高等教育機関の一層の魅力向上に向けた取組を進めていく必要があります。さらに、県内で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、大学進学時における学びの選択肢の拡大を図る必要があります。(施策226)

(ICTを活用した教育の推進)

- すべての県立学校においてICTを活用した授業が実施できるよう、無線LAN環境の構築や、学習用情報端末(充電保管庫を含む)、電子黒板機能付きプロジェクターを整備しました。教職員のICTを活用した授業スキルを向上させるため、大学や高校の職員による実践事例をふまえた研修会や、授業でのICT活用の参考となる実践動画の提供を行いました。また、臨時休業期間には、学校と家庭をつないで、授業動画や課題の配信や個別のオンライン面談を行い、情報端末やスマートフォンを所持しない生徒に端末を貸与しました。今後は、学校間でのICT活用に差が生じないように、ICTの効果的な活用方法やグループ学習の手法、個々の生徒のニーズに対応したオンデマンド教材の配信など、ICTを効果的に活用した授業実践の紹介や、教員のニーズをふまえた研修の機会を提供していく必要があります。(施策222)

- 小中学校における一人一台端末を活用した学習が計画的に行えるよう、民間人材2名をアドバイザーとして委嘱し、セキュリティおよびコンテンツに関して7市に助言を行いました。また、小中学校におけるICT利活用に係る市町教育委員会との情報共有・意見交換等を目的として、「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を設置し、会議での議論・要望をふまえて一人一台端末活用のための実践事例集や学校間での教材等共有に関する手引き等の資料を取りまとめ、各市町教育委員会における端末の有効活用に向けて支援を行いました。さらに、クラウド上のファイル共有機能を活用し、各学校および各市町教育委員会、県教育委員会が、作成した教材や指導案等を共有できるデータベースの運用を開始しました。今後も引き続き、整備された端末が効果的に活用されるよう、市町のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、支援に取り組む必要があります。(施策222)

(地域とともにある学校づくり)

- 地域とともにある学校づくりサポーター*の派遣や、「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催等を通して、県内の好事例や全国の先進事例などの紹介を行うことで、市町が学校運営協議会を円滑に導入できるよう取組を進めました。また、地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町に財政的支援を行いました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による小中学校の長期にわたる臨時休業からの再開に伴い、学校外での補足的な学習支援に取り組む市町に対してさらなる財政的支援を行いました。今後も、コミュニティ・スクール*および地域学校協働本部の拡充等の取組により、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進める必要があります。(施策225)

(キャリア教育の推進)

- 県立高校では、地域の人材等を招聘した授業を実施して、生徒が地域の職場や仕事を知る機会の創出に取り組むとともに、課題解決型のインターンシップを実施し、他者と協働して問題解決に取り組みました。今後も、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけ、将来、地域社会で活躍できるよう、キャリア教育を一層推進する必要があります。(施策222)
- 小規模高校(9校10校舎)において、地域の協力を得ながら、地域住民や職業人と関わる実社会での実践活動や地域課題の解決策についての探究活動に取り組みました。今後も、生徒が地域への愛着や誇りを高め、その地域で活躍できる将来像をしっかりとイメージすることや、将来にわたって「志」を持って学ぶことにつなげられるよう、これまでの取組の検証を行い、地域と高校が一体になって地域課題解決型キャリア教育の取組を進めていく必要があります。(施策222)

(若者の県内定着に向けた就労支援)

- 県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、おしごと広場みえにおいてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供したほか、合同企業説明会の開催(おしごと広場みえミニ合同説明会を11回開催し、33社221名参加)など、学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の情報発信等に取り組みました。また、県外大学との就職支援協定締結の拡大に向けて、令和2年度は法政大学と協定を締結し、締結大学は合計21校となりました。さらに令和2年度はオンラインを活用して、締結大学と県内企業との意見交換会を初めて開催しました(参加大学16校、参加企業延べ149社)。

引き続きSNSの活用や大学主催の保護者会への出席、企業と大学との交流機会の創出など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努める必要があります。(施策341)

- 学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざまな魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV」(ウェブサイト)による情報発信(52社追加、合計約420社)を引き続き進めるとともに、県内企業のインターンシップを促進するため、締結大学や県内経済団体等と連携し、令和2年6月に『『みえ』のインターンシップ情報サイト』の運営を開始しました。(インターンシップ実施企業181社が登録済)(施策341)
- 就職氷河期世代*の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、令和2年8月におしごと広場みえ内に専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組むとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓(10社)しました。また、きめ細かなニーズを把握するため、県内における就職氷河期世代に係る実態調査を実施しました。今後は関係機関で調査結果を共有し、支援策や相談体制、広報の充実につなげていくことが重要です。(施策341)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の雇用維持に苦慮する業界と、労働力不足となる業界が発生したため、こうした労働力の需給ミスマッチを解消するため、「みえ労働力シェアリング支援拠点」を設置し、失業なき労働移動が促進されるよう、企業間においてマッチングする仕組みを構築しました。雇用情勢は今後も予断を許さないことから、引き続きマッチング支援に取り組む必要があります。(施策341)

令和3年度の取組方向

(高等教育機関の充実)

- 三重で学び、働き、住み活躍する若者を増やすため、「高等教育コンソーシアムみえ」において、引き続き「三重創生ファンタジスタ」の養成、「三重を知る」共同授業や単位互換制度を実施していきます。特に、「三重創生ファンタジスタ」については、従来の「食と観光」「次世代産業」「医療・健康・福祉」の3分野だけでなく、新たに「文化・社会・公共」「教育」の2つの分野を加え、より多くの学生が「三重創生ファンタジスタ」の資格を取得できるよう取り組みます。(施策226)
- 県内で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、大学進学時における学びの選択肢の拡大を図る必要があることから、県内高校生等を対象にした高等教育における学びのニーズを調査するなど、県立大学設置の是非について検討します。(施策226)

- 若者の県内定着を一層促進するため、県内高等教育機関が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境変化をふまえつつ、独自の強みを生かして行う県内入学者や県内就職者の増加につながる取組を支援します。(施策 226)

(ICTを活用した教育の推進)

- ICT環境を活用して、県立高校の生徒一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを進めます。紙教材では理解が難しい内容を動画で視聴したり、インターネットによる調べ学習をしたりするなど授業等での活用を進めるとともに、家庭での予習・復習やデジタル教材による家庭学習の充実、学習端末を通じた宿題の提供と提出など、家庭での学習にも活用します。さらに、3校をモデル校に指定し、AIDRIL教材を活用することで、生徒の学力の定着状況や学習意欲の変容を把握し、一人ひとりに応じた効果的な学びに係る検証に取り組みます。(施策 222)
- 「GIGAスクール構想」の推進に向けて、市町に対しセキュリティアドバイザーや教育コンテンツアドバイザー、初期段階対応GIGAスクールサポーターを派遣し、セキュリティ関連の助言や教育コンテンツ、授業での効果的な活用に関する助言や、一人一台端末を使用した授業における教員の支援を行います。また、令和2年度に引き続き「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を実施し、市町によって取組に格差が生じないよう情報共有・意見交換等を行います。(施策 222)

(地域とともにある学校づくり)

- 学校が地域と一体となって子どもたちを育む体制を構築するため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や県の指導主事の訪問を通して、国の動向や好事例を周知します。また、各市町の成果と課題を共有し、課題解決に向けた協議が進められるよう推進会議を開催するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動*を推進します。(施策 225)

(キャリア教育の推進)

- 児童生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的自立や職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に進めます。(施策 222)
- 地域の小規模校において、高校生が地域課題や地域の特色ある産業を通じて地域住民や職業人と関わりながら年間を通じて実践活動に取り組み、これからの社会の変化に対応できる能力や行動力を伸ばして「生きる力」を育みます。地域と高校が一体となる効果的な教育活動が各地域で展開できるよう、地域課題解決型キャリア教育のモデルを構築します。(施策 222)

(若者の県内定着に向けた就労支援)

- 県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供します。「おしごと広場みえ」では、これまでの対面式に加え、オンラインによる就職相談や模擬面接等を引き続き実施するほか、Web合同企業説明会の開催など、学生と県内企業との交流機会の確保等に取り組みます。(施策 341)

- 県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、SNSやWebを活用した就職相談や企業説明会等の実施、大学主催の保護者会への出席など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。また、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざま魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりNAV I」（ウェブサイト）による情報発信を引き続き進めるとともに、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の普及を進めることで、県内企業へのインターンシップを促進します。（施策 341）
- 就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。このほか、令和2年度に実施した就職氷河期世代の実態調査結果を関係機関で共有することにより、地域の実情に合った支援を提供します。（施策 341）
- 新型コロナウイルス感染症の長期化により、雇用状況の悪化が懸念されるため、引き続き「みえ労働力シェアリング支援拠点」を設置し、在籍出向をはじめとした一時的な労働力の融通が多く企業の活用され、従業員の雇用維持・確保が図られるよう、関係機関と連携しながら取り組みを進めます。（施策 341）

(3) 希望がかなう少子化対策

基本的方向

- 子どもたちや若い世代が家族の大切さや妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会の創出や、結婚を希望する人たちへの出会いの支援、不妊に悩む家族への支援など、結婚や妊娠・出産を希望する人を応援する取組を進めていきます。
- 生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもが健やかに夢と希望を持って育つことができるよう、さまざまな主体とともに子育て家庭を社会全体で支える環境づくりに取り組んでいきます。
- 保育所等や放課後児童クラブの待機児童の解消をはじめ、子育て支援サービスが地域のニーズに応じて提供されるなど、地域の実情をふまえた安心して子育てができる地域づくりを進めていきます。また、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広めるとともに、仕事と育児を両立できる職場環境づくりを進めていきます。

評価結果をふまえた「希望がかなう少子化対策」の進展度と判断理由

進展度 *	B	判断理由	数値目標のうち、「県の合計特殊出生率」については目標水準とかい離がありますが、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	---	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

数値目標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県の合計特殊出生率	1.47	1.45 (概数)	/	/	/	/
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合	51.2%	55.5%	1.00	57.5%	/	61.5%
	51.2%	56.2%		/	/	/

- ・ 「県の合計特殊出生率（概数）」については 1.45 となり、前年より 0.02 ポイント低下しました。

近年の婚姻率の低下、雇用情勢、子育て環境など、個々人を取り巻くさまざまな要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられることから、引き続き、出会いの支援、若者の県内定着や雇用環境の改善、子育てしやすい環境づくり、妊娠・出産の支援など、幅広い視点からの少子化対策をさまざまな主体と協創しながら進めていく必要があります。

- ・ 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」について、前年度より 5.0 ポイント上昇し、目標値を達成しました。

コロナ禍で子どもが家庭で過ごす時間が増えたため、特に子育て世代において子どもの育ちに目が向くことが増えたこと、地域において子ども食堂をはじめ子どもや子育て家庭への支援が広がり、子どもへの関心が高まったことなどが理由として考えられます。

一方で、外出自粛などにより、子どもの「自宅で過ごす時間」が増加し、「屋外で遊ぶ時間」が減少しているという調査結果や、部活動や運動会等の中止や規模縮小などにより、地域において家族以外の大人と関わる機会が減少することも懸念されることから、子どもの健全な成長に向けて、これまでの「地域社会の見守り」が継続、拡充されるよう施策を進めていく必要があります。

令和 2 年度の取組概要と成果、残された課題

(子どもスマイルプランの推進)

- 令和元年度に策定した第二期子どもスマイルプランに基づき、さまざまな主体と協創し、「縁」を育みながら取組を進めるため、企業、団体および関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成や、Webサイトの活用をはじめとした情報発信を行いました。また、国が推進する「少子化対策地域評価ツール」を活用したモデル事業に参画し、県内 3 市町における少子化対策に向けた地域特性の分析や対応策の検討等を支援しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症により出産環境や雇用情勢が悪化するなか、令和 2 年の三重県の出生数（速報値）は令和元年より減少し、また将来の出生数に影響する妊娠届出数、婚姻数も減少していることから、県民の結婚や出産等にかかる理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されます。（施策 231）

(子どもたちや若い世代への支援)

- 保健指導等に携わる支援者などを対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」（参加者 484 人）を開催しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、これまでの電話相談に加えて、SNS相談窓口を開設しました（電話相談：165 件、SNS相談：146 件）。今後も、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談しやすい体制を強化する必要があります。（施策 232）

(出会いの支援)

- 平成 26 年度に「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、結婚を希望する方に対する相談のほか、市町や出会い応援団体等と連携した出会いの場の創出等に取り組んできました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いに関するイベントが自粛される中、センターにおいて、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催や、感染防止に配慮した出会いイベント開催の支援等に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少する中、引き続き結婚を希望する方のニーズに応じ、丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。（施策 232）

(妊娠・出産を希望する人への支援)

- これまでの特定不妊治療費等の助成に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、不妊治療の継続が難しくなった方への治療費助成を行うなど経済的支援を実施するとともに、不妊専門相談センターにおいて令和2年9月から第3火曜日に加え、第1火曜日も相談時間を延長して不妊に悩む方の相談対応を行うなど精神的支援を実施しました。また、これまで全国に先駆けて導入した男性不妊治療費助成や、不育症治療等への県独自の助成など、不妊に悩む夫婦への経済的支援に取り組んできましたが、不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度をふまえ、低所得者の経済的負担軽減を軸とした支援から、子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援へと転換を図り、県の助成制度における所得制限の撤廃など、不妊に悩む方に寄り添った支援に取り組みました。今後も不妊に悩む方に寄り添い、より当事者目線での支援が必要です。(施策 232)
- 不妊治療と仕事の両立に向けて、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、令和2年10月に講演会(参加者88名)を開催するとともに、県内企業の取組事例などを紹介し、両立できる職場づくりのポイントなどを学ぶため、令和3年1月にセミナー(参加者53名)を開催しました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、令和3年3月に不妊症サポーター養成講座を開催し、35名をサポーターとして認定しました。今後も職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。(施策 232)
- 小児・思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療*に対する助成(6件)を実施しました。引き続き、小児・思春期・若年のがん患者の希望がかなえられるよう支援する必要があります。(施策 232)
- 「出産・育児まるとサポートみえ(三重県版ネウボラ)*」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会(3回、延べ102人受講)、母子保健コーディネーターの育成(25人)を行いました。また、県内全域において一定水準の質の高い幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の1歳6か月児健診マニュアルを作成しました。さらに、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対し、退院後、自身の健康や新生児等の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援を行いました(9名)。今後も産後ケア事業等に取り組むとともに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。(施策 232)

(子どもの育ちを支える地域社会づくり)

- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながる取組の検討に着手しました。また、「三重県子ども条例」の基本理念の一つである「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」（令和2年度相談件数：1,256件）に取り組みました。さらに、有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。

今後は、令和3年度に施行10周年となる「三重県子ども条例」の基本理念がより広く県内に浸透するよう取り組みます。また、コロナ禍における「みえの子ども応援プロジェクト」の取組手法等の検討を進めるとともに、関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。（施策231）

(児童虐待の防止と社会的養育の推進)

- 児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては、組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒しして実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。（施策133）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。また、同協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（9市町13回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町14回）を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。（施策133）

- 「三重県社会的養育推進計画*」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング*機関を県内に2か所設置(北勢・伊賀)するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動(24回)、登録前研修などの研修(24日間)、里親交流会等の訪問等支援(81回)などを行った結果、養育里親の新規登録者は20組となりました。

また、子どもの権利擁護の観点から、アドボカシー*の取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。

引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。また、子どもの権利擁護の取組をさらに進める必要があります。(施策133)

- 新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤が弱い子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援しました(25団体)。また、安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました(18団体)。

今後は、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながるができるよう地域資源を活用し、支援を必要としている人が気軽に参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。(施策233)

(男性の育児参画の促進)

- 「みえの育児男子プロジェクト*」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」において「新しい生活様式での子育ての工夫等」をテーマにした写真等の募集・表彰(応募件数:1,350件)を行うとともに、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとして、NEXT親世代*である高校生と知事とのトークを新たに実施するなど、男性の育児参画の推進に取り組みました。

また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、民間企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップを試行しました。

引き続き、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成を行うとともに、「男性の育児参画の質の向上」を図る必要があります。(施策231)

（幼児教育・保育の充実）

- 待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（15市町）を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（606件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、92人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（4会場、75人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規28人、継続29人）を行いました。あわせて、平成30年度に実施した県内の潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Webサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。同時に、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所（6ヶ所）に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。今後は改善に向けた取組を、県内保育所に横展開していくことが必要です。

さらに、経験年数や研修による技能の習得による保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（15回、修了者886人）を実施しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の修了者が当初の予定を大きく下回ったため、処遇改善にかかる要件の経過期間中（令和3年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、引き続き計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（8回、218人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。（施策233）

- 県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の質の向上を目的とし、三重県幼児教育センターを設置しました。センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置して、各市町等からの希望に応じて、市町の幼児教育に係るカリキュラム検討会や園内研修等において助言を行いました。また、全ての保育者に必要な資質・能力をキャリアステージごとに整理した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」を作成し、市町や園等へ周知しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和2年度は幼稚園、保育所、認定こども園の82.2%で活用されています。今後、幼児教育アドバイザー等の派遣での助言内容や園の取組とその成果を普及するため、情報発信の方法を工夫する必要があります。（施策233）

令和3年度の取組方向

（子どもスマイルプランの推進）

- 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえつつ、第二期子どもスマイルプランに掲げる目標達成に向けて、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議等からご意見をいただきながら、各取組についてPDCAサイクルに基づき進行管理を行います。また、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やWebサイトによる情報発信を進めます。さらに、国の地域少子化対策重点推進交付金をはじめとした施策の活用を進めるとともに、地域における少子化対策の取組が推進されるよう、市町と連携して国の交付金等を活用した事業に取り組むなど、地域の実情に応じた支援を行います。（施策231）

(子どもたちや若い世代への支援)

- 子どもたちが家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、ライフプラン教育に携わる養護教諭や保健師等を対象とした研修会や講演会を開催するとともに、パンフレットやWebコンテンツを提供するなど普及啓発に取り組みます。また、今後も、思春期の性の悩み、予期しない妊娠や妊婦健診未受診などで妊娠に悩みを抱える若年層を支援するため、SNS等を活用した相談しやすい体制の強化に取り組みます。(施策 232)

(出会いの支援)

- コロナ禍においても、結婚を望む方に対して安全で信頼度が高い出会いの場を提供するため、市町や企業、団体等が行う感染防止に配慮した出会いイベントの開催等を支援するとともに、県と市町が連携した取組を促進し、より広域的な出会いの場の確保と情報提供を進めます。(施策 232)

(妊娠・出産を希望する人への支援)

- 国において検討されている不妊治療の保険適用の動向を注視しながら、引き続き、不妊治療費等の助成を行います。また、不妊に悩む方に広く寄り添い、悩み等を傾聴して精神的負担を軽減するために、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、ピアサポーター*を養成し、身近な地域でも相談等の支援が受けられる体制を整備します。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により不妊治療を中断した方などが、心身を良好な状態に保ち、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会等を開催します。(施策 232)
- 不妊治療と仕事の両立に向けて、労使や医療関係者等と連携して治療と仕事の両立を応援する機運の醸成を図るとともに、職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制や情報提供の充実を図ります。(施策 232)
- 小児、思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、国が創設する助成制度を活用しつつ、妊孕性温存治療に対する助成を行います。(施策 232)
- 県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成および県内統一の3歳児健診マニュアルの作成に取り組むとともに、「子育て世代包括支援センター」の運営機能の充実や各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職の専門的なケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行います。(施策 232)

(子どもの育ちを支える地域社会づくり)

- 「三重県子ども条例」施行 10 周年を機に、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感を育むとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携し、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。また、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を引き続き実施します。さらに、子どもの「生き抜いていく力」を育むとともに三密を避けることにもつながる野外体験保育の普及を関係機関と連携して進めます。加えて、三重県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を実施するとともに、青少年の Web や SNS 等の適正利用が進むよう啓発動画の作成や出前講座による活動を進めます。(施策 231)

(児童虐待の防止と社会的養育の推進)

- 児童相談所における対応力の強化のため、AI システムの活用によるリスクアセスメント * のさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツール * の精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。(施策 133)
- 新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPO と連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。(施策 133)
- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。さらに、これまでの児童養護施設入所児童に加え、新たに里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を作成・配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。(施策 233)

(男性の育児参画の促進)

- 「パートナーとともに行う育児」を実現するため、「みえのイクボス*同盟」加盟企業や市町等と連携し、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた支援を行い、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。また、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高いNEXT親世代を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、育児参画に関する普及啓発に取り組みます。(施策 231)

(幼児教育・保育の充実)

- 待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのWeb研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援等を行うなど、市町や保育所等、高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のWebページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、今後はオンラインを活用するなどして、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。(施策 233)
- ICT等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Webサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。(施策 233)
- 県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、派遣先での助言内容や、園等の取組とその成果についてまとめ、幼稚園等や保育者が研修のために活用できるよう情報提供します。市町や幼稚園等における保育者の人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。(施策 233)

(4) 魅力あふれる地域づくり

基本的方向

- 県民の皆さん一人ひとりが安心して豊かに暮らせるよう、AI、IoTなどの新技術を積極的に取り入れ、医療、介護、福祉、生活交通などのサービスが確実に受けられるとともに、災害に強く、犯罪や交通事故のない地域づくりを進めていきます。
- 人生100年時代を迎えるにあたり、いくつになっても誰もがいきいきと健康的に暮らせることわかの三重の実現に向けて、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方も取り入れながら、県民の皆さん一人ひとりの主体的な健康づくりやスポーツを通じた健康増進、企業等の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を進めていきます。
- 暮らしを営む場としての三重の魅力を発信し、移住・定住につなげていくとともに、地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される関係人口の創出・拡大を図っていきます。
- 三重が誇る食材、伝統工芸品等の地域資源や観光資源が持つ個性や優位性を生かし、国内外における営業活動を展開することにより、三重の魅力発信に取り組み、三重の魅力づくり、認知度向上に取り組んでいきます。
- 観光産業の高付加価値化などを進めるとともに、三重県観光のブランディング、三重が世界に誇る観光資源を生かした新たな観光の魅力を創造することで、世界からの観光客の流れを創出していきます。
- 新たな人と人、人と地域のつながりが、新たな価値を創出し、さらに地域の魅力を高めていけるよう、積極的な情報発信やさまざまな立場の人や組織、地域を結びつける取組を進めていきます。

評価結果をふまえた「魅力あふれる地域づくり」の進展度と判断理由

進展度 *	B	判断理由	数値目標のうち、「県外への転出超過数」については目標値を達成し、「健康寿命」についても目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	---	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

数値目標

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県外への転出超過数	6,251人	5,643人 4,311人	1.00	5,035人		3,819人
健康寿命	男性78.7歳 女性81.1歳 (30年)	男性78.9歳 女性81.1歳 (元年) 男性78.8歳 女性81.5歳 (元年)	男性0.99 女性1.00	男性79.1歳 女性81.2歳 (2年)		男性79.6歳 女性81.4歳 (4年)

- ・ 「県外への転出超過数」については、4,311 人となり、目標値を達成できました。
これは、転入者が減少（悪化）したものの、転出者が大きく減少（改善）したことによるものであり、年齢階級別では、15 歳～29 歳の若者の転出超過数が 3,704 人と、前年から 270 人減少しましたが、全体に占める割合は 85%を超えており、増加しています。
引き続き、本県の魅力向上や情報発信に注力して取り組むことなどにより、本県への移住を促進するとともに、若者の県内定着に向けた取組を加速させる必要があります。
- ・ 「健康寿命」については、女性は 81.5 歳となり目標値を達成できましたが、男性は 78.8 歳となり目標値を達成できませんでした。
女性は目標を超える伸びを示し、男性は 0.1 歳届かなかったものの平均寿命の延伸と同等に健康寿命も伸びており、着実に目標に近づいているため、「全国トップクラスの健康づくり県」をめざして取組を進めてきた結果が表れているものと考えられます。

令和 2 年度の取組概要と成果、残された課題

（高齢者等の円滑な移動手段の確保）

- 高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許の返納件数が大幅に増加する中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくことが重要な課題となっています。このため、交通分野と福祉分野等が連携した取組や、次世代モビリティ*等を活用した取組をモデル事業として積極的に進めるとともに、これらの成果をマニュアルに取りまとめました。今後は、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図る必要があります。（施策 352）

（防災・減災、国土強靱化）

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援などに取り組みました。今後ともさまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、防災対策に取り組む必要があります。（施策 111）
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、気象や災害に関する情報等を、ホームページや SNS などさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しました。また、より適切な避難行動につなげるため、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報を SNS や AI を活用しリアルタイムに収集するシステム等を開発しました。今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報収集ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。さらに、コロナ禍では密集を避けるために自宅や知人宅等の避難所以外の場所に避難することも想定されるため、停電時の電源確保も課題となります。（施策 111）
- みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画し、コロナ禍であっても、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有した NPO 等が少しでも円滑かつ効果的に支援活動ができるよう研修会を 3 回開催するとともに、受援ガイドラインを策定しました。引き続き、発災時における早期復旧に向け、受援環境の充実・強化に取り組んでいく必要があります。（施策 111）

- 近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、県民の皆さんの安全・安心を支えるとともに、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤として、幹線道路網の整備促進に重点的に取り組んできました。令和2年度には、紀勢自動車道の暫定2車線区間の4車線化について、勢和多気 JCT から大宮大台 IC までの区間約 10.9 km が事業着手区間に決定されるとともに、直轄国道では、未事業化区間であった鈴鹿四日市道路が新規事業化されました。また、これまで都市計画決定に向け取り組んできた鈴鹿亀山道路は、令和3年2月に都市計画の告示を行いました。

引き続き、整備促進を図るため、高規格幹線道路*および直轄国道の開通見通しの早期公表や早期整備の必要性について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。(施策 351)

(多文化共生社会づくり)

- 新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対応するため、相談員の増員や相談日の拡充など、「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」の相談体制を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供しました。外国人住民の不安軽減や課題解決につなげるため、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じて多様な主体とのネットワーク体制を強化するとともに、引き続き、相談体制の充実や適切な情報提供に努める必要があります。(施策 213)
- 地域における日本語教育の体制づくりを推進するため、日本語教育の実態や外国人住民のニーズを調査するとともに、令和3年3月に「三重県日本語教育推進計画」を策定しました。調査によって明らかになった課題をふまえ、各主体と連携を図りながら、生活者としての外国人の日本語習得を支援する必要があります。(施策 213)

(健康づくりの推進)

- 企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業*」の周知を図り、令和3年3月末現在で、マイレージ特典協力店が1,127か所、マイレージ取組事業所が158か所となりました。また、「三重とこわか県民健康会議*」を設置し、企業、関係機関・団体、市町等との連携により、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。加えて、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー*」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を創設するとともに、127の認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる6企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰を行いました。

引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。(施策 124)

- 医科歯科連携の推進やフレイル *対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展をふまえ、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正を行いました。今後、改正条例に基づき、医療的ケア児における対策や事業所における従業員の健康管理、地域包括ケア *システムにおける歯科医療提供体制の整備など歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図っていく必要があります。フッ化物洗口については、市町等との連携によりモデル事業を促進するなど、実施施設の拡大に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を取り止めた施設がありました。

引き続き、計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する必要があります。(施策 124)

(移住の促進に向けた魅力発信と関係人口の創出)

- 平成 27 年 4 月から東京有楽町に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での移住相談デスク等において、市町と連携し、きめ細かな移住相談を行うとともに、移住者の暮らしを紹介するリレー動画の配信など三重の暮らしの魅力発信に取り組み、令和 2 年度の移住相談は 1,098 件、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間で 1,919 人となっています。(施策 254)
- 首都圏の移住希望者と県内の地域の人たちが継続的につながり、交流する仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」(以下「サポーターズスクエア」という。)の取組を進めるとともに、キーパーソンともなる「三重暮らし応援コンシェルジュ」を委嘱しました。サポーターズスクエアでは、参加者同士のつながりを深める交流サイトでの情報交換や、三重の暮らしの魅力を伝える Web 記事の協働作業などに取り組みました。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、フィールドワークを伴う一部の取組は中止しましたが、本県への移住をより一層促進するため、サポーターズスクエアの取組を着実に進めていく必要があります。(施策 254)
- 令和 2 年 6 月の内閣府調査「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によれば、テレワーク経験者の約 4 分の 1 が感染症の影響により地方移住への関心が高くなったと回答しています。また、同年 12 月の第 2 回調査によれば、東京 23 区でのテレワークの実施率は 4 割(前年同月の約 2.5 倍)を越えています。これらのことから、テレワークやワーケーション *等「場所」とらわれない働き方に関心のある層に対してアプローチを行い、本県への移住につなげる取組が必要です。(施策 254)
- 『『みえ』の仕事マッチングサイト』を通じて、東京圏から移住・就職した人を、市町と連携して支援する移住支援事業については、移住元地域の限定等、支給要件が厳しいことなどから、全国的に利用が進んでいない状況です。このため制度を創設した国に対し、全国知事会や県から要件緩和等について要望を行ったこともあり、令和 2 年 12 月にテレワーカー等が事業を利用できるような制度が一部拡充されました。事業の活用に向け、移住元地域の拡大などさらなる要件緩和と東京 23 区等での制度の周知・広報を国へ働きかける必要があります。また、移住希望者が安心して三重に移住し、自分に合った暮らしを続けていけるよう、受入体制を充実させる必要があります。(施策 254)

- 県内の自然豊かな環境で、安全・安心かつ快適に仕事ができるワーケーションを推進するため、県内の受入れ体制の構築支援のためのモデル事業を津市、志摩市、大台町、南伊勢町、尾鷲市の5地域で実施しました。また、3月に“みえモデル”ワーケーションプロジェクトのキックオフイベントを実施するとともに、ワーケーションウェブサイト、SNS（Twitter、Instagram）を開設しました。さらに、オール三重で“みえモデル”を構築し、地方創生を実現する「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を策定しました。

引き続き、各部局、市町・商工団体等と連携しながら、本県の持つ強みをふまえた“みえモデル”ワーケーションの構築に向けた取組を推進していく必要があります。（施策 332）

- 自然体験の推進に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自然体験事業者の感染防止対策を支援するとともに、ワーケーションの推進に向けて、新たな子ども向けの自然体験プログラムづくりや通信環境の整備を支援しました。また、アウトドア企業と連携し、三重の自然体験やワーケーションの魅力発信に取り組んだほか、体験プログラムの充実に向けた研修参加（9名）を支援しました。農山漁村の地域資源を活用したビジネスの取組拡大と集客力向上に向けては、起業者養成講座（全6回、受講者14名）を実施するとともに、「三重の里いなか旅のススメ 2020」を発刊し農山漁村の魅力発信に努めました。さらに、交流施設や農家レストラン等の新たな取組を進め、雇用などの増加につながっています。

今後も、地域資源を活用したビジネスの創出に取り組むとともに、「三重まるごと自然体験構想 2020」に基づき、市町を越えた連携による「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の推進や、企業等と連携した効果的な情報発信などに取り組む必要があります。（施策 253）

- 南部地域の関係人口を創出する「度会県プロジェクト」において、これまでの取組をベースに、関係をより深化させるために県内の地域課題と都市部の度会県民とのマッチングを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により都市部からの人の受入を促すことができなくなりました。そこで、DXの観点から、オンラインを活用した交流に取組を転換することとし、遠方からでも地域と繋がれる新たな関係人口づくりとして、「買って応援」「スキルで応援」「読んで応援」の3つからなる「お家にいながらつながろう！3つの度会県応援プロジェクト」を実施したほか、地域で活躍するゲストと度会県民が交流できる「度会県オンラインサロン」を8回（各回20名～30名程度参加）開催しました。オンラインサロンの実施により、大台町観光協会と連携した「度会県×奥伊勢テラス 関係案内プロジェクト」が始まるなど、新たな動きにつながっています。

今後も引き続き、オンラインの活用等、状況に合わせた手法を選択しながら、度会県民のすそ野拡大と関係の継続・深化が図られるよう取り組む必要があります。（施策 251）

（国内外における営業活動）

- 「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、国・JETRO、関係部局等と連携して商談機会を創出するとともに、クリエイティブ人材等との連携を推進し、新たなサービスや商品開発を支援しました。引き続き、食関連産業における多様な連携を推進し、「新しい生活様式」に対応したサービスや消費者のニーズ変化を捉えた商品開発等を支援する必要があります。（施策 323）

- 伝統産業・地場産業の魅力を発信し新たな市場を開拓するため、伝統産業・地場産業事業者が異業種等と連携して取り組むワークショップを開催し、新たに開発された9商品をオンラインイベントや県内外の店舗で販売するなど、魅力発信、販路開拓の取組を支援しました。引き続き、多様な連携による商品開発など、新たな魅力や価値の創出に取り組むとともに、「新たな日常」に対応した多角的な情報発信、販路開拓等の取組を支援する必要があります。(施策 332)
- 三重テラスでは、4月の緊急事態宣言による約2か月間の全館休館や1月の緊急事態宣言による約2か月間のレストランの時短営業があった中、with/after コロナ時代に対応した運営を目指し、安全・安心への消費者ニーズに対応するため、ECサイト、WEB来店システム、混雑状況表示システムなど、ICTを活用した非接触・非対面サービスの提供を展開しました。

イベントスペースでは、YouTubeチャンネルを活用して三重の魅力を伝えるオンラインイベントとして、SDGsをテーマとする三重の“宝”トーク(2回開催、チャンネル視聴回数約1,500回)を行ったほか、県内の大学生が中心となって、新型コロナウイルス感染症の影響で帰省やアルバイトができない首都圏の学生等(約200人)に対して県内事業者の支援物資を無償配布する取組が行われ、三重県出身の学生等に支援したいという県内事業者(45社・団体)の思いが三重テラスで実現しました。

今後も首都圏における三重の認知度を向上させるため、市町、関係団体との連携を図るとともに、これまでに構築した首都圏のネットワークを活用しながら、効果的な情報発信を行う必要があります。(施策 332)

(観光振興)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けた県内観光産業の早期再生をめざし、令和2年7月から宿泊割引クーポン「みえ旅プレミアム旅行券」や「みえ得トラベルクーポン」の発行をはじめさまざまな事業を、対象を県民から全国に段階的に拡大しながら実施した結果、旅行需要の喚起や平準化、県内での周遊促進や滞在性の向上などの成果を得ることができました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、観光産業全体が依然厳しい状況にあるため、引き続き宿泊割引クーポンをはじめ、県内の学校が県内で実施する教育旅行への支援や、県内体験施設をお得に利用できるクーポンの発行、高速道路を割引価格で利用できる高速道路ドライブプランの実施など、令和2年度に成果のあった事業を検証したうえで、更に効果的に実施し、旅行者の県内周遊の促進や消費額の増加につなげることで、県内観光産業の早期回復を図る必要があります。

令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催をチャンスと捉えるとともに、令和7年の大阪・関西万博等のイベント、令和9年のリニア中央新幹線東京・名古屋間先行開業、令和15年の次期神宮式年遷宮等を見据え、オール三重で観光振興に取り組むことが必要です。(施策 331)

- 「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」については、第3弾プレゼントキャンペーンの実施に加え、さまざまな特別企画を実施した結果、みえ旅おもてなし施設など県内404か所にQRコードを設置し、登録者24,326人、アンケート回答総数54,384件と第3弾実施前（施設数393か所、登録者6,554人、アンケート回答総数13,768件）から大幅に増加しました。また、アンケートデータを事業者が活用できるシステムの運用を昨年12月から開始するとともに、事業者に対しては同システムの利用方法を周知するための研修会を昨年12月に、データの効果的な活用に向けた分析報告会を今年2月に実施したところです。

今後も、同キャンペーンの利用促進及びアンケートシステムの利便性の向上を図りながら、顧客データのさらなる蓄積、分析により、県、関係団体、参加事業者の経営戦略策定、商品開発などに生かしていきます。また、持続的に成長する三重の観光の実現に向けて、デジタルマーケティングの仕組みを確立するなど、さらなる観光のDX推進に取り組む必要があります。（施策331）

- 地域の観光産業が抱える構造的な課題を解決するため、鳥羽市相差地域において旅館経営の効率化や地域の魅力づくりに向けて、泊食分離を進める取組としてセントラルダイニング「オウサツダイニング・前の浜」の運営や、宿泊施設が送迎バス等の共同運行に取り組むモデル事業を実施しました。

また、県内で持続可能な観光地づくりによる地域活性化を中長期的に進めていくため、昨年11月に観光庁と包括協定を結ぶ株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）、県内3金融機関及び県で連携協定を締結し、今年1月には伊勢、鳥羽、志摩の行政、観光、商工関係者を中心とした「三重県観光・地域活性化協議会」を設立するなど、官民が連携して地域活動の支援に取り組んでいます。

引き続き県内各地域が抱える構造的な課題を解決していくために、官民が連携して構造転換にむけた検討や実証事業を行い、県内観光地における持続可能な観光地づくりが促進されるよう取り組む必要があります。（施策331）

（リニア中央新幹線）

- リニア中央新幹線について、名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づく中、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」では、各市町に対し駅位置候補としての意向確認を行った結果、令和3年1月に亀山市を駅候補として決定したことから、一日も早い全線開業の実現に向けた本県の取組は、さらに一歩前に進みました。今後は、県同盟会において市町と駅候補地の検討を進めるとともに、引き続き、事業主体であるJR東海の名古屋以西準備担当部門とさらに連携を密にし、必要な事前準備に取り組んでいく必要があります。

また、リニア事業を円滑に進めるためには、県民の皆さん等の理解や協力が必要であるため、リニア開業効果などを解説した動画を作成し、ホームページにおいて発信するなどの啓発に取り組みました。今後は、リニア開業時に社会人として利用される若い世代をターゲットに、一層の気運醸成を図る必要があります。（施策352）

(脱炭素社会の実現とSDGsの推進)

- 県では、令和元年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。令和2年10月には、国も脱炭素社会の実現をめざすことを表明し、国内外で脱炭素の流れが加速しています。こうした中、脱炭素社会の実現に向け、オール三重で取り組むため、産官学等多様な主体からなる「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げました。今後は、推進チームの活動を原動力とし、脱炭素の取組を県全体に広げていく必要があります。(施策151)
- 地方創生の原動力となるSDGs(持続可能な開発目標)の取組を進めるため、三重県らしい持続可能な社会の実現に向け、経済・社会・環境の3つの側面を統合する取組として、「若者と創るみえの未来」をテーマに、若者の参画による脱炭素社会の実現に向けた取組を国へ提案し、「SDGs未来都市*」として選定されました。これに基づき、大学生を含む若者13名で立ち上げた「若者チーム」会議を2回開催するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、脱炭素社会の構築やSDGs推進に向けたアンケート調査を実施し、その結果を参考として、脱炭素社会の実現に向けてオール三重で実践する取組内容に係る意見交換等を行いました。

また、企業や地域の団体、行政など多様なステークホルダーとの協創をより推進するため、「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を開設しました。今後も、県内におけるSDGsに資する取組の活性化を図っていく必要があります。(行政運営1)

令和3年度の取組方向

(高齢者等の円滑な移動手段の確保)

- 高齢者をはじめ、県民の皆さんの円滑な移動を支援するため、市町等と連携し、地域の実情に応じた次世代モビリティを活用した取組や交通分野と福祉分野等が連携した取組について、「新しい生活様式」に対応するキャッシュレス決済システムの非接触化などの新たな視点を加え、モデル的に実施します。また、これまでの成果を取りまとめたマニュアルの活用等により、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。さらに、Maas*等の新技術を活用した取組が、県内において広域的に進むよう、地域公共交通会議などを通じ、市町等に対し働きかけや支援を行います。(施策352)

(防災・減災、国土強靱化)

- 「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動等へ派遣します。

また、令和3年は紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、当時の教訓をふりかえり、備えや対策を促進するためのシンポジウムを開催し、県民の防災意識の醸成につなげるとともに、「みえ防災・減災アーカイブ」を活用した普及啓発にも取り組みます。

さらに、「みえ防災・減災センター」のハブ機能・シンクタンク機能を活用し、市町・地域・企業の防災活動を支援します。あわせて、「新しい生活様式」に対応した避難所運営に関するアセスメントを実施し、市町における新たな避難スタイルの確立・定着を促進します。(施策111)

- 「防災みえ.jp」のホームページやメールにより気象や災害に関する情報等を提供するとともに、SNSで県民にわかりやすい表現で防災情報等を伝えるなど、防災情報プラットフォームの活用を図ります。また、家族同士の呼びかけによる避難行動を促進するとともに、SNSにより市町職員、消防団員等から収集した情報や県民等がSNSで発信した災害情報をAIを活用して集約することで、県民へのタイムリーな情報提供や早期の現場対応などの災害対策につなげます。さらに、自宅や知人宅等の避難所以外で停電した時でも、安全・安心に過ごすことができるよう、電源確保の方法について普及啓発することにより、災害時の「備え」を促進します。(施策 111)
- 大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、コロナ禍においても円滑な受援がなされるよう、令和2年度に策定した受援ガイドラインに関する研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備を図ります。(施策 111)
- 産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、成長力を強化する物流ネットワークの強化、地域のさらなる安全・安心の向上をめざし、新名神高速道路(6車線化)、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、近畿自動車道紀勢線等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を推進します。

具体的な取組として、沿線への企業進出件数などのストック効果の発現状況や観光集客への波及効果など、道路整備が確実に地域の生産性向上や地方創生に資することを示すなど、地域住民や企業等と連携し、国等に働きかけます。また、県内外の交流・連携を広げる道路ネットワークの形成をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。(施策 351)

(多文化共生社会づくり)

- 「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、不安を感じている外国人住民に対し、きめ細かに相談に応じるとともに、県多言語ホームページ(MieInfo)の情報内容の充実を図ります。また、多文化共生に関わる市民団体と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた啓発に取り組むとともに、課題を共有し、解決に向けた対策を協議します。(施策 213)
- 「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターの指揮のもと、市町や国際交流協会、大学、企業、外国人住民等の代表者で構成する総合調整会議を立ち上げ、日本語教育推進施策を協議するとともに、地域の個別課題に対応する「地域日本語教育コーディネーター」の育成に取り組めます。(施策 213)

(健康づくりの推進)

- 「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を推進します。さらに、こうした取組にDXによる新たな手法を取り入れながら、「新たな日常」に対応した健康づくりを推進します。(施策 124)

- 令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、医科歯科連携や地域包括ケアシステムにおける歯科口腔保健の取組やフッ化物洗口によるむし歯予防の取組を進めていきます。また、条例改正の内容を反映させるため、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の一部改定を行います。(施策124)

(移住の促進に向けた魅力発信と関係人口の創出)

- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、オンライン相談などITツールも積極的に活用し、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、サポーターズスクエアの取組の中でも、交流サイトなどを活用しつつ、自分にあった暮らしを実現するためのきっかけとなるフィールドワークの実施や、「三重暮らし応援コンシェルジュ」等の移住者や地域の人たちとの継続的な交流を進めていきます。(施策254)
- テレワークやワーケーション等「場所」ととらわれない働き方に関心のある層を新たなターゲットとして、ワーケーション実践者等に暮らし体験を促します。暮らし体験された方をサポーターズスクエアに取り込み、移住希望者や地域の人たちと交流し、関わりを持つ取組を行います。また、移住者を受け入れる側の体制の強化を図ります。(施策254)
- 移住支援事業について、引き続き、市町と連携してさまざまな機会をとらえて周知を図るとともに、全国知事会等を通じて移住元地域の拡大などさらなる要件の緩和や東京23区等における周知・広報を国へ要望していくことにより、事業が活用されるよう取り組んでいきます。また、市町職員を対象とした会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深め、移住促進に向けた課題や先進事例等について情報共有を行うことで、市町の取組を支援します。(施策254)
- 本県の持つ強みをふまえた“みえモデル”ワーケーションを構築するため、ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業を実施するとともに、ワーケーションの可能性を研究し、地域一体でワーケーション受入に取り組むための機運醸成に努めます。また、ウェブサイトやSNS、イベント等を通じ、都市部の企業や個人へのプロモーションおよび県内受入施設とのマッチングを実施します。(施策332)
- 新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、さまざまな主体と連携し、農山漁村地域の資源を活用したビジネス創出の取組を促進するとともに、引き続き、「三重まるごと自然体験構想2020」に基づき、市町を越えた連携による「自然体験」と「食」「泊」を組み合わせた滞在交流や自然体験プログラムを活用した健康づくりの推進、自然を活用した子どもたちの健全な心身の育成に取り組めます。さらに、アウトドア活動を通じて三重の農山漁村地域を盛り上げてくれる若者を「みえアウトドア・ヤングサポーター」として育成し、関係人口の増加と地域の活性化を図ります。(施策253)
- 市町と連携して関係人口の取組(度会県プロジェクト)を進めるとともに、地域おこし協力隊のネットワークを生かして、人材育成やサポート体制を充実させることにより、隊員の任期終了後の定住・定着を促進します。(施策251)

(国内外における営業活動)

- 国内外のバイヤーを招へいたオンライン商談会を開催し、商談機会とともにバイヤー等からのニーズを捉える機会を創出します。また、「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、クリエイティブ人材等との多様な連携を推進し、洗練されたサービスや新商品の開発等を支援します。さらに、令和2年3月に設立した「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、商品やサービスに新しい生活様式に対応した価値を創出できる人材の確保・育成に取り組めます。(施策 323)
- 伝統産業・地場産業では、インバウンドや海外市場をターゲットとして、食材や日本酒など異業種等との多様な連携による商品開発、情報発信、販路開拓の取組を支援するとともに、オンラインの活用など、「新たな日常」に対応できる人材育成に取り組めます。(施策 332)
- 首都圏で三重の認知度を向上させるため、三重ファンと連携した取組を行うほか、新しい生活様式に合わせ、三重テラスにおいてICTを活用したイベントや県産品の販売、安心・安全な店づくりを引き続き進めることで、効果的に情報発信します。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催にあわせ、世界の人々に三重の魅力を発信する取組を行います。(施策 332)

(観光振興)

- 新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた観光産業の早期再生に向け、引き続き、宿泊・体験施設割引事業、県内教育旅行支援事業など、旅行需要や消費を喚起するさまざまな取組を実施します。実施に際しては、令和2年度の事業を検証した結果をもとに、平日対策や連泊対策による旅行需要の平準化や、観光地での周遊性、滞在性の向上に取り組むとともに、観光施設や土産物店などの観光関連施設で利用できるクーポンを発行し、観光地での消費拡大につなげるなど、さらに効果的な事業展開を図ります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会及び今後開催予定の大規模イベントをチャンスと捉え、旅行者目線に立った観光振興の取組を、県、市町、県民、観光地域づくり法人(DMO*)、観光事業者、観光関係団体がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力しオール三重で推進することで、観光産業のさらなる発展につなげます。(施策 331)
- オール三重で全体最適化された観光事業を展開していくため、県・三重県観光連盟・観光関連事業者等が蓄積してきたデータやコンテンツを連携・連動させる観光情報プラットフォームを構築することで、旅行者にワンストップかつタイムリーな情報提供を行うとともに、観光関連事業者等が戦略的な観光コンテンツの開発や効果的なサービスの提供につなげられるよう、観光DXを推進していきます。(施策 331)
- 県内観光地の抱える構造的な課題の解決に向け、地域の将来を担う地域DMOや観光事業者が主体となり、REVICの「観光遺産産業化ファンド」のスキームを活用した、持続可能な観光地づくりによる地域活性化モデルの構築に取り組むとともに、県内観光産業のさらなる発展につながるよう「三重県観光・地域活性化協議会」がその取組を支援していきます。また、県においては、地域の将来を担う地域DMOや観光事業者による構造改革取組に対して必要な実証事業の実施を支援するとともに、その成果やノウハウを同様の課題を抱える県内の観光地づくりに取り組む人々に情報提供します。(施策 331)

(リニア中央新幹線)

- リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、市町等と連携を密に県内駅候補地の検討を進めるとともに、ルート・駅位置の早期確定につながる円滑な環境アセスメントの実施に協力するため、JR東海との意見交換を積極的に行い事前準備に取り組みます。また、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みにおいて、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めます。

さらに県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、SNSなどを活用したリニア動画の発信、県内各地域における経済団体と連携した取組や新たに立ち上げた「みえリニア応援クラブ」の会員による啓発動画の拡散や県イベントへの参画など、新たな視点や手法による効果的な啓発を積極的に行い、気運醸成を図ります。(施策 352)

(脱炭素社会の実現とSDGsの推進)

- 「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、県民の皆さんに広く脱炭素社会実現の重要性を知っていただくためのセミナー開催のほか、低炭素なライフスタイルへの転換など「クールチョイスの推進」に加え、再生可能エネルギーの利用を促進する取組を進めていきます。また、脱炭素経営に取り組もうとする事業者に対して、温室効果ガス排出の目標設定や認定の取得のほか、エネルギー利用の効率化や製造プロセスの見直しなど具体的なアドバイスができる専門家を派遣し支援を行います。(施策 151)
- SDGsに係る情報発信や普及啓発を行うとともに、「SDGs未来都市」として、関係部局と連携しながら、若者の参画も得て脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。また、SDGsの視点に基づき、企業や地域の団体、市町など多様なステークホルダーと連携して持続可能な社会づくりを進められるよう、SDGsに取り組む県内の企業・団体等の拡大・取組内容の充実に向けた「SDGs登録制度」の構築を進めます。(行政運営1)

(参 考)

用 語 説 明

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
 行政運営○ : 第3章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。
 第4章 : 第4章に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
BCP	（Business Continuity Plan、業務継続計画）災害や事故などの不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。	第1章 112 131 314 321
BOD	（Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量）河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
CASE	「C」コネクテッド（つながる）、「A」自動化、「S」シェアリング／サービス、「E」電動化といった自動車を取り巻く大きな環境の変化のこと。	322
CBT	（Computer Based Testing）児童生徒が学習端末を用いて解答する調査方法。現行の紙による筆記方式の調査方法から移行。	第1章 221
CLM（Check List in Mie）	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなる学園）が開発したアセスメントツール。	233
COD	（Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量）海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
DHEAT（ディーヒート）	（Disaster Health Emergency Assistance Team、災害時健康危機管理支援チーム）災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。	第1章 112
DMAT（ディーマット）	（Disaster Medical Assistance Team）災害急性期（おおむね発災後48時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	112
DMO	（Destination Management/Marketing Organization）観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。	第1章 252 331 第4章
DONET	（Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis、地震・津波観測監視システム）南海トラフを震源とする地震・津波を常時観測監視するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用している。	112
DPAT（ディーパット）	（Disaster Psychiatric Assistance Team）大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して「精神科医療及び精神保健活動の支援」を行うための精神科医、看護師等で構成された専門的な災害派遣精神医療チーム。	112
DWAT（ディーワット）	（Disaster Welfare Assistance Team、災害派遣福祉チーム）災害時に避難所で生活をおくる高齢者や障がい者等（要配慮者）の福祉ニーズへの確に対応し、要配慮者の状態悪化を防止するため、福祉専門職等で構成された災害派遣福祉チーム。	第1章 131

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
DX	進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。	第1章 113 124 132 251 255 311 322 323 331 行政運営2 行政運営6 行政運営7 第4章
ESD	（Education for Sustainable Development、持続可能な開発のための教育）環境、貧困、人権、平和、開発といったさまざまな現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。	151
GAP	（Good Agricultural Practice、農業生産工程管理）農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	第1章 311
GNI（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ）協議会	名古屋を中心に半径約100キロメートル圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、海外から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むため、平成18年2月に設立された国際的産業交流を促進する組織。	324 第4章
HACCP	Hazard Analysis Critical Control Point、危害分析重要管理点。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来的一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。	第1章 145
IoT	（Internet of Things）「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、相互に情報交換、機器制御等が行われる仕組みのこと。IoTによってモノから集められたデータを基に、自動化の進展等、新たなサービス・付加価値が生み出されている。	第1章 323 324 第4章
LGBT	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた総称語。なお、LGBTという言葉だけでは包含できないほど、多様な性のあり方が存在する。	第1章 212
LPWAN	Low Power Wide Area networkの略称で、低消費電力かつ広範囲なエリアでの通信が可能という特徴を持つ無線ネットワークの総称。	第1章 313 第4章
MaaS	Mobility as a Service の略語。出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。	第1章 352 第4章
MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。	第1章 331 333
NOx・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車排出ガスの窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による大気汚染を防止するため定められた。県内では四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が対策地域。	154

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
N E X T親世代	高校生、大学生及び若手社会人など、近い将来子育て世代となる世代	第1章 231 第4章
P C R	(Polymerase Chain Reaction、ポリメラーゼ連鎖反応) 病原体（細菌やウイルス等）の微量のDNA断片を増幅して特定の遺伝子を検出する方法。日本語で核酸増幅法という。	第1章 146
P M 2.5（微小粒子状物質）	大気中に浮遊している2.5 μ m（1 μ mは1mmの千分の1）以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	154
P P P / P F I	P F Iは、公共施設の設計、建設（修繕）、運営管理を、民間の経営能力や技術的能力、資金を活用して行う事業手法。もともとは、90年代英国で生まれた手法で、「官民が協同し効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供するP P P（Public Private Partnership：官民連携）の概念が基礎にあり、P F Iはその手法の一つ。	227
R D F	(Refuse Derived Fuel、ごみ固形燃料) ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めたもの。発熱量は石炭に近く、1k gあたり約4,000～5,000kcalである。	第1章 152 323
R P A	(Robotic Process Automation) これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットに代行させ、自動化による生産性の向上、業務効率の改善を図る取組。	第1章 255 行政運営6
S D G s	「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念としている。	第1章 132 151 152 153 252 255 311 行政運営1 第4章
S D G s未来都市	S D G sの理念に沿った基本的・統合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国から選定された地方自治体。	第1章 行政運営1 第4章
S I B	(Social Impact Bond) 民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取組。	第1章 122
Society 5.0	「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会」を指すもので、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において初めて提唱された。また、「超スマート社会」として「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人々が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義している。	第1章 132 152 222 251 255 323 第4章
S T E A M教育	科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。	第1章 行政運営1
T E U	(Twenty-Foot Equivalent Unit) コンテナ船の積載能力を示す単位で、1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す。	324

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ、情報や支援等を提供すること。	第1章 131 132
アドボカシー	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁すること。	第1章 133 第4章
イクボス	職場で働く部下の仕事と家庭の両立を応援したり、そうした職場環境づくりに取り組む上司（経営者、管理職等）のこと。	第1章 231 第4章
1学校1運動	体力向上や運動習慣の定着等に向け、体育の授業以外に運動時間を確保し、休み時間や昼休み等を利用することにより、各校の計画に基づいて実施する取組。（学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動）	221
家読（うちどく）	「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。「家読（うちどく）」運動は、学校の「朝の読書」運動の家庭版として平成18年に提唱された。	221
エコフィード	食品残さ等を有効活用した飼料のこと。環境に優しい（ecological）や節約する（economical）等を意味するエコ（eco）と飼料を意味するフィード（feed）を合わせた造語。	312
か行		
環境基準の達成割合	大気環境測定地点における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、河川におけるBODおよび海域におけるCODが環境基本法第16条の規定に基づき定められた環境基準を達成したと評価した割合。	154
関西圏営業戦略	平成26年3月に策定した関西圏における三重の魅力・認知度の向上を目的として、関西圏における営業展開の「基本的な考え方」と「具体的な取組」をとりまとめたもので、より効果的な営業活動を展開していくため、平成29年10月に改定。	332
「木づかい宣言」事業者登録制度	県産材を積極的かつ計画的に使用していくことなどを自ら宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として登録し、広く県民に周知することで、事業者参加の木づかい運動を推進していく制度。	第1章 313
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	132
緊急輸送道路	大規模災害における人命の安全、被害拡大の防止、災害応急対策の円滑な実施を図り、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資の供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	第1章 111 113 353
グリーンインフラ	自然が持つ多様な機能を賢く利用し、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画。	113
経営所得安定対策	食料自給率・自給力の向上を図ることなどを目的として実施される国の対策で、米、麦、大豆および飼料用米等の作物を生産する農業者に対し交付金が交付される。	312
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。	154
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	第1章 351 第4章
航空レーザ測量	航空機に搭載したレーザスキャナから地上にレーザ光を照射し、地上から反射するレーザ光との時間差より得られる地上までの距離と、GNSS(全球測位衛星システム)測量機、IMU(慣性計測装置)から得られる航空機の位置情報より、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法。	第1章 313 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
高収益型畜産連携体	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が3者以上連携（行政等の支援組織は除く）して、生産コストの低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体。	312
高度部材イノベーションセンター（AMIC）	平成20年3月に開所し、公益財団法人三重県産業支援センターが管理運営する施設。企業間の融合を図る結節点として、県や四日市市と連携し、産学官連携による研究開発の促進、中小企業の課題解決支援、ものづくりを担う人材の育成に取り組んでいる。	322
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、鶏などの家きんに強い病原性を引き起こし、感染した家きんの致死率が極めて高いもの。	第1章 145
子ども・子育て支援新制度	すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域子育て支援の「質」「量」の拡充を図るため、市町村を実施主体として事業を推進し、社会全体で子ども・子育て家庭を支える制度。平成27年4月から本格施行。	233
コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。	第1章 225 第4章
さ行		
資源管理計画	国および都道府県が策定する指針に基づき、関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成する水産資源の管理計画。	314
システム評価	システム開発や再構築時に想定した目的や創出される効果が、システム運用後に期待通りに発揮されているかどうかを検証し、改善策に生かしていく取組のこと。	行政運営6
次世代自動車	プラグインハイブリッド自動車（PHEV）や電気自動車（EV）等に代表される大気汚染物質（二酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質等）の排出量が少ない、または排出しない等の性能を持つ自動車。	第1章 322
次世代モビリティ	グリーンスローモビリティ（公道を電動で低速に走行する4人乗り以上の車両）や自動運転車両等による移動手段。	第1章 352 第4章
習熟度別指導	児童生徒の習熟の程度に応じて学習集団を分け、法定数の担任教員と加配定数(又は非常勤)の教員それぞれが授業を実施する指導形態。	第1章 221
就職氷河期世代	概ね1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代。（2020年4月1日時点において大卒で概ね38歳から49歳。高卒で概ね34歳から45歳に相当）	第1章 341 第4章
集約型都市構造	人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとするすべての人がくらしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。	353
就労継続支援A型事業所	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う、就労系の障がい福祉サービス事業所。	223
出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）	親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。	232 第4章
水防災意識社会	「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える考え方。	第1章 113
スマート工場	生産設備がネットワーク環境につながることで生産活動に係る情報が収集・蓄積され、その蓄積された情報を高度な技術を用いて分析等することにより、生産性の向上や高付加価値化等を図る工場。	第1章 324 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、各地域の医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されたシステム。	第1章 132
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。	第1章 242
た行		
第二種特定鳥獣管理計画	野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。	147
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	第1章 253
地域学校協働活動	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。	225 第4章
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	312
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	122
地域経済牽引事業	平成29年7月31日に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に位置づけられたもので、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業のこと。	第1章 324 第4章
地域とともにある学校づくりサポーター	県教育委員会が委嘱した、コミュニティ・スクールの導入や運営に関して実践に基づく知見を有する地域住民や元校長。	第1章 225 第4章
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	第1章 121 122 124 144 第4章
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	第1章 122
チームオレンジ	認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みのこと。市町が、認知症サポーターの近隣チームにより編成する。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれている。	第1章 122
チームみえジュニア	将来の本県の競技スポーツを支える人材を育成するため、国民体育大会等の全国大会で活躍が期待できるジュニア選手（小学5年生から中学3年生）を「チームみえジュニア」として指定するもの。	241
チームみえスーパージュニア	全国大会や世界を舞台とした大規模な大会で活躍する選手を育成・強化するため、トップジュニア選手（中学生・高校生および19歳以下の選手）を「チームみえスーパージュニア」として指定するもの。指定を受けた選手は、「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」により、県外遠征等強化活動の支援を受けることができる。	241
通級による指導	通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で行う教育形態。平成30年度からは高等学校においても通級による指導が制度化された。	223

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
電子マニフェスト	紙マニフェストに代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。紙マニフェストよりも、処理過程の透明化と業務の効率化を図ることができる。	152
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が正式な名称であり、都道府県が当該都市計画区域を対象として、広域的見地から、都市計画の目標や区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるもの。	353
な行		
ナッジ理論	行動経済学で用いられる理論の一つで、「選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法」のこと。「ナッジ (nudge) 」とは「そっと後押しする」という意味。	第1章 123
ニーズアセスメントツール	児童虐待のケースのうち、一時保護し、家庭復帰となるケースについて、的確な在宅支援を行っていくための判断基準。	133 第4章
認知症ITスクリーニング	認知症初期診断にITツールを活用し、かかりつけ医から依頼を受けた三重大学医学部附属病院認知症センターが、職員を派遣して患者の検査を行い、そのデータを大学の認知症専門医が判断して、かかりつけ医に結果を返す仕組みのこと。	122
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。	123 232 第4章
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	132
農場HACCP	畜産農場の衛生管理にHACCP（食品製造における衛生管理手法）の考えを採り入れたもの。微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、畜産農場における危害要因をコントロールする。	311
農地中間管理事業	農業の競争力を強化するため、都道府県ごとに整備された農地中間管理機構において、農地を出し手から借り受け、受け手となる担い手に貸し付けることにより、担い手ごとの集積・集約化を推進する事業。	312
は行		
パーソナルファイル	本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。	第1章 223
浜の活力再生プラン	漁村の活性化を図るため、5年間で1割以上の漁業所得向上を目標とし、目標を実現するための収入向上やコスト削減の取組などを地域自らが定めた計画。	314
ピアサポーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることなどで、回復を支援するサポーターのこと。	第1章 132 232 第4章
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	112
人・農地プラン	農業者の高齢化や担い手不足が懸念される中、地域や集落の話し合いに基づいて、市町が地域農業の中心となる経営体の明確化や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョンなどを定める計画。	312
ビブリオバトル	書評合戦のこと。基本ルールは以下のとおり。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分間で本を紹介する。③それぞれの発表後に2～3分の質疑応答などを行う。④全発表終了後に「どの本が一番読みたくなったか」を各自が投票し、最多票の本を「チャンプ本」とする。	221

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
病児・病後児保育	保護者が、仕事や疾病、出産、冠婚葬祭、家族の介護などの事情により、病氣中(病児)や病氣回復期(病後児)にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用施設で一時的に保育すること。	233
フォスタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	第1章 133 第4章
豚熱	ウイルスの感染による豚とイノシシの病氣。強い伝染力と高い致死率が特徴。	第1章 145 147
フリースクール	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に運営されている。	224
フレイル	平成26年に日本老年医学会が提唱した概念で、「Frailty（虚弱）」のことを示すもの。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。	第1章 124 第4章
ま行		
マザー工場	単なる量産工場ではなく、開発、量産試作などの機能を備え、他の工場に対しての技術指導や支援能力を持つなど、高い付加価値を有する施設。	第1章 324 第4章
学びのSTEAM化	国語、数学、社会、英語、理科などの個々の教科の学びを基礎として、教科横断的にあるいは、文理融合の内容での課題解決型の学びを実現させること。学びを「知る」ことに留まらず、「創る」活動まで深めること。	第1章 222
みえ・くらしのネットワーク	安全・安心な消費生活環境の実現をめざして、広く消費者への啓発等を行うために設けた、消費者団体、事業者団体、行政ほか関係機関・関係団体を会員とする連携体。	143
三重県営業本部	知事を本部長とする県庁内各部局を横断する組織。市町、事業者と連携して、「食」「観光」「歴史」「文化」「産業」及び「それらに関わる人々」など、様々な三重の魅力の情報を発信することで、誘客促進や販路拡大に取り組んでいる。	332
三重県公営住宅等長寿命化計画	県営住宅の改善、修繕等の活用手法を定め、良質な県営住宅を長期にわたって活用していくための計画。	353
三重県子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	233
三重県再犯防止推進計画	再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項を定めた計画。	131
三重県自転車活用推進計画	三重県における自転車活用推進を図るため、「県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり」を目的とした基本計画。	第1章 352
三重県社会的養育推進計画	改正社会福祉法に基づき取りまとめられた提言「新しい社会的養育ビジョン」の理念を具現化した都道府県が定める計画	133 第4章
三重県真珠振興計画	本県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する施策について、今後10年を見通した長期的な視点から策定した計画。	314 第4章
三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画	「水産王国みえ」の復活とさらなる発展に向けて、水産業や漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づき、基本的な方針や主要な目標、基本的施策の実施に関し必要な事項等を定めた計画。	第1章 314
三重県水産業及び漁村の振興に関する条例	北海道、宮城県、静岡県に続き、全国で4番目となる水産に関する条例であり、水産業及び漁村の振興に関する目的や基本理念、県の責務及び水産業者等や県民等の役割、基本計画の策定、基本的施策などについて規定している。	314

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
三重県地域福祉支援計画	地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項などを定め、市町における地域福祉が推進されるよう、市町の取組を支援していくことを内容とする計画。	第1章 131
三重県農業農村整備計画	農業の持続的な発展や農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するとともに、地域の特性を生かした農業農村整備を計画的に推進するための取組を定めた計画。	253 312
三重県版経営向上計画	経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業が発展段階（ステップ1、2、3の3段階）に応じて作成した計画を三重県が独自に認定する制度。	321 第4章
みえ県民交流センター	県民の皆さんの自発的な社会貢献に関する活動を支援し、国際化の推進を行うための総合交流施設。	行政運営1
みえジビエ	三重県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカ、またはイノシシの肉のうち、人の食用にするもので、「みえジビエフードシステム登録制度」に登録された野生獣解体処理施設において、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」に基づき解体処理されたもの。	第1章 147
みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル	みえジビエの高水準な品質・衛生管理を進めるため、全国で初めてISO22000（食品安全マネジメントシステム）の考え方に基づき、管理内容を定めたもの。	147
みえジビエフードシステム登録制度	全国で初めて、一定の衛生管理の知識等を有した捕獲者や解体処理者などの人材を登録の対象とし、県が定める講習を受講していただいた方を、ジビエハンター、ジビエ解体処理者、ジビエマスターとして人材登録する制度。	147
「みえ地物一番の日」キャンペーン	県産食材を一番に優先するという思いを込め、県産食材に親しむ機会を増やし地産地消を進めるための県独自キャンペーン。家庭の日である毎月第3日曜日とその前日を「みえ地物一番の日」とし、協賛事業者がPRを展開している。	311
みえ森林教育	森林環境教育・木育の概念を統合し、消費者教育や職業教育の観点、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れながら、子どもから大人まで、三重県で暮らす誰もが、森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できるよう促すための教育活動。	第1章 313 第4章
みえ森林・林業アカデミー	主に林業現場の既就業者を対象に、多様な経営感覚を持ち、中山間地域の活性化を担う人材の育成を目的に、三重県林業研究所内に新たに設置した林業人材育成機関。	第1章 313 第4章
みえスタディ・チェック	学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に取り組む意欲や、各学校における授業改善、個に応じた指導の充実等を促進する取組。	第1章 221
みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）	「みえ県民ビジョン」等に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けていくための行政運営の仕組み。	第1章 行政運営1
みえ生物多様性パートナーシップ協定	生物多様性保全の活動を行っている団体と、自然環境の保全に貢献したいと考えている企業を、県が中心となってマッチングし、協定を締結することで、生物多様性を保全する取組の拡大・促進を図るもの。	第1章 153
三重タイ イノベーションセンター	三重県とタイ政府が協力してバンコクに設置した産業連携の拠点（平成30年11月開所）。	333
三重とこわか健康マイレージ事業	県民が市町等の健康づくりの取組メニュー（特定健診、がん検診、ボランティア活動など）に参加し、一定のポイントを獲得することにより、協力店からさまざまな特典を受けることができる、県民の健康づくりの動機づけと継続を社会全体で支援する仕組み。	124 第4章
三重とこわか県民健康会議	「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現に向け、企業、関係機関・団体、市町等が連携し、健康無関心層を含む全ての県民が継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図り、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業における健康経営の取組を推進するために組織された活動体。	第1章 124 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
三重とこわか健康経営カンパニー	従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組んでいるとして、県が認定を行った県内に所在する事業所又は店舗等。	第1章 124 第4章
みえの育児男子プロジェクト	「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、その人なりの方法で、子どもの生き抜いていく力を育てることを大切に考えて、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。	第1章 231 第4章
みえ農業版MBA養成塾	若き農業ビジネス人材を育成するため、三重大学地域イノベーション学研究所（修士課程）と連携して、三重県農業大学校に開設したコースのこと。	第1章 312 第4章
三重の水田農業戦略2020	「持続可能なもうかる水田農業」の実現に向け、生産者、関係の事業者や機関等が共通認識を持って、本県水田農業の発展に向けた取組を進めるための戦略。	第1章 312
みえフードイノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	311
みえフードイノベーションネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げた、異業種・産学官によるネットワークのこと。	311 第4章
メンテナンスサイクル	点検・診断・措置・記録の履歴を蓄積し、次期点検・診断・措置・記録に生かすサイクル。	351 行政運営3
モビリティ・マネジメント	県民一人ひとりが、日々の生活における移動手段を環境や健康、渋滞緩和、高齢者の安全対策など様々な観点から見つめ直し、公共交通の必要性和重要性を理解した上で、自家用車や公共交通など様々な移動手段を適切に使い分けることを意識し、自律的に実践に移していくことをめざす施策。	第1章 352
や行		
ユネスコエコパーク	生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、ユネスコの「人間と生物圏計画」の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域。豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展をめざす、地域づくりのモデルとして高く評価されたエリアが登録されている。	153
ヤングミドナサポーター	若年層に対する献血の効果的な啓発等を行うことを目的に県が募集した高校生、専門学生、大学生のボランティア。	144
ら行		
ライフイノベーション	医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。	第1章 323
リスクアセスメント	児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護の検討の要否についての判断などにかかる一連のプロセス。	第1章 133 第4章
漁師塾	若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。	第1章 314 第4章
流域治水	従来の堤防整備やダム建設などの対策に加え、自治体や企業、住民など、河川流域に関わる者すべてで行う治水対策。	第1章 113
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れれたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態。	311 314 第4章

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
わ行		
ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。	第1章 153 253 254 332 353 第4章

みえ県民カガ ビジョン

第三次行動計画